

行政制度等現況調書・調整方針

【高松市・庵治町合併協議会】

この資料は、各合併協定項目が確認された会議の資料を、合併協定項目順にまとめたものです。
なお、ページ番号は、当該合併協定項目が合併協議会の会議に提出された際に付したものと
なっており、連番にはなっていないので、ご注意ください。
左側に表示されるしおりを利用してごらんください。

新設合併と編入合併の比較

項 目		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		合併は、自治体の廃置分合の一態様で、自治体の数の減少を伴うもの。 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。
法 人 格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格が継続する。全部が編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は、編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議 会 の 議 員	原 則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 新しくできる合併市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 合併後の議員定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特 例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定定数の2倍まで）とする。 消滅する合併関係市町村の議会の議員で新しくできる合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙、さらにこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を選ぶことができる。
農 業 委 員 会 の 委 員	原 則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特 例	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、新しくできる合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員新しくできる合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）
建設計画の作成		新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を作成する必要がある。

農業委員会の委員については、合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合

(資料 1)

1 合併の期日を決定することの意義

- (1) 合併協議を着実に進めていくための目標を設定することになる。
- (2) 建設計画の期間の始期を明確にすることになる。

2 合併の期日を決定するに当たっての留意点

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。

合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、平成 17 年 3 月 31 日までに合併するか、平成 17 年 3 月 31 日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、同法の期限である平成 18 年 3 月 31 日までに合併する必要がある。

- (2) 合併の手続きに要する期間を考慮すること。

合併するためには、合併協定書の調印後、高松市及び庵治町の両議会において、合併議案の議決が行われてから、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。

- (3) 合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、できるだけ支障の少ない時期を想定すること。

- ・ 電算システムの統合や条例・規則の改正など、合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。
- ・ 年度末を合併の期日とした場合、合併による両市町の決算処理は、出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が一時に重なるため、会計処理が極めて輻輳することになる。
- ・ 合併の前日まで、現行の電算システムを稼働しながら、合併の期日から統合した新システムに移行するためには、休日を利用して移行・検証作業を行うことが適当である。

(参考)

「合併の期日」について

1 「合併の期日」選定の理由

- (1) 住民サービスに支障が生じない日である。
- (2) 定数特例による増員選挙で選出された新議員が、平成 1 8 年度の高松市当初予算を審議する 3 月定例会市議会に参加できる。
- (3) 3 連休明けであるとともに、直前の年末年始の休日（ 6 連休 ）を活用し、電算システムの移行を含め、合併移行事務その他合併前後に集中して対応しなければならない業務が、円滑に対処できる日である。

協議第 5 号資料

「財産の取扱いについて」に関する資料

公 有 財 産 に つ い て	2
財 産 区 に つ い て	3
(参 考 資 料) 市 町 の 財 産 等 に 関 する 調 書	4

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	5 財産の取扱い					
分 類	公有財産					
現 況						
項 目	高 松 市			庵 治 町		
1 土地及び建物	(1) 行政財産 土地 7,059,362.79 m² 建物 1,067,260.20 m² (2) 普通財産 土地 671,214.10 m² 建物 46,397.38 m²			(1) 行政財産 土地 783,557.39 m² 建物 30,726.51 m² (2) 普通財産 土地 714,017.78 m² 建物 該当なし。		
2 有価証券	株券 738,333 千円 (3件)			該当なし。		
3 出資による権利	5,034,252 千円 (内訳) 出資金 3,068,185 千円 出捐金 1,966,067 千円			22,761 千円 (内訳) 出資金 5,000 千円 出捐金 17,761 千円		
4 債権	4,691,242 千円 (12件)			該当なし。		
5 基金	19,394,564 千円			2,108,550 千円		
6 起債残高	234,487,082 千円 (内訳) 一般会計 122,911,968 千円 特別会計 92,528,648 千円 企業会計 19,046,466 千円			4,981,338 千円 (内訳) 一般会計 1,983,584 千円 特別会計 2,647,754 千円 企業会計 350,000 千円		

数字は平成 14年度末現在

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案
庵治町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	5 財産の取扱い																																														
分 類	財産区																																														
現			況																																												
項 目	高 松 市			庵 治 町																																											
1 管理会	<table><tr><td rowspan="5">弦打財産区</td><td colspan="2">区域面積</td><td>7.05</td></tr><tr><td rowspan="3">財産</td><td>山林</td><td>73,044 m²</td></tr><tr><td>立木</td><td>568</td></tr><tr><td>管理基金</td><td>1,420 千円</td></tr><tr><td colspan="2">財産管理委員定数</td><td>7 人</td></tr><tr><td rowspan="5">雌雄島財産区</td><td colspan="2">区域面積</td><td>4.06</td></tr><tr><td rowspan="3">財産</td><td>山林</td><td>783,325 m²</td></tr><tr><td>立木</td><td>3,869</td></tr><tr><td>管理基金</td><td>7,630 千円</td></tr><tr><td colspan="2">財産管理委員定数</td><td>7 人</td></tr></table>			弦打財産区	区域面積		7.05	財産	山林	73,044 m ²	立木	568	管理基金	1,420 千円	財産管理委員定数		7 人	雌雄島財産区	区域面積		4.06	財産	山林	783,325 m ²	立木	3,869	管理基金	7,630 千円	財産管理委員定数		7 人	該当なし。															
弦打財産区	区域面積		7.05																																												
	財産	山林	73,044 m ²																																												
		立木	568																																												
		管理基金	1,420 千円																																												
	財産管理委員定数		7 人																																												
雌雄島財産区	区域面積		4.06																																												
	財産	山林	783,325 m ²																																												
		立木	3,869																																												
		管理基金	7,630 千円																																												
	財産管理委員定数		7 人																																												
2 議会	<table><tr><td rowspan="5">鬼無財産区</td><td colspan="2">区域面積</td><td>6.98</td></tr><tr><td rowspan="3">財産</td><td>山林</td><td>990,071 m²</td></tr><tr><td>立木</td><td>8,330</td></tr><tr><td>管理基金</td><td>59,259 千円</td></tr><tr><td colspan="2">議員定数</td><td>14 人</td></tr><tr><td rowspan="5">香西財産区</td><td colspan="2">区域面積</td><td>4.11</td></tr><tr><td rowspan="3">財産</td><td>山林</td><td>1,180,853 m²</td></tr><tr><td>立木</td><td>3,626</td></tr><tr><td>管理基金</td><td>85,643 千円</td></tr><tr><td colspan="2">議員定数</td><td>12 人</td></tr><tr><td rowspan="5">下笠居財産区</td><td colspan="2">区域面積</td><td>18.88</td></tr><tr><td rowspan="3">財産</td><td>山林</td><td>1,361,390 m²</td></tr><tr><td>立木</td><td>7,183</td></tr><tr><td>管理基金</td><td>136,747 千円</td></tr><tr><td colspan="2">議員定数</td><td>14 人</td></tr></table>			鬼無財産区	区域面積		6.98	財産	山林	990,071 m ²	立木	8,330	管理基金	59,259 千円	議員定数		14 人	香西財産区	区域面積		4.11	財産	山林	1,180,853 m ²	立木	3,626	管理基金	85,643 千円	議員定数		12 人	下笠居財産区	区域面積		18.88	財産	山林	1,361,390 m ²	立木	7,183	管理基金	136,747 千円	議員定数		14 人	該当なし。	
鬼無財産区	区域面積		6.98																																												
	財産	山林	990,071 m ²																																												
		立木	8,330																																												
		管理基金	59,259 千円																																												
	議員定数		14 人																																												
香西財産区	区域面積		4.11																																												
	財産	山林	1,180,853 m ²																																												
		立木	3,626																																												
		管理基金	85,643 千円																																												
	議員定数		12 人																																												
下笠居財産区	区域面積		18.88																																												
	財産	山林	1,361,390 m ²																																												
		立木	7,183																																												
		管理基金	136,747 千円																																												
	議員定数		14 人																																												

数字は平成14年度末現在

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

(参考資料)

市町の財産等に関する調書

(1) 土地及び建物

			高 松 市		庵 治 町	
区分			土地 (㎡)	建物 (㎡)	土地 (㎡)	建物 (㎡)
行政財産	公有財産	本庁舎	8,839.17	34,021.37	7,036.00	3,623.93
		消防施設	18,861.47	13,274.31	-	-
		その他の施設	303,338.65	119,320.50	-	-
	公共物財産	学 校	992,811.46	427,323.33	46,341.27	14,850.29
		公営住宅	498,222.65	236,072.17	793.07	342.64
		公 園	1,034,332.59	9,189.58	534,524.12	198.11
		その他の施設	4,202,956.80	228,058.94	194,862.93	11,711.54
普通財産	山 林	255,026.00	-	689,514.00	-	
	宅 地	355,914.97	46,397.38	8,391.72	-	
	その他	60,273.13	-	16,112.06	-	
計			7,730,576.89	1,113,657.58	1,497,575.17	30,726.51

数字は平成14年度末現在

(2) 基金

	高 松 市		庵 治 町		
	区分	基金積立現在額（円）	区分	基金積立現在額（円）	
積立基金	財政調整基金	7,546,483,477	財政調整基金	1,003,940,125	
	減債基金	4,107,581,982	減債基金	24,122,996	
	生活環境施設整備基金	24,020,015			
	建設事業基金	1,057,769,998			
	市民会館建設事業基金	4,911,723,195			
	国民健康保険事業財政調整基金	0	国民健康保険財政調整基金	40,471,371	
	介護保険事業財政調整基金	1,081,801,000			
	中小企業勤労者福祉共済基金	120,184,659			
			地域振興基金	152,226,000	
			竹本文庫基金	10,057,158	
			ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金	2,955,634	
			ふるさと創生基金	774,806,239	
			国民年金印紙購入基金	0	
	定額基金	用品調達基金	5,000,000		
		土地開発基金	540,000,000	土地開発基金	97,073,821
			国保高額医療費等資金貸付基金	2,897,000	
計		19,394,564,326		2,108,550,344	

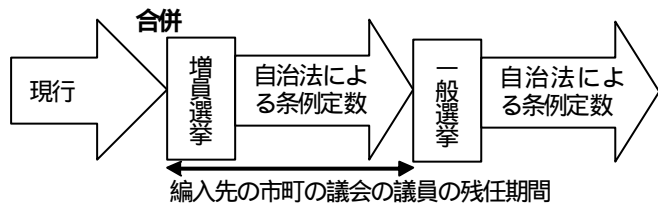
数字は平成14年度末現在

(資料1)

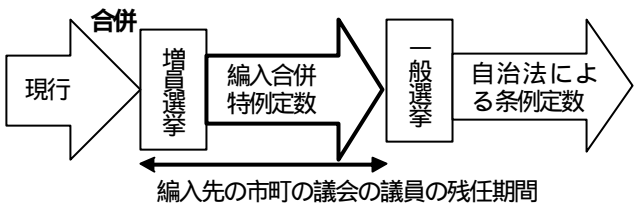
○ 編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

地方自治法による原則		編入する市町の議員の身分には変動がなく、編入される市町の議員は、その身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙()を行う。 【パターン Ⅰ】	
合併特例法による特例	定数特例	編入される市町ごとに選挙区を設けて増員選挙()を行う。 増加定数＝編入する市町の条例定数×(編入される市町の人口÷編入する市町の人口) 編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン Ⅱ】	合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用した場合は、合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙を行うことができる。 【パターン Ⅲ・Ⅳ】
	在任特例	編入される市町の議員が、編入する市町の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン Ⅴ】	

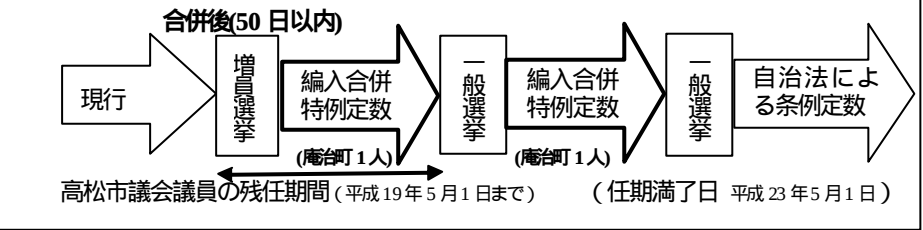
【パターン Ⅰ】 / 原則



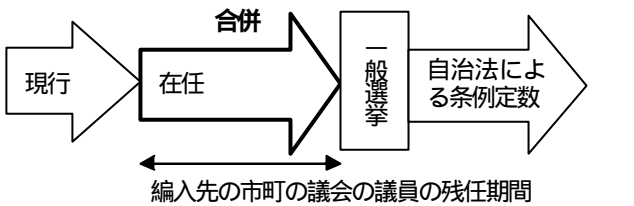
【パターン Ⅱ】 / 定数特例



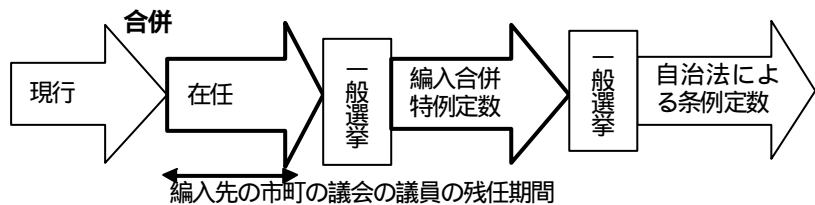
【パターン Ⅲ】 / 定数特例+定数特例



【パターン Ⅳ】 / 在任特例



【パターン Ⅴ】 / 在任特例+定数特例



「増員選挙」は、公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日から50日以内に行う。

(資料1)

編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期について【参考】

区 分			原 則	特例措置	
				内 容	根拠法令
統 合	合併市町村の区域に一つの農業委員会を置く場合	在任	編入される合併関係市町村の委員はすべて失職し、編入する合併市町村の委員は在任する。	編入される合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任が可能	合併特例法第8条第1項、第2項
		任期	—	編入する合併市町村の選挙による委員の在任期間	
旧市町単位で設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域として2以上の農業委員会を設置する場合	在任	—	従前の農業委員会が、そのまま存続する。従前の農業委員会の委員が、引き続き、存続する農業委員会の委員となる。	農業委員会法第34条第1項、第2項
		任期	—	従前の任期の残任期間	
新たに2以上の区域を設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域としない2以上の農業委員会を設置する場合	在任	—	合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により、80人を超えない範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第3項
		任期	—	合併関係市町村の協議により、合併後1年を超えない範囲内で定める期間	

注) 1合併市町村に2以上の農業委員会を置くことができる要件としては、合併市町村の区域が24,000haを超える合併市町村、又は合併市町村の区域内の農地面積が7,000haを超える合併市町村とされ、例外的措置と考えられている。

【両市町の現況】

		高松市	庵治町	計
市町の面積(H16.4.1現在)		19,434ha	1,583ha	21,017ha
農地面積(現況地籍)		6,184ha	216ha	6,400ha
委員報酬額 (年額)	会 長	697,200円	245,000円	
	会長職務代理者	544,800円	205,000円	
	部 会 長	544,800円	—	
	委 員	484,800円	190,000円	
委員会部会	農 地 部 会	20名	—	
	農 政 部 会	28名	—	

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料

農 業 委 員 会 及 び 選 挙 区 に つ い て	8 6
農 業 委 員 に つ い て	8 7

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分 類	農業委員会及び選挙区	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 区域面積	19, 434 ha	1, 583 ha
2 農地面積	6, 184 ha (平成16年1月現在)	216 ha (平成16年1月現在)
3 農家数 (基準農業者数)	10, 709 世帯 (平成16年1月現在)	346 世帯 (平成16年1月現在)
4 農業委員会数	1 委員会	1 委員会
5 選挙区	7 選挙区	1 選挙区

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
庵治町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分 類	農業委員	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 有権者数	20, 321 人 (平成16年3月31日現在登録者数)	972 人 (平成16年3月31日現在登録者数)
2 委員数 (1)選挙による 委員 (2)選任委員 (ア)農協・共済推 薦1号委員 (イ)議会推薦 2号委員	40人 2人 5人	15人 0人 3人
3 任期	平成14年7月20日 ～ 平成17年7月19日	高松市と同じ。

※ 庵治町地域における選挙による農業委員会の委員特例数の考え方【参考】

○高松市の選挙による農業委員会の委員1人当たりの農地面積

6, 184ha ÷ 40人 ≒ 155ha

—①

○①に基づく庵治町区域の選挙による農業委員の委員数

216ha ÷ ① ≒ 1. 39

—②

○高松市の選挙による農業委員会の委員1人当たりの基準農業者数

10,709世帯 ÷ 40人 ≒ 268世帯

—③

○③に基づく庵治町区域の選挙による農業委員会の委員数

346世帯 ÷ ③ ≒ 1. 29

—④

○②(農地面積による基準値)と④(基準農業者数による基準値)の平均

(②+④) ÷ 2 = 1. 34 ≒ 1人

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がある。

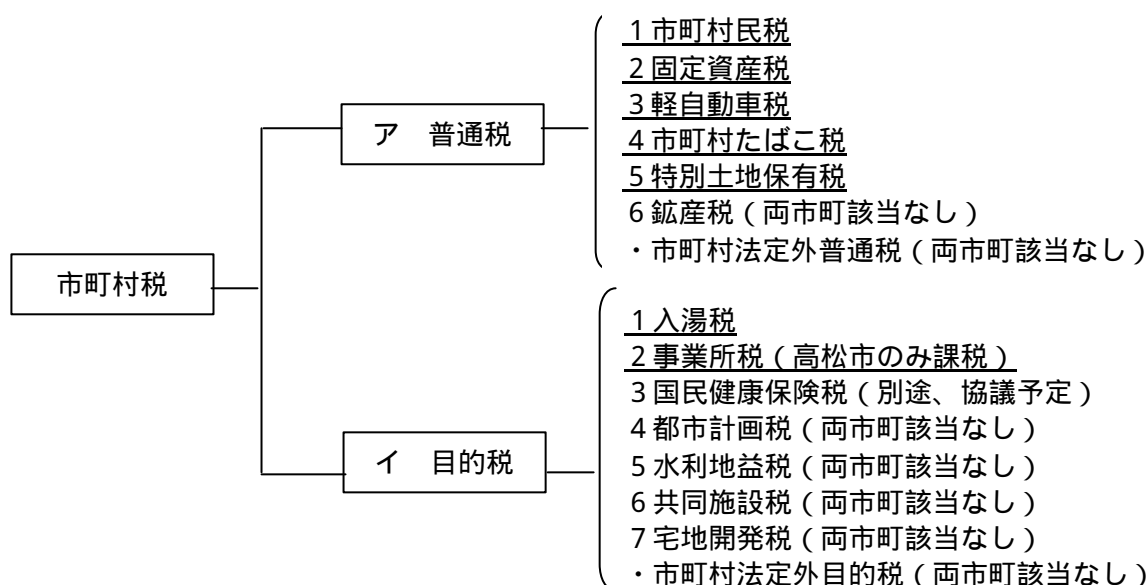
対 応 策
庵治町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき1人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。 なお、農業委員会委員の活動に支障が生じないよう、適切な配慮を検討するものとする。

調 整 案
庵治町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき1人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

地方税の概要について

現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として6種類、法定目的税として7種類のほか、法定外普通税及び法定外目的税がある。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費に充てられる税金で、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、例えば、入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として課税される。



ア 普通税

1 市町村民税

(1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額などが共通であるため、納税義務者の便宜を図る観点から市町村がこれらを併せて課税している。

均等割

均等割は、所得金額の多少にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、年額3,000円となっている。

なお、個人県民税の税率は年額 1 , 0 0 0 円である。

所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、2 0 0 万円までの部分が 3 %、2 0 0 万円超から 7 0 0 万円までの部分が 8 %、7 0 0 万円超の部分が 1 0 %となっている。

(2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

均等割

均等割は、所得の有無にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業者数に応じて 1 1 段階に分かれており、(5 万円から 3 0 0 万円)、制限税率は、標準税率の 1 . 2 倍となっている。

法人税割

法人税割は、法人税額(国税)を基礎として算定する。

標準税率は 1 2 . 3 %、制限税率は 1 4 . 7 %となっている。

[参考]

標準税率.....地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として法定されている税率

制限税率.....地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして法定されている税率

一定税率.....地方団体が課税する場合に、これ以外の税率によることができないとして法定されている税率

2 固定資産税

固定資産税は、1 月 1 日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は 1 . 4 %となっている。

3 軽自動車税

軽自動車税は、4 月 1 日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、車種、総排気量などに応じ、１台当たり１，０００円から７，２００円までの年額で定められており、制限税率は、標準税率の１．２倍となっている。

４ 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定となっており、１，０００本につき２，９７７円（旧３級品については、１，０００本につき１，４１２円）となっている。

５ 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図ることを目的とした税で、保有分（土地の所有者に課するもの）と取得分（土地の取得者に課するもの）の２種類がある。

ただし、平成１５年度より新規課税は凍結されている。

イ 目的税

１ 入湯税

入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税する。

標準税率は、入湯客１人１日につき、１５０円となっている。

課税免除の対象施設〔自治省通知（昭和５３年４月）〕

- ・市町村が、地域住民の福祉向上を目的として設置した施設
- ・日帰りで、利用料金が概ね１，０００円程度の鉱泉浴場施設

２ 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てることを目的として、従業者数が１００人を超える事業所又は床面積が１，０００㎡を超える事業所に対して課税される。

なお、一定税率（資産割は床面積１㎡につき６００円、従業者割は従業者給与総額の１００分の０．２５）であるが、人口３０万人以上の市等において課税されるもの。

(参考)

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第 1 0 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

第 2 項及び第 3 項 省略

協議第 1 3 号資料

「地方税の取扱いについて」に関する資料

個 人 市 ・ 町 民 税 に つ い て	2
法 人 市 ・ 町 民 税 に つ い て	3
固 定 資 産 税 に つ い て	4
軽 自 動 車 税 に つ い て	5
市 ・ 町 た ば こ 税 に つ い て	6
特 別 土 地 保 有 税 に つ い て	7
入 湯 税 に つ い て	8
事 業 所 税 に つ い て	9
納 税 関 係 に つ い て	1 0

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	9 地方税の取扱い	
分 類	個人市 町民税	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 納税義務者	1月 1日現在、市内に住所を有する個人均等割 + 所得割 1月 1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷 を有する個人で、市内に住所を有しないもの均等割	高松市と同じ。 高松市と同じ。
2 均等割	税率 (標準税率) 市民税 3,000円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加え た数×315,000円+198,000円	高松市と同じ。 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加え た数×280,000円+176,000円
3 所得割	税率 (標準税率) ・200万円以下の金額 3% ・200万円を超える金額 8% ・700万円を超える金額 10% 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加え た数×350,000円+350,000円	高松市と同じ。 高松市と同じ。
4 申告書提出 期限	・ 個人申告書.....3月15日	・ 高松市と同じ。
5 納期	・ 普通徴収 第 1期 6月 1日から 6月30日まで 第 2期 8月 1日から 8月31日まで 第 3期 10月 1日から10月31日まで 第 4期 12月 1日から12月31日まで ・ 特別徴収 毎月 (6月 ~ 翌年 5月)	・ 普通徴収 第 1期 6月 1日から 6月30日まで 第 2期 9月 1日から 9月30日まで 第 3期 12月 1日から12月25日まで ・ 特別徴収 高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
均等割の非課税基準が異なっている。 納期が異なっている。

対 応 策
均等割の非課税基準及び納期について は、合併年度は現行のとおりとし、合併年度 の翌年度から高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の非課税基準及び納期につ いては、合併年度は現行のとおりとし、合併年 度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目		9 地方税の取扱い		部 会 名	企画財政																																														
分 類		法人市 町民税																																																	
		現 況																																																	
項 目	高 松 市	庵 治 町																																																	
1 納税義務者	市内に事務所又は事業所を有する法人均等割 + 法人税割 市内に寮、宿泊所、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの均等割 市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない 社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの均等割 (収益事業を行うものは均等割 + 法人税割)	高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。																																																	
2 税率	均等割 (制限税率) (単位 :千円) <table><tr><td rowspan="2">資本等の金額</td><td colspan="2">従業者数</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>50人を超える</td></tr><tr><td>50億円を超える</td><td>492</td><td>3,600</td></tr><tr><td>10億円を超え50億円以下</td><td>492</td><td>2,100</td></tr><tr><td>1億円を超え10億円以下</td><td>192</td><td>480</td></tr><tr><td>1千万円を超え1億円以下</td><td>156</td><td>180</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>60</td><td>144</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td colspan="2">60</td></tr></table> 法人税割 (制限税率) 法人税額の 14.7%	資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	492	3,600	10億円を超え50億円以下	492	2,100	1億円を超え10億円以下	192	480	1千万円を超え1億円以下	156	180	1千万円以下	60	144	上記以外の法人等	60		均等割 (標準税率) (単位 :千円) <table><tr><td rowspan="2">資本等の金額</td><td colspan="2">従業者数</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>50人を超える</td></tr><tr><td>50億円を超える</td><td>410</td><td>3,000</td></tr><tr><td>10億円を超え50億円以下</td><td>410</td><td>1,750</td></tr><tr><td>1億円を超え10億円以下</td><td>160</td><td>400</td></tr><tr><td>1千万円を超え1億円以下</td><td>130</td><td>150</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50</td><td>120</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td colspan="2">50</td></tr></table> 法人税割 (標準税率) 法人税額の 12.3%				資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	410	3,000	10億円を超え50億円以下	410	1,750	1億円を超え10億円以下	160	400	1千万円を超え1億円以下	130	150	1千万円以下	50	120	上記以外の法人等	50	
資本等の金額	従業者数																																																		
	50人以下	50人を超える																																																	
50億円を超える	492	3,600																																																	
10億円を超え50億円以下	492	2,100																																																	
1億円を超え10億円以下	192	480																																																	
1千万円を超え1億円以下	156	180																																																	
1千万円以下	60	144																																																	
上記以外の法人等	60																																																		
資本等の金額	従業者数																																																		
	50人以下	50人を超える																																																	
50億円を超える	410	3,000																																																	
10億円を超え50億円以下	410	1,750																																																	
1億円を超え10億円以下	160	400																																																	
1千万円を超え1億円以下	130	150																																																	
1千万円以下	50	120																																																	
上記以外の法人等	50																																																		
3 申告納付期限	中間申告 事業年度開始の日以後、6月を経過した日から2月以内 確定申告 事業年度終了の日の翌日から 2月以内 均等割法人 4月 30日	高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。																																																	

問 題 点 ・ 課 題	
税率 (均等割、法人税割)が異なっている。	

対 応 策	
庵治町地域の税率 (均等割、法人税割)については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	

調 整 案	
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	固定資産税	
	現	況
項目	高松市	庵治町
1 納税義務者	1月1日現在での土地、家屋及び償却資産の所有者	高松市と同じ。
2 課税標準	土地、家屋については、基準年度（3年ごと）に評価替え（土地は価格修正の特例あり） 住宅用地の課税標準の特例 200㎡を超えるもの 評価額の3分の1 小規模住宅用地（200㎡以下）評価額の6分の1 賦課期日における価格（償却資産）	高松市と同じ。
3 税率	100分の1.4（標準税率） 都市再開発法に係る耐火建築物は100分の1.12	高松市と同じ。 は、適用なし。
4 免税点	土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	高松市と同じ
5 評価方法	土地 宅地 市街地宅地評価法（路線価方式） その他の宅地評価法（標準宅地比準方式） ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 家屋 ・木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について部分別に評点数を付設し、当該評点数を一点当たりの価額に乗じて算出する方法 償却資産 ・取得価額又は期末帳簿価額を基礎として、耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を求める方式	土地 ・宅地 その他の宅地評価法（標準宅地比準方式） ・一般農地 高松市と同じ。 ・一般山林 高松市と同じ。 ・原野 高松市と同じ。 ・雑種地 高松市と同じ。 家屋 高松市と同じ。 償却資産 高松市と同じ。
6 納期	第1期 4月 1日から 4月30日まで 第2期 7月 1日から 7月31日まで 第3期 9月 1日から 9月30日まで 第4期 11月 1日から 11月30日まで	第1期 5月 1日から 5月31日まで 第2期 8月 1日から 8月31日まで 第3期 11月 1日から 11月30日まで

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
宅地の評価方法が異なっている。 納期が異なっている。

対 応 策
宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	9 地方税の取扱い																																																																												
分 類	軽自動車税																																																																												
現		況																																																																											
項 目	高 松 市		庵 治 町																																																																										
1 納税義務者	賦課期日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車（農耕作業用等）、2輪の小型自動車の所有者。 ただし、所有権留保による割賦販売の場合は、同車両の使用者。		高松市と同じ。																																																																										
2 税率	・標準税率（50 cc以下、ミニカー） ・制限税率（上記以外の車種）<table><tr><th colspan="2">車 種</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50 cc以下</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>50 ccを超え90 cc以下</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>90 ccを超え125 cc以下</td><td>1,700円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>2,500円</td></tr><tr><td rowspan="7">軽自動車</td><td>2輪</td><td>2,600円</td></tr><tr><td>3輪</td><td>3,400円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上</td><td>乗用営業用</td><td>6,200円</td></tr><tr><td>乗用自家用</td><td>7,800円</td></tr><tr><td>貨物営業用</td><td>3,400円</td></tr><tr><td>貨物自家用</td><td>4,300円</td></tr><tr><td colspan="2">専ら雪上を走行するもの</td><td>2,600円</td></tr><tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用のもの</td><td>1,700円</td></tr><tr><td>その他のもの</td><td>5,100円</td></tr><tr><td>2輪の小型自動車</td><td>250 ccを超えるもの</td><td>4,300円</td></tr></table>		車 種		税率(年額)	原動機付自転車	50 cc以下	1,000円	50 ccを超え90 cc以下	1,300円	90 ccを超え125 cc以下	1,700円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,600円	3輪	3,400円	4輪以上	乗用営業用	6,200円	乗用自家用	7,800円	貨物営業用	3,400円	貨物自家用	4,300円	専ら雪上を走行するもの		2,600円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円	その他のもの	5,100円	2輪の小型自動車	250 ccを超えるもの	4,300円	・標準税率（全ての車種）<table><tr><th colspan="2">車 種</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50 cc以下</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>50 ccを超え90 cc以下</td><td>1,200円</td></tr><tr><td>90 ccを超え125 cc以下</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>2,500円</td></tr><tr><td rowspan="7">軽自動車</td><td>2輪</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>3輪</td><td>3,100円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上</td><td>乗用営業用</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>乗用自家用</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>貨物営業用</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>貨物自家用</td><td>4,000円</td></tr><tr><td colspan="2">専ら雪上を走行するもの</td><td>2,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用のもの</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>その他のもの</td><td>4,700円</td></tr><tr><td>2輪の小型自動車</td><td>250 ccを超えるもの</td><td>4,000円</td></tr></table>	車 種		税率(年額)	原動機付自転車	50 cc以下	1,000円	50 ccを超え90 cc以下	1,200円	90 ccを超え125 cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,400円	3輪	3,100円	4輪以上	乗用営業用	5,500円	乗用自家用	7,200円	貨物営業用	3,000円	貨物自家用	4,000円	専ら雪上を走行するもの		2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車	250 ccを超えるもの	4,000円
車 種		税率(年額)																																																																											
原動機付自転車	50 cc以下	1,000円																																																																											
	50 ccを超え90 cc以下	1,300円																																																																											
	90 ccを超え125 cc以下	1,700円																																																																											
	ミニカー	2,500円																																																																											
軽自動車	2輪	2,600円																																																																											
	3輪	3,400円																																																																											
	4輪以上	乗用営業用	6,200円																																																																										
		乗用自家用	7,800円																																																																										
		貨物営業用	3,400円																																																																										
		貨物自家用	4,300円																																																																										
	専ら雪上を走行するもの		2,600円																																																																										
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円																																																																											
	その他のもの	5,100円																																																																											
2輪の小型自動車	250 ccを超えるもの	4,300円																																																																											
車 種		税率(年額)																																																																											
原動機付自転車	50 cc以下	1,000円																																																																											
	50 ccを超え90 cc以下	1,200円																																																																											
	90 ccを超え125 cc以下	1,600円																																																																											
	ミニカー	2,500円																																																																											
軽自動車	2輪	2,400円																																																																											
	3輪	3,100円																																																																											
	4輪以上	乗用営業用	5,500円																																																																										
		乗用自家用	7,200円																																																																										
		貨物営業用	3,000円																																																																										
		貨物自家用	4,000円																																																																										
	専ら雪上を走行するもの		2,400円																																																																										
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円																																																																											
	その他のもの	4,700円																																																																											
2輪の小型自動車	250 ccを超えるもの	4,000円																																																																											
3 賦課期日	4月 1日		高松市と同じ。																																																																										
4 納期	5月 1日から5月31日まで		高松市と同じ。																																																																										

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題
税率が異なっている。

対応策
庵治町地域の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとす。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	9 地方税の取扱い	
分 類	市 町たばこ税	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 納税義務者	市内の小売販売業者に売り渡しした製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	高松市と同じ。
2 課税標準	売り渡し本数	高松市と同じ。
3 税率	・1,000本につき2,977円 旧3級品(エコー、わかば、しんせい等)については1,000本につき1,412円	高松市と同じ。
4 申告納付期限	当月の売り渡し分について、翌月末日まで	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	9 地方税の取扱い	
分 類	特別土地保有税	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 納税義務者	・1月 1日において基準面積(5 ,000㎡) 以上の土地を所有する者 (保有) ・ 1月 1日又は 7月 1日前 1 年間に基準面積以上の土地を取得した者 (取得) 1月 1日において当該土地の取得をした日以後 10年を経過したものについては適用しない。	・ 1月 1日において基準面積(10 ,000㎡) 以上の土地を所有する者 (保有) ・ 高松市と同じ。 高松市と同じ。
2 課税標準	・ 土地の取得価額	高松市と同じ。
3 税率	・ 土地の保有に係るもの 100分の 1 . 4 ・ 土地の取得に係るもの 100分の 3	高松市と同じ。
4 税額	保有分 ・ 土地の取得価額 × 税率 - その土地の固定資産税額相当額 取得分 ・ 土地の取得価額 × 税率 - その土地の不動産取得税額相当額	高松市と同じ。
5 免税点	5 ,000㎡未満	10 ,000㎡未満
6 申告期限	・ 土地の保有に係るもの 5月 31日 ・ 土地の取得に係るもの 1月 1日 前 1年以内の取得者 2月 末日 7月 1日 前 1年以内の取得者 8月 3 1日	高松市と同じ。
参 考	平成 1 5 年度税制改正により、 1 5 年度以降保有分及び取得分とも、新たな課税は実施しないこととされた。 ただし、今回の課税凍結に伴い、現在、非課税、特例譲渡又は免除土地予定地として、徴収猶予中の納税義務者については、免除されない。	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
基準面積及び免税点が異なっているが、特別土地保有税は、平成15年度から課税凍結されている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	入湯税	
	現	況
項目	高 松 市	庵 治 町
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者：鉱泉浴場の経営者)	高松市と同じ。
2 税率	入湯客 1人 1日につき 150円 (標準税率)	入湯客 1人 1日につき 100円
3 課税免除	小学生以下の者又は年齢 12歳未満の者 一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 利用料金が 1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者 学校が行う修学旅行その他の行事に参加している者 前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により市長が特に認める者	・年齢 12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・町が住民の福祉の向上を図ることを目的として設置した施設に入湯する者 ・利用料金が 1,000円以下の鉱泉浴場に日帰りで入湯する者 ・学校 (大学を除く。)が行う修学旅行その他の行事に参加している者 ・前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により町長が特に認める者
4 申告等	特別徴収義務者が、毎月分を翌月 15日までに申告 納入	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・税率が異なっている。 ・課税免除基準が異なっている。

対 応 策
・庵治町地域の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・課税免除基準については、合併時に高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	9 地方税の取扱い	
分 類	事業所税	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 納税義務者	・市内の事業所等において事業を行う法人又は個人資産割、従業者割	該当なし。
2 課税標準	・資産割事業所床面積 ・従業者割従業者給与総額	
3 税率	・資産割 1㎡につき600円 ・従業者割従業者給与総額の100分の0.25	
4 免税点	・資産割事業所床面積1,000㎡以下 ・従業者割従業者数100人以下	
5 申告納付	・法人事業年度終了の日から2月以内 ・個人翌年の3月15日まで	

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市の制度に統一した場合、庵治町には新しい課税となる。

対 応 策
庵治町地域の事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り課税を免除する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	9 地方税の取扱い	
分 類	納税関係	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 納期前納付に 対する報奨金	報奨金 納期前に納付した税額×0.5/100×納期前の 月数 前納時期 第1期の納期の末日まで 交付限度額 各期ごとの税額が10万円まで 適用税目 市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋 償却資産) 平成17年度から廃止する。	報奨金 高松市と同じ。 前納時期 前期 後期あり 交付限度額 なし 適用税目 高松市と同じ。
2 口座振替制度	金融機関と郵便局で可能	高松市と同じ。
3 滞納処分	高松市(納税課)において実施	徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託 している。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、平成17年度から報奨金制度を廃止することとなっている。

対 応 策
固定資産税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。 住民税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

協議第 28 号資料

「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料

職 員 数 等 に つ い て 2 ~ 4

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	10 一般職の職員の身分の取扱い																															
分 類	職員数等																															
	現 況																															
項 目	高 松 市	庵 治 町																														
1 職員数	3,287 人 (平成16年4月1日 現在)	79 人 (平成16年4月1日 現在)																														
2 職層別人数	部長級 21 人 部次長級 46 人 課長級 133 人 課長補佐級 232 人 係長級 803 人 一般職・教員等 2,052 人 (平成16年4月1日 現在)	部長級 - 人 部次長級 - 人 課長級 10 人 課長補佐級 10 人 係長級 31 人 一般職・教員等 28 人 (平成16年4月1日 現在)																														
3 級別職種	〔全職種〕 <table><tr><td>1級</td><td>1 定型的な業務を行う主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務</td></tr><tr><td>2級</td><td>1 主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識又は経験に基づく事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務</td></tr><tr><td>3級</td><td>1 高度の知識又は経験を必要とする主事もしくは技師又はこれに相当する職務</td></tr><tr><td>4級</td><td>1 係長又はこれに相当する職務</td></tr><tr><td>5級</td><td>1 相当困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務</td></tr><tr><td>6級</td><td>1 困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務</td></tr><tr><td>7級</td><td>1 課長補佐又はこれに相当する職務</td></tr></table>	1級	1 定型的な業務を行う主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務	2級	1 主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識又は経験に基づく事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務	3級	1 高度の知識又は経験を必要とする主事もしくは技師又はこれに相当する職務	4級	1 係長又はこれに相当する職務	5級	1 相当困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務	6級	1 困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務	7級	1 課長補佐又はこれに相当する職務	〔行政職〕 <table><tr><td>1級</td><td>主事補、保育士、書記、教諭、主事補</td></tr><tr><td>2級</td><td>主事、技師、主事補、保育士、書記、教諭</td></tr><tr><td>3級</td><td>主任主事、主任技師、保育士、書記、教諭</td></tr><tr><td>4級</td><td>係長、主任主事、主任技師、書記、主任教諭</td></tr><tr><td>5級</td><td>所長、課長補佐、係長、主任技師、主任保育士、局長、書記、園長、教頭、主任教諭</td></tr><tr><td>6級</td><td>課長、室長、主幹、所長、課長補佐、局長、園長、教頭</td></tr><tr><td>7級</td><td>課長、室長、主幹、所長、局長、園長</td></tr><tr><td>8級</td><td>課長、室長、主幹、局長、</td></tr></table> 印の付されている職務については、町長の承認を得たものに限る。	1級	主事補、保育士、書記、教諭、主事補	2級	主事、技師、主事補、保育士、書記、教諭	3級	主任主事、主任技師、保育士、書記、教諭	4級	係長、主任主事、主任技師、書記、主任教諭	5級	所長、課長補佐、係長、主任技師、主任保育士、局長、書記、園長、教頭、主任教諭	6級	課長、室長、主幹、所長、課長補佐、局長、園長、教頭	7級	課長、室長、主幹、所長、局長、園長	8級	課長、室長、主幹、局長、
1級	1 定型的な業務を行う主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務																															
2級	1 主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識又は経験に基づく事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務																															
3級	1 高度の知識又は経験を必要とする主事もしくは技師又はこれに相当する職務																															
4級	1 係長又はこれに相当する職務																															
5級	1 相当困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務																															
6級	1 困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務																															
7級	1 課長補佐又はこれに相当する職務																															
1級	主事補、保育士、書記、教諭、主事補																															
2級	主事、技師、主事補、保育士、書記、教諭																															
3級	主任主事、主任技師、保育士、書記、教諭																															
4級	係長、主任主事、主任技師、書記、主任教諭																															
5級	所長、課長補佐、係長、主任技師、主任保育士、局長、書記、園長、教頭、主任教諭																															
6級	課長、室長、主幹、所長、課長補佐、局長、園長、教頭																															
7級	課長、室長、主幹、所長、局長、園長																															
8級	課長、室長、主幹、局長、																															

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
庵治町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	10 一般職の職員の身分の取扱い																					
分 類	職員数等																					
現 況																						
項 目	高 松 市		庵 治 町																			
	<table border="1"><tr><td rowspan="2">8級</td><td>1 課長又はこれに相当する職務</td></tr><tr><td>2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務</td></tr><tr><td rowspan="2">9級</td><td>1 部次長又はこれに相当する職務</td></tr><tr><td>2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務</td></tr><tr><td rowspan="2">10級</td><td>1 部長又はこれに相当する職務</td></tr><tr><td>2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務</td></tr><tr><td>11級</td><td>1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務</td></tr></table>		8級	1 課長又はこれに相当する職務	2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務	9級	1 部次長又はこれに相当する職務	2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務	10級	1 部長又はこれに相当する職務	2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務	11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務	(技能労務職) <table border="1"><tr><td>1級</td><td>技能職:自動車運転手その他これに相当する技能職員の職務 労務職:用務員その他労務職員の職務</td></tr><tr><td>2級</td><td>相当の技能又は経験を必要とする技能職及び相当の経験を必要とする労務職の職務</td></tr><tr><td>3級</td><td>高度の技術又は経験を必要とする技能職及び相当の経験を必要とする労務職の職務</td></tr><tr><td>4級</td><td>特に高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職 数名の者を直接指揮監督する職務にある技能職及び労務職</td></tr></table> 印の付されている職務については、町長の承認を得たものに限る。	1級	技能職:自動車運転手その他これに相当する技能職員の職務 労務職:用務員その他労務職員の職務	2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職及び相当の経験を必要とする労務職の職務	3級	高度の技術又は経験を必要とする技能職及び相当の経験を必要とする労務職の職務	4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職 数名の者を直接指揮監督する職務にある技能職及び労務職
8級	1 課長又はこれに相当する職務																					
	2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務																					
9級	1 部次長又はこれに相当する職務																					
	2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務																					
10級	1 部長又はこれに相当する職務																					
	2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務																					
11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務																					
1級	技能職:自動車運転手その他これに相当する技能職員の職務 労務職:用務員その他労務職員の職務																					
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職及び相当の経験を必要とする労務職の職務																					
3級	高度の技術又は経験を必要とする技能職及び相当の経験を必要とする労務職の職務																					
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職 数名の者を直接指揮監督する職務にある技能職及び労務職																					

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	10 一般職の職員の身分の取扱い																													
分 類	職員数等																													
現			況																											
項 目	高 松 市			庵 治 町																										
4 平均給料月額等	<table><tr><td>区分</td><td>一般行政職</td><td>技能職</td></tr><tr><td>平均給料月額</td><td>358,539円</td><td>347,589円</td></tr><tr><td>平均給与月額</td><td>417,272円</td><td>390,950円</td></tr><tr><td>平均年齢</td><td>42歳2月</td><td>44歳4月</td></tr></table> (平成16年4月1日現在)			区分	一般行政職	技能職	平均給料月額	358,539円	347,589円	平均給与月額	417,272円	390,950円	平均年齢	42歳2月	44歳4月	<table><tr><td>区分</td><td>一般行政職</td><td>技能職</td></tr><tr><td>平均給料月額</td><td>330,100円</td><td>259,500円</td></tr><tr><td>平均給与月額</td><td>360,100円</td><td>274,300円</td></tr><tr><td>平均年齢</td><td>45歳11月</td><td>53歳6月</td></tr></table> (平成16年4月1日現在)			区分	一般行政職	技能職	平均給料月額	330,100円	259,500円	平均給与月額	360,100円	274,300円	平均年齢	45歳11月	53歳6月
	区分	一般行政職	技能職																											
	平均給料月額	358,539円	347,589円																											
	平均給与月額	417,272円	390,950円																											
	平均年齢	42歳2月	44歳4月																											
区分	一般行政職	技能職																												
平均給料月額	330,100円	259,500円																												
平均給与月額	360,100円	274,300円																												
平均年齢	45歳11月	53歳6月																												

部会名	総務
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

(資料)

町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について

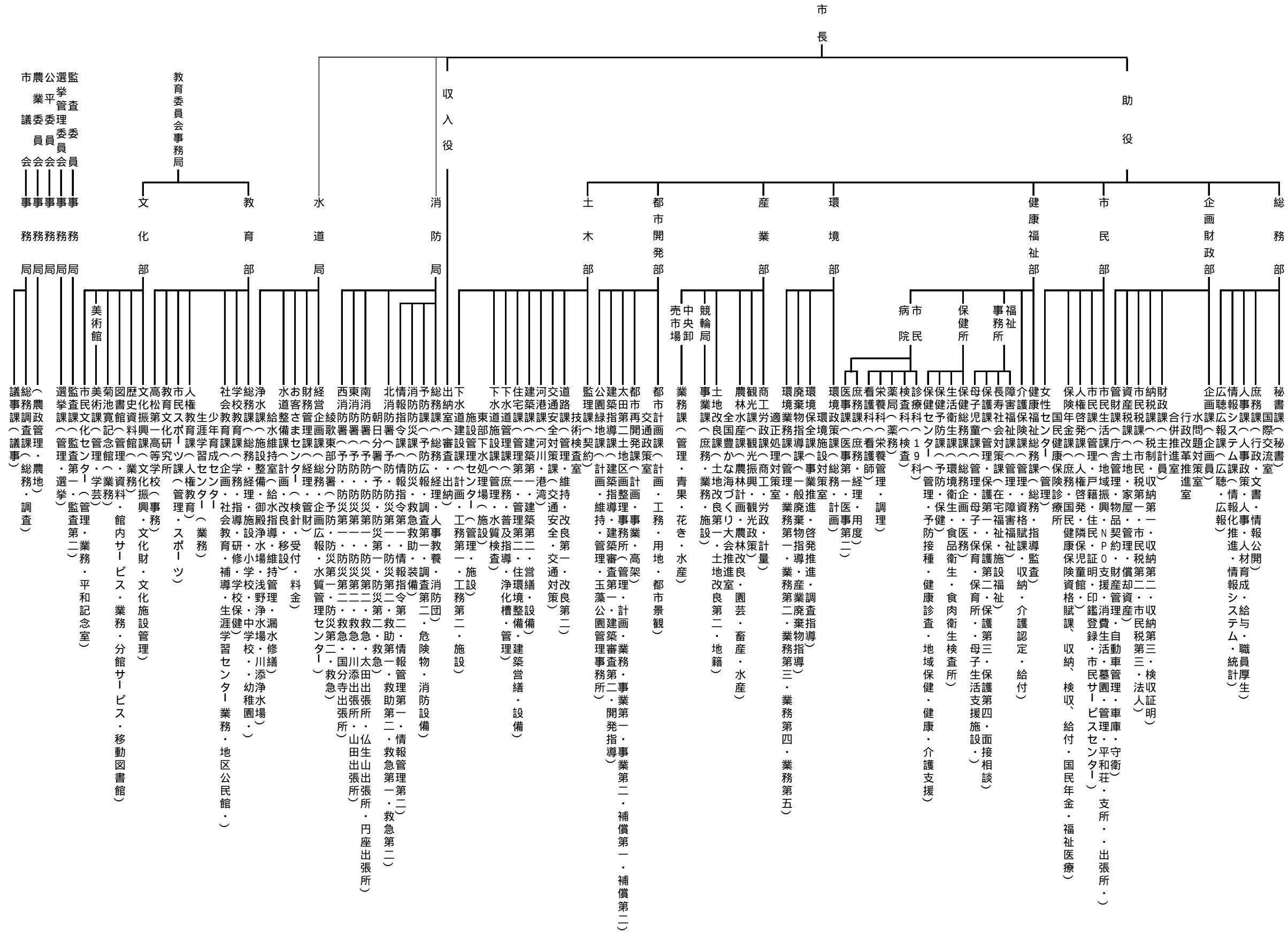
現 況	
高 松 市	庵 治 町
1 町 数 203 2 大字数 0 3 高松市の住所表示は、次の2種類ある。 (1) 土地の地番を使用し、「○番地○」と表示する町名 高松市屋島西町1234番地12 など (2) 住居表示に関する法律に基づき、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号による「○番○号」により表示する町名 高松市番町一丁目2番3号 など	1 町 数 1(庵治) 2 大字数 0 3 庵治町の住所表示は、次のとおりである。 木田郡庵治町1234番地12 など (町名) 4 参考(合併後) 高松市庵治町1234番地12 (町名)
参 考	
地方自治法 (市町村内の町又は字の区域) 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。 手続 本条の処分は、合併の日に行うものであり、手続は、次のとおりである。 高松市長の提案 高松市議会の議決 知事への届出 知事の告示 効力発生 合併の日の施行を考えれば、合併の日を高松市長が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分をせざるを得なく、同日に知事に届出、同日に告示することになる。	

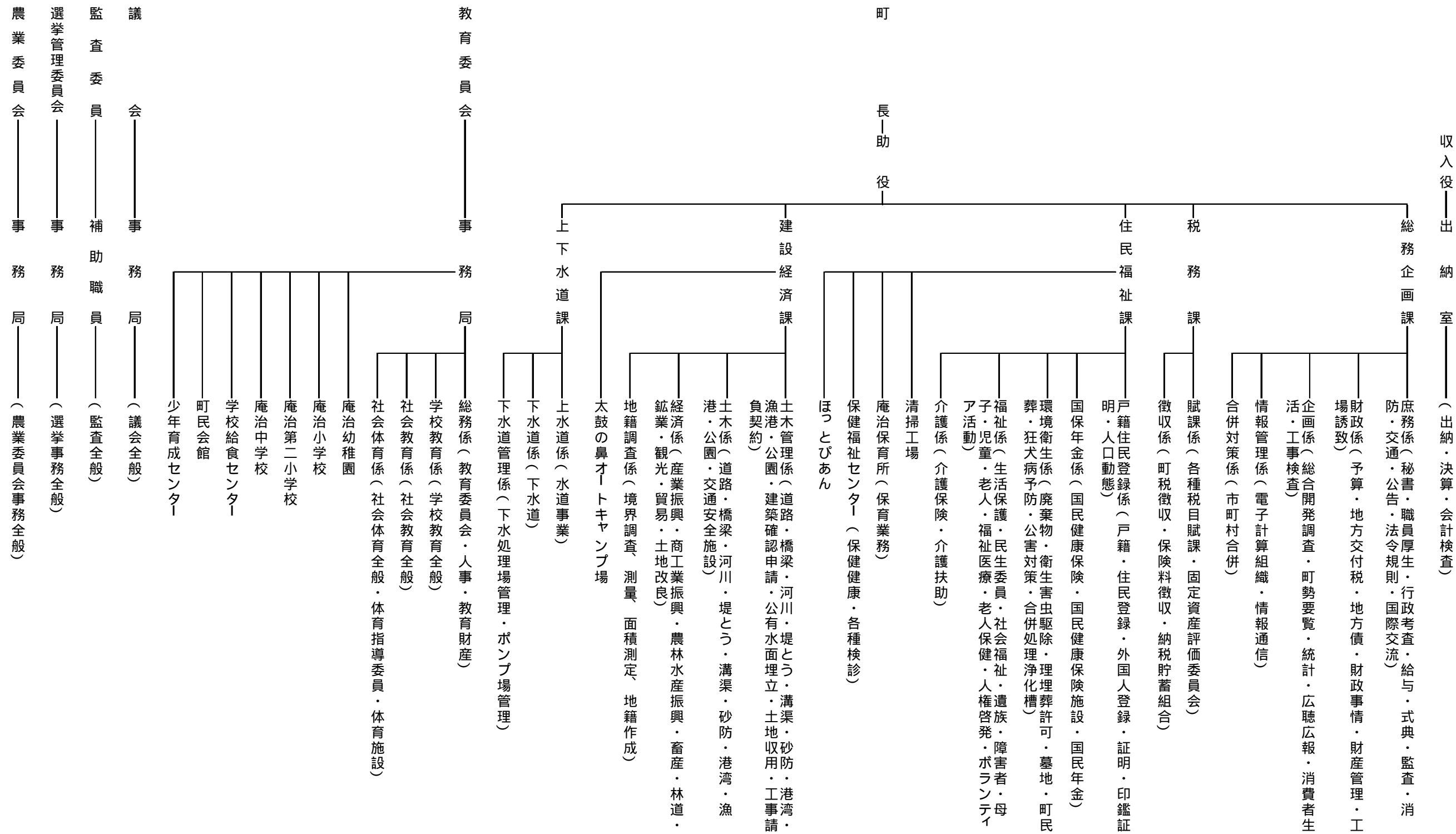
(資料)

慣行の取扱い(協定項目第12号)について

現		況	
高 松 市		庵 治 町	
1 市章		1 町章	
中央に配した「高」の字体は、旧藩時代の御用船ののぼりに用いられたもので、外郭の松葉は、「松市」に通わせたもの。色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念したもの。 (明治27年4月27日制定)		円は、平和、人々の和をあらわし、また全体の形は庵治町の地形をかたどり、波の形に似た「ア」の部分は、三方海に囲まれた庵治の環境を示し、円の下方が少しかけているのは、町の未来への発展性を象徴する。(昭和53年4月1日制定)	
2 市民憲章	高松市民のねがい (昭和55年9月25日制定) 緑明るい栗林公園 瀬戸のさざ波呼ぶ屋島 わたくしたちは 美しい自然と歴史にはぐくまれ あすにのびゆく高松市民です 四国の中心高松市を いっそう明るく住みよいまちにすることはわたくしたちみんなのねがいです そのために わたくしたちは誓って次のことにつとめます	2 町民憲章	なし
1 自然を愛し 清潔で美しいまちづくり 1 人の立場を大切に 迷惑をかけないまちづくり 1 家庭を明るく 青少年をのばすまちづくり 1 健康なからだと 心にうるおいのあるまちづくり 1 働く汗を尊び 力をあわせ 平和で豊かなまちづくり			
3 都市宣言	世界連邦都市宣言 (昭和32年11月18日宣言) 交通安全都市宣言 (昭和37年2月20日宣言) 環境美化都市宣言 (昭和54年9月19日宣言) 非核平和都市宣言 (昭和59年12月24日宣言) 人権尊重都市宣言 (平成5年3月24日宣言) 男女共同参画都市宣言 (平成9年12月18日宣言)	3 都市宣言	非核平和宣言 (昭和60年3月15日宣言) 暴力団排除宣言 (昭和61年3月26日宣言) 人権尊重の町宣言 (平成5年3月19日宣言)

4	市の木	黒松	(昭和 58 年 1 月 1 日制定)	4	町の木	くすのき	(昭和 57 年 4 月 1 日制定)
5	市の花	つつじ(さつきを含む)	(昭和 58 年 1 月 1 日制定)	5	町の花	あじさい	(昭和 57 年 4 月 1 日制定)





協議第 1 4 号資料

「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料

条 例 ・ 規 則 等 の 数 に つ い て	1 2
-----------------------------------	-----

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	1 4 条例・規則等の取扱い				
分 類	条例・規則等の数				
		現		況	
項 目	高 松 市		庵 治 町		
1 条例・規則等数	1 条例	233本	1 条例	133本	
	2 規則	282本	2 規則	109本	
	3 規程等	165本	3 規程等	54本	
	(平成 16年 4月 1日現在)		(平成 16年 4月 1日現在)		

部会名	総務
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案
条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。 ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

(資料)

特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について

現			況		
高 松 市			庵 治 町		
区 分	任 期	給料月額	区 分	任 期	給料月額
市 長	平成19年5月 1日	1,133,000 円	町 長	平成17年12月4日	772,000 円
助 役	平成19年9月27日	915,000 円	収入役	平成19年7月31日	550,000 円
	平成16年9月25日		教育長	平成17年9月30日	530,000 円
収入役	平成19年9月27日	791,000 円			
教育長	平成20年3月31日	745,000 円			

協議第30号資料

「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料

一部事務組合等の状況について	6～8
----------------	-----

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	16 一部事務組合等の取扱い	
分 類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	(構成市町) 高松市・庵治町・三木町・牟礼町・塩江町・香川町 香南町・直島町・綾上町・綾南町・国分寺町 (共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 桜川ダムの建設 桜川ダムに係る水道用水の供給	(構成市町) 高松市と同じ。 (共同で実施している事務) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 該当なし。
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	該当なし。	(構成市町) 庵治町・三木町・牟礼町・塩江町・香川町・香南町・直島町 (共同で実施している事務) ・滞納町村税等の整理

部会名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-----	------------------

問題点・課題
・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・庵治町のみが加入している一部事務組合がある。 ・庵治町では、土地開発公社を設立していない。

対応策
・両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 ・庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 ・土地開発公社については、高松市の制度を適用する。

調整案
両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 土地開発公社については、高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	16 一部事務組合等の取扱い	
分 類	一部事務組合等の状況	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	(構成市町) 庵治町・三木町・牟礼町・塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務) ・消防組織法及び消防法の定める消防事務 (水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に 関する事務を除く。) ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する 法律に基づく事務のうち、以下のもの。 (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等 (1)及び(3)については、(2)の届出に係るもの に限る。
4 香川県東部清 掃施設組合	該当なし。	(構成市町) 庵治町・さぬき市・東かがわ市・三木町・牟礼町・ 香川町 (共同で実施している事務) ・ごみ処理施設の設置・管理・運営 ・併設のスポーツ・レクリエーション施設の設置・ 管理・運営

部会名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-----	------------------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	16 一部事務組合等の取扱い	
分 類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
5 香川縣市町総合事務組合	該当なし。	(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区) (共同で処理する事務) ・構成団体の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防職員、消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務
6 土地開発公社	[高松市 土地開発公社] (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日	該当なし。

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

協議第 9 号資料

「附属機関等の取扱いについて」に関する資料

附 属 機 関 等 の 現 況 に つ い て 6 ~ 8

- 1 附属機関とは、執行機関がその内部部局のほかに、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関をいう。
- 2 平成 16 年 4 月 1 日現在のものについて掲載している。
- 3 設置根拠については、両市町の例規に記載されているものの内、条例・規則・規程について表記している。

○ 附属機関等の現況

№	高 松 市		庵 治 町	
	名 称	設置根拠	名 称	設置根拠
1	姉妹都市委員会	規則		
2	表彰審査委員会	条例		
3	特別職の職員の報酬等審議会	条例	特別職報酬審議会	条例
4	防災会議	条例	防災会議	条例
5	例規審査委員会	規程		
6	情報公開審査会	規則		
7	個人情報保護審議会	規則		
8	個人情報保護審査会	規則		
9	公務災害補償等認定委員会	条例		
10	職員懲戒審査委員会	規則	職員懲戒委員会	規程
11	職員安全衛生委員会	規則		
12	試験委員会	規程		
13	職員表彰審査委員会	規則		
14	職員レクリエーション計画審議会	規則		
15	総合計画審議会	条例	振興計画審議会	条例
16	行政運営改善委員会	規程		
17	行政改革推進本部	規程		
18	特殊物品購入審査委員会	規程		
19	市民葬儀運営協議会	規程		
20	安全で安心なまちづくり推進協議会	条例		
21	国民健康保険運営協議会	条例	国民健康保険運営協議会	条例
22	女性センター運営委員会	条例		
23	社会福祉審議会	条例		
24	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	条例		
25	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会	条例		
26	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会	条例		
27	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	条例		
28	社会福祉審議会児童福祉専門分科会	条例		
29	結核診査協議会	条例		
30	感染症診査協議会	条例		

○ 附属機関等の現況

№	高 松 市		庵 治 町	
	名 称	設置根拠	名 称	設置根拠
31	廃棄物減量等推進審議会	条例		
32	環境審議会	条例		
33	環境プラザ運営協議会	条例		
34	中小企業振興審議会	条例	商工業振興審議会	条例
35	中小企業等金融対策審査委員会	規程	中小企業小口融資審査委員会	条例
36	中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会	条例		
37	農業基本対策審議会	条例		
38	分収造林審議会	規則		
39	営競輪制裁審議会	規則		
40	中央卸売市場開設運営協議会	条例		
41	中央卸売市場青果部取引委員会	条例		
42	中央卸売市場水産物部取引委員会	条例		
43	中央卸売市場花き部取引委員会	条例		
44	都市計画審議会	条例		
45	都市景観審議会	条例		
46	住居表示審議会	規則		
47	屋外広告物審議会	条例		
48	香川中央都市計画事業太田第2土地区画整理審議会	条例		
49	開発審査会	条例		
50	玉藻公園管理委員会委員	規則		
51	交通安全対策会議	条例		
52	放置自動車廃物判定委員会	条例		
53	自転車等駐車対策協議会	条例		
54	漁港開発審議委員会	条例		
55	水防協議会	条例	水防協議会	条例
56	消防団員退職報償金支給審査	規則		
57	小中学校適正配置等審議会	条例		
58	高等学校等入学準備金貸付選考委員会	条例		
59	奨学生選考委員会	条例		
60	生涯学習センター等運営協議会	条例	公民館運営審議会	条例

○ 附属機関等の現況

№	高 松 市		庵 治 町	
	名 称	設置根拠	名 称	設置根拠
61	スポーツ振興審議会	規程		
62	文化奨励賞選考審議会	条例		
63	文化財保護審議会	条例	文化財保護審議会	規則
64	歴史資料館運営協議会	条例		
65	図書館協議会	条例		
66	美術館協議会	条例		
67	市民文化センター運営協議会	条例		
68			学校給食センター運営委員会	条例
69			少年育成センター運営協議会	条例
70			人権擁護審議会	規則
71			久通港管理運営委員会	規程
72			指名委員会	規程
73			苦情相談窓口及び苦情相談委員会	規則
74			心身障害児就学指導委員会	規則

協議第 10 号資料

「公共的団体等の取扱いについて」に関する資料

公 共 的 団 体 等 に つ い て	10
公 共 的 団 体 等 の 現 況 に つ い て	11

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	18 公共的団体等の取扱い	
分類	公共的団体等	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 公共的団体等とは	農業協同組合 森林組合等の産業経済団体、老人ホーム・育児院等の厚生社会事業団体、青年団 婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよい。 (参考) 市町村の合併の特例に関する法律 第16条第8項 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。	
2 公共的団体等の考え方	??? 公共的団体等とは、次のいずれかに該当する団体とする。 1 団体の設置について、市町が関与(補助等)しているもの 2 市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの 3 市町の事業について大きく関与しているもの	

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	18 公共的団体等の取扱い	
分 類	公共的団体等の現況	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 産業経済団体 (主なもの)	(商工) 高松商工会議所 山田商工会	(商工) 庵治町商工会
2 厚生社会事業 団体 (主なもの)	(福祉) 高松市社会福祉協議会 高松市老人クラブ連合会 高松市シルバー人材センター	(福祉) 庵治町社会福祉協議会 庵治町老人クラブ連合会 庵治町シルバー人材センター
3 文化事業団体 (主なもの)	(文化) 高松市文化協会 (女性) 高松市婦人団体連絡協議会	(文化) 庵治町文化協会 (女性) 庵治町婦人会

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。

協議第 2 2 号資料

「消防団の取扱いについて」に関する資料

組 織 に つ い て	2
消 防 団 員 の 報 酬 等 に つ い て	3
消 防 団 員 互 助 共 済 会 に つ い て	4
被 服 等 貸 与 に つ い て	5
消 防 団 車 両 に つ い て	6

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	1 9 消防団の取扱い					
分 類	組織					
現 況						
項 目	高 松 市		庵 治 町			
1 組織の構成	・ 団数 1 ・ 方面隊数 6 ・ 分団数 26		・ 団数 1 ・ 方面隊数 - ・ 分団数 4			
2 階級定員及び現員数	階 級	定員（人）	現員数（人）	階 級	定員（人）	現員数（人）
	団 長	1	1	団 長	1	1
	副団長	4	4	副団長	2	2
	分団長	26	26	分団長	4	4
	副分団長	55	55	副分団長	4	4
	部 長	84	83	部 長	-	-
	班 長	158	157	班 長	16	16
	団 員	478	442	団 員	113	102
	計	806	768	計	140	129
	平成 1 6 年 4 月 1 日現在			平成 1 6 年 4 月 1 日現在		

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・団の組織が異なる。 ・階級及び階級の定員に差異がある。

対 応 策
・庵治町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団庵治分団とする。 ・庵治町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとする。

調 整 案
庵治町消防団は、高松市消防団に統合する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	19 消防団の取扱い		部 会 名	消 防
分 類	消防団員の報酬等			
現		況		
項 目	高 松 市	庵 治 町		
1 団員報酬	報酬額(年額) 団 長 - 151,900円 副団長 - 88,000円 分団長 - 63,200円 副分団長 - 36,000円 部 長 - 29,700円 班 長 - 27,500円 団 員 - 25,500円	報酬額(年額) 団 長 - 102,000円 副団長 - 82,000円 分団長 - 71,000円 副分団長 - 59,000円 部 長 - 一 円 班 長 - 44,000円 団 員 - 38,000円	問 題 点 ・ 課 題 団員報酬、出勤報酬等及び退職報償金の支給基準に差異がある。	
2 出勤報酬等	・ 4時間以上の火災出勤者及び水防(訓練含む)出勤者 1人1回につき 2,800円 ・ 4時間未満の火災出勤者及び訓練、警戒等の出勤者 1人1回につき 2,400円 ・ 機関員 車両 1台当たり1名 年額 6,950円 小型ポンプ 1台当たり1名 年額 3,050円	火災・水防 1人1回につき 2,000円 訓練等 1人1回につき 2,000円	対 応 策 高松市の制度に統一する。	
3 退職報償金	【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給 【3年以上5年未満の団員】 一律 30,000円を支給	【5年以上の団員】 高松市と同じ。 【1年以上5年未満の団員】 該当なし。	調 整 案 高松市の制度に統一する。	
4 公務災害補償	消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。	高松市と同じ。		

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員互助共済会	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 名称	高松市消防団員相互共助会	該当なし。
2 目的	消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福祉の向上を目的とする。	
3 事業内容等	(事業) 消防団員の死亡、公務負傷の共助救慰、退団者の報償などの給付を行う (給付) 死亡弔慰金、公務負傷見舞金、退団者報償、操法大会助成など	
4 会費	団員1人につき 650円(年額)	
5 その他	市の補助金等 1人当たり3,000円を補助(年額)	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い											
分類	被服等貸与											
項目	現 況											
	高 松 市						庵 治 町					
1 貸与品目・数量等	品 目	数量	支給対象	貸与年数			品 目	数量	支給対象	貸与年数		
	制 服	1	全員	なし			制 服	1	全員	-		
	制 帽	1	〃	〃			制 帽	1	全員	-		
	ネクタイ	1	〃	〃			ネクタイ	2	全員	-		
	盛夏服	2	半袖は副分団長以上	〃			盛夏服	-	-	-		
	盛夏帽	1	全員	〃			盛夏帽	-	-	-		
	訓練服	1	〃	〃			訓練服	2(冬・夏)	全員	-		
	ベルト	3	〃	〃			ベルト	2(冬・夏)	全員	-		
	白手袋	1	〃	〃			白手袋	-	-	-		
	防火衣	消防屯所備付					防火衣	消防屯所備付				
	ヘルメット	各屯所の消防団員数分					ヘルメット	消防屯所備付				
	長 靴	長靴は副団長以上					半長靴	1	全員	-		
	ゴム長靴	1	全員	なし			ゴム長靴	1	全員	-		
	階級章	2	〃	〃			階級章	2	全員	-		
	団員徽章	なし	-	-			団員徽章	-	-	-		
	訓練ヘルメット	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分					訓練ヘルメット	1	全員	-		
	作業用皮手袋	2	全員	なし			作業用皮手袋	1	全員	-		
	アホロキャップ	1	〃	〃			アホロキャップ	-	-	-		
	防寒衣	なし	-	-			防寒衣	-	-	-		
	雨合羽	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分					雨合羽	全員				
	脚半	1	全員	1			脚半	1	全員	1		

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
品目、数量等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	19 消防団の取扱い			
分 類	消防団車両			
現		況		
項 目	高 松 市	庵 治 町		
1 現況	消防ポンプ車（ＣＤ－１）	1 0 台	消防ポンプ車（ＣＤ－１）	4 台
	消防ポンプ車（ＢＳ－１）	2 3 台	消防ポンプ車（ＢＤ－１）	1 台
	消防ポンプ車（ＢＤ－１）	2 台	小型動力ポンプ積載車	7 台
	指揮広報車	1 台	指揮広報車	1 台
	小型動力ポンプ積載車	1 7 台		
	小型動力ポンプ積載車（軽）	3 台		

部 会 名	消 防
-------	-----

問題点・課題

装備等に差異がある。

対 応 策
庵治町消防団の車両の積載資機材は、 当分の間、現行のとおりとする。

調	整	案
庵治町の消防団車両については、高松市消防団に引き継ぐものとする。		

協議第 1 1 号資料

「使用料・手数料等の取扱いについて」に関する資料

使 用 料 の 現 況 に つ い て	1 3 ~ 3 0
手 数 料 の 現 況 に つ い て	3 1 ~ 5 7

使用料について

- 1 平成 1 6 年 6 月 1 日現在のものについて掲載している。
- 2 両市町の条例に基づくもののみを記載し、香川県の制度によるものは、記載していない。

手数料について

- 1 平成 1 6 年 5 月 3 1 日現在のものに加え、現時点において、平成 1 6 年度中の改定が確定しているものを記載している。
- 2 庵治町の手数料欄において、何も記述していないものについては、香川県の制度により高松市と同様の手数料が徴収されているものがある。

○ 使用料の現況

№	施 設	名 称
	高 松 市	庵 治 町
1	行政財産の目的外使用（庁舎使用料他）	
	土地：使用する土地の評価額×4/100 建物：使用する建物の評価額×6/100 使用部分に係る電気、水道等に要する経費 電柱・電話柱等 5円～4,400円/年	
2	墓園（平和公園）使用料	
	4㎡区画：50,000円/㎡ 6㎡区画：75,000円/㎡ 8㎡区画：100,000円/㎡ 市民以外1.5倍	
3	墓地（摺鉢谷墓地外10箇所）使用料	墓地使用料
	90,000円/㎡（6㎡まで） 市民以外1.5倍	85,000円/㎡（9㎡まで）
4	斎場（高松市斎場公園）使用料	斎場等使用料
	市内：無料 市外：13,000円～40,000円 式場使用料：市内31,500円・市外63,000円	町内：30,000円 町民葬儀利用 無料 町外：100,000円 和室使用料：24時間5,000円以後12時間毎に2,500円
5	福岡会館使用料	
	大会議室：1,010円～1,520円 小会議室：500円～760円 冷暖房料：室料の1/2 営利目的または、入場料等を徴収するとき3倍	
6	木太北部会館使用料	
	大会議室：500円～760円 小会議室：250円～370円 冷暖房料：室料の1/2 営利目的または、入場料等を徴収するとき3倍 トレーニング室：1人60円/時間	

○ 使用料の現況

№	施設名		等
	高松市	庵治町	
7	市民憩の家（平和荘）		
	大集会室：2,540円～7,620円 小集会室：640円～1,910円 冷房料：室料の1/2 暖房料：室料の3/10 営利目的または、入場料等を徴収するとき3倍 入浴料：200円～390円		
8	隣保・児童館（上天神外3館）使用料		
	目的内使用：無料 目的外使用：1,050円/回		
9	錦町会館使用料	庵治町集会所使用料 （深間集会所・高尻集会所・原の内集会所・やすらぎ会館）	
	集会所（7室）：250円～1,790円 冷暖房料：室料の1/2 近隣住民の地域活動などの自主的交流の場として使用可	集会室：700円～1,200円 談話室：300円～400円 全室：1,000円～1,700円 空気調整装置（エアコン）：1時間につき200円 カラオケ装置（やすらぎ会館のみ）：1時間につき600円 野外テント（やすらぎ会館のみ）：1回につき500円	
10	女性センター使用料		
	センター利用：無料 会議室（3室）：250円～890円 冷暖房料：室料の1/2		
11	高松市総合福祉会館使用料		
	大会議室：17,660円～56,400円 会議室（2室）：890円～5,580円 冷房料：室料の1/2 暖房料：室料の3/10 市外居住者は1.3倍、音響装置等使用料は、別料金		
12	身体障害者福祉センター（コスモス園）		
	センター使用料：無料		
13	保健所庁舎使用料		
	駐車場：1時間まで無料、以後130円/30分		

○ 使用料の現況

№	施設名	
	高松市	庵治町
14	老人センター（屋島源平荘）使用料	
	入浴料：60歳以上 300円 大人 390円 小人 200円 集会室、冷暖房料： 60歳以上 無料 上記以外 大集会室 2,540円～5,080円 小集会室 500円～1,010円 冷房料 室料の1/2 暖房料 室料の3/10	
15	ふれあい福祉センター （高松市ふれあい福祉センター勝賀）使用料	
	大会議室： 2,540円～7,980円 会議室等（3室）：500円～1,630円 冷暖房料：室料の1/2 テニスコート（1面当たり1時間） 一般：340円、学生：230円 入浴料：60歳以上 300円 大人 390円 小人 200円	
16	老人福祉センター（茶寿荘）	
	使用資格者：市民で60歳以上 センター使用料：無料 入浴料：（現在休止中）	
17	衛生試験検査保健所使用料	
	検便，寄生虫およびぎょう虫卵検査 赤痢菌・サルモネラ菌，腸管出血性大腸菌O157，コレラ菌 2,240円～4,320円（1回の申請が5人以上半額） 寄生虫卵，ぎょう虫卵 450円（1回の申請が10人以上半額）	
18	感染症予防使用料	
	B型・C型肝炎検査料 B型肝炎検査231円 C型肝炎検査1,323円	

○使用料の現況

№	施設	名	等
	高松市	庵治町	
19	保健センター駐車場使用料 駐車場：1時間まで無料、以後130円/30分		
20	夜間急病診療所使用料（診療収入） 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法など		
21	市民病院 入院室特別使用料：1,365円～9,450円/日 分娩介助料：62,000円～77,000円 産科・婦人科診察費：1,000円～65,100円 健康診断料：1,680円～64,050円 予防接種料（コレラ）：1,585円 予防接種料（破傷風）：855円 初診時特定療養費：525円 投薬等容器料：実費 電気設備使用料（1日）：21円～126円		
22	市民病院 診療費：健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法等による		
23	市民病院 保険診療以外の診療費：厚生労働大臣の定め等により算定した額に1.5を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額		
24	市民病院 投薬等容器料：実費 電気設備使用料（1日）：21円～126円		
25	市民病院 病衣貸与料（1日）：52円 付添寝具料：178円 死後処置料：5,250円（浴衣を含む場合：6,300円） 洗濯料：84～315円		
26	市民病院 駐車場使用料：30分まで無料（ただし、患者については3時間）、以後130分/30分		

○ 使用料の現況

No	施 設	名 称
	高 松 市	庵 治 町
27	西部広域スポーツセンター使用料 一部事務組合において規定	
	体育館：専用使用の場合2,790円～12,320円 個人使用の場合1人1時間 学生60円，一般110円 大集会室：3,550円～10,800円 アマチュアスポーツ以外・入場料徴収等の場合は、別料金 冷暖房料、音響装置等使用料は、別料金 浴室：60歳以上の者300円，12歳以上60歳未満の者390円， 6歳以上12歳未満の者200円 プール：大人560円、高校生・中学生370円、 小学生（3歳未満の者を除く）250円/1人1回 庭球場：一般340円，学生230円/1面・1時間 コインロッカー：1個1回 50円	
28	商業振興会館使用料	
	目的内使用：無料 目的外使用： 集会室（3室） 500円～640円 冷暖房料 室料の1/2	
29	高松テルサ会議室等使用料	
	会議室：8,000円～43,900円/全日 文化教養室：16,400円/全日 研修室・和室・エクササイズ室：14,000円/全日 視聴覚室：23,000円/全日 展示ホール：1日につき1,000円 ホール：82,500円～92,400円/全日 リハーサル室：9,900円/全日 控室：1,650円～3,300円/全日 営利目的または入場料を徴収する場合は1.5倍 器具使用料等は別途 トレーニング室（個人使用）：1回400円 コインロッカー（1個使用）：1回100円	
30	鬼ヶ島おにの館	
	入館料、観覧料：無料	

○ 使用料の現況

№	施 設	名 称
	高 松 市	庵 治 町
31	茜町会館使用料	
	会議室：600円～900円 和室：250円～370円 冷暖房料：室料の1/2 営利目的または入場料等を徴収するときは3倍	
32	食肉センター	
	と室：牛・馬3,150円～6,300円/1頭 子牛1,176円～2,352円/1頭 冷蔵庫：牛・馬 315円/1頭1日 子牛 168円/1頭1日	
33	競輪場	
	一般入場料（1人1回）：50円 特別指定席利用料（1人1回）：500円 売店貸付料：230円以内/㎡×105/100	
34	競輪場選手宿舍	
	宿泊施設利用料（1人1泊）：1,620円 会議室等利用料（3室）：1,460円～2,830円/日 音響装置利用料（1式）：1,150円 トレーニング室利用料（1人1回）：310円	
35	中央卸売市場	
	市場使用料：売上金額の1/1000～3/1000 売場使用料：月額131円～2,220円/㎡	
36	玉藻公園	
	入園料：100円～200円（団体割引あり） 披雲閣使用料：440円～4,570円（営業目的は別料金） 電気料、座布団使用料は、別料金	
37	公園内の行為・公園内占有	庵治町公園の管理に関する条例
	行為：月額15円または30円/㎡ 公園内占有（物件の種別により設定） 電柱・電話柱等 1,500円または3,000円/年 地下埋設物 年額48円～950円/㎡ 仮設工作物 日額44円/㎡	行為： 1件1日につき 510円 1人1日につき 510円 1件1日につき5,150円 1㎡/日につき 103円

○ 使用料の現況

№	施 設	名 称
	高 松 市	庵 治 町
38	仏生山公園	
	体育館（専用使用） 午前4,700円、午後18,790円、夜間7,240円 体育館の1/2を使用する場合は半額 入場料徴収等の場合やアマチュアスポーツ以外に使用する場合は別料金 音響装置等使用料は、別料金 体育館（個人使用）1人1日あたり、一般110円、学生60円 集会室（5室）：午前または夜間640円～1,910円 午後890円～2,660円 営利目的で使用する場合は3倍の額 冷暖房料は室料の1/2 プール：大人560円、高校生・中学生370円 、小人（3歳未満の者を除く）250円/1人1回 更衣ロッカー：1個1回 50円 （団体割引、回数券、定期券あり）	
39	駐車場（中央駐車場ほか7箇所）	
	普通自動車：130円～150円/30分 大型自動車（バス）：500円/30分 定期駐車料：8,200円～20,000円・月	
40	レンタサイクル（瓦町地下レンタサイクルポートほか4箇所） 使用料	
	定期利用： 1か月 一般2,000円、学生等1,800円 3か月 一般5,500円、学生等5,000円 一時利用： 100円/日	
41	道路（市道）占用料	庵治町道路占用料
	物件の種別により設定 電柱・電話柱等 5円～4,400円/年	物件の種別により設定 電柱・電話柱等 4円～1,600円/年

○ 使用料の現況

№	施 設 名	等
	高 松 市	庵 治 町
42	河川堤とう、こうきょ占用料	庵治町河川占用料
	物件の種別により設定 電柱・電話柱等 48円～2,200円/年	物件の種別により設定 電柱・電話柱等 4円～720円/年
43	市営住宅使用料	町営住宅使用料
	公営住宅 3,581戸 3,200円～72,900円 家賃算定基礎額×立地係数(1.1)×規模係数×経過年数係数 ×利便性係数(0.70～0.84) 改良住宅 572戸 1,900円～4,500円 応急簡易住宅 4戸 1,000円 L S A用住宅 2戸 44,000円・47,000円 駐車場使用料 520区画2,000円～6,000円 など	特定公共賃貸住宅 4戸 50,000円～62,000円 駐車場使用料 8区画 2,000円/月
44	下水道使用料 (平成16年6月1日 改定後)	下水道使用料
	排水排除量 8立米まで 810円 8立米を超え13立米まで(1立米につき) 95円 13立米を超え20立米まで(1立米につき) 100円 20立米を超え50立米まで(1立米につき) 140円 50立米を超え500立米まで(1立米につき) 175円 500立米を超えるもの(1立米につき) 205円	排水排除量 10立米まで 2,000円 10立米を超え20立米まで(1立米につき) 210円 20立米を超え30立米まで(1立米につき) 220円 30立米を超え50立米まで(1立米につき) 230円 50立米を超え100立米まで(1立米につき) 240円 100立米を超えるもの(1立米につき) 250円 公衆浴場...1立米につき80円 上記金額に別途消費税 (消費税計算後10円未満の端数切捨て)
45	消防施設用地使用料	
	電柱敷地使用料(物件の種別により設定) 電柱・電話柱等 1,500円～2,870円/年額	

○ 使用料の現況

№	施 設	名 称
	高 松 市	庵 治 町
46	水道使用料	水道使用料
	【メータ使用料】 基本料金（月額） 1,000円（メータ口径13mm）～160,000円（メータ口径150mm） 従量料金（月額） ・専用栓 一般用メータ口径13mm、20mm→40円～240円/立米 一般用メータ口径25mm以上→130円～240円/立米 湯屋用→65円～120円/立米 特殊用→480円/立米 ・連用栓 各戸の使用水量を均等使用したものとして算定 上記基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額	用途 一般用 基本水量 10立米まで1,400円 （月額） 超過料金 1立米 150円 休止料金500円 業務用 基本水量 10立米まで1,650円 超過料金 1立米 160円 休止料金600円 季節用 基本水量 50立米まで8,800円 超過料金 1立米 170円 休止料金600円 特殊用 基本水量 2,000立米まで 305,200円 超過料金 1立米 150円 臨時用 基本水量 10立米まで1,800円 超過料金 1立米 180円 上記基本料金と超過料金との合計額に 100分の105を乗じて得た額 とする。 ただし、その額に10円未満の端数が 生じたときは切り捨てするものとする。
47	小学校使用料	
	屋内運動場：780円/時間 運動場：370円/時間	
48	中学校使用料	
	屋内運動場：780円/時間 運動場：370円/時間	
49	学校体育施設開放	学校体育施設開放
	小学校 無料 中学校 体育館（半面）800円/2時間 運動場2,000円/2時間（1校のみ4,000円） 電気料金相当額として雑入で受入れ	小学校 運動場 無料 体育館 200円/1回 中学校 運動場 150円/1回（照明設備使用の場合のみ有料） 体育館 200円/1回 プール 200円/1人1回（高校生以下無料）
50	高松第一高等学校	
	授業料：9,300円/月	
51	幼稚園（市立18園）	幼稚園（1園）
	授業料：5,900円/月	授業料：5,500円/月

○ 使用料の現況

No	施設名		等	
	高松市	庵治町		
52	生涯学習センター	町民会館使用料		
	多目的ホール：13,860円～51,550円 研修室等（7室）：1,150円～20,240円 営利目的の場合は、別料金 市民ギャラリー：3,880円/日 冷暖房料：室料の1/2 音響装置等使用料は、別料金	小会議室：午前 600円（200円） 午後 600円（200円） 夜間 800円（200円） 和室：午前1,100円（350円） 午後1,100円（350円） 夜間1,700円（550円） 大会議室：午前1,300円（400円） 午後1,300円（400円） 夜間1,700円（550円） 武道場：午前1,100円（350円） 午後1,100円（350円） 夜間1,500円（450円） 会議室・講座室・視聴覚室・作法室・調理室： 午前1,100円（350円） 午後1,100円（350円） 夜間1,500円（450円） （ ）は減額料金、ただし調理室については減額はしない 冷暖房料（1時間につき）：大会議室・和室...1,000円 その他については200円 ただし、減額の団体については時間に関係なく午前、午後、夜間を 各1回分として時間分の料金を徴収		
53	地区公民館（42館）			
	小集会室：220円～370円 中集会室：430円～760円 大ホール：870円～1,520円 調理実習室：650円～1,140円 冷暖房料：室料の1/2			

○使用料の現況

№	施設名		等治町	
	高松市	高松市	高松市	高松市
54	総合体育館使用料		体育センター使用料	
	専用使用 第1競技場：43,180円/全日 第2競技場：20,320円/全日 第1,第2武道場：13,710円/全日 和弓場,アーチェリー場：6,340円/全日 入場料等徴収,アマチュアスポーツ以外の場合は,別料金 会議室(7室)：1,520～3,040円/全日 冷暖房料,附属設備および器具使用料は,別料金 コインロッカー：1個1回50円 個人使用 トレーニング室：640円(1人1回), 卓球場：250円(1人1時間) 駐車場：2時間まで無料,以後普通自動車7時間以内340円,7時間超680円,バス1730円		体育室 半面：200円(140円)/1時間 全面：400円(280円)/1時間 トレーニング室：100円/1人1時間 卓球台：100円/1人1時間、50円/1人1時間(中学生以下)	
55	ヨット競技場使用料			
	一時使用：690円～3,460円/日 常時使用：3,460円～16,170円/月 学生は別料金,付属施設は,別料金			
56	朝日町庭球場使用料		深間テニスコート使用料	
	1面当たり1時間 一般：340円、学生：230円 1面当たり全日 一般：4,140円、学生：2,760円 夜間照明(1面当たり30分) 110円 附属設備および器具使用料は,別料金		1面当たり1時間 500円(コート使用料)、500円(照明使用料)	
57	亀岡・仏生山運動場庭球場使用料			
	1面当たり1時間 一般：230円、学生：110円 1面当たり全日 一般：1,840円、学生：910円			
58	南部運動場使用料		町民グラウンド使用料	
	第1グラウンド：1,520円/時間 第2グラウンド：1,270円/時間 附属設備および器具使用料は,別料金		町内 昼間：1,000円 夜間：3,100円 町外 昼間：2,100円 夜間：6,300円	

○ 使用料の現況

№	施 設	名 称
	高 松 市	庵 治 町
59	市民プール使用料	
	大人：500円、高校生・中学生：370円、小人（3歳未満の者を除く）：180円/1人1回 更衣ロッカー：1個1回 50円	
60	福岡町プール使用料	
	大人：560円、高校生・中学生：370円、小人（3歳未満の者を除く）：250円/1人1回 更衣ロッカー：1個1回 50円 駐車場：2時間まで無料，以後普通自動車7時間以内340円，7時間超680円，バス1,730円	
61	亀水運動センター使用料	
	体育館 専用使用：12，320円/全日 入場料等徴収，アマチュアスポーツ以外の場合は別料金 集会場等（5室）：1，910円～5，080円/全日 冷暖房料は別 庭球場 1面当たり1時間 一般： 340円，学生 230円 1面当たり全日 一般：2，760円，学生1，840円 附属設備および器具使用料は、別料金 グラウンド：1，270円/時間 プール：大人370円，高校生・中学生250円， 小人（3歳未満の者を除く）120円/1人1回 更衣ロッカー：1個1回50円	
62	西部運動センター使用料	
	体育館 専用使用：24，320円/全日 コインロッカー：1個1回50円 入場料等徴収，アマチュアスポーツ以外の場合は、別料金 第1グラウンド：1，520円/時間 第2グラウンド：1，270円/時間 冷暖房料，附属設備および器具使用料は、別料金	

○ 使用料の現況

№	施 設	名 称
	高 松 市	庵 治 町
63	文化芸術ホール使用料	
	大ホール(1ホール) : 24,700円～159,700円(平日) 29,800円～191,600円(土・日・休日) 小ホール(2ホール) : 9,600円～49,400円(平日) 11,500円～59,300円(土・日・休日) 付属室(25室) : 400円～8,200円 市民ギャラリー : 8,700円/日 営利目的の場合は、別途割増料金 リハーサル・練習室等 : 200円～2,400円/時間 会議室等(13室) : 600円～29,100円 器具使用料は、別料金	
64	図書館	
	視聴覚ホール : 11,160円～38,670円 冷暖房料 : 室料の1/2 音響装置等使用料は、別料金 駐車場 : 1時間まで無料、 以後 普通自動車 130円/30分 バス 500円/30分	
65	菊池寛記念館	
	常設展示観覧料(1人1回) : 一般200円、高・大生150円、 小・中生100円(小・中生は減免にて常設展示については無料) 特別展示観覧料(1人1回) : 1,000円の範囲内	
66	歴史資料館観覧料	
	常設展示観覧料(1人1回) : 一般200円、高・大生150円、小・中生無料 特別展示観覧料(1人1回) : 1,000円の範囲内	

No	施設名		等名	
	高松市	庵治町	等名	町名
67	美術館展覧会等観覧料			
	常設展示観覧料：150円～200円（小中生は無料） 特別展示観覧料：2,000円の範囲内（団体は別料金） 展示室：8,260円～37,980円/日 講堂：8,760円～30,360円 講座室（4室）：1,710円～4,620円 （営利目的、入場料等徴収の場合は別料金） 音響装置、冷暖房料等使用料は、別料金 コインロッカー（小）：@50円/回 コインロッカー（大）：@100円/回			
68	市民文化センター使用料			
	大ホール：5,080円～25,400円 会議室等（12室）：1,010円～22,610円 アマチュアスポーツ以外・入場料徴収等の場合は、別料金 音響装置、冷暖房料等使用料は、別料金 プラネタリウム観覧料：大人300円、高校生150円、 中学生・小学生・園児80円			
69		保健福祉センター使用料		
		健康増進器具使用料 中学生以上 1回につき 100円 調理実習室 午前 1,000円 午後 1,000円 冷暖房 1,000円/時間 を加算 集団指導室 午前 1,000円 午後 1,000円 冷暖房 1,000円/時間 を加算		

No	高松市	施設名
70		太鼓の鼻オ - トキャンプ場使用料 入場料金：大人300円 小人200円 施設利用料金：オ - トキャンプサイト1泊2日 1台3,000円 2台4,000円 デイキャンプ1台2,000円 2台3,000円 バンガロ - 1泊2日 1棟6,000円 デイ使用1棟4,000円 設備利用料金：A C電源1日（泊）1,000円 温水シャワ - ：1回100円 駐車場利用料金（一般駐車場） 1台1回（日）500円 用具貸出料：テント1張1日（泊） 2,000円 シュラフ1個1日（泊） 500円 テ - ブル1個1日（泊） 300円 椅子 1脚1日（泊） 100円 タ - プ 1張1日（泊） 200円
71		ほっとぴあん（庵治町公衆浴場施設）使用料 入浴料（ほっとぴあん、1回につき） 町内在住者 町外在住者 町内回数券 65歳以上 300円 500円 14枚つづり 4,000円 中学生以上 400円 500円 11枚つづり 4,000円 小学生 150円 250円 幼児 50円 100円 娯楽室（カラオケ）使用料 午後1時から 午後5時から 午後5時まで 午後10時まで 火～土曜日 （祝日除く） 1回につき 1時間につき 2,000円 2,000円 日曜日 及び祝日 1時間につき 1時間につき 1,500円 2,000円
72		ゲートボール場使用料 200円/1回

No	施設		名 称	
	高 松 市	庵 治 町		
73			レクリエーション農園	
			1区画：年間3,000円	
74			外国青年宿舎使用料	
			20,000円/月	
75			学校施設占用料	
			本柱（電柱）1,200円/年 本柱（電話柱）690/年 共架（二次占用）7円×m×3条/年 7円×m×1.61条/年 支線柱 53円/年 共架柱 7円×m/年	
76			社会教育施設占用料	
			本柱（電柱）1,200円/年 本柱（電話柱） 690円/年 共架（二次占用）7円×m×3条/年 7円×m×1.61条/年 支線柱 53円/年 共架柱 7円×m/年	
77			テレビ共同受信アンテナ使用料	
			2,400円/年 町民会館等建設による障害区域 3,600円/年 協定書第2条の区域	
78			久通港湾施設使用料	
			けい船 不定期船（1けい留） 木船 500円 鋼船1,000円 物揚場1m ² （日額） 1.8円 1m ² （継続使用10日を超えるものは、超過日数1日） 2.7円 野積場1m ² （日額） 4.0円	

○ 使用料の現況

№	施 設		名 等	
	高	松 市	庵 治 町	
79			久通港湾施設占用料	
			家屋類及びその附屬地	1月 m ² / 40円 ~ 75円
			起重機	1月 m ² / 30円 ~ 100円
			管類埋設置	1年 m/ 30円 ~ 75円
			電柱類	1年 本/ 240円 ~ 1,080円
			電線類	1年 m/ 30円 ~ 60円
			架空管	1年 m/ 30円 ~ 60円
			広告類	1年 本/ 120円 ~ 3,600円
			その他工作物	1月 m ² / 20円 ~ 50円
80			甲種漁港施設占用料	
			家屋類及びその附屬地	1月 m ² / 40円 ~ 75円
			起重機	1月 m ² / 105円 ~ 260円
			管類埋設置	1年 m/ 60円 ~ 160円
			電柱類	1年 本/ 680円 ~ 1,590円
			鉄塔	1年 m ² / 500円 ~ 1,250円
			架空管	1年 m/ 55円 ~ 125円
			広告類	1年 320円 ~ 6,200円
			その他工作物	1月 m ² / 20円 ~ 50円
81			甲種漁港施設使用料	
			けい船料	
			プレジャーボート	1年 隻/20,000円 ~ 30,000円
			その他の船舶	1年 隻/40,000円
			物揚場使用料	1日 m ² / 1.85円
			継続使用10日を超えるものは、超過日数1日	
			m ² /2.78円	
			停泊料	1けい留 t/ 1.38円
			野積場使用料	舗装 1日 m ² / 5.0円
			未舗装	1日 m ² / 4.0円
			土砂採取料	1立米/ 99円

○ 使用料の現況

№	施 設		名 等	
	高	松 市	庵	治 町
82			港湾施設占用料	
			家屋類及びその附属地	1月 m/ 40円 ~ 75円
			起重機	1月 m ² / 105円 ~ 260円
			管類埋設置	1年 m/ 60円 ~ 160円
			電柱類	1年 本/ 680円 ~ 1,590円
			鉄塔	1年 m ² / 500円 ~ 1,250円
			架空管	1年 m/ 55円 ~ 125円
			広告類	1年 本/ 320円 ~ 6,200円
			その他工作物	1月 m ² / 20円 ~ 50円
83			港湾施設使用料	
			けい船料	
			定期船	1けい留ごとに t/ 0.63円
			不定期船	1けい留ごとに t/ 1.24円
			物揚場使用料	1日 m ² / 1.85円
			継続使用10日を超えるものは、超過日数1日 m ² /2.78円	
			停泊料	1けい留ごとに t/ 0.83円
			野積場使用料	舗装 1日 m ² / 5.0円
				未舗装 1日 m ² / 4.0円
				擁壁 1日 m ² / 5.0円

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
1	企画財政	納税証明手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
2	企画財政	市民税関係証明手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
3	企画財政	固定資産税関係証明手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
4	企画財政	固定資産課税台帳に記載をされている事項についての証明手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
5	企画財政	営業に関する証明手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
6	企画財政	固定資産課税台帳の写しの閲覧手数料	手数料条例	土地 5筆ごと	350	手数料条例	土地 家屋 償却資産 とも名寄 ごと1通	300
				家屋 5筆ごと	350			
				償却資産 1通	350			
7	企画財政	土地・家屋名寄帳の写しの閲覧手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
8	企画財政	固定資産課税台帳に登録している土地又は家屋に係る事項の一部をその記載事項とする台帳の閲覧手数料	手数料条例	土地・家 屋とも5筆 ごと	350	-	-	-
9	企画財政	地籍図の閲覧手数料	手数料条例	1枚	350	手数料条例	1枚	300
10	企画財政	市税督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1通	100	町税条例	1通	100
11	企画財政	原動機付自転車及び小型特殊自動車試乗用標識交付手数料	市税条例	1個	500	-	-	-
12	企画財政	自動車臨時運行許可申請手数料	手数料条例	1両	750	-	-	-
13	企画財政	住宅用家屋証明申請手数料	手数料条例	1 件	1,300	手数料条例	1 件	1,300
14	市民	自治会法人化認可等証明手数料	手数料条例	1件	350	-	-	-
15	市民	平和公園墓園清掃手数料	平和公園条例	1㎡	500	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
16	市民	平和公園墓園清掃手数料督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1件	100	-	-	-
17	市民	平和公園墓園使用許可証再交付手数料	平和公園条例	1件	350	-	-	-
18	市民	墓地使用許可証再交付手数料	墓地条例	1件	350	-	-	-
19	市民	埋蔵証明等交付手数料	手数料条例	1件	350	-	-	-
20	市民	住民票に記載をした事項に関する証明手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
21	市民	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	手数料条例	1件	350	手数料条例	1件	350
22	市民	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	手数料条例	1件	450	手数料条例	1件	450
23	市民	戸籍の届出・申請の受理の、不受理の証明または受理した書類に記載した事項の証明手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	350
			手数料条例	上質紙 1通	1,400	手数料条例	上質紙 1通	1,400
24	市民	印鑑の登録の証明手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
25	市民	印鑑登録証交付手数料	手数料条例	1件	350	手数料条例	1通	300
26	市民	身分に関する証明手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
27	市民	埋火葬に関する証明手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
28	市民	外国人登録原票記載事項証明手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
29	市民	その他事実に関する証明	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
30	市民	住民票の写しの交付手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
31	市民	戸籍の附票の写しの交付手数料	手数料条例	1通	350	手数料条例	1通	300
32	市民	戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	手数料条例	1通	450	手数料条例	1通	450

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
33	市民	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	手数料条例	1通	750	手数料条例	1通	750
34	市民	住民基本台帳の閲覧手数料	手数料条例	1回 1世帯	350	手数料条例	1回	300
35	市民	戸籍の届書等の閲覧手数料	手数料条例	書類1件	350	手数料条例	書類1件	350
36	市民	住民基本台帳カード交付(再交付)手数料	手数料条例	1件	500	手数料条例	1件	500 (2,100)
37	市民	普通診断書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	1,575	-	-	-
38	市民	健康診断書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	1,575	-	-	-
39	市民	証明書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	1,050	-	-	-
40	市民	国民健康保険料督促手数料	国民健康保険診療所条例	1通	100	税条例	1通	100
41	市民	国民健康保険証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
42	市民	死亡診断書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	3,150	-	-	-
43	市民	死体(胎)検案書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	4,200	-	-	-
44	健康福祉	介護保険料督促手数料	介護保険条例	1通	100	介護保険条例	1通	100
45	健康福祉	保育所入所者負担金督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1通	100	-	-	-
46	健康福祉	介護老人保健施設の開設許可事項の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	33,000	-	-	-
47	健康福祉	死体の保存の許可申請手数料	手数料条例	1件	3,400	-	-	-
48	健康福祉	診療所開設許可申請手数料	手数料条例	1件	18,000	-	-	-
49	健康福祉	助産所開設許可申請手数料	手数料条例	1件	11,000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
50	健康福祉	衛生検査所登録申請手数料	手数料条例	1件	80,000	-	-	-
51	健康福祉	衛生検査所登録変更申請手数料	手数料条例	1件	61,000	-	-	-
52	健康福祉	病院検査手数料	手数料条例	1件	43,000	-	-	-
53	健康福祉	病院検査手数料 (申請者による自主検査に係るもの)	手数料条例	1件	8,000	-	-	-
54	健康福祉	診療所検査手数料	手数料条例	1件	22,000	-	-	-
55	健康福祉	診療所検査手数料 (申請者による自主検査に係るもの)	手数料条例	1件	4,000	-	-	-
56	健康福祉	助産所検査手数料	手数料条例	1件	16,000	-	-	-
57	健康福祉	助産所検査手数料 (申請者による自主検査に係るもの)	手数料条例	1件	3,400	-	-	-
58	健康福祉	衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	手数料条例	1件	8,200	-	-	-
59	健康福祉	衛生検査所登録証明書再交付手数料	手数料条例	1件	8,200	-	-	-
60	健康福祉	旅館業営業許可申請手数料	手数料条例	1件	22,000	-	-	-
61	健康福祉	旅館業の許可を受けた営業者地位承継承認申請手数料	手数料条例	1件	7,400	-	-	-
62	健康福祉	興行場営業許可申請手数料	手数料条例					
		常設興行場		1件	14,000	-	-	-
		仮設興行場		1件	7,000	-	-	-
63	健康福祉	公衆浴場営業許可申請手数料	手数料条例	1件	22,000	-	-	-
64	健康福祉	一般と畜場の設置許可申請手数料	手数料条例	1件	22,000	-	-	-
65	健康福祉	簡易と畜場の設置許可申請手数料	手数料条例	1件	10,000	-	-	-
66	健康福祉	食鳥処理事業の許可申請手数料	手数料条例	1件	19,000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
67	健康福祉	食鳥処理場の設備又は設備変更許可申請手数料	手数料条例	1件	10,000	-	-	-
68	健康福祉	食鳥検査手数料	手数料条例					
		平日		1羽	3	-	-	-
		休日等		1羽	4	-	-	-
69	健康福祉	確認規程の認定申請手数料	手数料条例	1件	5,500	-	-	-
70	健康福祉	確認規程の変更認定申請手数料	手数料条例	1件	2,300	-	-	-
71	健康福祉	薬局開設許可申請手数料	手数料条例	1件	29,000	-	-	-
72	健康福祉	薬局開設許可更新申請手数料	手数料条例	1件	11,000	-	-	-
73	健康福祉	医薬品製造業許可申請手数料	手数料条例	1件	11,000	-	-	-
74	健康福祉	医薬品製造業許可更新申請手数料	手数料条例	1件	5,600	-	-	-
75	健康福祉	医薬品製造品目の変更又は追加許可申請手数料	手数料条例	1品目	90	-	-	-
76	健康福祉	医薬品一般販売業又は特例販売業許可申請手数料	手数料条例	1件	29,000	-	-	-
77	健康福祉	医薬品一般販売業又は特例販売業許可更新申請手数料	手数料条例	1件	11,000	-	-	-
78	健康福祉	毒物・劇物販売業登録申請手数料	手数料条例	1件	14,700	-	-	-
79	健康福祉	毒物・劇物販売業登録更新申請手数料	手数料条例	1件	6,400	-	-	-
80	健康福祉	温泉の利用許可申請手数料	手数料条例	1件	35,000	-	-	-
81	健康福祉	危険な動物の飼養又は保管の許可申請手数料	手数料条例	1件	6,500	-	-	-
82	健康福祉	危険な動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	3,900	-	-	-
83	健康福祉	クリーニング所確認検査手数料	手数料条例	1件	16,000	-	-	-
84	健康福祉	理容所確認検査手数料	手数料条例	1件	16,000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
85	健康福祉	美容所確認検査手数料	手数料条例	1件	16,000	-	-	-
86	健康福祉	と畜検査手数料	手数料条例					
		時間内		1頭	500 他 2種	-	-	-
		時間外		1頭	1,000 他 2種	-	-	-
87	健康福祉	犬の登録手数料	手数料条例	1頭	3,000	手数料条例	1頭	3,000
88	健康福祉	狂犬病予防注射手数料	手数料条例	1頭	2,300	手数料条例	1頭	2,300
89	健康福祉	狂犬病予防注射済票交付手数料	手数料条例	1件	550	手数料条例	1件	550
90	健康福祉	抑留犬・猫の飼養管理手数料	手数料条例	1頭(匹) 1日	630	-	-	-
91	健康福祉	抑留犬・猫の返還手数料	手数料条例	1頭(匹)	2,410	-	-	-
92	健康福祉	犬の鑑札の再交付手数料	手数料条例	1件	1,600	手数料条例	1件	1,600
93	健康福祉	狂犬病予防注射済票再交付手数料	手数料条例	1件	340	手数料条例	1件	340
94	健康福祉	医薬品の品目ごとの製造承認手数料	手数料条例	1品目	90	-	-	-
95	健康福祉	医薬品の品目ごとの製造承認事項の一部変更承認手数料	手数料条例	1品目	90	-	-	-
96	健康福祉	医薬品製造業許可証の書換え交付手数料	手数料条例	1件	2,000	-	-	-
97	健康福祉	医薬品製造業許可証の再交付手数料	手数料条例	1件	2,900	-	-	-
98	健康福祉	薬局・医薬品一般販売業又は特例販売業許可証の書換え交付手数料	手数料条例	1件	2,000	-	-	-
99	健康福祉	薬局・医薬品一般販売業又は特例販売業許可証再交付手数料	手数料条例	1件	2,900	-	-	-
100	健康福祉	毒物・劇物販売業登録票の書換え交付手数料	手数料条例	1件	2,400	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
101	健康福祉	毒物・劇物販売業登録票再交付手数料	手数料条例	1件	4,000	-	-	-
102	健康福祉	魚介類行商登録申請手数料	手数料条例	1件	1,700	-	-	-
103	健康福祉	魚介類行商登録更新手数料	手数料条例	1件	1,000	-	-	-
104	健康福祉	胎盤胞衣・産汚物取扱い手数料	手数料条例	1件	1,150	-	-	-
105	健康福祉	化製場設置許可申請手数料	化製場等に関する条例	1件	19,000	-	-	-
106	健康福祉	死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料	化製場等に関する条例	1件	12,000	-	-	-
107	健康福祉	化製場等に関する法律第8条に規定する製造又は貯蔵施設設置許可申請手数料	化製場等に関する条例	1件	12,000	-	-	-
108	健康福祉	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	化製場等に関する条例	1件	6,000	-	-	-
109	健康福祉	室内空気検査手数料	保健所条例施行規則	1件	670 ～ 3,260	-	-	-
110	健康福祉	照度測定手数料	保健所条例施行規則	1件	530	-	-	-
111	健康福祉	紫外線測定手数料	保健所条例施行規則	1件	530	-	-	-
112	健康福祉	食品等細菌学的検査手数料	保健所条例施行規則	1件	1,210 ～ 3,850	-	-	-
113	健康福祉	食品等化学検査手数料	保健所条例施行規則	1件	740 ～ 4,660	-	-	-
114	健康福祉	飲料水化学試験手数料	保健所条例施行規則	1件	3,260	-	-	-
115	健康福祉	飲料水細菌試験手数料	保健所条例施行規則	1件	1,200 ～ 1,920	-	-	-
116	健康福祉	飲料水中放射能試験手数料	保健所条例施行規則	1件	1,980	-	-	-
117	健康福祉	水質成分分析手数料	保健所条例施行規則	1件 1成分	1,160 ～ 11,080	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
118	健康福祉	水道水定期検査手数料	保健所条例施行規則	1件	4,500	-	-	-
119	健康福祉	プール、海水浴場等水浴場の水質検査手数料	保健所条例施行規則	1件	3,020	-	-	-
120	健康福祉	浴槽水検査手数料	保健所条例施行規則	1件	2,970	-	-	-
121	健康福祉	証明書料 (保健所)	保健所条例施行規則	1通	570	-	-	-
122	健康福祉	試験検査成績書再交付手数料 (保健所)	保健所条例施行規則	1通	460	-	-	-
123	健康福祉	飲食店営業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000 他2種類	-	-	-
124	健康福祉	飲食店営業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000 他1種類	-	-	-
125	健康福祉	喫茶店営業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600 他1種類	-	-	-
126	健康福祉	喫茶店営業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800 他1種類	-	-	-
127	健康福祉	菓子製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000 他2種類	-	-	-
128	健康福祉	菓子製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000 他1種類	-	-	-
129	健康福祉	あん類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
130	健康福祉	あん類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
131	健康福祉	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
132	健康福祉	アイスクリーム類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
133	健康福祉	乳処理業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
134	健康福祉	乳処理業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
135	健康福祉	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
136	健康福祉	特別牛乳搾取処理業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
137	健康福祉	乳製品製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
138	健康福祉	乳製品製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
139	健康福祉	集乳業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600	-	-	-
140	健康福祉	集乳業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800	-	-	-
141	健康福祉	乳類販売業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600 他1種類	-	-	-
142	健康福祉	乳類販売業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800 他1種類	-	-	-
143	健康福祉	食肉処理業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
144	健康福祉	食肉処理業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
145	健康福祉	食肉販売業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600 他1種類	-	-	-
146	健康福祉	食肉販売業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800 他1種類	-	-	-
147	健康福祉	食肉製品製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
148	健康福祉	食肉製品製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
149	健康福祉	魚介類販売業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600	-	-	-
150	健康福祉	魚介類販売業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800	-	-	-
151	健康福祉	魚介類競り売り営業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
152	健康福祉	魚介類競り売り営業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
153	健康福祉	魚肉練り製品製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
154	健康福祉	魚肉練り製品製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
155	健康福祉	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
156	健康福祉	食品の冷凍又は冷蔵業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
157	健康福祉	食品の放射線照射業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
158	健康福祉	食品の放射線照射業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
159	健康福祉	清涼飲料水製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
160	健康福祉	清涼飲料水製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
161	健康福祉	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
162	健康福祉	乳酸菌飲料製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
163	健康福祉	氷雪製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	2,000 他1種類	-	-	-
164	健康福祉	氷雪製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	6,000 他1種類	-	-	-
165	健康福祉	氷雪販売業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
166	健康福祉	氷雪販売業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
167	健康福祉	食用油脂製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
168	健康福祉	食用油脂製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
169	健康福祉	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
170	健康福祉	マーガリン又はショートニング製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
171	健康福祉	みそ製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
172	健康福祉	みそ製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
173	健康福祉	醤油製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
174	健康福祉	醤油製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
175	健康福祉	ソース類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
176	健康福祉	ソース類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
177	健康福祉	酒類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
178	健康福祉	酒類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
179	健康福祉	豆腐製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
180	健康福祉	豆腐製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
181	健康福祉	納豆製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
182	健康福祉	納豆製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
183	健康福祉	めん類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
184	健康福祉	めん類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
185	健康福祉	そうざい製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
186	健康福祉	そうざい製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
187	健康福祉	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
188	健康福祉	缶詰又は瓶詰食品製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
189	健康福祉	添加物製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
190	健康福祉	添加物製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
191	健康福祉	診断書料 (保健所)	保健所条例	1通	570	-	-	-
192	健康福祉	普通診断書交付手数料 (夜間急病診療所)	夜間急病診療所条例	1通	1,575	-	-	-
193	健康福祉	証明書交付手数料 (夜間急病診療所)	夜間急病診療所条例	1通	1,050	-	-	-
194	健康福祉	死亡診断書 (夜間急病診療所)	夜間急病診療所条例	1通	3,150	-	-	-
195	健康福祉	死体検案書 (夜間急病診療所)	夜間急病診療所条例	1通	4,200	-	-	-
196	健康福祉	普通診断書料	市民病院条例	1通	1,575	-	-	-
197	健康福祉	証明書料 (簡易なもの)	市民病院条例	1通	1,050	-	-	-
198	健康福祉	証明書料 (複雑なもの)	市民病院条例	1通	1,575	-	-	-
199	健康福祉	健康診断書料	市民病院条例	1通	1,575	-	-	-
200	健康福祉	妊産婦診断書料	市民病院条例	1通	1,575	-	-	-
201	健康福祉	死亡診断書料	市民病院条例	1通	3,150	-	-	-
202	健康福祉	特別診断書料 (簡易なもの)	市民病院条例	1通	3,150	-	-	-
203	健康福祉	特別診断書料 (複雑なもの)	市民病院条例	1通	4,200	-	-	-
204	健康福祉	診察券再発行手数料	市民病院条例	1枚	105	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
205	健康福祉	受託検査手数料	市民病院条例	1件	厚生労働大臣の定める基準により算出した額の100分の80に相当する額に100分の105を乗じて得た額	-	-	-
206	環境	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	手数料条例					
		一般廃棄物処理施設		1件	130,000	-	-	-
		その他の一般廃棄物処理施設		1件	110,000	-	-	-
207	環境	一般廃棄物処理施設設置許可に係る事項の変更許可申請手数料	手数料条例					
		一般廃棄物処理施設		1件	120,000	-	-	-
		その他の一般廃棄物処理施設		1件	100,000	-	-	-
208	環境	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料	手数料条例	1件	68,000	-	-	-
209	環境	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた法人の合併又は分割の許可申請手数料	手数料条例	1件	68,000	-	-	-
210	環境	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	手数料条例	1件	81,000	-	-	-
211	環境	産業廃棄物収集運搬業許可の更新申請手数料	手数料条例	1件	73,000	-	-	-
212	環境	産業廃棄物処分業許可申請手数料	手数料条例	1件	100,000	-	-	-
213	環境	産業廃棄物処分業許可の更新申請手数料	手数料条例	1件	94,000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
214	環境	産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	71,000	-	-	-
215	環境	産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	92,000	-	-	-
216	環境	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	手数料条例	1件	81,000	-	-	-
217	環境	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の更新申請手数料	手数料条例	1件	74,000	-	-	-
218	環境	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	手数料条例	1件	100,000	-	-	-
219	環境	特別管理産業廃棄物処分業許可の更新申請手数料	手数料条例	1件	95,000	-	-	-
220	環境	特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	72,000	-	-	-
221	環境	特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	95,000	-	-	-
222	環境	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	手数料条例			-	-	-
		産業廃棄物処理施設		1件	140,000	-	-	-
		その他の産業廃棄物処理施設		1件	120,000	-	-	-
223	環境	産業廃棄物処理施設設置許可に係る事項変更の許可申請手数料	手数料条例			-	-	-
		産業廃棄物処理施設		1件	130,000	-	-	-
		その他の産業廃棄物処理施設		1件	110,000	-	-	-
224	環境	一般廃棄物収集運搬業（し尿）許可手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1件	10,000	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	1件	10,000
225	環境	一般廃棄物処分業（し尿）許可手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1件	10,000	-	-	-
226	環境	浄化槽清掃業許可手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1件	10,000	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	1件	10,000

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
227	環 境	一般廃棄物処理手数料 (西部 南部広域クリーンセンター、陶 最終処分場)	廃棄物の適正処理およ び再生利用の促進に関 する条例 高松地区広域市町村圏 振興事務組合ごみ処理 手数料	kg	100kgまで 1,350 100kgを超 えるものは 1,350に20kg までごとに 270を加算し た額 16.10.1施 行	香川県東部清掃施設組 合ごみ処理施設設置条 例	10 kg単位	香川東部溶 融クリーン センターへ の搬入 170
228	環 境	臨時に収集・運搬・処分する家庭系一 般廃棄物処理手数料	廃棄物の適正処理およ び再生利用の促進に関 する条例	1組	500 ~ 2,000	香川県東部清掃施設組 合ごみ処理施設設置条 例	10 kg	清掃工場への 搬入 大型ごみ 250(家庭系) 資源ごみ 100(事業系) 指定袋は無料
229	環 境	臨時に収集・運搬する特定家庭用機 器廃棄物処理手数料	廃棄物の適正処理およ び再生利用の促進に関 する条例	1台	2,000	-	-	-
230	環 境	犬、猫等の死体の収集・運搬・処分に 係る処理手数料	廃棄物の適正処理およ び再生利用の促進に関 する条例	1体	1,480	-	-	-
231	環 境	犬、猫等の死体の処分に係る処理手 数料	廃棄物の適正処理およ び再生利用の促進に関 する条例	1体	590	香川県東部清掃施設組 合ごみ処理施設設置条 例	1体	500

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
232	環 境	一般廃棄物収集運搬業 (ごみ) 許可手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1件	10,000	香川県東部清掃施設組合ごみ処理施設設置条例	1件	10,000
233	環 境	一般廃棄物処分業 (ごみ) 許可手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1件	10,000	-	-	-
234	環 境	定期収集家庭系一般廃棄物 (燃やせるごみおよび破碎ごみに限る) の処理手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	袋	指定収集袋 (大) 40 (中) 30 (小) 20 (特小) 10 16.9.1 施行 (販売) (H16.10.1有 料化実施)	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	kg	指定収集袋 (大) 30 (中) 20 (小) 15
235	環 境	自動車リサイクル法に基づく解体業許可申請審査手数料	手数料条例	1件	78,000	-	-	-
236	環 境	自動車リサイクル法に基づく解体業許可申請審査手数料 (更新)	手数料条例	1件	70,000	-	-	-
237	環 境	自動車リサイクル法に基づく破碎業許可申請審査手数料	手数料条例	1件	84,000	-	-	-
238	環 境	自動車リサイクル法に基づく破碎業許可申請審査手数料 (更新)	手数料条例	1件	77,000	-	-	-
239	環 境	自動車リサイクル法に基づく破碎業事業範囲変更許可申請審査手数料	手数料条例	1件	75,000	-	-	-
240	環 境	自動車リサイクル法に基づく引取業者登録申請審査手数料	手数料条例	1件	4,000 H17.1.1 施行	-	-	-
241	環 境	自動車リサイクル法に基づく引取業者登録申請審査手数料 (更新)	手数料条例	1件	3000 H17.1.1 施行	-	-	-
242	環 境	自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者登録申請審査手数料	手数料条例	1件	5000 H17.1.1 施行	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
243	環境	自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者登録申請審査手数料(更新)	手数料条例	1件	4000 H17.1.1施行	-	-	-
245	産業	計量器定期検査手数料	手数料条例	1個	1,400 他18種類	-	-	-
246	産業	適正計量管理事務所指定検査手数料	手数料条例	1件	7,400	-	-	-
247	産業	鳥獣飼養許可証交付手数料	手数料条例	1件	3,400	手数料条例	1件	3,400
248	産業	鳥獣飼養許可証の更新手数料	手数料条例	1件	3,400	手数料条例	1件	3,400
249	産業	鳥獣飼養許可証再交付手数料	手数料条例	1件	3,400	手数料条例	1件	3,400
250	都市開発	屋外広告物講習会受講手数料	屋外広告物条例	1件	3,000	-	-	-
251	都市開発	はり紙による屋外広告手数料	屋外広告物条例	100枚	350	-	-	-
252	都市開発	はり札又は簡易広告板による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1枚又は1本	250	-	-	-
253	都市開発	はり札または簡易広告板による屋外広告手数料(変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1枚	100	-	-	-
254	都市開発	立看板又はのぼり旗による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1枚または1本	350	-	-	-
255	都市開発	立看板またはのぼり旗による屋外広告手数料(変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1枚または1本	100	-	-	-
256	都市開発	建物、塀その他の工作物に直接塗装した広告物による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1件	300 ~ 10,000	-	-	-
257	都市開発	建物、塀その他の工作物に直接塗装した広告物による屋外広告手数料(変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1件	100 ~ 500	-	-	-
258	都市開発	電柱(街灯柱を含む)広告による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	280	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
259	都市開発	電柱(街灯柱を含む)広告による屋外 広告手数料(変更または改造に係る 許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	60	-	-	-
260	都市開発	広告板又は広告塔による屋外広告手 数料	屋外広告物条例	1個	300 ~ 10,000	-	-	-
261	都市開発	広告板または広告塔による屋外広告 手数料(変更または改造に係る許可 申請手数料)	屋外広告物条例	1個	100 ~ 500	-	-	-
262	都市開発	広告幕による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1枚	550	-	-	-
263	都市開発	広告幕による屋外広告手数料(変更 または許可申請手数料)	屋外広告物条例	1枚	350	-	-	-
264	都市開発	アーチ広告による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	3,000	-	-	-
265	都市開発	アーチ広告による屋外広告手数料 (変更または許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	500	-	-	-
266	都市開発	気球広告による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	1,000	-	-	-
267	都市開発	気球広告による屋外広告手数料(変 更または許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	500	-	-	-
268	都市開発	特殊な照明装置による広告物の屋外 広告手数料	屋外広告物条例	1個	1,500 ~ 13,200	-	-	-
269	都市開発	特殊な照明装置による広告物の屋外 広告手数料(変更または許可申請手 数料)	屋外広告物条例	1個	500	-	-	-
270	都市開発	仮換地等証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
271	都市開発	優良宅地造成認定申請手数料	手数料条例	1件	8,000 ~ 870,000	手数料条例	1件	94,000 ~ 950,000
272	都市開発	優良住宅新築認定申請手数料	手数料条例	1件	6,200 ~ 58,000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
273	都市開発	開発行為許可申請手数料(自己の居住用・住宅の建築用)	手数料条例	1件	2,000 ~ 300,000	-	-	-
274	都市開発	開発行為許可申請手数料(住宅以外の建築物で、自己の業務用建築・特定工作物の建設用)	手数料条例	1件	3,000 ~ 480,000	-	-	-
275	都市開発	開発行為許可申請手数料(上記以外)	手数料条例	1件	130,000 ~ 870,000	-	-	-
276	都市開発	開発行為変更許可申請手数料 最高額	手数料条例	1件	870,000	-	-	-
277	都市開発	特定用途制限地域内における建築物等の用途制限の例外許可の許可申請手数料	特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例	1件	180,000	-	-	-
278	都市開発	特定用途制限地域内における建築物の高さ制限の例外許可の許可申請手数料	特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例	1件	160,000	-	-	-
279	都市開発	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	手数料条例	1件	1,700 ~ 17,000	-	-	-
280	都市開発	建築物に関する確認申請手数料	建築基準法施行条例	1件	5,000 他	-	-	-
281	都市開発	建築物に関する完了検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	10,000 他	-	-	-
282	都市開発	中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	5,000 他	-	-	-
283	都市開発	建築物に関する中間検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	5,000 他	-	-	-
284	都市開発	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	建築基準法施行条例	1件	120,000	-	-	-
285	都市開発	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	33,000	-	-	-
286	都市開発	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	33,000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
287	都市開発	道路内における建築認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
288	都市開発	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
289	都市開発	壁面線外における建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
290	都市開発	用途地域における建築等許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	180,000	-	-	-
291	都市開発	特殊建築物等敷地許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
292	都市開発	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	33,000	-	-	-
293	都市開発	建築物の敷地面積の許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
294	都市開発	建築物の高さの特例認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
295	都市開発	建築物の高さの許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
296	都市開発	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
297	都市開発	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
298	都市開発	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
299	都市開発	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
300	都市開発	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
301	都市開発	都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さに関する特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
302	都市開発	再開発等促進区内等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
303	都市開発	再開発等促進区内等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
304	都市開発	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
305	都市開発	地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
306	都市開発	地区計画等の区域内における建築物の容積率、各部分の高さ又は建ぺい率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
307	都市開発	予定道路に係る建築物の述べ面積の特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
308	都市開発	仮設建築物建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	120,000	-	-	-
309	都市開発	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	78,000 加算額有	-	-	-
310	都市開発	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	78,000 加算額有	-	-	-
311	都市開発	総合的設計による一団地の建築物の容積率、建築物の各部分の高さ又は建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	220,000 加算額有	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
312	都市開発	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率、建築物の各部分の高さ又は建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	220,000 加算額有	-	-	-
313	都市開発	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	78,000 加算額有	-	-	-
314	都市開発	同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率、建築物の各部分の高さ又は建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	220,000 加算額有	-	-	-
315	都市開発	同一敷地内許可建築物以外の建築物の容積率、建築物の各部分の高さ又は建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	220,000 加算額有	-	-	-
316	都市開発	複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	建築基準法施行条例	1件	6,400 + 加算額	-	-	-
317	都市開発	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
318	都市開発	建築設備に関する確認申請手数料	建築基準法施行条例	1件	9,000 他3種類	-	-	-
319	都市開発	建築設備に関する完了検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	13,000 他	-	-	-
320	都市開発	工作物に関する確認申請手数料	建築基準法施行条例	1件	8,000 他	-	-	-
321	都市開発	工作物に関する完了検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	9,000	-	-	-
322	都市開発	地区整備計画区域内における建築物の用途制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	180,000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
323	都市開発	地区整備計画区域内における建築物の容積率の最高限度の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
324	都市開発	地区整備計画区域内における建築物の建ぺい率の最高限度の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	33,000	-	-	-
325	都市開発	地区整備計画区域内における建築物の高さの最高限度の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
326	都市開発	地区整備計画区域内における公益上必要な建築物の特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
327	都市開発	開発登録簿の写しの交付手数料	手数料条例	1通	470	-	-	-
328	土木	道路占用料督促手数料	手数料条例	1通	100	-	-	-
329	土木	道路認定路線証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
330	土木	道路認定路線幅員証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
331	土木	道路台帳コピー代	行政資料閲覧規程	1枚	10	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
332	土木	自転車駐車場駐車料 (瓦町地下自転車駐車場ほか1箇所)	有料自転車等駐車場条例	自転車 一時駐車100 / 回 定期駐車 一般 1か月 月2,000 3か月 月5,500 学生等 1か月 月1,800 3か月 月5,000 原動機付自転車 一時駐車200 / 回 定期駐車 一般 1か月 月4,000 3か月 月11,000 学生等 1か月 月3,600 3か月 月10,000		-	-	-
333	土木	放置自転車等移送費	自転車等の適正な利用に関する条例	1 台	自転車 1,000	-	-	-
334	土木	放置自転車等保管費			原付 2,500	-	-	-
335	土木	市営住宅使用料督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1通	100	-	-	-
336	土木	市営住宅自動車保管場所使用承諾証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
337	土木	浄化槽保守点検業登録申請手数料	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1件	30,000	-	-	-
338	土木	浄化槽保守点検業登録更新申請手数料	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1件	30,000	-	-	-
339	土木	浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請手数料	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1件	1,500	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
340	土木	浄化槽保守点検業登録証書再交付申請手数料	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1件	2,300	-	-	-
341	土木	公共下水道受益者負担金督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1通	100	-	-	-
342	消防	危険物仮貯蔵、仮取扱い承認申請手数料	消防手数料条例	1件	5,400	-	-	-
343	消防	危険物製造所の設置許可申請手数料	消防手数料条例	1件	3,000 他4種類	-	-	-
344	消防	危険物貯蔵所の設置許可申請手数料	消防手数料条例	1件	2,000 他26種類	-	-	-
345	消防	危険物取扱所の設置許可申請手数料	消防手数料条例	1件	5,000 他11種類	-	-	-
346	消防	危険物製造所の位置、構造又は設備変更許可申請手数料	消防手数料条例	1件	9,500 他4種類	-	-	-
347	消防	危険物貯蔵所の位置、構造又は設備変更許可申請手数料	消防手数料条例	1件	1,000 他26種類	-	-	-
348	消防	危険物取扱所の位置、構造又は設備変更許可申請手数料	消防手数料条例	1件	8,000 他11種類	-	-	-
349	消防	危険物製造所設置許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	9,500 他4種類	-	-	-
350	消防	危険物貯蔵所設置許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	1,000 他26種類	-	-	-
351	消防	危険物取扱所設置許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	8,000 他11種類	-	-	-
352	消防	危険物製造所の位置、構造又は設備変更許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	9,750 他4種類	-	-	-
353	消防	危険物貯蔵所の位置、構造又は設備変更許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	5,000 他26種類	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
354	消防	危険物取扱所の位置、構造又は設備変更許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	3,000 他11種類	-	-	-
355	消防	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用承認申請手数料	消防手数料条例	1件	5,400	-	-	-
356	消防	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可完成検査前検査手数料	消防手数料条例	1件	6,000 他26種類	-	-	-
357	消防	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備変更許可完成検査前検査手数料	消防手数料条例	1件	6,000 他26種類	-	-	-
358	消防	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所保安検査手数料	消防手数料条例	1件	340,000 他12種類	-	-	-
359	消防	タンク検査手数料	消防手数料条例	1件	6,000 他7種類	-	-	-
360	消防	事実確認証明 その他の証明	消防手数料条例	1通	350	-	-	-
361	水道	給水装置設計審査手数料 (新設工事)	水道事業給水条例	1件	3000	水道事業給水条例	1件	200
362	水道	給水装置設計審査手数料 (改造、修繕又は撤去工事)	水道事業給水条例	1件	2000	水道事業給水条例	1件	200
363	水道	給水装置しゅん功検査手数料 (新設工事)	水道事業給水条例	1件	3000	水道事業給水条例	1件	500(25mm未満) 1,000(25mm以上)
364	水道	給水装置しゅん功検査手数料 (改造、修繕又は撤去工事)	水道事業給水条例	1件	2000	水道事業給水条例	1件	250(25mm未満) 500(25mm以上)
365	水道	指定給水装置工事事業者指定手数料	水道事業給水条例	1件	17000	-	-	-

○手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			庵 治 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
366	教育	高松市立第一高等学校入学選考手数料	学校条例	1件	2,200	-	-	-
367	教育	高等学校入学金	学校条例	1件	5,650	-	-	-
368	文化	美術品等撮影許可手数料 (学術研究を目的とする場合)	美術館条例	1点1回	500	-	-	-
369	文化	美術品等撮影許可手数料 (出版等を目的とする場合)	美術館条例	1点1回	5,080	-	-	-

協議第 1 2 号資料

「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて」に関する資料

補 助 金 ・ 交 付 金 等 の 現 況 に つ い て ・ ・ ・ ・ ・ 5 9 ～ 7 7

補助金・交付金等について

平成 1 6 年度の両市町の当初予算を元に、「負担金、補助及び交付金」のうち、単なる会議への出席者負担金、団体への年度会費的な負担金等を除いたものを記載している。

○補助金及び交付金等の現況

NO.	高 松 市	庵 治 町
	件 名	件 名
1	香川県国際交流協会負担金	香川県国際交流協会負担金
2	かがわ国際交流フェア実行委員会負担金	
3	高松市国際交流協会運営補助金	
4		海外視察研修（ふれあいの翼）補助金
5	香川県防災行政無線管理運営協議会保守点検負担金	香川県防災行政無線管理運営協議会保守点検負担金
6	香川県防災情報システム端末装置保守点検負担金	香川県防災情報システム端末装置保守点検負担金
7		自衛隊父兄会香川支部連合会木田支部町補助金
8	放送大学科目履修受講助成金	
9	大学公開講座受講助成金	
10	香川県市町村職員互助会負担金	香川県市町村職員互助会負担金
11	高松市職員共済会交付金	町職員むつみ会補助金
12	香川県情報化推進機構負担金	香川県情報化推進機構負担金
13		かがわ電子自治体システム運営負担金
14	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金	才田テレビ共同受信施設会補助金
15	まちづくりゼミナール“がんばれ高松”運営団体補助金	
16	高松地区広域市町村圏振興事務組合負担金	高松地区広域市町村圏振興事務組合負担金
17	排水再利用施設設置助成金	
18	桜川ダム建設事業負担金	
19	市町合併協議会負担金	合併協議会負担金
20	県派遣職員給与費負担金	
21	高松税務署管内納税貯蓄組合連合会広報分担金	高松税務署管内納税貯蓄組合連合会広報分担金
22	申告納税相談事務地区交付金	
23	部落有財産処分補助金	
24	離島救急患者輸送費補助金	
25	離島航路補助金	
26	市連合自治会連絡協議会補助金	
27	自治会活動補助金	自治会運営補助金
28	自治会集会所管理運営補助金	
29	自治会加入・結成奨励補助金	
30	自治会集会所新築等補助金	
31	高松市民のねがい推進協議会補助金	
32	高松市地域ふれあい交流事業補助金	
33	防犯灯設置補助金	防犯灯設置費補助金
34		自治会町単独補助金
35	防犯協会補助金	さぬき地区防犯協会連合会会費
36	地域コミュニティ構築支援補助金	

○補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町	
NO.	件 名	件 名	
37	部落管理墓地整備事業補助金	三昧堂管理助成金	
38	簡易火葬場改修事業補助金		
39	市民葬儀助成金	町民葬儀助成金	
40	平和公園関連施設整備事業交付金		
41	暮らしをみなおす市民のつどい負担金		
42	高松市消費者団体連絡協議会運営補助金		
43	日曜市運営事業補助金		
44	就職支度金補助金		
45	人権・同和問題啓発講演会開催負担金	香川県東讃ブロック人権講演会負担金	
46	世界人権宣言高松市実行委員会負担金		
47	地域改善事業補助金		
48	香川県人権擁護委員連合会補助金	香川県人権擁護委員連合会補助金	
49	香川県人権擁護委員連合会高松部会補助金	香川県人権擁護委員連合会木田部会補助金	
50	全国隣保館職員ブロック別研修会開催負担金		
51	田村子ども文庫負担金		
52	上天神隣保館下水道受益者負担金		
53	香川県建設国民健康保険組合事業補助金		
54	老人性白内障特殊眼球等購入費助成事業補助金		
55	福祉医療助成・国保事業協力補助金		
56	香川県国民健康保険団体連合会負担金	香川県国民健康保険団体連合会負担金	
57	一般被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費	
58	退職被保険者療養給付費	退職被保険者療養給付費	
59	一般被保険者療養費	一般被保険者療養費	
60	退職被保険者療養費	退職被保険者療養費	
61	一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費	
62	退職被保険者高額療養費	退職被保険者高額療養費	
63	一般被保険者分移送費	一般被保険者分移送費	
64	退職被保険者分移送費	退職被保険者分移送費	
65	出産育児一時金	出産育児一時金	
66	葬祭費	葬祭費	
67	老人保健医療費拠出金	老人保健医療費拠出金	
68	老人保健事務費拠出金	老人保健事務費拠出金	
69	介護納付金	介護納付金	
70	高額医療費共同事業拠出金	高額医療費共同事業拠出金	
71	人間ドック（一般ドック）助成金	人間ドック（一般ドック）助成金	
72	人間ドック（脳ドック）助成金	人間ドック（脳ドック）助成金	

○ 補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町	
NO.	件 名	件 名	
73	老人保健法老人医療給付費	老人保健法老人医療給付費	
74	老人保健法医療費支給費	老人保健法医療費支給費	
75	福祉医療助成事業協力交付金		
76	男女共同参画市民フェスティバル補助金		
77	高松市婦人団体連絡協議会運営補助金	庵治町婦人会補助金	
78	ジェンダーフリーたかまつ市民会議活動交付金		
79	ふれあいのまちづくり事業補助金		
80	高松市社会福祉協議会事業交付金	庵治町社会福祉協議会補助金	
81		庵治町原爆被害者会補助金	
82		香川県原爆被害者の会補助金	
83	高松更正保護婦人会事業補助金		
84	高松地区保護司会連合会事業補助金	木田地区保護司会補助金	
85	高松市傷痍軍人会事業補助金	庵治町傷痍軍人会補助金	
86	高松ボランティア協会事業補助金		
87	更生保護法人 讃岐修斉会事業補助金	更生保護法人 讃岐修斉会事業補助金	
88	生活保護世帯水道料援護廃止プログラム変更負担金		
89	地区民生委員推薦準備会事業交付金		
90	地区民生児童委員協議会交付金	香川県民生児童委員協議会負担金	
91	地区民生児童委員協議会活動推進費交付金		
92	地区民生委員会長活動事業交付金	民生委員会長連絡会負担金	
93	高松市遺族会事業補助金	庵治町遺族厚生会補助金	
94	地区遺族会事業補助金		
95	日本戦災遺族会香川県支部事業補助金		
96		大島青松園入園者見舞金	
97	介護保険利用者負担軽減事業補助金	介護保険訪問介護利用低所得者利用料補助金	
98	離島介護サービス提供促進事業補助金	庵治町離島介護サービス提供促進事業補助金	
99	住宅改修支援事業補助金		
100	介護給付費審査支払業務負担金	介護給付費審査支払手数料	
101	国民健康保険団体連合会負担金（主治医意見書作成手数料）	主治医意見書作成手数料	
102	介護認定審査会共同設置負担金	高松広域市町村圏振興事務組合負担金	
103	居宅介護サービス等給付費	居宅介護サービス等給付費	
104	居宅介護サービス計画等給付費	居宅介護サービス計画等給付費	
105	施設介護サービス等給付費	施設介護サービス等給付費	
106	福祉用具購入費	福祉用具購入費	
107	住宅改修費	住宅改修費	
108	高額介護サービス等費	高額介護サービス等費	

○補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町
NO.	件 名	件 名
109	財政安定化基金拠出金	財政安定化基金拠出金
110	身体障害者福祉ホーム運営事業補助金	
111	心身障害者小規模通所作業所運営事業補助金	
112	身体障害者福祉タクシー助成金	
113	身体障害者福祉タクシー設置事業補助金	
114	身体障害者自動車改造等助成金	
115	高松市身体障害者協会事業補助金	香川県身障協会庵治分会補助金
116	高松市肢体不自由児（者）父母の会事業補助金	香川県肢体不自由児協会補助金
117	脳性マヒ親と子の会事業補助金	
118	香川県中途失聴難聴者協会事業補助金	
119	在宅重度障害者慰問見舞金支給事業補助金	
120	香川県肢体不自由児愛護事業負担金	
121	身体障害者結婚祝金助成事業補助金	
122	高松市身体障害者友愛のつどい事業補助金	
123	身体障害者福祉大会事業補助金	木田・香川地区身体障害者福祉大会補助金
124	ナイスハートパザールイン香川事業補助金	
125	高松ふれあいの店事業補助金	
126	高松市身体障害者文化祭事業補助金	
127	サンサン祭り事業補助金	
128	身体障害者社会見学事業補助金	
129	障害者派遣事業補助金	
130	身体障害者住宅改造費補助金	身体障害者住宅改造費補助金
131	障害者生活福祉資金貸付金利子補給金	
132	身体障害者福祉施設整備事業利子補給金	
133	心身障害者扶養共済制度掛金助成金	
134	自立支援教育訓練給付金事業	
135	高等技能訓練促進事業	
136	知的障害者授産通所施設通園事業補助金	
137	高松市障害児（者）育成会事業補助金	
138	知的障害者小規模作業所運営事業補助金	
139	知的障害者福祉施設産休等代替職員賃金等補助金	
140	知的障害者福祉施設整備事業補助金	
141	知的障害者施設整備事業利子補給金	
142	精神障害者グループホーム運営補助金	
143	手をつなぐ親と子の大会運動会事業補助金	
144	ちびっこ教室事業補助金	

○補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町
NO.	件 名	件 名
145	高松市障害者を守る会事業補助金	中部ろうあ協会補助金
146	心身障害児社会見学事業補助金	
147		障害者生活支援事業庵治町負担金
148	高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業補助金	
149	老人クラブ活動助成金	単位老人クラブ活動費補助金
150	老人クラブ連合会活動事業補助金	老人クラブ連合会活動事業補助金
151	老人クラブ連合会運営事業補助金	木田郡老人クラブ連合会各種事業補助金
152	シルバー人材センター運営補助金	シルバー人材センター補助金
153	シルバー人材センター高齢者援助サービス事業補助金	
154	在宅福祉サービス事業補助金	
155	老人入浴助成金	
156	高齢者住宅改造助成費	高齢者住宅改造助成費
157	老人福祉施設産休等代替職員賃金等助成金	
158	軽費老人ホーム事務費補助金	
159	高松地区広域市町村圏振興事務組合老人ホーム負担金	高松地区広域市町村圏振興事務組合老人ホーム負担金
160	老人つどいの家新築等補助金	
161	老人つどいの部屋整備補助金	
162	老人福祉施設整備事業補助金	
163	痴呆性老人居室整備事業補助金→廃止	
164	老人福祉施設整備事業利子補給金	特別養護老人ホーム建設資金利子補給事業経費補助事業
165		在宅当番医制事業委託料関係町負担金
166	香川県母子福祉連合会高松支部運営補助金	
167	社会福祉法人豊島神愛館運営補助金	
168	母親クラブ事業補助金	
169		母子愛育会事業補助金
170	香川県家庭相談員連絡協議会会費	
171	児童福祉施設業務省力化設備整備事業補助金	
172	児童福祉施設整備事業補助金	
173	児童福祉施設整備事業利子補給金	
174	産休等代替職員賃金等補助金	
175	民間児童館運営費補助金	
176	母子福祉資金等貸付金利子補給金	
177	日本スポーツ振興センター負担金	
178	市立保育所遠足等職員負担金	
179	延長保育事業補助金	
180	長時間保育事業補助金	

○ 補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町
NO.	件 名	件 名
181	一時保育事業補助金	
182	延長保育促進事業保育料軽減事業補助金	
183	認可外保育施設職員健診助成補助金	
184	高松市保育研究会事業補助金	
185	認可外保育施設補助金	
186	第3子以降の児童の保育料補助金	
187	社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金	
188	私立保育所職員研修補助金	
189	県派遣職員給与費負担金	
190	介護老人保健施設整備事業補助金	
191	香川県食品衛生協会食品衛生推進事業補助金	県高松地区食品衛生協会補助金
192	公衆浴場施設改善資金利子補給補給金	
193	公衆浴場活性化事業等補助金	
194	公衆浴場施設改善事業補助金	
195	公衆浴場水道料金補助金	
196	香川県動物管理指導所周辺環境美化事業補助金	
197	犬猫不妊去勢手術費補助金	
198	結核定期健康診断補助金	
199	精神障害者共同作業所運営補助金	
200	精神障害者家族会運営補助金	
201	精神障害者地域生活支援センター施設整備事業補助金	
202	精神障害者小規模通所授産施設運営事業補助金	
203	病院事業会計負担金	
204	保健事業推進補助金	
205	高松市保健委員会連絡協議会運営補助金	
206	地区保健委員会育成補助金	
207	高松市献血推進協議会連絡会運営補助金	
208	地区献血組織育成補助金	
209	がん対策思想普及事業費負担金	
210	歯の衛生週間無料診療補助金	
211	歯科救急医療センター休日歯科診療事業補助金	
212	歯科救急医療センター夜間救急歯科診療事業補助金	
213	病院群輪番制病院運営費補助金	病院群輪番制病院運営費負担金
214	病院群輪番制病院調整費補助金	
215	身体障害児在宅歯科診療事業運営補助金	
216	寝たきり者在宅訪問歯科診療事業運営補助金	

○補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町	
NO.	件 名	件 名	
217	高松市医師会看護専門学校運営補助金		
218	木田郡医師会附属准看護学院運営補助金		
219	香川県難病患者・家族団体連絡協議会高松支部運営補助金		
220	汚染負荷量賦課金		
221	石清尾テレビ共同受信施設負担金		
222	水道事業会計補助金		
223	陶第2処分地下流域土地改良事業負担金		
224	大原田子出公民館駐車場整備事業負担金		
225	元清掃工場汚染負荷量賦課金		
226	高松地区広域市町村圏振興事務組合負担金	高松地区広域市町村圏振興事務組合負担金	
227		香川県東部清掃施設組合負担金	
228	離島し尿収集事業交付金		
229		産廃処理事業補助金	
230		石材集積活性化補助金	
231		環境施設整備補助金	
232	高松市環境美化都市推進会議補助金	地区衛生組織庵治支部補助金	
233	高松市上下水道工事業協同組合ビル内公衆便所維持管理負担金		
234	高松市住宅用太陽光発電システム設置補助金	太陽光発電装置設置助成	
235	高松市衛生組合連合会運営事業補助金		
236	衛生害虫共同防除用器材購入事業補助金		
237	衛生組合河川等清掃事業補助金		
238	クリーン高松推進事業交付金		
239	リサイクル推進員活動事業交付金		
240	分別収集推進活動補助金		
241	ステーション管理障害保険補助金		
242	生ごみ堆肥化容器購入補助金		
243	生ごみ処理機購入補助金		
244	防火用水用ため池使用負担金		
245	勤労者福祉対策事業補助金	庵治勤労者協議会補助金	
246	障害者雇用促進事業補助金		
247	香川県労働者福祉協議会事業補助金		
248	香川県中小小売商団体連合会補助金		
249	高松職業安定協会補助金		

○補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町
NO.	件 名	件 名
250	生鮮三品連絡協議会共同事業補助金	
251	香川県生活衛生協会補助金	
252	中小企業指導団体育成補助金	庵治町商工会補助金
253	中小企業経営講習会共催負担金	
254	香川県溶接技術コンクール開催補助金	
255	外国人研修生受入事業補助金	
256	高松商工会議所中小企業人材確保就業機会拡大事業補助金	
257	高松市企業代表者懇談会開催負担金	
258	中央商店街通行量調査負担金	
259	中央商店街店舗立地動向調査負担金	
260	商店街共同施設補助金	
261	矢島町産業文化祭出展参加事業負担金（商工労政課）	
262	高松・彦根・水戸3市の観光と物産展負担金（商工労政課）	
263	高松町夏まつり出展参加事業負担金（商工労政課）	
264	電気のふるさとじまん市負担金	
265	香川の家具とぬりもの新作見本市補助金	
266	香川の漆器まつり補助金	
267	全国漆器展補助金	
268	香川県ぬりものの展示会補助金	
269	高松港コンテナターミナル振興協議会負担金	
270	香川貿易情報センター補助金	
271	緊急経営安定対策特別融資資金利子補給金	
272	中小企業融資保証料補給金	
273	市町協調特産小口融資補償料補給金	
274	同和対策小規模企業融資対策資金利子補給金	
275	同和対策小規模企業経営改善資金利子補給金	
276	同和対策小規模企業融資対策資金保証料補助金	
277	市町協調同和対策融資補償料補給金	
278	中小企業公害防止施設整備資金利子補給金	
279	中小企業勤労青少年対策連絡協議会負担金	
280	香川県商圏調査負担金	
281	TMO高松事業構想推進補助金	
282	ISO14001シリーズ認証取得推進事業補助金	
283	給付事業費	
284	人間ドック利用助成金	
285	矢島町産業文化祭出展事業負担金（観光課）	

○補助金及び交付金等の現況

NO.	高 松 市	庵 治 町
	件 名	件 名
286	高松町夏まつり出展事業負担金（観光課）	
287	四国4市観光交流会事業負担金	
288	瀬戸大橋・明石・鳴門大橋循環広域観光協議会事業負担金	
289	わがかがわキャンペーン事業負担金	
290	四国の観光展事業負担金	
291	五色台学運営協議会負担金	
292	国際観光振興会負担金	
293	高松観光コンベンション・ビューロー運営補助金	
294	全国大会等開催補助金	
295	国立公園清掃活動事業負担金	
296	国際観光振興会事業負担金	
297	高松まつり振興会補助金	ふれあい祭庵治実行委員会補助金
298	高松秋のまつり大名行列推進委員会補助金	
299	高松冬のまつり実行委員会補助金	
300	地区観光協会事業補助金	
301	海の月間事業補助金	
302	夢市場運営補助金	
303	桃太郎まつり育成事業補助金	
304	観光ボランティアガイド育成事業補助金	
305	国立公園内施設整備事業負担金	
306	屋島サマーフェスタ事業補助金	
307	屋島ゆうやけいフェスタ事業補助金	
308	NHK大河ドラマ「義経」誘致事業補助金	大河ドラマ「義経」実行委員会負担金
309	屋島山上廃屋再活用支援事業補助金	
310	サンポート高松オープニング広報負担金	
311	サンポート財団運営補助金	
312	サンポート高松カラーコルトン掲出事業補助金	
313	パラグライダー運営事業補助金	
314	農業後継者等海外派遣研修事業補助金	
315	農業後継者クラブ育成事業補助金	
316	農業青年クラブ育成事業補助金	
317	市民農園整備事業補助金	
318	水田農業経営確立対策事業補助金	
319	認定農業者育成支援事業補助金	
320	中山間地域等直接支払事業補助金	中山間地域等直接支払事業補助金
321	農業経営基盤強化資金利子補給金	

○補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町
NO.	件 名	件 名
322	良質米・麦生産拡大推進事業補助金	高松地域良質米生産流通推進協議会負担金
323	地力維持培養農産物流通改善事業補助金	
324	効率的・持続的な集落営農育成事業費補助金	
325	土地利型農業活性化事業費補助金	
326	高松地域中山間地対策協議会負担金	
327	新規就農者階層別支援事業費	
328	多彩な演芸産地育成推進事業補助金	
329	農業用非プラスチック適正処理推進事業補助金	
330	イノシシ被害防止対策事業補助金	
331	高松市農業振興協議会事業補助金	
332	高松市耕種振興協議会補助金	
333	農業共済組合事業補助金	高松農業共済組合補助金
334	生活改善クラブ育成事業補助金	
335	農協技術員等研修事業補助金	
336	認定農業者連絡協議会事業補助金	
337	農業生産総合対策事業補助金	
338	水田農業経営確立対策事業費補助金（たばこ）	
339	創造的農業育成支援事業補助金	
340	園芸産地育成強化推進事業補助金	
341	果樹産地整備促進事業補助金	
342	高松市園芸特産振興協議会補助金	
343	香川県鬼無植木盆栽センター事業補助金	
344	高松市花き優良種苗導入育成組合事業補助金	
345	高松市葉たばこ共同施設利用組合補助金	
346	高松市西部かんきつ共同選果場事業補助金	
347	農業近代化資金利子補給金	農業近代化利子補給金
348	家畜法定伝染病予防事業補助金	
349	優良家畜導入輸送費補助金	
350	繁殖和牛等増産対策事業補助金	
351	和牛等改良基地育成事業補助金	
352	家畜飼養効率化促進事業補助金	
353	水田農業経営確立対策事業費（畜産）	
354	高松市畜産共進会負担金	高松市畜産共進会負担金
355	高松市肉牛枝肉共励会事業補助金	
356	高松市畜産振興協議会補助金	
357	高松市ホルスタインクラブ事業補助金	

○補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町	
NO.	件 名	件 名	
358	香川県畜産会負担金	香川県畜産会負担金	
359	家畜環境整備特別対策事業補助金		
360	家畜環境衛生対策事業補助金		
361	畜産施設改善事業資金利子補給金		
362	乳用牛、肉用牛及び繁殖用牛素畜預託事業資金利子補給金		
363	下刈事業補助金		
364	枝打事業補助金	枝打事業補助金	
365	除間伐事業補助金		
366	森林組合作業班員確保対策事業補助金		
367	木材需要拡大推進事業補助金		
368	森林組合事業補助金		
369	栽培漁業推進事業費補助金	栽培漁業推進事業費補助金	
370	水産教室事業補助金	水産教室事業補助金	
371	漁船漁具保全施設設置事業補助金		
372	藻類養殖事業補助金		
373	貝類養殖事業補助金		
374	底曳網対策事業補助金		
375	海浜清掃事業補助金		
376	淡水魚種苗放流事業補助金		
377	漁業協同組合連絡協議会補助金		
378	漁業後継者クラブ育成事業補助金		
379	底曳網協議会事業補助金		
380	高松地区海苔養殖研究会補助金		
381	漁業近代化資金利子補給金	漁業近代化資金利子補給金	
382	全国豊かな海づくり大会事業負担金		
383	高松市食肉事業協同組合と畜解体業務運営補助金		
384	BSE対策補助金		
385		稚仔放流事業補助金	
386		漁業新技術実証事業補助金	
387		漁場整備事業補助金	
388		産地競争力強化対策資金利子補給金	
389		東讃地区マリノーション推進協議会負担金	
390		庵治町単独町費補助事業補助金(水産関係)	
391	県営土地改良事業補助金		
392		庵治町土地改良区大池地区事業費補助金	
393		集落営農定着化推進事業補助金	
394	団体営土地改良事業補助金		

○ 補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町
NO.	件 名	件 名
395	単独県費補助土地改良事業補助金	
396	単独市費土地改良事業補助金	単独町費土地改良事業補助金
397	国費災害復旧事業補助金	
398	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	
399	香川用水土地改良区賦課負担金	
400	香川用水事業推進協議会負担金	
401	香川用水新川沿岸土地改良区補助金	
402	市土地改良区連合会運営費補助金	庵治町土地改良区補助金
403	新川吉田川沿岸排水対策促進期成会補助金	
404	全日本プロ自転車競技大会協賛分担金	
405	日本競輪選手会香川支部補助金	
406	日本競輪選手会四国地区本部補助金	
407	四国地区施行者協議会分担金	
408	高松競輪場臨時従事員共済会交付金	
409	ファンクラブ事業補助金	
410	記念場外負担金	
411	観音寺場外負担金	
412	S級場外負担金	
413	全国競輪施行者協議会分担金	
414	日本自転車振興会交付金	
415	公営企業金融公庫納付金	
416	高松市中央卸売市場清掃協力会補助金	
417	市民病院ループバス維持費補助金	
418	鉄道近代化設備整備費補助金	
419	高松市生活交通路線維持費補助金	
420	音声放送装置改善補助金	
421	ショッピングレインボー循環バス維持費補助金	
422	公共交通旅客施設バリアフリー事業整備事業費補助金	
423	公共交通移動円滑化整備事業費補助金	
424	都市景観形成助成金	
425	高松市都市景観まちづくり協議会活動助成金	景観形成（コスモス）助成金
426	交通空白地帯における乗合タクシー等運行実験補助金(山田地区)	
427	琴電琴平線鉄道高架事業負担金	
428	四国横断自動車道関連特別用地対策事業補助金	
429	民間駐車場整備助成金	
430	高松港頭地区都市再生総合整備事業負担金	

○ 補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町	
NO.	件 名	件 名	
431	高松港頭地区土地区画整理事業県施行負担金		
432	高松港頭地区都市再生総合整備事業補助金（間接補助金）		
433	香川県菊友会事業補助金		
434	高松市の名木助成金		
435	高松春のまつりフラワーフェスティバル&交通安全フェア負担金		
436	高松市花と緑の協会補助金		
437	日本土地区画整理協会会費		
438	上水道新設負担金		
439	国道11号線整備促進協力会負担金		
440	国土建設推進協力会高松支部負担金		
441	海水供給業務負担金		
442	狭あい道路拡幅整備事業補助金		
443	新川西堤防線他2線		
444		香川県事業地元負担金	
445		庵治町単独町費補助事業補助金(道路関係)	
446	高松市交通安全都市推進協議会補助金		
447	高松市交通安全母の会連絡協議会補助金	庵治町交通安全母の会補助金	
448	地域交通安全活動推進委員協議会補助金活動推進費		
449	違法駐車防止対策推進協議会補助金		
450	民間自転車等駐車場施設管理運営事業補助金		
451	市民交通傷害保障校区(地区)別周知会交付金		
452		庵治町交通少年団育成会補助金	
453		庵治幼稚園こじかクラブ補助金	
454	高松港清港会補助金		
455	高松港コンテナターミナル施設負担金		
456		久通港改修事業の起債に伴う元利償還金公債負担金	
457		庵治町単独町費補助事業補助金(河川関係)	
458		急傾斜地事業地元負担金	
459	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	
460	日本下水道事業団業務運営補助金		
461	生活扶助世帯排水設備設置助成金		
462	香東川流域下水道維持管理者負担金		
463	雨水貯留浸透施設整備助成費補助金	雨水等利用促進助成金	
464	雨水流出抑制施設整備助成費		
465		早期水洗化奨励金	
466		水洗工事融資あっせん利子補給負担金	

○補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町	
NO.	件 名	件 名	
467	消防大学校研修負担金	消防大学等研修負担金	
468	救急救命士教育訓練事業負担金	救命士実務研修等負担金	
469	テレホンサービスユーザー協会会費		
470	幼少年消防クラブ連絡協議会補助金		
471	婦人防火クラブ連絡協議会補助金	婦人防火クラブ連絡協議会補助金	
472	消防出初式等参加助成金		
473	消火用水負担金		
474	画像伝送システム負担金		
475	全国消防協会四国地区支部救助指導会負担金（本部割負担金）	全国消防協会四国地区支部救助指導会負担金	
476	全国消防長会秋季役員会開催地負担金	香川県下予防担当者開催地負担金	
477	自主防災組織連絡協議会補助金		
478	消防団員相互共助会補助金		
479	消防団員等公務災害補償等共済基金掛金		
480	消防団員福祉共済制度掛金相当分助成金	香川県消防補償等組合負担金	
481	消防団本部運営交付金	庵治町消防団運営費	
482	消防分団運営交付金	庵治町消防団分団運営費	
483	香川県消防操法大会参加分団交付金		
484	消火栓維持管理費負担金	消火栓維持管理費負担金	
485	消火栓設置負担金		
486		讃岐地区広域消防組合運営費負担金	
487		讃岐地区消防連合会負担金	
488	放送大学科目履修助成金		
489	通信教育講座助成金		
490	自主研究グループ活動助成金		
491	香川県市町村職員互助会負担金		
492	高松市職員共済会事業交付金		
493	インターネット接続料		
494	海底送水管損害補償制度保険料受入		
495	国有資産等所在市町村交付金		
496	無線電話装置電波使用料		
497	香川県公益事業警察連絡協議会運営負担金		
498	鉛管取替助成事業		
499	配水管布設工事助成事業		
500	私有道における輻輳給水管および鉛管解消工事助成事業		
501	内外情勢調査会負担金		

○補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町	
NO.	件 名	件 名	
502	下水道受益者負担金	下水道受益者負担金	
503	高松市奨学金		
504	大学等教育資金利子補給金		
505	総合的な学習の時間活性化推進事業費		
506	渡航負担金（英語圏JET）		
507	教職員研修負担金	教員研修補助金	
508	日本体育・学校健康センター負担金	日本スポーツ振興センター負担金	
509	高松市小学校教員研修補助金	教員研修費等補助金	
510	香川県小学校教育研究会負担金補助金	香川県小学校教育研究会負担金	
511	香川県小学校長会負担金補助金	香川県・木田郡小学校長会負担金	
512	香川県小学校教頭会負担金補助金	香川県・木田郡小学校教頭会負担金	
513	小学校障害児学級連合宿泊訓練学習補助金	木田郡障害児学級宿泊学習負担金	
514	全国特殊教育研究会負担金補助金	全日本特別支援教育研究会負担金	
515	高松市障害児教育推進協議会補助金	木田郡障害児教育研究会負担金	
516	全国特殊学級設置学校長協会負担金補助金	全国特殊学級設置学校長協会負担金補助金	
517	高松市中学校長研修事務補助		
518	香川県中学校長会負担金補助金	香川県・讃岐地区中学校長会負担金	
519	香川県中学校教頭会負担金補助	香川県・讃岐地区中学校教頭会負担金	
520	香川県中学校教育研究会負担金補助金	香川県中学校教育研究会負担金	
521	高松市中学校教員研修補助金	教員研修費等補助金	
522	高松市障害児教育推進協議会補助金		
523	全国特殊教育研究会負担金補助金	全日本特別支援教育研究会負担金	
524	高松市中学校障害児学級連合宿泊学習補助金	木田郡障害児学級宿泊学習負担金	
525	全国特殊学級設置学校長協会負担金補助金	全国特殊学級設置学校長協会負担金負担金	
526	離島生徒通学費補助		
527	中学校卒業生就職激励会開催補助金		
528	県高等学校教育研究会負担金補助金		
529	高松市定時制・通信制教育振興会補助金		
530	高松市私立高等学校教育研究会補助金		
531	県外遠征対策補助金		
532	幼稚園教員研修交付金	教員研修費等補助金	
533	県幼稚園教育研究会負担金補助金	香川県・木田郡幼稚園教育研究会負担金	
534	国・県幼稚園長会負担金補助金	香川県国公立幼稚園長会負担金	
535	私立幼稚園連合会補助金		

○ 補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町	
NO.	件 名	件 名	
536	私立幼稚園就園奨励費補助金		
537	私立幼稚園就園費補助金		
538	私立幼稚園第3子以降園児就園費助成金		
539	私立幼稚園園児健康診断事業補助金		
540	就学時健康診断運営交付金		
541	高松市学校保健会運営補助金	木田郡学校保健会負担金	
542	高松市学校給食会補助金	木田郡学校給食会負担金	
543	高松市学校給食研究会補助金		
544	小学校体育研究会補助金	香川県学校体育会負担金	
545	中学校体育後援会連絡協議会運営補助金	木田郡中学校体育連盟負担金	
546	四国中学校総合体育大会派遣補助金	四国中学校総合体育大会派遣補助金	
547	四国中学校総合体育大会開催地負担金		
548	全国中学校体育大会参加生徒派遣補助金		
549	中学校総合体育大会生徒輸送補助金		
550	中学校新人体育大会生徒輸送補助金		
551	駅伝競走大会生徒輸送補助金		
552	学校体育推進事業生徒輸送補助金		
553	中学校体育部会運営補助金		
554	市PTA連絡協議会運営補助金	庵治町PTA協議会補助金	
555	第54回全国高等学校PTA連合会大会香川大会開催補助金		
556	市立幼稚園PTA連絡協議会運営補助金		
557	サンネットふれあい大学実行委員会負担金	サンネットふれあい大学実行委員会負担金	
558	成人式記念イベント支援補助金		
559	市青年団体連絡協議会補助金		
560	親子のふれあい活動推進事業補助金		
561	青年寺子屋事業補助金		
562	のびのび子どもプラザ事業補助金		
563	市民グループ女性教室開設補助金		
564	市民グループ家庭教育学級開設補助金		
565	高松・嶺北子ども交歓会共催負担金		
566	子ども会フットベースボール大会事業共催負担金		
567		子どもマリンスポーツ交流連絡協議会負担金	
568	子どもまつり新春子どもフェスティバル事業共催負担金		
569	高松市子ども会育成連絡協議会補助金	庵治町こども会育成連絡協議会補助金	
570	少年少女団体運営事業補助金（ボーイ・ガールスカウト）		
571	各校区子ども育成連絡協議会運営補助金		

○ 補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町	
NO.	件 名	件 名	
572	子ども会育成会指導者講習会共催負担金		
573	子ども農園補助金		
574	高松市少年育成委員連絡協議会補助金		
575	高松市青少年健全育成市民会議補助金	庵治町青少年健全育成町民会議補助金	
576	生涯学習センター遊友塾事業補助金		
577	むうぶ片原町管理組合負担金		
578	世界人権宣言高松市実行委員会負担金補助		
579	部落解放基本法制定要求国民運動高松市実行委員会負担金補助		
580	高松市立幼稚園同和教育研究会補助金（園）		
581	高松市立小学校同和教育研究会補助金（小）		
582	高松市立中学校同和教育研究会補助金（中）		
583	部落開放香川県講演会参加補助金（小・中）		
584	全国人権・同和教育研究大会参加補助金（小・中）		
585	教職員研究費補助金（小・中）		
586	教育活動指導費補助金（対象地区（4小・4中）		
587	地区人権教育推進協議会補充金		
588	地区人権教育推進協議会補充金		
589	人権教育研修補助金（運動団体）		
590	社会教育団体補助金（対象地区）		
591	高松市同和教育推進協議会補助金	庵治町人権・同和教育推進協議会補助金	
592	中学校区労力向上総合事業補助金		
593	高松市スポーツ少年団認定員養成講習会開催負担金		
594	市民早朝野球大会補助金		
595	水戸市・高松市親善都市交歓野球大会開催補助金		
596	市民ハイキング運営補助金		
597	地区対抗ドッジボール大会補助金		
598	彦根市・高松市姉妹城都市交歓少年野球大会補助金		
599	高松市・松江市都市間交流事業バレーボール大会補助金		
600	矢島町・高松市スポーツ少年団交流事業補助金	庵治町スポーツ少年団補助金	
601	第20回郡市対抗源平駅伝競走大会補助金	郡市対抗源平駅伝競走大会補助金	
602	サンドヒル高松グラウンドゴルフ参加事業補助金		
603	西日本中央連携軸スポーツ大会参加事業補助金		
604	高校選抜ソフトテニス大会開催負担金		
605	高松市民スポーツフェスティバル開催負担金	庵治ファミリーマラソン実行委員会補助金	
606	健脚大会開催負担金（琴平・塩江）	高松地区広域連合健脚大会負担金	
607	サンネット園民スポーツ大会負担金		

○補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町
NO.	件 名	件 名
608	仏生山フェスタ開催負担金	
609	市民遠泳大会開催負担金	
610	高松市体育協会補助金	庵治町体育協会補助金
611	地区体育協会補助金	
612	地区体育協会連絡協議会補助金	
613	体力づくり市民会議補助金	庵治町体力づくり推進協議会補助金
614	学校体育施設開放事業補助金	
615	適応指導教室フレンドシップサマーキャンプ実行委員会負担金	
616	高松市文化財保護協会事業補助金	香川県文化財保護協会負担金 文化財保護団体補助金
617	屋島寺本堂管理事業補助金	
618	国指定文化財石清尾山古墳群管理事業補助金	
619	史跡勝賀城跡管理事業補助金	
620	史跡天然記念物屋島管理事業補助金	
621	国指定文化財小比賀家住宅管理事業補助金	
622	四国民家博物館市指定文化財管理事業補助金	
623	市指定史跡天然記念物等管理事業補助金	
624	無形文化財水任流泳法保存伝承公開事業補助金	
625	円座人形芝居保存伝承公開事業補助金	
626	重要有形民俗文化財讃岐および周辺地域の砂糖製	
627	造用具と砂糖しめ小屋・釜屋保存修理事業補助金	
628	文化奨励賞受賞者の集い補助金	
629	高松市芸術文化活動補助金	
630	市民文化祭（地区文化祭）事業補助金	
631	地域文化事業推進補助金	
632	高松市文化団体活動事業補助金	庵治町文化協会補助金
633	高松市鑑賞団体連絡協議会補助金	
634	新能開催補助金	
635	高松ユネスコ協会事業補助金	
636	高松ユネスコクラブ事業補助金	
637	各種学校運営協議会補助金	
638	秋季市民大学共催負担金	
639	芸術文化体験講座事業補助金	
640	ものづくりふれあい教室事業補助金	
641	広域交流センター管理運営負担金	
642	文化芸術ホール自主事業補助金	

○ 補助金及び交付金等の現況

高 松 市		庵 治 町
NO.	件 名	件 名
643	財団派遣市職員人件費補助金	
644	シンボルタワー（仮称）共用部管理費負担金	
645	市民公募型事業入選案補助金	
646	全国図書館大会開催地負担金	
647	菊池寛記念館文学展開催負担金	
648	菊池寛顕彰会事業補助金	
649	香川菊池寛賞共催負担金	
650	文学探訪開催負担金	
651	美術館展覧会開催負担金	
652	「戦争体験記」政策補助金	
653	農業委員会地区部会開催交付金	
654	議会運営交付金	
655	香川県五市議員共済年金受給者会補助金	
656	政務調査費（平成12年度まで市政調査研究費）	

協議第 2 3 号資料

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料

国民健康保険（料・税）の賦課等について	8 ~ 9
国民健康保険の健康推進事業について	10
出産育児一時金について	11
葬祭費について	12
高額療養費貸付制度について	13

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	22 国民健康保険事業の取扱い																																									
分 類	国民健康保険 (料 税)の賦課等																																									
現			況																																							
項 目	高 松 市			庵 治 町																																						
1 保険料・税の区分	保険料			保険税																																						
2 賦課期日	4月 1日			高松市と同じ。																																						
3 賦課方式	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)			高松市と同じ。																																						
4 税率等 (年額)	<table><tr><td>率及び限度額</td><td>医療給付費分</td><td>介護納付金分</td></tr><tr><td>所得割</td><td>7.0/ 100</td><td>1.5/ 100</td></tr><tr><td>資産割</td><td>26.9/ 100</td><td>5.9/ 100</td></tr><tr><td>均等割</td><td>29,100円</td><td>7,000円</td></tr><tr><td>平等割</td><td>24,200円</td><td>4,300円</td></tr><tr><td>課税限度額</td><td>530,000円</td><td>80,000円</td></tr></table>			率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	7.0/ 100	1.5/ 100	資産割	26.9/ 100	5.9/ 100	均等割	29,100円	7,000円	平等割	24,200円	4,300円	課税限度額	530,000円	80,000円	<table><tr><td>率及び限度額</td><td>医療給付費分</td><td>介護納付金分</td></tr><tr><td>所得割</td><td>6.3/ 100</td><td>0.8/ 100</td></tr><tr><td>資産割</td><td>30.0/ 100</td><td>4.0/ 100</td></tr><tr><td>均等割</td><td>29,000円</td><td>6,500円</td></tr><tr><td>平等割</td><td>30,000円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>課税限度額</td><td>530,000円</td><td>80,000円</td></tr></table>			率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	6.3/ 100	0.8/ 100	資産割	30.0/ 100	4.0/ 100	均等割	29,000円	6,500円	平等割	30,000円	4,500円	課税限度額	530,000円	80,000円
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																								
所得割	7.0/ 100	1.5/ 100																																								
資産割	26.9/ 100	5.9/ 100																																								
均等割	29,100円	7,000円																																								
平等割	24,200円	4,300円																																								
課税限度額	530,000円	80,000円																																								
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																								
所得割	6.3/ 100	0.8/ 100																																								
資産割	30.0/ 100	4.0/ 100																																								
均等割	29,000円	6,500円																																								
平等割	30,000円	4,500円																																								
課税限度額	530,000円	80,000円																																								
5 納期	年8回 (7月から翌年の 2月まで 毎月)			年7回 (7月から翌年の 1月まで 毎月)																																						
6 法定軽減制度	・7割軽減 前年における総所得金額が 33万円以下の世帯 ・5割軽減 前年における総所得金額が 33万円 + (世帯主を除く被保険者数 × 24万 5 千円)以下の世帯 ・2割軽減 前年における総所得金額が 33万円 + (世帯主を含む被保険者数 × 35万円)以下の世帯			高松市と同じ。																																						

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
保険税と保険料の違いにより 根拠法令等が異なる。 税率等、納期及び徴収方法が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 庵治町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。 庵治町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税 (料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税 (料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分 類	国民健康保険 (料 税)の賦課等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
7 減免制度	・天災その他災害を受けた者、その他特別の事情のある者 高松市国民健康保険料減免取扱基準により適用	高松市と同じ。 庵治町国民健康保険税条例施行規則の規定に基づき適用
8 徴収方法等	滞納世帯へは、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問し収納している。	職員が直接臨戸訪問している。徴収困難な者は、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分 類	国民健康保険の健康推進事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 人間ドック助成	対象者（下記の条件をすべて満たす者） ・国民健康保険に 1年以上継続して加入していること ・満 40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること 助成額 1人 1年度につき 25,000円	高松市と同じ。
2 脳ドック助成	対象者（下記の条件をすべて満たす者） ・国民健康保険に 1年以上継続して加入していること ・満 40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること 助成額 1人 1年度につき 25,000円	高松市と同じ。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	22 国民健康保険事業の取扱い		部 会 名	市 民
分 類	出産育児一時金			
現		況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 受給対象者	国民健康保険被保険者で出産（死産も含む。）した者 ただし、資格取得後6カ月以内で、それ以前に社会保険の本人資格が1年以上ある場合は除く。	高松市と同じ。		
2 給付額	出生児1人につき30万円	高松市と同じ。		
3 給付の手続き	出生届の後の場合 申請書だけを提出 出生届以前の場合 医師の出生証明等の添付が必要 死産の場合 埋葬許可書又は医師の証明が必要	高松市と同じ。	対 応 策	
4 給付方法	世帯主の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。		
5 支給期日	・口座振込……申請から1週間 現金払い……即日に支給	高松市と同じ。	調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分 類	葬祭費	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 受給対象	国民健康保険被保険者が死亡した場合に、葬儀を行った者	高松市と同じ。
2 給付額	1件当たり5万円	1件当たり3万円
3 給付の手続き	国民健康保険離脱手続きに併せ、申請書を提出	高松市と同じ。
4 給付方法	申請者の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込……申請から2週間 現金払い……支給日は、月2回	・口座振込……申請から2週間 現金払い……支給日は、月1回

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
給付額及び支給期日が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	22 国民健康保険事業の取扱い		部 会 名	市 民
分 類	高額療養費貸付制度			
現		況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 申請者の資格	国保料を完納していること 所得税の非課税者のみで構成されている世帯	国保料を完納していること	申請者の資格、貸付限度額が異なる。	
2 貸付限度額	高額療養費該当額の 9割 貸付額に上限は設けていない	高額療養費該当額の 8割 貸付額は、1万円以上 200万円以内		
3 貸付利息	なし	なし		
4 償還方法	高額療養費支給時に、自動振替	高松市と同じ。	対 応 策	
			合併年度は現行のとおりとし、合併年度の 翌年度から、高松市の制度に統一する。	
			調 整 案	
			合併年度は現行のとおりとし、合併年度の 翌年度から、高松市の制度に統一する。	

協議第24号資料

「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料

運 営 主 体 等 に つ い て	1 5
介 護 保 険 料 の 賦 課 ・ 徴 収 に つ い て	1 6
介 護 保 険 給 付 事 業 に つ い て	1 7
利 用 者 負 担 軽 減 事 業 に つ い て	1 8
介 護 認 定 調 査 事 業 等 に つ い て	1 9

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	23 介護保険事業の取扱い	
分 類	運営主体等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 運営主体	高松市が保険者として運営 (被保険者数 :平成16年4月1日現在) 第 1号 64,853人 第2号 466人 (要介護認定者数) 合計 65,319人 (介護認定者数 :平成16年 4月 1日現在) ・要支援 2,276人 ・要介護 1 4,239人 ・要介護 2 1,513人 ・要介護 3 1,165人 ・要介護 4 1,228人 ・要介護 5 1,300人 計 11,721人	庵治町が保険者として運営 (被保険者数 :平成16年4月1日現在) 第 1号 1,658人 第2号 7人 (要介護認定者数) 合計 1,665人 (介護認定者数 :平成16年 4月 1日現在) ・要支援 44人 ・要介護 1 125人 ・要介護 2 62人 ・要介護 3 33人 ・要介護 4 29人 ・要介護 5 36人 計 329人
2 介護保険事業計画	(内容) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期として策定し、3年ごとに見直しを行う。 (期間) ・第 1期 平成 12年度～平成 16年度 ・第 2期 平成 15年度～平成 19年度	(内容) 高松市と同じ。 (期間) 高松市と同じ。
3 介護保険事業財政調整基金	運用利子及び余剰金を積立 (基金残高 :平成16年 3月31日現在) 1,128,579千円	高松市と同じ (基金残高 :平成16年 3月31日現在) 1千円
4 香川県財政安定化基金拠出金等	(内容) 介護保険事業計画の保険給付額をもとに指示された拠出率 (0.001)を乗じて拠出 (基金からの借入金) なし	(内容) 高松市と同じ。 (基金からの借入金) なし

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査書 調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い																																								
分類	介護保険料の賦課・徴収																																								
	現 況																																								
項 目	高 松 市	庵 治 町																																							
1 保険料	○ 第1号被保険者（65歳以上の者） （平成16年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th><th>年額保険料（円）</th><th>乗率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td>16,200</td><td>0.40</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>29,100</td><td>0.72</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>40,400</td><td>—</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>50,500</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>60,600</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>第6段階</td><td>70,700</td><td>1.75</td></tr> </tbody> </table> 第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率	段 階	年額保険料（円）	乗率	第1段階	16,200	0.40	第2段階	29,100	0.72	第3段階	40,400	—	第4段階	50,500	1.25	第5段階	60,600	1.50	第6段階	70,700	1.75	○ 第1号被保険者（65歳以上の者） （平成16年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th><th>年額保険料（円）</th><th>乗率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td>19,700</td><td>0.50</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>29,550</td><td>0.75</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>39,400</td><td>—</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>49,250</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>59,100</td><td>1.50</td></tr> </tbody> </table> 第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率	段 階	年額保険料（円）	乗率	第1段階	19,700	0.50	第2段階	29,550	0.75	第3段階	39,400	—	第4段階	49,250	1.25	第5段階	59,100	1.50
段 階	年額保険料（円）	乗率																																							
第1段階	16,200	0.40																																							
第2段階	29,100	0.72																																							
第3段階	40,400	—																																							
第4段階	50,500	1.25																																							
第5段階	60,600	1.50																																							
第6段階	70,700	1.75																																							
段 階	年額保険料（円）	乗率																																							
第1段階	19,700	0.50																																							
第2段階	29,550	0.75																																							
第3段階	39,400	—																																							
第4段階	49,250	1.25																																							
第5段階	59,100	1.50																																							
2 賦課期日	毎年4月1日	高松市と同じ。																																							
3 納期	○ 第1号被保険者（普通徴収） ・第1期..... 7月1日から7月31日まで ・第2期..... 8月1日から8月31日まで ・第3期..... 9月1日から9月30日まで ・第4期..... 10月1日から10月31日まで ・第5期..... 11月1日から11月30日まで ・第6期..... 12月1日から12月31日まで ・第7期..... 1月1日から1月31日まで ・第8期..... 2月1日から2月末日まで 参考：第1号被保険者（特別徴収） 年金額が年間18万円以上の者は、年金支給時	○ 第1号被保険者（普通徴収） ・第1期..... 7月1日から7月31日まで ・第2期..... 8月1日から8月31日まで ・第3期..... 9月1日から9月30日まで ・第4期..... 10月1日から10月31日まで ・第5期..... 11月1日から11月30日まで ・第6期..... 12月1日から12月31日まで ・第7期..... 1月1日から1月31日まで 参考：第1号被保険者（特別徴収） 年金額が年間18万円以上の者は、年金支給時																																							
4 滞納保険料の徴収方法等	主として非常勤の介護保険推進員が臨戸訪問し、収納している。 介護保険推進員の職務 介護保険料の徴収、納付勧奨、申告書の受領、口座振替の勧奨、居所調査等	職員が臨戸訪問し、収納している。																																							

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
保険料段階、保険料額、乗率及び納期が異なる。 滞納保険料の徴収方法が異なる。 第1号被保険者の保険料については、運営主体である市町が定める平成18年度からの第3期介護保険事業計画において、見直しを行うこととなっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、平成18年度から3年度間の保険料額に差異を生じる場合は、経過措置を含め対応するものとする。 また、庵治町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。 また、庵治町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目			23 介護保険事業の取扱い		部 会 名		健 康 福 祉	
分 類			介護保険給付事業					
			現 況					
項 目			高 松 市		庵 治 町			
1 介護 予防給付			現物給付 ・居宅介護サービス 1割自己負担 ・施設介護サービス 1割自己負担 (食事代は標準負担額 1日 780円) 償還払 ・福祉用具購入費の支給 年間10万円購入限度(割自己負担) ・住宅改修費の支給 20万円改修限度(割自己負担)		高松市と同じ。			
2 高額介護サービス			(内容) 1カ月の利用者負担額の合計が上限額を超えた額を支給 一般世帯 37,200円上限 市民税世帯非課税 24,600円上限 生活保護受給者等 15,000円上限		高松市と同じ。			
3 給付費通知			(内容) サービス事業者名、サービス種類、サービス費合計額、自己負担額を月毎に記載した利用明細書を4ヶ月に1回送付 (対象) サービス利用者 (時期) 年3回(5月、9月、1月)		(内容) サービス事業者名、サービス種類、サービス費合計額、自己負担額を月毎に記載した利用明細書(国保連が作成)を3ヶ月に1回送付 (対象) 高松市と同じ。 (時期) 年4回(5月、8月、11月、2月)			
			問 題 点 ・ 課 題					
			給付費通知の通知回数等が異なる。					
			対 応 策					
			高松市の制度に統一する。					
			調 整 案					
			高松市の制度に統一する。					

行政制度等現況調査 調整方針

協 定 項 目	23 介護保険事業の取扱い													
分 類	利用者負担軽減事業													
現 況														
項 目	高 松 市			庵 治 町										
1 法施行時の訪問介護利用者に対する助成	(対象者) 法施行時に訪問介護を利用していた高齢者、障害者で要綱に定める一定の要件をみたしている者 (助成内容) 負担割合(10%)を下記の負担割合に軽減 <table><tr><td>年度</td><td>15</td><td>16</td></tr><tr><td>高齢者</td><td>6%</td><td>6%</td></tr><tr><td>障害者</td><td>3%</td><td>3%</td></tr></table>			年度	15	16	高齢者	6%	6%	障害者	3%	3%	(対象者) 高松市と同じ。 (助成内容) 高松市と同じ。	
年度	15	16												
高齢者	6%	6%												
障害者	3%	3%												
2 社会福祉法人減免に対する助成	(対象者) 低所得者で特に生計が困難なサービス利用者に対し、利用者負担を減免した社会福祉法人 (所得要件) サービス利用者の年間所得60万円以下 (助成内容) ・対象サービス(老人福祉施設、通所介護等) ・減免した利用者負担の総額が本来受領すべき収入の1%を超えた場合、所定の要件で、その2分の1の額を市が助成する。			該当なし。										
3 離島での介護サービス提供事業者への助成	(対象者) 男木島及び女木島でサービスを提供した事業者 (助成内容) ・福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入を除き保険給付費に相当する額を助成するとともに全てのサービスについて旅客運賃及び一部のサービスについては海上輸送費を助成する。			(対象者) 大島でサービスを提供した事業者 (助成内容) ・福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入を除くサービスについて、1回につき2,000円を助成する。										

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・ 庵治町では、社会福祉法人減免に対する助成を実施していない。 ・ 離島での介護サービス事業者への助成内容が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	介護認定調査事業等	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 介護認定調査 (直営)	(体制) 職員 2 人、非常勤嘱託職員 6 人 (非常勤嘱託職員は 1 年間の年度雇用) (調査対象) 原則として、新規申請分の調査を実施 直営による調査は、調査全体の約 2割弱	(体制) 職員 2 人 (調査対象) 施設入所者、遠隔地等
2 介護認定調査 (委託)	(調査対象) 直営分を除く調査 (原則として、更新分) (委託先) 市内老人介護支援センター 17 カ所、老健施設 4 カ所、遠隔地等については随時	(調査対象) 直営分を除く調査 (原則として、在宅分) (委託先) 居宅介護支援センター 3カ所
3 介護認定審査 会	高松地区広域市町村圏振興事務組合による運営 (参考) 委員構成 ・医療関係 49 人 ・保健関係者 28 人 ・福祉関係者 44 人 委員の任期 2年間 (平成 15.4.1~ 17.3.31) 合議体数 24 (1合議体 5人) 委員数 121人 報酬 1回当たり 21,760円	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
介護認定調査について、直営委託の調査対象が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第 1 5 号資料

「電算システム事業について」に関する資料

シ ス テ ム の 種 類 に つ い て	1 4
庁 内 L A N の 状 況 に つ い て	1 5

行政制度等現況調査 調整方針

協 定 項 目		24- 1 電算システム事業	
分 類		システムの種類	
		現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 システムの種類 及び処理方法 (Microsoft Excel 等のOAソフトウェア を活用している ものを除く)	人事管理	ごみ収集ステーション管理	人事管理 (職員給与システム含む)
	指定統計	粗大ごみ受付	財務管理
	例規集検索	中小企業勤労者福祉共済	住民記録
	市民意識調査	水田情報管理	住基ネットワーク
	財務管理	法定外公共物譲与 (管理)	法人町民税
	公用自動車管理	建築設計 (CAD)	固定資産税 (土地, 家屋)
	墓園管理	土木積算	固定資産税 (償却資産)
	住民記録	屋外広告物管理	軽自動車税
	住基ネットワーク	道路台帳図面管理	町県民税
	法人市民税	市営住宅管理	収納管理
	固定資産税(土地, 家屋)	下水道管理	国民年金
	固定資産税 (償却資産)	浄化槽登録管理	国民健康保険
	家屋評価	自動出動(消防)	福祉医療
	軽自動車税	画像伝送(消防)	介護保険
	市県民税	上水道料金調定	児童手当
	事業所税	配水コントロール	基本健診
	収納管理	図面管理 (水道)	妊婦健診
	国民年金	学事情報	予防接種
	国民健康保険	公共施設利用総合情報	がん健診
	福祉医療	図書館管理	乳幼児健診
	介護保険	図書館蔵書検索	水田情報管理
	児童手当	農地基本台帳管理	下水道管理
	児童扶養手当 (+特児)	不在者投票管理	上水道料金調定
	保育料	会議録検索	図面管理 (水道)
	母子寡婦福祉金		就学児童管理
	障害者福祉		地籍情報管理システム
	支援費	全て直営	
	高齢者福祉	(= 業務主管課導入)	
生活保護			
予防接種		全て直営	
市民病院院内医療情報		(= 業務主管課導入)	
自動車騒音面的評価			

委託：
事業者の施設
に機器を設置
し、庁舎と回
線で接続し運
用しているも
の
直営：
庁舎内に機器
を設置し運用
しているもの

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・各種事務事業の統合協議により、システムの改修が必要になる。 ・高松市のシステムと庵治町の対応するシステムとの間に互換性がない。 ・地籍情報管理システム等、庵治町のシステムで高松市側に対応するシステムがないものがある。

対 応 策
・各種事務事業の統合協議内容に合わせ、必要なシステム改修を行う。 ・庵治町のシステムが保有しているデータを高松市側のシステムに取り込めるよう変換する。 ・庵治町のシステムのうち、高松市に対応するシステムがないものは必要な改修を加え使用する中で、今後の活用について検討する。 ・当初からの統合を必要としないものについては、運用面に対応する。

調 整 案
高松市の電算システムに統合する。 統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。 ただし、高松市にないシステムについては、庵治町のシステムに必要な改修を加え使用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目		24- 1 電算システム事業	
分 類		庁内LANの状況	
		現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 接続拠点	本庁舎 基 幹 :有線100M/bps、 フロア :光無線 (一部有線) 10M/bps 出先 (施設内は有線、水道局のみ無線) 無線 (3か所) 水道局 (11M/bps) 女木出張所、女木診療所 (150k/bps) 有線放送専用回線1.2M/bps (1か所) 消防局 (北消防署を含む) S T N E T専用回線64k/bps ~ 10M/bps(124か所) (平成17年度末には一部を除き10M/bps) 生涯学習センター、図書館、文化センター、美術館、 高松第一高等学校、競輪局、中央卸売市場、市民病 院、市民サービスセンター、女性センター、ボランティア ・市民活動センター、玉藻公園、斎場、公園、保健所 保健センター、下水道施設課、衛生処理センター、 西部クリーンセンター、支所・出張所20か所、 公民館 (単独) 19か所、保育所30か所、消防局出先 11か所、水道局出先4か所、高松テルサ他21か所 N T Tダイヤル回線64k/bps (82箇所) 小学校41か所、中学校18か所、幼稚園18か所、 南部広域清掃センター他4か所 外部接続 インターネット 住基ネットワーク 総合行政ネットワーク (LGWAN)	本庁舎 基幹・フロアとも有線10M/bps 一部同軸ケーブル (10Base-5) 出先とのネットワーク接続なし 外部接続 (庁内LANからは独立) インターネット 住基ネットワーク 総合行政ネットワーク (LGWAN)	
2 住民情報系と 内部情報系の 分割	なし	なし	
3 PC(端末)台数	住民情報系 住民記録専用 20台 C S 端末 9台(専用LAN) 内部情報系 LAN接続2079台 (本庁内1236台 ,庁舎外843台) 財務会計2079台とも使用可能 上記のうち財務含む業務系専用端末 47台	庁内LAN接続端末51台	

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・別々のネットワークであり、運用管理の体系が異なる。 ・インターネット等の外部ネットワークへは、それぞれ別に接続している。 ・別々のネットワークを統合する場合、情報セキュリティ面で問題が生じやすい。

対 応 策
・庵治町の庁内LANを高松市の庁内LANに統合する。 ・外部への接続は、現在、高松市が接続している回線に統合する。 ・統合に当たっては、セキュリティ対策に万全を期する。

調 整 案
高松市の庁内LANに統合する。

協議第 1 6 号資料

「広聴広報事業について」に関する資料

市（町）民相談事業について	17
広聴事業（その他）について	18
広報紙について	19
視覚障害者等への広報について	20
広報事業（その他）について	21

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	24 - 2 広聴広報事業	
分 類	市(町)民相談事業	
現		

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
・相談内容及び相談回数に差異がある。 ・高松市の制度に統一した場合、庵治町では、市役所本庁まで来なければならず、高齢者等に不便を来す恐れがある。

対応策
庵治町で行っている相談事業については、庵治町の住民の利便性等を考慮し、現行水準を下げないような方法での開催について検討する。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、現在、庵治町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24- 2 広聴広報事業	
分 類	広聴事業 (その他)	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 市 (町)政出前 ふれあいトーク	市政のしくみや現在取り組んでいる事業・施策 今後の検討課題について、管理職員等が地域へ出向いて説明し、理解と協力を得る。 地域の人々とのふれあいの中で、地域の実情を把握し、市民から出された意見 提言等を聴取し、市政に反映させる。	該当なし。
2 市(町)長への 提言	市民からの意見・要望などを聴取し、市政に反映させるため、手紙・電話・FAX・Eメールによる提言を受け付けるとともに、原則として個々に回答をする。	町民からの意見・要望などを聴取し、町政に反映させるため、公共施設 (庁舎・町民会館の 2カ所)に「あなたの声」のポストを設置している。
3 電子会議室 運営事業	市民参加の電子会議室を設置し、「市民と市民」・「市民と行政」の対話を通して、市民の意見等を市政に反映していく。 各課との調整を行いながら広聴広報課が管理運営を行っている。 平成 16年度から運用開始 (電子会議室 8室)	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、町政出前ふれあいトーク及び電子会議室運営事業を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	24- 2 広聴広報事業	
分 類	広報紙	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 発行回数 (日)	毎月2回 (1日、 15日)発行	毎月 1回 (1日)発行
2 発行部数	126,500部	2,600部
3 規格	A4判 ・16ページ 年18回 ・ 8ページ 年 6回	A4判 ・18ページ、22ページ、26ページ (月により異なる。)
4 配布先	全世帯、他市町	高松市と同じ。
5 配布方法	自治会を通じて各世帯に配布するほか、支所 出張所などの市の機関の窓口や郵便局に設置所などの市の機関の窓口や郵便局に設置 (自治会未加入団体も10軒程度集まれば配送している。) 各世帯への配布に伴う仕分け・配送業務は、業者へ委託して実施している。	自治会を通じて各世帯に配布するほか、公共施設、金融機関、郵便局に設置 各世帯への配布に伴う仕分け業務は委託、配送は職員が行っている。
6 年度版の作成	広報たかまつ4月1日号から3月31日号までと高松市議会だよりを製本 20冊	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
発行回数(日)及び配布方法等に差異がある。 庵治町の住民に対し、合併後の手続き方法や窓口などを十分に周知する必要がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、合併後に「くらしのガイドブック」を庵治町の全世帯に配布する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目			部 会 名	総 務
分 類				
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 点字広報	- 発行回数 毎月1回(10日) - 発行部数:100部 - 規格:B5判 20ページ - 内容 広報紙から抜粋したものに下記の協会だよりなどを加えて職員が編集作成 - 原稿を作成し、財団法人香川県視覚障害者福祉協会に点訳を依頼 - 配布方法 点字広報と印字した封筒に入れ、郵送	該当なし。	庵治町では、点字広報及び声の広報を発行していない。 庵治町では、テレホンサービス等を実施していない。	
2 声の広報	- 発行回数 毎月1回(5日) - 発行部数:100本 - 規格:60分カセットテープ - 内容 広報紙から抜粋したものに上記の協会だよりなどを加えて職員が編集作成 - 原稿を作成し、吹き込みとテープのダビングは(社)高松市有線放送電話協会に委託 - 配布方法 専用ケースに入れ、郵送(盲人用)	該当なし。	対 応 策 高松市の制度を適用する。	
3 テレホンサービス等	視覚障害者や高齢者へのバリアフリーを進める一方策として、市の携帯電話版ホームページ「もっと高松NAV I」の情報を音声化し、電話で聞けたり FAXで情報を簡単に取り出すことのできるシステム(テレホンブラウザシステム)により対応している。	該当なし。	調 整 案 高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協 定 項 目	24-2 広聴広報事業	
分 類	広報事業 (その他)	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 ホームページ	(トップページ) ・くらす(手続き、相談 他) ・あそぶ(観光 イベント 他) ・まなぶ(教育、文化 他) ・環境(ごみ、リサイクル 他) ・お知らせ ・水原青報 ・市長室(提言、メッセージ 他) ・市議会(会議録の閲覧 他) ・市政、統計(広報、統計 他) ・市町合併 ・入札情報 ・メールマガジン	(トップページ) 行政情報・イベント・募集情報・はてな?探訪・庵治めぐり・広報あじ・フォトコンテスト・役場へのアクセス・役場へのメール・リンク・フォトギャラリー・映画ロケ地ガイド 高松市 庵治町合併協議会
2 メールマガジン	名称 :メルマガもっと高松 発行日 毎月第1、3金曜日 登録者数 905人(H16.9.30現在) 内容 ・暮らしの知っ得情報 ・市長のひとりごと ・文化かわら版 ・子ども情報 ・健康マル知情報 “こんなのあるよ” ・エコ倶楽部情報	該当なし。
3 ケーブルテレビ	名称 市政情報専用チャンネル『いきいき高松』 (高松ケーブルテレビ5チャンネル) 内容 ・生活、文化、福祉、教育の向上及び産業の振興に必要な情報の提供 ・災害その他緊急情報の提供 ・テレビジョン放送の再送信	該当なし。
4 防災行政無線 を利用した一般 広報	該当なし。	火災発生、たずね人などの情報を屋外及び戸別スピーカーから放送している。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、メールマガジン及びケーブルテレビによる広報を実施していない。 高松市では、防災行政無線を利用した一般広報を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。

協議第25号資料

「人権啓発事業について」に関する資料

人権・同和問題啓発事業について	21～22
人権擁護委員推薦について	23

行政制度等現況調査 調整方針

協 定 項 目	24- 3 人権啓発事業	
分 類	人権 同和問題啓発事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 人権教育・啓発講演会事業	人権・同和問題の正しい理解と実践について調査研究を行うとともに、市民、教職員及び社会教育団体等を対象に人権教育・啓発事業を推進するため講演会等を開催する。 ・ 同和問題講演会の開催(年 1回) ・ 同和教育研修会の開催(年 1回) ・ 平和と人権を守る市民のつどいの開催(年 1回)	高松市と同じ。 ・同和問題講演会適宜開催 ・東讃ブロック開催の講演会に参加(年 1回)
2 人権週間等啓発事業	国・県を挙げて取り組んでいる同和問題啓発強調月間と人権週間に呼応した啓発事業を実施する。 ・ 同和問題啓発強調月間(8月) 街頭啓発キャンペーン(香川県等と共催) ・ 人権週間(12月) 街頭啓発キャンペーン、人権啓発作品展等 ・ 人権擁護委員の日等(6月) 街頭啓発、パネル展等	高松市と同じ。 ・同和問題啓発強調月間(8月) 町広報に定期的に啓発文の掲載、人権週間(12月)街頭啓発キャンペーン、啓発等 ・人権擁護委員の日等(6月) 委員による広報車による啓発
3 人権教育・啓発研修事業	同和問題をはじめとする人権課題について深い認識と差別解消へ向けた意識の高揚を図るため、企業等に対して研修会を実施する。 ・ 市内民間企業等に対する研修(人権・同和問題指導者研修) ・ 地域住民に対する研修(41公民館)	該当なし。
4 親子で人権を考える会	児童・生徒及び保護者に対し、人権意識の普及・高揚を図るとともに、小・中学校における人権尊重教育の充実に資するため「親子で人権を考える会」を開催し、正しい人権教育の確立と向上を図る。	該当なし。

部 会 名	市民・健康福祉・教育
-------	------------

問 題 点 ・ 課 題
啓発事業内容に差異がある。 高松市では、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金を設置していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町におけるハンセン病に関する人権教育・啓発事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。 庵治町のハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金については、引き続き、高松市において設置し、適切な運用に努める。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町におけるハンセン病に関する人権教育・啓発事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	24 - 3 人権啓発事業	
分 類	人権 同和問題啓発事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
5 小学校、中学校(園)要請訪問	幼稚園、小学校、中学校長からの要請に基づき、各校の教員の児童等に対する人権教育の在り方を指導主事により指導する。 ・幼稚園数 - 18園 ・小学校数 - 41校 ・中学校数 - 18校	幼稚園、小学校、中学校からの要請に基づき、合同で実施する人権・同和教育研修会で人権教育のあり方等について、指導主事や外部講師により指導する。
6 人権集会開催	幼稚園、小学校、中学校において、人権教育の成果を踏まえた児童等の実践発表会を開催する。 ・幼稚園数 - 18園 ・小学校数 - 41校 ・中学校数 - 18校	小学校・中学校において、人権教育の成果を踏まえた児童生徒の実践を総合的な学習や文化祭の機会を捉えて発表している。 小学校数 - 2校 中学校数 - 1校
7 人権教育・啓発資料等の作成・配布	各種研修資料を作成するとともに、ビデオテープを購入し、市民・企業に対して人権教育・啓発事業を積極的に推進する。 ・人権教育・啓発研修資料の作成・配布 ・人権教育・啓発パンフレット、リーフレットの作成・配布 ・人権・同和教育のビデオテープの購入 ・啓発ポスターの配布 ・啓発用立看板、懸垂幕の設置	各種研修資料を作成するとともに、ビデオテープを購入し、町民に対して人権教育・啓発事業を積極的に推進する。 ・人権教育・啓発グッズ・リーフレットの作成・配布 ・啓発用立看板、懸垂幕の設置
8 ハンセン病に関する人権教育・啓発事業	大島青松園入所者との交流活動 小・中学校独自に、児童・生徒の人権学習、教職員研修等の一環として取り組んでいる。 ハンセン病に関する啓発活動 ハンセン病を正しく理解する週間(6月) パネル展の開催 啓発リーフレットの配布 ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金 該当なし。	大島青松園入所者との交流活動 老人会、小・中学生、各種ボランティア団体等による交流活動(スポーツ、カラオケ、花植え、ふれあい、芸能大会等) 大島夏祭りへの参加 ・フィールドワークの実施 ハンセン病に関する啓発活動 大島青松園入所者自治会長、大島青松園長等による講演会 ・公民館講座による啓発 ・ハンセン病に関する人権学習資料の作成・配布 ・写真展、映画上映会、陶芸作品展示会 町広報紙への掲載 ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金 ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金条例(平成13年制定)に基づき、大島青松園入所者の寄附金(300万円)等からなる基金を設置し、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発の施策を推進している。

部 会 名	市民・健康福祉 教育
-------	------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	24- 3 人権啓発事業	
分 類	人権擁護委員推薦	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 人権擁護委員の推薦	高松法務局からの推薦依頼を受けて、候補者を決め、議会の同意を得た後、高松法務局に推薦している。	高松市と同じ。
2 委員数	20人 人権擁護委員定数規程に基づく委員数は19人であるが、活動充実のため増員を要望し、平成5年12月に特別定数として1人増員となっている。	3人

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
人権擁護委員については、人口規模により定数が定められており、合併後においては委員数が20人となる。

対 応 策
委員数の増員について、高松法務局に要請する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

「コミュニティ施策について」に関する資料

自治会活動推進事業について	2
地域コミュニティ推進事業について	3
広報紙等配布業務について	4
地域ふれあい交流事業について	5
防犯灯設置等補助事業について	6～7
安全で安心なまちづくり推進について	8
高松市ボランティア・市民活動センターについて	9
消費者行政の推進について	10～11
集会所等設置補助事業について	12
庵治町集会所の管理等について	13

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	自治会活動推進事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 自治会の概要	(平成16年4月1日現在) ・地区(校区)連合自治会数 35 ・単位自治会数 1,549 ・加入世帯総数 98,534 ・自治会世帯加入率(%) 72.60	(平成16年4月1日現在) ・単位自治会数 23
2 自治会活動 支援補助	(各地区(校区)連合自治会に対する補助) 一世帯当たり165円 一単位自治会当たり 2,000円	(各単位自治会に対する補助) 一世帯当たり500円 世帯員割り 500円×世帯員数
3 自治会加入・ 結成促進奨励	・内容 新たに世帯が単位自治会に加入した場合、又、 新たに単位自治会を結成した場合に補助 ・補助金額 一世帯当たり 2,000円	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町においては、連合自治会組織が組織されていない。 ・自治会活動支援補助の内容が異なっている。 ・庵治町では、自治会加入・結成促進奨励を実施していない。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・合併時まで、庵治町地域において、連合自治会の組織化を促す。 ・庵治町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 4 コミュニティ施策	
分 類	地域コミュニティ推進事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 地域コミュニティ構築支援事業	・内容 各地区(校区)の連合自治会を中心に各種団体等で構築される「地域コミュニティ組織」の運営、活動、地区コミュニティプラン策定に関する事業に対し補助金を交付 ・補助対象期間 認定された年度及び翌年度の2年間 ・補助金額.....年間20万円以内	該当なし。
2 まちづくりアドバイザー設置事業	地域コミュニティ組織の構築や地区コミュニティプラン策定にあたり、各地区の進捗状況に応じたアドバイスを実施するため、まちづくりの専門家であるアドバイザーを年4回設置し支援する。	該当なし。
3 地域まちづくりサポーター制度	・内容 市職員の中から、公募により、ボランティアとして、地域まちづくりサポーターを認定し、地域コミュニティ組織の結成や地区コミュニティプランの策定作業等に参加し、助言や情報提供、関係課との連絡調整を行う。 ・認定期間 組織結成から3年間	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	広報紙等配布業務	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 配布方法	連合自治会を通じて配布 市(宅配) 自治会長 班長 各世帯	自治会を通じて配布 町(職員) 自治会長 各世帯
2 配布回数	月2回	月1回
3 配布手数料	配布業務に対し自治会へ配布手数料を支出 1回1種類当たり5円(1世帯)	自治会運営事業補助金に含まれる。(広報配布補助金として世帯数×5円)
4 広報紙配布時 傷害保険経費	連合自治会連絡協議会に対し、広報紙配布時傷害保険料を補助	広報紙配布時傷害保険については、町が加入し、経費を負担している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・配布方法及び回数が異なる。 ・庵治町では、広報紙配布時傷害保険については、町が加入している。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 4 コミュニティ施策	
分 類	地域ふれあい交流事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 内 容	各地域の創意工夫により、それぞれの特色を生かしながら、地域ぐるみでふれあい・交流のまちづくり事業を実施する団体に対し助成する。	該当なし。
2 補助率	事業費の1 / 2以内	
3 補助限度額	50万円	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	防犯灯設置等補助事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 防犯灯新設工事等	[新設工事] ・補助基準 市長が指定した20ワット蛍光防犯灯を、原則として既存の電柱に設置するとき ・補助率等.....100%補助 [切替工事] ・補助基準 既存の白熱防犯灯を新設工事に準じて、蛍光防犯灯に切り替えるとき ・補助率等.....100%補助 [移設工事] ・補助基準 既設の防犯灯のうち電柱の建てかえ、又は道路の変更その他により、灯具を移設するとき（水銀灯は除く。） ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円) [補修工事] ・補助基準 既設の防犯灯のうち灯具（白熱電球、管球類交換は除く）を修理するとき（水銀灯は除く。） ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)	[新設工事] 自治会が設置する防犯灯の新設工事費を20,000円を限度として補助する。 [切替工事] 該当なし。 [移設工事] 該当なし。 [補修工事] 該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・補助対象及び補助金額に差異がある。 ・庵治町では、防犯等維持管理費用は、自治会が負担している。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 4 コミュニティ施策	
分 類	防犯灯設置等補助事業	
	現	況
項 目	高 松 市	
2 防犯灯維持 管理補助	[蛍光灯管球類・白熱電球の交換] ・補助基準 蛍光防犯灯等の管球類を交換するとき ・補助率等.....100%補助 [電気料金] ・補助基準 蛍光防犯灯、白熱防犯灯及び水銀防犯灯の うち市長が指定したもの ・補助率等.....100%補助	[蛍光灯管球類・白熱電球の交換] 自治会が負担 [電気料金] 自治会が負担

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 4 コミュニティ施策	
分 類	安全で安心なまちづくり推進	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 推進内容	市、市民及び事業所が協働して、犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図るもの。	該当なし。
2 啓発事業	「高松市安全で安心なまちづくりに関する条例」(平成15年9月1日施行)の趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、広く市民に周知するとともに、啓発活動を実施する。	該当なし。
3 推進体制	「高松市安全で安心なまちづくり推進協議会」 ・委員数 15人以内 ・委員構成 自治会・PTAなどの各種地域団体と学識経験者や各所轄の警察署など ・委員報酬 6,700円/日	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 4 コミュニティ施策	
分 類	高松市ボランティア・市民活動センター	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 施設概要	・場 所 高松市田町 ・面 積 約95.55㎡	該当なし。
2 開館日等	・開館日・時間 平日：午前10時～午後7時 土・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する 休日：午前10時～午後5時 ・休館日 毎週月曜日、年末年始	
3 事業内容	・NPOの基盤強化とNPOと行政の協働を推進するた めの事業 (相談、情報収集・提供、調査、研修、交流、 コーディネートなど)	
4 管理運営方法 等	・平成16年度からは、民間(NPO法人)に管理運営 を委託	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 消費者ウィーク事業	毎年、5月の「消費者の日(5月30日)」を含む1週間を消費者ウィークとして、各種行事を実施 ・朝市 ・消費生活パネル展 ・くらしを考える消費者のつどい 等	該当なし。
2 暮らしをみなおす市民のつどい事業	・パネル展示 ・記念講演会 ・研究活動発表会 等の開催	該当なし。
3 消費生活教育副読本発行事業	小学校5・6年生用の消費生活教育副読本「くらしと消費」を発行。 5年生全員に毎年発行し、2年間使用している。	該当なし。
4 消費者教室事業	消費者教育として、講座等の消費者教室を年1回開催	該当なし。
5 消費者生活相談事業	有資格者の消費生活相談員(2人)による消費生活全般に関する相談を実施 ・場所 市役所1階市民相談コーナー ・時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時	職員が随時、消費者からの苦情等を聞き、対応している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
消費者行政の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	2 4 - 4 コミュニティ施策	
分 類	消費者行政の推進	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
6 消費生活関係 情報提供	・消費者からの苦情・意見・要望を把握し、広報紙やメールマガジン等により情報提供等啓発を実施 ・消費生活出前講座を実施し、悪質商法被害の未然防止に努めている。	・広報紙への情報掲載及び老人会・婦人会等への資料配布を行っている。 ・悪質商法被害の未然防止等を図るため、緊急を要する場合には、防災行政無線で注意を呼びかけている。
7 パイオネット運 営事業	全国消費生活情報ネットワークシステム(パイオネット)の導入により、消費生活相談の一層の充実を図り消費者被害の未然防止と救済に努めている。	該当なし。
8 消費者団体連 絡協議会運営 事業補助金	消費生活の複雑化・多様化に伴って生じる消費者問題に対処するため、自主的・積極的に行動できる賢い消費者づくりを推進するとともに、リーダー的役割を持つ消費者団体の育成に努めている。	該当なし。
9 廃食油収集ス テーション事業	消費者の省資源意識を高めるとともに、環境汚染防止、粉石けん使用を推進するため、廃食油収集ステーションを開設し、収集を消費者団体連絡協議会に委託している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 4 コミュニティ施策	
分 類	集会所等設置補助事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 根拠	高松市自治会集会所新築等補助規程	庵治町単独町費補助条例施行規則
2 内容	地域住民の活動拠点である自治会集会所の新築、増築、改修に対し助成を行い、自治会活動を一層促進する。	自治会の活動拠点である自治会集会所の新築等に対し助成を行う。
3 補助率等	[新築(改築・購入)] (補助対象事業の限度額) 1,800万円 (補助限度額) 900万円 (補助率) 50 %以内 [増築] (補助対象事業の限度額) 200万円 (補助限度額) 100万円 (補助率) 50 %以内 [改修(改造・修繕)] (補助対象事業の限度額) 200万円 (補助限度額) 100万円 (補助率) 50 %以内	[新築・改良] (補助率) 50 %以内 補助対象基準単価限度額 136,125円 / m ² 以内 町長が必要と認めた登記費用は補助対象(用地買収は除く)
4 維持管理	(管理) 関係自治会等による。 1自治会当たり年額6,000円を補助している。 (維持修繕費) 関係自治会等による。	単位自治会が所有する自治会集会所の管理運営に対する助成 電気 5,000円/月 下水道 2,100円/月 均等割 40,000円 / 年

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	2 4 - 4 コミュニティ施策	
分 類	庵治町集会所の管理等	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 根拠	該当なし。	庵治町集会所の設置及び管理に関する条例 庵治町集会所管理規則
2 設置目的等		やすらぎ会館については、町民の自主的なコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るため、町民の需要に応じた機能を有する多目的総合施設として整備している。 町有施設4箇所のうち、深間集会所、高尻集会所、原の内集会所の3施設については、町主要事業を施行するにあたり、周辺整備事業として設置している。
3 施設の概要		1 やすらぎ会館 庵治町6392-14 延床面積 337.41㎡ RC造2F 平成6年築 2 庵治町深間集会所 庵治町6391-17 延床面積 262.35㎡ RC造1F 昭和54年築 3 庵治町高尻集会所 庵治町3015-3 延床面積 202.79㎡ 軽量・鉄骨造2F 昭和63年築 4 庵治町原の内集会所 庵治町3470-1 延床面積 122.74㎡ 木造1F 平成6年築
4 管理運営等		管理運営については、条例・規則に基づき、実施している。 ・直営管理 4箇所

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市には、同種の集会所がない。

対 応 策
・庵治町集会所は、高松市に引き継ぐ。 ・施設の管理運営等については、現行の管理体制を基本に、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
庵治町集会所は、高松市に引き継ぐ。

協議第31号資料

「障害者福祉事業について」に関する資料

障害者手帳の交付について	10
支援費等の支給・変更決定業務について	11
育成医療等負担費用助成事業について	12
補装具給付費用負担額助成事業について	13
訪問入浴サービス事業について	14
心身障害者（児）扶養共済掛金助成事業について	15
障害者（児）社会参加推進事業について	16
手話奉仕員養成事業について	17
手話奉仕員等派遣事業について	18
福祉タクシー設置補助事業について	19
身体障害者パソコン教室事業について	20
在宅重度心身障害者訪問診査事業について	21
心身障害者医療費助成事業について	22

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-5 障害者福祉事業	
分類	障害者手帳の交付	
	現	況
項目	高松市	庵治町
1 身体障害者手帳の交付	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、市で審査・決定の上、申請者へ交付する。 (申請から交付まで) 申請→市窓口(市長に申請)→市で審査・決定→申請者へ交付 H15年度実績: 2,590件	(実施機関) 香川県において実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請→県へ進達→県で審査・決定→県から進達元へ送付→申請者へ交付 H15年度実績: 57件
2 療育手帳の交付	(実施機関) 香川県において実施 (内容) 知的障害のある者から、療育手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請→県へ進達→県で審査・決定→県から進達元へ送付→申請者へ交付 H15年度実績: 236件	高松市と同じ。 H15年度実績: 9件
3 精神障害者保健福祉手帳の交付	(実施機関) 香川県において実施 (内容) 精神障害のある者から、医師の診断書または精神障害を事由とする障害年金証書を添え、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請→県へ進達→県で審査・決定→県から進達元へ送付→申請者へ交付 H15年度実績: 324件	高松市と同じ。 H15年度実績: 0件

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
身体障害者手帳の交付事務について、実施機関に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一するとともに、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 5 障害者福祉事業		
分 類	支援費等の支給・変更決定業務		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 身体障害者・知的障害者支援費支給・変更決定業務	(内容) 居宅介護等の在宅サービス支援や施設等訓練の施設サービス支援を受けようとする身体障害者・知的障害者は、支援費の支給を申請することができる。 (申請から決定まで) 申請→審査・決定→申請者へ通知→サービス利用 (利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり。 H15年度実績:956人	高松市と同じ。 <	

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 5 障害者福祉事業											
分 類	育成医療等負担費用助成事業											
現 況												
項 目	高 松 市		庵 治 町									
1 事業内容	育成医療等の給付を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。		該当なし。									
2 適用医療	・育成医療(身体に障害のある児童に対し、その障害を除去し、又は軽減し、生活の能力を得るために必要な医療) ・更生医療(身体に障害のある者に対し、その障害を除去し、又は軽減し、職業能力の増進や、社会・日常生活を容易にするために必要な医療)											
3 助成額	所得に応じた利用者負担額											
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。											
5 助成方法	口座振込											
6 助成実績	<table><tr><td>適用医療</td><td>延べ人数</td><td>助成額</td></tr><tr><td>育成医療</td><td>132人</td><td>2,870千円</td></tr><tr><td>更生医療</td><td>1,698人</td><td>10,770千円</td></tr></table> 平成15年度		適用医療	延べ人数	助成額	育成医療	132人	2,870千円	更生医療	1,698人	10,770千円	
適用医療	延べ人数	助成額										
育成医療	132人	2,870千円										
更生医療	1,698人	10,770千円										

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 5 障害者福祉事業													
分 類	補装具給付費用負担額助成事業													
現 況														
項 目	高 松 市		庵 治 町											
1 事業内容	補装具(身体障害者(児)の失われた部位、損傷のある部分を補い、必要な身体機能を取り戻し、又は補うために使用される補聴器、つえ、車椅子などの用具)の交付または修理を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。		該当なし。											
2 助成額	所得に応じた利用者負担額													
3 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。													
4 助成方法	口座振込													
5 助成実績	<table><tr><td></td><td>身体障害者</td><td>身体障害児</td><td>助成額</td></tr><tr><td>交付</td><td>173件</td><td>80件</td><td rowspan="2">4,459千円</td></tr><tr><td>修理</td><td>318件</td><td>70件</td></tr></table> 平成15年度				身体障害者	身体障害児	助成額	交付	173件	80件	4,459千円	修理	318件	70件
	身体障害者	身体障害児	助成額											
交付	173件	80件	4,459千円											
修理	318件	70件												

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 5 障害者福祉事業	
分 類	訪問入浴サービス事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業内容	身体障害者の家庭に巡回入浴車を派遣して入浴を支援する。	該当なし。
2 対象者	家庭内において入浴困難な寝たきり身体障害者で、医師が入浴可能と認める者	
3 費用負担	入浴1回につき生計中心者の所得に応じた額 (0円～12,500円/回 18階層に区分して徴収)	
4 実施方法	高松市社会福祉協議会など3事業者に委託し実施	
5 助成実績	訪問入浴回数 延べ145回(委託料2,888千円) 平成15年度	

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 5 障害者福祉事業	
分 類	心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業内容	心身障害者(児)の生活の安定を図るため、香川県心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を助成する。 【参考】香川県心身障害者扶養共済制度 昭和45年度から香川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき実施されているもので、心身障害者(児)を扶養する保護者が死亡または重度障害となったとき、掛金1口につき月額2万円の年金が支給される制度	該当なし。
2 対象者	香川県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、特別障害者手当の所得制限を超えていない者	
3 助成額	・低所得世帯の加入者(市民税非課税世帯、市民税均等割世帯、所得税非課税世帯): 1口目の掛金の1/2の額 ・その他の世帯の加入者(所得制限世帯を除く): 1口目の掛金の1/3の額 【参考】1口目の掛金(月額) 0円～13,300円(加入時の年齢、所得によって異なる)	
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請	
5 支給方法	口座振込	
6 助成実績	121人(助成額 2,692千円) 平成15年度	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 5 障害者福祉事業	
分 類	障害者(児)社会参加推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 障害者社会見学事業	日ごろ外出する機会の少ない障害者が見聞を広め、相互の親睦と交流を通して社会活動への参加意欲を高めるとともに、日常生活での活力を養うため、社会見学事業を実施している。 (平成15年度実績) 市民会館で「福祉のつどい」(演芸鑑賞と交流)を開催 参加人数:1,036人	該当なし。
2 障害児社会見学事業	日ごろ外出する機会の少ない障害児が見聞を広め、相互の親睦を図るとともに社会参加を促進するため、社会見学事業を実施している。 (平成15年度実績) 「あすたむらんど徳島」の見学を実施 参加人数:1,247人	該当なし。
3 街頭キャンペーン	「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障害児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンを実施している。 (平成15年度実績) 田町コミュニティー広場から丸亀町商店街まで、障害者施設鼓笛隊とともに横断幕を先頭に啓発品を配布しながら行進する。 参加人数:250人	該当なし。
4 障害児作品展	「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、障害児が作成した絵画、工作などによる作品展を市役所本庁舎で開催し、市民の障害児に対する理解を深める。 (平成15年度実績) 参加者:724人 作品 :541点	該当なし。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 5 障害者福祉事業	
分 類	手話奉仕員養成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業内容	聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員を養成する。 ・入門課程 35時間 / 基礎課程45時間 ・定員 40人	該当なし。
2 対象者	・市内に住所を有する満18歳以上で手話奉仕員活動をしようとする者 ・全課程80%以上出席できる者 ・入門・基礎課程とも参加できる者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。 ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催場所	高松市総合福祉会館内会議室	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 5 障害者福祉事業		
分 類	手話奉仕員等派遣事業		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 手話奉仕員派遣事業	(内容) 重度の聴覚障害者で社会参加を営む上で手話通訳を必要とする場合に、高松市身体障害者協会に委託し、手話奉仕員を派遣する。 (派遣対象者) 社会生活上外出を必要とする場合で手話通訳をする者がいない重度の聴覚障害者 (費用負担) 派遣対象者 無料 ただし、外出に必要な交通費は奉仕員分についても派遣対象者が負担 (申込窓口) 委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課 (派遣実績) 720回(3,170千円) 平成15年度	該当なし。	
2 要約筆記奉仕員派遣事業	(内容) 手話のできない聴覚障害者等の社会活動への参加を促進するため、要約筆記を必要とする場合に、「要約筆記サークル・ゆうあい」に委託し、要約筆記奉仕員を派遣する。 (派遣対象) 社会生活上、外出を必要とする場合で適当な意思伝達の仲介者が得られない者、市内で開催される大会、講演会等の主催者で、聴覚障害者等のために奉仕員の派遣を必要とする者。ただし、営利を目的とする場合等は派遣を受けることができない。 (費用負担) 無料 (申込窓口) 委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課 (派遣実績) 64回(400千円) 平成15年度	該当なし。	

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 5 障害者福祉事業	
分 類	福祉タクシー設置補助事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業内容	身体障害者が利用しやすい福祉タクシー(リフト付きタクシー)設置の推進を図るため、タクシー会社に対して、福祉タクシー用車両購入費の一部を補助する。	該当なし。
2 補助対象者	市内に住所を有するタクシー会社	
3 補助基準	福祉タクシー購入費の3分の2以内 (補助限度額260万円)	
4 補助実績	助成件数 3台(3,455千円) 平成15年度	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 5 障害者福祉事業		
分 類	身体障害者パソコン教室事業		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 事業内容	障害者の情報バリアフリー化を支援し、社会参加を促進するため、高松市身体障害者協会へ委託し、身体障害者を対象としたパーソナルコンピュータの操作等に関する講座を開設している。 開催回数 年2回 (昼・夜 定員各10人)	該当なし。	
2 対象者	市内に住所を有する18歳以上の身体障害者		
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施		
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。 ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。		
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担		
6 開催実績	年2回開催 6月・10月) 1開催につき、昼の部・夜の部を同時に開催 31人が参加(958千円)		
7 開催場所	(平成15年度)高松市総合福祉会館内会議室 (平成16年度)高松市生涯学習センター		

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 5 障害者福祉事業	
分 類	在宅重度心身障害者訪問診査事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業内容	身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者であって、地理的条件等により、受診の機会が少ない者を対象に、医師等を派遣して診査及び更生相談を行う。 訪問診査の担当医は、医師(身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師)、看護師等とする。	該当なし。
2 対象者	・市内に住所を有する18歳以上の者 ・歩行困難のため、身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者 ・地理的条件等により、受診の機会が少ない者	
3 実施方法	社団法人 高松市医師会に委託して実施	
4 訪問診査の内容	(1)重度身体障害者 ・全身状態の所見及び障害局所の診断と助言、指導等 (2)重度知的障害者 ・健康診査及び保健の指導 ・生活指導及び介護指導 ・相談・指導	
5 費用負担	無料	
6 利用実績	平成15年度 2回	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 5 障害者福祉事業	
分 類	心身障害者医療費助成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 助成対象者	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳㊤、A、㊤、 Bまたは戦傷病者手帳全項症に該当する者 (その世帯における所得による制限はなし。)	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳㊤、A、㊤、 Bまたは戦傷病者手帳の交付を受けている者 (その世帯における所得による制限はなし。)
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。) ただし、4級、Bの者は1/2の支給
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は 償還給付)	償還給付

部会名	市民
-----	----

問題点・課題
制度の内容に差異がある。

対応策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調整案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

「高齢者福祉事業について」に関する資料

高 齢 者 と 地 域 の 交 流 事 業 に つ い て	24
高齢者を地域で支えあうまちづくり推進事業について	25
敬 老 会 事 業 に つ い て	26
老人介護支援センター事業について	27
敬老祝品贈呈事業について	28
高 齢 者 訪 問 事 業 に つ い て	29
高齢者生きがいデイサービス事業について	30
軽 度 生 活 援 助 事 業 に つ い て	31
老人福祉施設整備事業利子補給について	32
老人クラブ活動促進事業について	33
シルバー人材センター運営費補助事業について	34
高 齢 者 入 浴 助 成 事 業 に つ い て	35
寝たきり高齢者寝具乾燥等事業について	36

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分 類	高齢者と地域の交流事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	地区社協の区域内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等	該当なし。
2 実施内容	地区の公民館を利用し、会食方式により食事サービスを実施する。(月1回)	
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	
4 費用負担	市 190 円 社会福祉協議会 190 円 利用者 170 円	
5 実施状況	地区数 26 地区 延べ食数 23,151 食 事業費 9,964,617 円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分 類	高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 実施主体	市内35地区を実施単位とし、各地区において活動している多様な団体の参加のもと、地域支え合いネットワークを構成する団体	該当なし。
2 実施内容	地域が創意工夫をし、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を支え合い、支援する事業に対し、助成を行う。 <u>事業例</u> 緊急時・災害時の支援体制づくり事業 ひとり暮らし高齢者等の安否を確認する事業 地域との交流を推進する仲間づくり事業 地域での孤立防止を図る相談援助事業 孤独感の解消を図る訪問事業 世代間交流事業 等	
3 補助内容	事業に要する経費のうち、1地区当たり50万円を限度として交付	
4 その他	平成16年度から平成18年度までの3年間の事業	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分 類	敬老会事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	75歳以上の在宅高齢者 老人福祉施設入所者	高松市と同じ。
2 対象者数	(在宅) 28,315人 (施設) 1,371人 (平成15年度)	(在宅) 767人 (施設) 9人 (大島青松園) 99人 (平成15年度)
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	(在宅・施設) 庵治町社会福祉協議会へ委託 (大島青松園) 町から自治会へ祝金を贈呈し自治会において運営
4 開催場所	市内35地区ごとの会場(小学校等) 老人福祉施設 各地区・施設で決定	(在宅・施設) 庵治小学校で実施 (大島青松園) 大島青松園で独自に実施
5 開催時期	敬老の日を中心に各地区・施設が日程調整	(在宅・施設) 敬老の日 (大島青松園) 敬老の日の数日前で日程調整
6 実施内容	式典 記念品等授与 演芸 アトラクション など 各地区で実施内容を決定	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
運営方法、開催場所及び開催時期に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、大島青松園における敬老会事業の運営方法については、大島青松園の意思を尊重する中で、適切に対応するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分 類	老人介護支援センター事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 地域型 支援センター	事業内容 要援護高齢者の実態把握 在宅介護に関する相談 保健福祉サービスの情報提供 など 運営方法 社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会 などへ委託 センター数 17箇所(特別養護老人ホーム、老人保健施設 に併設) 〔職員配置 - 配置基準〕 1施設につき常勤1人以上(ソーシャルワーカー、 保健師、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー) 他の業務との兼務可	事業内容 高松市と同じ。 運営方法 社会福祉法人に委託 センター数 1箇所 〔職員配置〕 職員 ケアマネージャー 1名
2 基幹型 支援センター	事業内容 地域型支援センターに対する指導・助言 地域ケア会議の開催 運営方法 直営(高松市が運営) センター数 1箇所(高松市長寿社会対策課内に設置)	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
地域型支援センターについては、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	敬老祝品贈呈事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	90歳以上の高齢者 (年齢基準日:12月31日現在)	90歳以上の高齢者 (年齢基準日:9月16日現在)
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者に敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。 (町社会福祉協議会が実施)
3 対象者数	・90～97歳 2,618人 計2,804人 ・98歳以上 184人 (平成15年度)	90歳の高齢者 18人 90歳以上の高齢者 72人 (平成15年度)
4 祝品内容	90～97歳(1,000円相当) (平成15年度においては、タオルセット) 98歳以上(5,000円相当) (平成15年度においては、カタログにより選択) 男女最高齢者は10,000円相当	90歳の高齢者だけに座ぶとん、白扇(4,500円相当) 90歳以上の高齢者に寝間着、饅頭(5,000円相当)
5 贈呈方法	90～97歳 民生委員児童委員が贈呈 98歳以上 市長等が高齢者訪問時に贈呈 訪問辞退者は郵送	敬老会当日に贈呈。 ただし、敬老会欠席者の中で高齢者慰問希望の者については、慰問時に贈呈。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
祝品内容及び贈呈方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分 類	高齢者訪問事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	98歳以上の高齢者 (年齢基準日:12月31日現在)	90歳以上の高齢者 (年齢基準日:9月16日現在)
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者宅を訪問し、敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。
3 対象数	・在宅 120人 合計184人 ・施設 64人 [実訪問者数] ・在宅 26人 合計67人 ・施設 41人 (平成15年度)	在宅 72人 施設 1人 合計73人 [実訪問者数] ・在宅 5人 合計5人 (平成15年度)
4 訪問時期	9月上旬(2日間)	敬老会以後(2日間)
5 訪問者	市長、議長など	社会福祉協議会会長、民生委員・児童委員など

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者及び訪問者に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-6 高齢者福祉事業	
分類	高齢者生きがいデイサービス事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	(要件) おおむね65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない者 ・ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯で、家に閉じこもりがちな者 ・日常生活を営むのに支障のある者(日常生活動作が一部介助1項目以上、痴呆・問題行動ありが1項目以上)	(要件) 在宅の虚弱老人でおおむね65歳以上の者 ただし、介護保険法の認定者を除く。
2 サービス内容	日常動作訓練 健康チェック 入浴サービス 食事サービス 送迎サービス 趣味活動・創作活動 レクリエーション	高松市と同じ。
3 実施方法	社会福祉法人(デイサービスセンター)へ委託	社会福祉法人(デイサービスセンター)へ委託 3か所委託(あじの里(庵治町)、守里苑(牟礼町)、白山山荘(三木町))
4 利用登録者	579人 (平成15年12月31日現在)	89人 (平成15年12月31日現在)
5 利用回数	利用回数 2回/月	原則1施設2回/月 (2回/月×3か所=6回/月まで利用可)
6 費用負担	生活保護世帯 市 ... 3,155円/回 利用者... なし その他の世帯 市 ... 2,772円/回 利用者... 383円/回 間食代や教養講座の材料費等は利用者から別途徴収	町 ... 3,000円/回 利用者... 1,000円/回

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、実施方法、利用回数及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の対象者は、合併年度及びこれに続く3年度に限り、引き続き他町のデイサービスセンターを利用できるものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の対象者は、合併年度及びこれに続く3年度に限り、引き続き他町のデイサービスセンターを利用できるものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-6 高齢者福祉事業	
分類	軽度生活援助事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業名	軽度生活援助事業	庵治町生活管理指導員派遣事業
2 対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯	ひとり暮らし高齢者 (介護保険認定者を除く)
3 サービス内容	軽易な日常生活上の援助 外出時の援助 食事・食材の確保 大きな物の洗濯・日干し 家周りの清掃 家屋内の整理整頓 など	高松市と同じ。
4 実施方法	高松市シルバー人材センターへ委託 援助者 ... シルバー人材センター会員	特別養護老人ホーム あじの里 に委託 援助者 ... ホームヘルパー
5 利用登録者	609人	5人
6 利用回数・時間	利用回数 2回 / 月 利用時間 3時間 / 回	原則として4回 / 月 1回当たり1時間
7 費用負担	生活保護世帯 市 ... 800円 / 時間 利用者... なし その他の世帯 市 ... 720円 / 時間 利用者... 80円 / 時間	町 ... 1,872円 / 時間 利用者... 208円 / 時間

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、実施方法、利用回数・時間及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分 類	老人福祉施設整備事業利子補給	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 対象	(要件) 社会福祉法人 新規事業への利子補給については、平成15年度から廃止している。	(要件) 社会福祉法人
2 利子補給対象事業	社会福祉・医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から貸付を受けて老人福祉施設の整備を行う事業	高松市と同じ。
3 利子補給期間	20年以内	20年間
4 利子補給対象事業者数	11法人	1法人
5 利子補給利率	元金5,000万円以内 年利2%以内 (ただし、実際償還利率を上回らない。) 元金5,000万円超 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 (ただし、上限2%で、実際償還利率を上回らない。)	あじの里利子補給利率(覚書による) 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 $1.4\% \times 2.5 / 3 = 1.17\%$ (1.4%は実際償還利率) あじの里の整備に係る利子補給については、他の同種施設と合わせ、庵治町、牟礼町、三木町の3町の協議に基づき、3町により、相互負担する取扱いとしている。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・利子補給利率に差異がある。 ・高松市では、新規事業への利子補給を実施していない。 ・利子補給の財源として、牟礼町及び三木町から負担金を徴している。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、庵治町が利子補給している対象事業については、現行の庵治町の利子補給利率を適用するものとする。 なお、現行の利子補給に係る相互負担については、合併時までには清算できるよう3町で協議するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、庵治町が利子補給している対象事業については、現行の庵治町の利子補給利率を適用するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 6 高齢者福祉事業		
分 類	老人クラブ活動促進事業		
現 況			
項 目	高 松 市		庵 治 町
1 組織等	(名称) 高松市老人クラブ連合会 単位老人クラブ 340 クラブ 会員数 19,658 人 60歳以上の加入者 (平成16年4月1日現在)		(名称) 庵治町老人クラブ連合会 単位老人クラブ 18クラブ(補助金対象) 会員数 1,104人 おおむね60歳以上の加入者 (平成16年4月1日現在)
2 主な活動内容	教養活動..... 老人大学、教養講座、講習会の開催、社会見学等 社会奉仕活動..... 公共施設清掃、施設慰問、友愛訪問等 スポーツ振興..... スポーツ大会、ゲートボール大会、ペタンク大会等		高松市と同じ。
3 補助内容	老人クラブ連合会活動事業補助金 5,588千円 老人クラブ連合会運営事業補助金 8,000千円 老人クラブ活動助成金(単位クラブ) 18,042千円		老人クラブ連合会 902千円 (内訳) 定額 675千円 人数割 77千円 (1人70円) 特別事業分(大島青松園との交流) 150千円 老人クラブ活動助成金(単位クラブ) 1,778千円 会員1人当たり1,500円

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
補助内容に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。庵治町老人クラブ連合会については、高松市老人クラブ連合会への統合を促す。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 6 高齢者福祉事業		
分 類	シルバー人材センター運営費補助事業		
現 況			
項 目	高 松 市		庵 治 町
1 目的	高齢者の就業の機会を確保し、提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資する。		高松市と同じ。
2 補助対象団体	名称 社団法人 高松市シルバー人材センター 会員数 1,067人(平成14年度末現在) 年会費 1,000円		名称 庵治町シルバー人材センター 会員数 72人 (平成16年11月1日現在) 年会費 500円
3 補助内容	運営費助成 16,740 千円 人件費助成 3,721 千円 生活援助事業助成 1,750 千円		運営費助成 1,500千円 人件費助成 — その他助成 —

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
補助内容に差異がある。

対応策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 庵治町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促す。

調整案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分 類	高齢者入浴助成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	市内に住所を有する65歳以上の高齢者 (長寿手帳受給者)	該当なし。
2 実施内容	(無料入湯券の交付) 公衆浴場組合が申請者に対し、長寿手帳で 確認し、交付 (交付枚数) 1人当たり年間15枚	
3 対象入浴施設 等	公衆浴場組合加入の銭湯 入浴料300円 高松市負担分 210 円 公衆浴場組合負担分 90 円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分 類	寝たきり高齢者寝具乾燥等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業名	在宅寝たきり高齢者寝具乾燥等事業	該当なし。
2 対象者	(要件) 市内に住所を有するおおむね65歳以上の 寝たきり高齢者で、市民税非課税世帯の者	
3 事業内容	乾燥消毒または水洗いを月1回実施。 (水洗いは年4回まで) 1回当たり 掛ふとん 2枚以内 敷ふとん 1枚 毛布 1枚	
4 費用負担	無料	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

協議第 17 号資料

「生活保護事業について」に関する資料

生 活 保 護 制 度 に つ い て	2 3
行 旅 病 人 等 取 扱 事 務 事 業 に つ い て	2 4
ホ ー ム レ ス 自 立 支 援 事 業 に つ い て	2 5

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 7 生活保護事業	
分類	生活保護制度	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 級地区分	2級地の1	3級地の2
2 実施機関	高松市福祉事務所	香川県東讃保健福祉事務所
3 被保護世帯数	3,167世帯(平成16年4月1日現在)	9世帯(平成16年4月1日現在)
4 被保護人員	5,041人(平成16年4月1日現在)	11人(平成16年4月1日現在)
5 保護基準	標準3人世帯の場合の基準額(平成16年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 145,750円 住宅扶助 13,000円 児童養育加算 5,000円 計 163,750円	標準3人世帯の場合の基準額(平成16年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 124,150円 住宅扶助 8,000円 児童養育加算 5,000円 計 137,150円
6 保護の種類	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
保護の基準区分である級地及び実施機関が異なっている。

対 応 策
高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	24 - 7 生活保護事業	
分 類	行旅病人等取扱事務事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 急迫医療取扱 (行旅病人)	行旅中の病気等により 歩行が困難で療養の途がなく、かつ救護する者がいない場合に、当該病人の所在地の市町村が救護し、急迫医療費として一時繰替支弁を行う	高松市と同じ。
2 遺体取扱 (行旅死亡人)	行旅中に死亡し、引取者がいない場合や住所・居所・氏名が知れず引取者がいない死亡人の場合は、当該死亡人の所在地の市町村が葬祭し、葬祭費として一時繰替支弁を行う	高松市と同じ。
3 交通費・回数券等の支給	行旅中に、事故又は過失等により行旅の目的が達せられず、不測の困難に陥り 本市に救護を求めてきた者について、必要最小限の範囲で交通費等を貸与する。	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24- 7 生活保護事業	
分 類	ホームレス自立支援事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 医療費の支給	栄養や健康状態が著しく悪化しているホームレスに対し、安全衛生上、真に必要と認める場合に限り、緊急一時的な措置として病院での医療費を支給する。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町においては、ホームレスに対する医療費を支給していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「児童福祉事業について」に関する資料

保 育 所 の 現 況 に つ い て	15
保 育 料 に つ い て	16
(別紙)高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表	17
第3子以降保育料減免事業について	18
特 別 保 育 事 業 に つ い て	19~21
病 後 児 保 育 事 業 に つ い て	22
私 立 保 育 所 支 援 事 業 に つ い て	23~24
認 可 外 保 育 支 援 事 業 に つ い て	25
民 間 児 童 厚 生 施 設 運 営 補 助 事 業 に つ い て	26
母子家庭等就業・自立支援センター事業について	27
子 育 て 短 期 支 援 事 業 に つ い て	28
母 子 生 活 支 援 施 設 に つ い て	29
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 等 事 業 に つ い て	30
母 子 等 医 療 費 助 成 事 業 に つ い て	31
乳 幼 児 医 療 費 助 成 事 業 に つ い て	32
(別紙)母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容	33~35

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	保育所の現況	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 保育所数及び定員	・公立保育所 31カ所 定員 3,095人 ・私立保育所 25カ所 定員 3,005人	・公立保育所 2カ所 定員 75人 公立保育所のうち、大島へき地保育所(定員30人)は、現在、休止中。
2 対象者(年齢)	就学前児童	就学前児童
3 年齢別児童数	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数 (1) 0歳児 290人 (2) 1歳児 912人 (3) 2歳児 1,168人 (4) 3歳児 1,301人 (5) 4歳児 1,297人 <u>(6) 5歳児 1,306人</u> 合計 6,274人	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数 (1) 0歳児 6人 (2) 1歳児 16人 (3) 2歳児 10人 (4) 3歳児 6人 (5) 4歳児 4人 <u>(6) 5歳児 2人</u> 合計 44人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
庵治町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。(1)

調 整 案
庵治町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	保育料	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 保育料等	(階層区分) A階層～D6階層の10階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) 所得税課税世帯(D1～D6) (年齢区分) A階層～D1階層(3歳未満児、3歳以上児) D2階層～D6階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児) (保育料月額) 別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」と おり	(階層区分) A階層～D7階層の11階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) 所得税課税世帯(D1～D7) (年齢区分) A階層～D7階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児) (保育料月額) 別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」と おり

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
保育料の階層区分、年齢区分及び保育料月額が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。

(別紙)		高松市保育料徴収金額表				(現行)	
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 月 額				
階層区分	定 義		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合			
			円	円			円
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0	0			
B	A 階 層 及 び D 階 層 を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	7,000 (3,500) < 700 >	5,000 (2,500) < 500 >			
C 1		均等割の額のみ の世帯 (所得割の額のない世帯)	15,000 (7,500) < 1,500 >	13,000 (6,500) < 1,300 >			
C 2		所得割の額がある世帯	18,000 (9,000) < 1,800 >	16,000 (8,000) < 1,600 >			
D 1		A 階 層 を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	23,000 (11,500) < 2,300 >	20,000 (10,000) < 2,000 >			
D 2				3歳児の場合	4歳以上児の場合		
D 2		13,000円以上64,000円未満	30,000 (15,000) < 3,000 >	26,000 (13,000) < 2,600 >	25,000 (12,500) < 2,500 >		
D 3		64,000円以上112,000円未満	38,000 (18,000) < 3,800 >	31,000 (15,000) < 3,100 >	26,000 (13,000) < 2,600 >		
D 4		112,000円以上160,000円未満	49,000 (18,500) < 4,900 >	32,000 (15,500) < 3,200 >	27,000 (13,500) < 2,700 >		
D 5		160,000円以上408,000円未満	52,000 (19,000) < 5,200 >	33,000 (16,000) < 3,300 >	28,000 (14,000) < 2,800 >		
D 6		408,000円以上	53,000 (19,000) < 5,300 >	34,000 (14,000) < 3,400 >	29,000 (14,000) < 2,900 >		

備考1 この表の階層区分BからD6階層までの保育料月額の()および< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD2階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D3からD6階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を0円とする。

(1) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者の世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

3 BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表および備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。

(1) BからD2階層に属する世帯 0円

(2) D3からD6階層に属する世帯

ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円

イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額

		庵治町保育料徴収金額表				(現行)	
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金(月額)				
階層区分	定 義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
			円	円	円		円
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0	0	0		
B	A 階 層 及 び D 階 層 を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	非課税	6,000 (3,000) < 600 >	4,500 (2,250) < 450 >	4,500 (2,250) < 450 >		
C 1		均等割の額のみ	14,500 (7,250) < 1,450 >	11,000 (5,500) < 1,100 >	11,000 (5,500) < 1,100 >		
C 2		所得割課税	18,000 (9,000) < 1,800 >	14,000 (7,000) < 1,400 >	14,000 (7,000) < 1,400 >		
D 1		A 階 層 を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000 (10,000) < 2,000 >	19,000 (9,500) < 1,900 >	19,000 (9,500) < 1,900 >		
D 2			27,000 (13,500) < 2,700 >	23,000 (11,500) < 2,300 >	23,000 (11,500) < 2,300 >		
D 3		10,000円以上～20,000円未満	31,000 (15,500) < 3,100 >	28,000 (14,000) < 2,800 >	25,000 (12,500) < 2,500 >		
D 4		20,000円以上～64,000円未満	35,000 (17,500) < 3,500 >	31,000 (15,500) < 3,100 >	25,000 (12,500) < 2,500 >		
D 5		64,000円以上～112,000円未満	37,000 (18,500) < 3,700 >	33,000 (16,500) < 3,300 >	25,000 (12,500) < 2,500 >		
D 6		112,000円以上～160,000円未満	41,000 (20,500) < 4,100 >	36,000 (18,000) < 3,600 >	25,000 (12,500) < 2,500 >		
D 7		160,000円以上～408,000円未満	43,000 (21,500) < 4,300 >	38,000 (19,000) < 3,800 >	25,000 (12,500) < 2,500 >		
		408,000円以上～					

備考1 この表の階層区分BからD7階層までの保育料月額の()および< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD3階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D4からD7階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層と認定された世帯でかつ次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金の額を0円とする。

- ・ 母子世帯等
- ・ 在宅障害児(者)のいる世帯

3 現に扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。なお、この規定の適用に当たっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が入所されている場合は、この表の規定にかかわらず次表の第1欄に掲げる世帯における次表第2欄に掲げる児童について、次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
B～D7階層に属する世帯	ア 最も徴収金が高い児童 (最も徴収金の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金が高い児童 (最も徴収金が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.1
	(注) 10円未満の端数はきりする。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業																					
分類	第3子以降保育料減免事業																					
	現 況																					
項 目	高 松 市	庵 治 町																				
1 対象及び減免内容等	BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」中の高松市保育料徴収金額表、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。 (1) BからD2階層に属する世帯 0 円 (2) D3からD6階層に属する世帯 ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0 円 イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th><th>階層</th><th>保育料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td><td>B～D6</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td><td>B～D2</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>D3～D6</td><td>金額表の1/2</td></tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D6	0 円	3歳以上児	B～D2	0 円	D3～D6	金額表の1/2	BからD7階層に属する現に扶養する子(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。なお、この適用に当たっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が入所している場合は、徴収金額表の規定にかかわらず、別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」の備考3の表の第1欄に掲げる世帯における第2欄に掲げる児童について、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th><th>階層</th><th>保育料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td><td>B～D8</td><td>0 円 1</td></tr> <tr> <td>3歳以上児</td><td>B～D8</td><td>減免なし</td></tr> </tbody> </table> 1 出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上が入所している場合は、減免なし。	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D8	0 円 1	3歳以上児	B～D8	減免なし
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D6	0 円																				
3歳以上児	B～D2	0 円																				
	D3～D6	金額表の1/2																				
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D8	0 円 1																				
3歳以上児	B～D8	減免なし																				

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象年齢、対象階層及び減免内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	特別保育事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 障害児保育	(内容) 健常児とともに生活することにより心身の発達が促進され、と思われる障害のある児童を受入れする障害児保育を公立保育所及び私立保育所で実施。 (保育時間) 【公立】 健常児と同じ保育時間 【私立】 健常児と同じ保育時間 (保育料) 別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」のとおり	該当なし。
2 延長保育	(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則として午後6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする場合に、公立保育所12ヵ所、私立保育所25ヵ所で延長保育を実施。 (保育時間) 【公立】 午後7時まで 【私立】 概ね午後7時まで (園により、それ以降の場合がある) (保育料) 【公立】 1回当たり300円(午後6時30分超) 【私立】 保育所により異なる	該当なし。
3 一時保育	(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育などの一時的な保育に対する需要に対応するため公立保育所3ヵ所、私立保育所19ヵ所で一時保育を実施。 (保育時間) 【公立】 月～金曜日の9:00～16:00 【私立】 保育所により異なる (保育料) 【公立】 ・1日 2,500円 ・半日 1,500円 【私立】 保育所により異なる	該当なし。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
・庵治町には、私立保育所がない。 ・庵治町では、障害児保育、延長保育、一時保育、在宅障害児ふれあい事業、保育体験事業、地域子育て推進事業、世代間交流事業、地域子育て支援センター事業、休日保育及び学童保育を実施していない。 ・乳児保育の受入れ月数が異なる。

対応策
高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	特別保育事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 乳児保育	(内容) 2ヶ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立 保育所22ヵ所、私立保育所25ヵ所で実施。 【公立】 3ヵ月～1歳未満 22ヵ所 【私立】 2ヵ月～1歳未満 13ヵ所 3ヵ月～1歳未満 11ヵ所 4ヵ月～1歳未満 1ヵ所	(内容) 6ヵ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育 を公立保育所1ヵ所で実施。 【公立】 6ヵ月～1歳未満 1ヵ所
5 在宅障害児ふれ あい事業	(内容) 在宅の障害児に対して保育所を開放して、交流を深め たり、育児相談などを行う事業を公立保育所13ヵ所で実 施。	該当なし。
6 保育体験事業	(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験 を通じて、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得でき る機会を提供する事業を公立保育所14ヵ所で実施。	該当なし。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
項目	現 況	
	高 松 市	庵 治 町
7 地域子育て推進事業	(内容) 在宅の児童に保育所を開放して、入所児童との交流を図ったり、子育ての悩みや不安について、経験豊富な保育士が相談に応じたり、子育ての仲間が欲しい時に、子育ての情報の提供や子育てサークルなどの支援をする事業を公立保育所18ヵ所、私立保育所18ヵ所を実施。	該当なし。
8 世代間交流事業	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとふれあうことにより、世代間の交流を図る事業を公立保育所2ヵ所、私立保育所17ヵ所を実施。	該当なし。
9 地域子育て支援センター事業	子育て家庭等の育児不安についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の実施・普及促進及び地域の保育の情報の提供を行う事業を、私立保育所5ヵ所を実施。	該当なし。
10 休日保育	日曜・祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒を見る事ができない子どもを、保育所において保育する事業を、私立保育所4ヵ所を実施。	該当なし。
11 学童保育	保護者が労働等により、昼間家にいない家庭の小学校低学年の児童に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業を、私立保育所9ヵ所を実施。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	病後児保育事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 内 容	保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な期間、その児童を病院等に付設された専用スペースで一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を図る。	該当なし。
2 委託機関等	市内の医療機関 3カ所	
3 利用時間・負担金	午前8時から午後5時まで 2,000円 開設時間が半日の場合 1,000円 上記の利用時間に引き続く延長1時間 500円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	私立保育所支援事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 運営委託	私立保育所に対して、国の保育単価に基づき、各月初日の入所人員に応じて支払っている。	該当なし。
2 特別保育事業委託	乳児保育促進事業、障害児保育支援事業、休日保育事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。	該当なし。
3 特別保育事業補助	延長、一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。	該当なし。
4 職員研修費補助	(内容) 私立保育所が実施する職員研修に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 職員1人当たり年間15,000円	該当なし。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	私立保育所支援事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
5 保育所入所等事務謝金	私立保育所において入所申込の交付および受付等、入所事務に対する役務について、入所児童1人につき1ヵ月当たり480円の謝金を交付している。	該当なし。
6 社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金	(内容) 私立保育所に対し、児童福祉施設賠償責任保険に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 児童数(定員)1名当たり年間70円	該当なし。
7 高松市保育研究会事業補助金	高松市保育研究会の実施する研修会、研究会、保育まつり等に対して、研究費として30万円、人権保育関係として72万円、保育まつり開催経費の一部として20万円を補助している。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	認可外保育支援事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 施設助成	(目的) 認可外保育施設に入所している児童の福祉向上を図るため、認可外保育施設に対して、一定の条件のもと、保育用品、給食用品等に要する経費に対して補助を行っている。 (内容) 保育用品、給食用品等に要する経費に対し補助 ・昼間児童1人当たり3,500円/月 ・夜間児童1人当たり5,000円/月	該当なし。
2 職員健康診断助成	(目的) 認可外保育施設に勤務する保育従事者等の健康診断に要する経費を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全および衛生の確保を図ることを目的とする。 (内容) 施設の職員が健康診断を受けた場合、1人当たり4,200円を補助	該当なし。
3 第3子等保育料助成	(内容) 認可外保育施設に入所している第3子等の児童について、保育料の一部を助成している。 ・3歳未満児 10,000円/月 ・3歳以上児 5,000円/月又は10,000円/月(所得税額による)	該当なし。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
対応策

--

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	民間児童厚生施設運営補助事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	民間児童館に対して、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に実施する事業運営費の一部を助成する。	該当なし。
2 事業内容	上記の目的を達成するために、下記の事業を民間児童館で実施 ・児童健全育成相談支援事業 ・自然体験活動事業 ・子どもボランティア育成支援事業 ・巡回児童館事業 ・年長児童等来館促進事業 ・特別事業	
3 補助額・率	国の補助基準額の1 / 3 ・国 1 / 3 ・県 1 / 3 ・社会福祉法人 1 / 3 社会福祉法人の負担部分1 / 3を市単独補助 額については、高松市民間児童館活動事業費補助金交付要綱のとおり	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	母子家庭等就業・自立支援センター事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	高松市	香川県において同様の業務を実施
2 目的	地域で生活し、継続的生活指導を必要とする母子家庭の母等へ、就業支援サービスを提供するなどして自立の促進を図る。	
3 内容	就業支援講習会事業等、各種事業を実施	
4 委託先	(財)香川県母子福祉連合会に、事業委託	

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
・実施機関が異なる。

対応策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	子育て短期支援事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 短期入所生活 援助	(実施機関) 高松市 (内容) 市内在住の1歳以上の児童で、家庭における 養育が一時的に困難となった者及び緊急一時 的に保護を必要とする母子に対し、児童福祉施 設等において養育・保護する。 (委託機関) 児童養護施設 讃岐学園 (利用期間) 7日以内 (利用者負担) 国の基準額どおり 2歳未満児 5,350円 2歳以上児 2,750円 緊急一時保護の母 750円 生活保護世帯等は減免あり	該当なし。
2 夜間養護	(実施機関) 高松市 (内容) 市内在住で保護者の仕事等が恒常的に夜間とな る家庭の小学生に対し、夜間の養護を行う。 (委託機関) 児童養護施設 讃岐学園 (利用期間) 原則6カ月程度で午後6時から午後10時まで (利用者負担) 国の基準額どおり 小学生 750円 特に市長が認める児童 750円 生活保護世帯等は減免あり	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	母子生活支援施設	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の入所を行い、これらの者の保護及び生活支援を目的とする施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた指導を行う。	該当なし。
2 名称・設置場所	高松市屋島ファミリーホーム 高松市高松町75番地15	
3 施設内容等	主に、施設内で行っている事業等 (母子の会、誕生会、料理教室、手芸教室、地域交流会、学習会、その他)	
4 利用対象者	原則として、高松市民のみ。	
5 利用者負担	市・県民税額、所得税額により区分あり。	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	母子寡婦福祉資金貸付等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	高松市	香川県において同様の業務を実施
2 目的・対象者	母子家庭の母、寡婦等に対し、生活の安定と子どもの福祉の向上を図るため、各種資金を貸し付ける。 母子福祉資金・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 ・父母のいない20歳未満の児童（修学、修業、就職支度、修学支度、児童扶養資金） 寡婦福祉資金・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子	
3 貸付額	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
4 金利	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
5 償還方法	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
6 利子補給	（対象） 市内に住所を有する有利子母子福祉資金・寡婦福祉資金の借受者で、償還計画に定める償還期日の属する年度内に、資金を償還した者に対し、市単独で補給している。 （助成額） 償還した利子相当額	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関が異なる。 ・高松市では、市単独で利子補給を実施している。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	母子等医療費助成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 助成対象者	・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童 ・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童 ・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(㊤、A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童 ・父母のない20歳未満の児童 (ただし、県補助事業における所得制限該当者は除く)	・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童 ・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童 ・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(㊤、A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童 ・父母のない20歳未満の児童 (ただし、県補助事業における所得制限該当者を含む)
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成対象者及び助成方法に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 8 児童福祉事業	
分 類	乳幼児医療費助成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 助成対象者	市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保護者(その世帯における所得による制限はなし。)	町内に住所を有する、満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの乳幼児の保護者(その世帯における所得による制限はなし。) 満6歳未満の対象者については、香川県が助成しており、6歳以上の対象者については、町単独で助成している。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額(ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付(ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成対象者及び助成方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において庵治町に住所を有し、引き続き庵治町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において庵治町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。

(別紙)

母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

資金の種別一覧表

(平成16年4月1日現在)

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母,寡婦等および母子福祉団体が事業を開始するのに必要な経費	2,830,000 円 団体 4,260,000 円 *複数の母子家庭の母等が共同して起案する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする	貸付後1年	据置後7年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母,寡婦等および母子福祉団体が事業を継続するのに必要な経費	1,420,000 円	貸付後6か月	据置後7年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母,寡婦等が扶養している児童等が小学校,中学校,高等学校,大学,高等専門学校,専修学校または修業施設へ入学または入所する際に必要な被服等を購入する経費に充てる資金	別表1参照	修学・修業期間終了後 (小中学校は15歳到達後) 6か月	据置後5年以内 ただし,修学資金と同時貸付けの場合は,修学と同じ期間	無利子
修学資金	母子家庭の母,寡婦等が扶養している児童等が高校,大学,高専または専修学校に修学するために必要な経費 貸付期間は修学期間内	別表1参照	修学終了後 6か月	据置後貸付期間の3倍以内 (特別)20年以内 専修一般5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母,寡婦等が事業を開始し,または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は3年以内	月額 50,000 円 (一括) 600,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円	技能習得後 6か月	据置後10年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母,寡婦等が扶養している児童等が事業を開始し,または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は3年以内	月額 50,000 円 高校3年時の自動車運転免許取得 460,000 円	技能習得後 6か月	据置後6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母,寡婦等または児童が就職に際して必要な経費	100,000 円 通勤用自動車購入 320,000 円	貸付後1年	据置後6年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母,寡婦等または児童が医療または介護(児童を除く)を受けるために必要となる経費 貸付期間は1年以内	医療 310,000 円 特別(所得税非課税世帯等) 450,000 円 介護 500,000 円	療養(介護)終了後 6か月	据置後5年以内	無利子

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
生 活 資 金	知識技能を習得している間の生活補給資金 貸付期間は技能習得期間	知識技能を習得する期間中３年をこえない範囲内 月額 141,000 円	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後または生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間終了後 6 か月	据置後 10 年以内	無利子
	医療介護資金を借り受けて医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金 貸付期間は医療・介護の貸付けを受けている期間	月額 103,000 円 (生活安定は母子家庭となつて7年以内及び総額 2,400,000 円まで。失業は離職の翌日から1年以内)母が生計中心でない場合 69,000 円		据置後 5 年以内	
	母子家庭となつて間もない(7年未満)母の生活安定・継続する間(生活安定期間)または失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金			据置後 生活安定 8 年以内 失業 5 年以内	年 3 % (生活安定で月 2 万円及び累計 48 万円以内は無利子)
住 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅の補修、保全、改築、増築をする場合、または住宅を建設するか購入をするのに必要な経費に充てる資金	1,500,000 円 特別貸付(新築または購入等) 2,000,000 円	貸付期間終了後 6 か月	据置後 6 年以内 (特別) 7 年以内	年 3 %
転 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が住宅を移転するため住宅の賃貸借に際し必要な経費に充てるための資金 (市外に転居する場合は転居先で申請)	260,000 円	貸付後 6 か月	据置後 3 年以内	年 3 %
結 婚 資 金	母子家庭の母または寡婦等が扶養している児童等の婚姻に際し、必要な経費にあてる資金	300,000 円	貸付後 6 か月	据置後 5 年以内	年 3 %
特 例 児 童 扶 養 資 金	児童扶養手当の支給額が、平成 14 年 7 月分の手当額と現に支給されている手当額を比較して減額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)となる場合、児童の扶養に必要な経費としてその差額にあてる資金 貸付期間は、平成 14 年 8 月 1 日から 5 年	平成 14 年 7 月分の児童扶養手当の支給額と貸付申請の際に現に支給されている手当額との差額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)	貸付期間満了日または児童が 15 歳になった学年末のいずれか遅い日の翌日から 1 年	据置後 10 年以内	無利子

別表１ 就学支度資金，修学資金の学校別一覧表

学校区分		区 分		就学支度資金	修 学 資 金	
		種別	通学	貸付限度額	貸付限度額（一般）	貸付限度額（特別）
小学校		-	-	３９，５００円	修学資金は、小・中学校はありません。 就学援助制度を利用ください。 就学支度資金のみ、所得税非課税世帯に対し貸付け できます。	
中学校		-	-	４６，１００円		
高等学校 専修学校（高等） （日本育英会法施行 令指定校）		国公立	自 宅	７５，０００円	月額１８，０００円	月額２７，０００円
			自宅外	８５，０００円	月額２３，０００円	月額３４，５００円
		私 立	自 宅	３５０，０００円	月額３０，０００円	月額４５，０００円
			自宅外	３６０，０００円	月額３５，０００円	月額５２，５００円
高等専門学校 （４年目から短大と して貸付）		国公立	自 宅	７５，０００円	月額２１，０００円	月額３１，５００円
			自宅外	８５，０００円	月額２２，５００円	月額３３，７５０円
		私 立	自 宅	３５０，０００円	月額３２，０００円	月額４８，０００円
			自宅外	３６０，０００円	月額３５，０００円	月額５２，５００円
短期大学 専修学校（専門） （日本育英会法施行 令指定校）		国公立	自 宅	３７０，０００円	月額４４，０００円	月額６６，０００円
			自宅外	３８０，０００円	月額５０，０００円	月額７５，０００円
		私 立	自 宅	５１０，０００円	月額５２，０００円	月額７８，０００円
			自宅外	５２０，０００円	月額５９，０００円	月額８８，５００円
大 学		国公立	自 宅	３７０，０００円	月額４４，０００円	月額６６，０００円
			自宅外	３８０，０００円	月額５０，０００円	月額７５，０００円
		私 立	自 宅	５１０，０００円	月額５３，０００円	月額７９，５００円
			自宅外	５２０，０００円	月額６３，０００円	月額９４，５００円
専修学校（一般）			自 宅	７５，０００円	月額２９，０００円	月額４３，５００円
			自宅外	８５，０００円		
修業施設	中学卒業者	自 宅	７５，０００円	月額５０，０００円		
		自宅外	８５，０００円			
	高校卒業者	自 宅	９０，０００円			
		自宅外	１００，０００円			

□ 修学資金の貸付限度額は１年生の額です。申請時の学年により限度額が異なります。

□ 特別貸付

修学資金貸付限度額の特別枠の貸付けは，修学に直接必要な経費（授業料，通学費，教科外活動費等）が一般枠を超える場合で，児童の修学に際し，必要と認められる場合に対象となります。希望する際は，自己資金や借入額，償還計画を十分にご検討ください。

「その他の福祉事業について」に関する資料

遺族団体事業補助について	37
戦争犠牲者追悼式について	38
民生委員・児童委員活動事業について	39
特定疾患者援護事業について	40
原子爆弾被爆者援護事業について	41
災害援護関係について	42～43
ふれあいのまちづくり事業について	44
地域福祉計画について	45
社会福祉協議会運営補助等事業について	46～47
障害者小規模作業所助成事業について	48
福祉資金貸付金利子補給事業について	49
紙おむつ給付事業について	50
福祉タクシー事業について	51～52
福祉電話等貸与事業について	53
介護見舞金支給事業について	54
緊急通報装置貸与等事業について	55
住宅改造助成事業について	56
福祉金等支給事業について	57～58
配食サービス事業について	59

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	遺族団体事業補助	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 遺族会事業補助	(補助団体名) 財団法人高松市遺族会 (補助対象事業) 戦没者の慰霊行事、援護相談事業などの年間活動事業 (補助額) 年額 567,000円(柱数 1,952柱)	(補助団体名) 庵治町遺族厚生会 (補助対象事業) 高松市と同じ。 (補助額) 年額 200,000円(柱数 約200柱)
2 日本戦災遺族会事業補助	(補助団体名) 社団法人日本戦災遺族会香川県支部 (補助対象事業) 戦災犠牲者慰霊祭、遺族相互の交流などの年間活動事業 (補助額) 年額209,000円	該当なし。
3 地区遺族会補助	(補助団体名) 地区遺族会(25地区) (補助対象事業) 各地区における戦没者の慰霊祭 (補助額) 1地区当り 柱数×@250+20,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、日本戦災遺族会事業補助及び地区遺族会補助を実施していない。

対 応 策
庵治町遺族厚生会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとし、財団法人高松市遺族会への加入を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	戦争犠牲者追悼式	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 内 容	戦争犠牲者の冥福を祈るため、市主催の追悼式を開催するもの。	該当なし。 町主催では実施していないが、庵治町遺族厚生会主催で開催している。
2 開催日及び場所	(開催日) 毎年10月中旬(平成16年度は10月13日) (場所) 高松市文化芸術ホール (平成15年度までは高松市立市民会館)	
3 対象者	太平洋戦争陸海軍犠牲者 6,751柱 市内の戦災犠牲者 1,359柱 市外の戦災犠牲者 46柱 外地犠牲者 678柱 計 8,834柱 参列者 約800人	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	民生委員・児童委員活動事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 委員数(定数)	672人(うち主任児童委員69人) 委員数の決定基準 中核市及び人口10万人以上の市に係る国の定数基準 (170～360世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏ま え、地域性も考慮する中で、委員数を決定	16人(うち主任児童委員2人) 委員数の決定基準 町村に係る国の定数基準(70～200世帯ごとに民生委 員・児童委員を1人)を踏まえ、委員数を決定
2 地区数	34地区	1地区
3 活動費	・委員活動費(1人当たり) 年額120,600円 ・会長活動費(1人当たり) 年額12,000円 ・地区協議会開催経費等(1地区当たり) 年額@6,500×委員数 ・地区協議会活動費等(1地区当たり) 年額@5,905×委員数+30,000円	・委員活動費(1人当たり) 年額65,000円 ・会長活動費(1人当たり) 年額 5,000円 その他の運営費等は別途支給
4 研修事業	・県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会に委託 ・県外で実施される研修への派遣 香川県社会福祉協議会に委託	・県内で実施される研修事業 高松市と同じ。 ・県外で実施される研修への派遣 香川県民生委員児童委員協議会連合会及び 県東讃保健福祉事務所管内木田・香川地区民 生児童委員協議会連合会に委託。
5 民生委員推薦 会	・委員定数 14人 ・委員報酬 @6,700円 ・任期 H16.10.1～H19.9.30	・委員 7人 ・委員報酬 @8,500円 ・任期 高松と同じ。
6 地区民生委員 推薦準備会	・準備会 34地区 ・委員数 14人以内 ・準備会開催経費交付金 1,000円×委員数 ・任期 H13.9.1～H16.8.30	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・高松市の制度に統一した場合、庵治町地区の民生委員が減員となる場合がある。 ・活動費に差異がある。 ・民生委員推薦会の委員報酬等に差異がある。 ・庵治町では地区民生委員推薦準備会が組織されていない。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の民生委員数については、現行のとおりとする。 ・庵治町民生委員推薦会は、高松市の地区民生委員推薦準備会として取り扱う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	特定疾患者援護事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	原因が不明であって治療方法が確定していない、いわゆる難病のうち、特定の疾患に罹患している者に対し、援護金を支給することにより、福祉の増進を図る。	該当なし。
2 対象者要件	国の治療研究事業対象(45疾患)、県単独の治療研究事業対象(6疾患)の疾患に罹患している者 当該年度の市民税が非課税または均等割のみの者 市内に引き続き1年以上居住している者 上記 ~ の要件を全て満たしている者	
3 支給額等	患者1人につき年額10,000円	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、特定疾患者援護事業を実施していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。 ただし、居住要件については、合併時に庵治町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	原子爆弾被爆者援護事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 援護金	(対象者要件) 被爆者健康手帳の交付を受けている者 市内に引き続き1年以上居住している者 (支給額) 年額 15,000円/人 支給時期 毎年8月	該当なし。
2 死亡弔慰金	(対象者要件) 援護金支給対象者が死亡した場合、その者の葬祭を行った者 (支給額) 15,000円/人	該当なし。
3 原爆被害者の会補助	該当なし。	庵治町原爆被害者の会に対して補助(30千円/年)

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町では援護金及び死亡弔慰金を支給していない。 ・庵治町では原爆被害者の会に補助金を支給している。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時に庵治町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	災害援護関係	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 災害時緊急物資備蓄事業	(内容) 大規模災害発生時に、被災者及び避難者に対し、物資の流通が回復するまでの初期対応として緊急物資を備蓄する。 (備蓄状況) 備蓄数量 想定被災者数7,000人 備蓄期間 平成15～19年度 備蓄物資 毛布、タオル、おむつ、アルファ米、レトルト食品、飲料水、食器セットなど 備蓄場所 小学校体育館16箇所、保健所、保健センター	保健センター及び消防用倉庫で災害用として、毛布・日用品セットを備蓄している。
2 災害弔慰金	(内容) 対象災害となる災害で死亡した場合に、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。 (弔慰金額) 生計維持者・・・500万円 その他の者・・・250万円	高松市と同じ。
3 災害障害見舞金	(内容) 対象災害により負傷し、または疾病にかかり治ったときに、法に定める程度の障害がある者に対し、災害障害見舞金を支給する。 (見舞金額) 生計維持者・・・250万円 その他の者・・・125万円	高松市と同じ。
4 災害援護資金貸付	(内容) 対象災害により、住居等に被害を受けた世帯に再建のための資金を貸し付ける。 (貸付額ノ例) 住居の全壊・・・250万円～350万円 住居の半壊・・・170万円～270万円 (金利) 年3パーセント(据置期間中は無利子) (償還方法等) 年賦または半年賦、元利均等償還。10年	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・災害時緊急物資備蓄事業に差異がある。 ・庵治町では、小規模災害弔慰金及び小規模見舞金を支給していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	災害援護関係	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
5 小規模災害弔慰金	(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により死亡した場合に弔慰金を支給する。 (弔慰金額) 1人当たり100,000円	該当なし。
6 小規模災害見舞金	(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により、住居の全損、半損または1ヶ月以上の負傷をした者に対し見舞金を支給する。 (見舞金額) 住居の全損・・・1世帯当たり50,000円 住居の半損・・・1世帯当たり30,000円 1ヶ月以上の負傷・・・1人当たり20,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業		
分 類	ふれあいのまちづくり事業補助		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 目的	地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図る。	該当なし。	
2 事業内容	・ ふれあい相談センターの設置 広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・指導を行い、その福祉の向上を図るため、高松市社会福祉協議会内に相談センターを設置している。 ・ 総合相談・・・年3回(専門委員による相談) ・ 弁護士相談・・・月1回(弁護士による相談) ・ 一般相談・・・毎週月・水・金 ・ 社協広報誌「福祉だより」の発行 ・ 福祉協力校の指定		
3 補助対象団体	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会		
4 経費負担	事業費2,550,000円 市補助金 500千円 県社協 800千円 市社協 1,250千円		

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	地域福祉計画	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 計画の概要等	「自助・公助・共助」の各種施策・活動の協働により、生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域でその人らしい安心のある生活をおくることができる地域社会の実現を目指し、平成16年度末を目途に計画の策定を行っている。	該当なし。 策定を検討中
2 推進体制	・庁内組織・地域コミュニティづくり推進本部 ・策定組織・地域福祉計画策定委員会 (公募委員2人を含む15人)	
3 策定スケジュール	・H15.8 計画策定要領の承認 ・H15.10 市民意識調査を実施 ・H16.1 地域福祉計画策定委員会の設置 ・H17.2 パブリックコメントの実施 ・H17.3 計画決定の予定	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、地域福祉計画の策定を検討中である。

対 応 策
高松市の制度を適用する。 なお、高松市の地域福祉計画の見直し時において、庵治町地域を含めた計画に改訂するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業		
分 類	社会福祉協議会運営補助等事業		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。	
2 補助対象団体	名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会 組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課 活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)	名称 社会福祉法人 庵治町社会福祉協議会 組織 会長1人、副会長1人、理事10人(会長、副会長を含む)、評議員25人 事務局 事務局長、職員1人 活動内容 ・町委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付受付等、福祉委員活動事業)	
3 補助内容	運営補助 ・人件費補助 介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助 ・管理費補助 管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。 ・社会福祉協議会運営費補助 事業補助 ・在宅福祉サービス事業補助 福祉事業団体補助	運営補助 ・人件費補助 職員1人分を全額補助 ・事務局経費補助 全額補助 事業補助 ・福祉委員協議会補助	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・補助内容及び委託事業内容に差異がある。 ・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。

対 応 策
社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時まで調整する。

調 整 案
社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 委託事業内容	・身体障害者入浴サービス事業 ・精神障害者ホームヘルプサービス事業 ・難病患者等ホームヘルプサービス事業 ・敬老会事業 ・老人介護支援センター事業 ・在宅介護者支援事業 ・福祉電話架設対象者連絡サービス業務 ・老人と地域の交流事業	・敬老会事業 ・配食サービス事業 ・介護手当支給事業 ・心配ごと相談事業(高齢者地域支援体制整備事業)

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	障害者小規模作業所助成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 身体障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な身体障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 7施設 補助実績70,160千円 (平成15年度実績)	該当なし。
2 知的障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な知的障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 9施設 補助実績82,067千円 (平成15年度実績)	該当なし。
3 精神障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な精神障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ社会復帰の促進を図る小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 2施設 補助実績9,400千円 (平成15年度実績)	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	福祉資金貸付金利子補給事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 障害者生活福祉資金貸付金利子補給事業	(内容) 香川県社会福祉協議会が事業主体となり実施している生活福祉資金貸付事業の借受者のうち、障害者のみが借り受けできる資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。 (利子補給件数) 平成15年度実績 :12件	該当なし。
2 母子・寡婦福祉資金貸付金利子補給事業	(内容) 母子・寡婦福祉資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。 (利子補給件数) 平成15年度実績 :19件	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業		
分 類	紙おむつ給付事業		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 心身障害者 (児)紙おむ つ給付事業	(対象者) 市内に住所を有する3歳～64歳の身体障害者手 帳1級(下肢、体幹、内部)または療育手帳㊤の所持 で、概ね6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする者 (所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者 (給付方法等) 1月60枚の紙おむつを給付 (2カ月ごとに、契約業者が配達) (登録人数) 平成15年度:192人	該当なし。	
2 寝たきり高齢者 等紙おむつ給 付事業	(対象者) 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、6カ月 以上寝たきりまたは痴呆の状態にあり、おむつを必 要とする者 (所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者 (給付方法等) 1月にパンツタイプに換算して60枚の紙おむつを 給付(2カ月ごとに契約業者が配達) (登録人数) 平成15年度:1,913人	該当なし。	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	福祉タクシー事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 障害者福祉タクシー助成事業	(目的) 障害者が社会生活上、外出する必要がある場合に、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図る。 (助成対象者) ・身体障害者手帳1級及び2級の者 ・療育手帳㊤ 及びAの者 ・常時車いすを使用している者 ・精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の者 (助成内容) 1枚500円(精神障害は550円、車椅子は+500円)のチケットを年間30枚または15枚交付する。 30枚 身体障害者手帳1級、療育手帳㊤、車椅子、精神障害者保健福祉手帳1級 15枚 上記以外の者 (助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。) (助成実績) 3,400人 (平成15年度)	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	福祉タクシー事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
2 高齢者 福祉タクシー 助成事業	(目的) 外出することが難しい在宅高齢者に、タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の外出支援を図る。 (助成対象者) 65歳以上で要介護認定(要介護1～5)を受けている市民税非課税の在宅の高齢者 (助成内容) 年間15枚交付する。 (1枚当たり法人タクシー550円、個人タクシー540円 身体障害者手帳・療育手帳所持者500円) (助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。) (助成実績) 2,098人 (平成15年度)	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	福祉電話等貸与事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 障害者福祉電話等貸与事業	(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、ひとり暮らしの外出困難な重度障害者または難聴者に対して、電話またはファクシミリの貸与を行う。 (貸与台数) 平成15年度:12台	該当なし。
2 高齢者福祉電話等貸与事業	(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して電話の貸与を行う。 (貸与台数) 平成15年度:184台	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	介護見舞金支給事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 在宅重度障害者介護見舞金支給事業	(内容) 身体障害者手帳1級及び2級を所持し日常生活動作評価表8点以上、療育手帳㊤及びAまたは、精神障害者保健福祉手帳1級を所持し日常生活能力判定表12点以上の20歳～64歳の在宅重度障害者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給する。 (居住要件) 市内に1年以上住所を有する者 (所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下 (支給額) 月額6,000円 (支給実績) 平成15年度:173人	該当なし。
2 在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業	(内容) 65歳以上の在宅の寝たきり・痴呆性高齢者を介護している家族に対し、介護見舞金を支給する。 (居住要件) 市内に1年以上住所を有する者 (所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下 (支給額) 月額6,000円 (支給実績) 平成15年度:892人	(内容) 高松市と同じ。 (居住要件) 町内に1年以上住所を有する者 (所得要件) なし (支給額) 年額36,000円 (支給実績) 平成15年度:15人

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
・庵治町では、在宅重度障害者介護見舞金支給事業を実施していない。 ・在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の、所得要件及び支給額に差異がある。

対応策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時において、庵治町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調整案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	緊急通報装置貸与等事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 身体障害者 緊急通報装置 貸与等事業	(対象者) 市内に住所を有するひとり暮らし重度身体障害者 (内容) 緊急通報装置の貸与または給付 (通報システム) 消防局通報方式 通報→消防局→(安否確認)→出動 ↓ 協力者へ連絡→関係者へ連絡 (貸与台数) 15台(平成15年度末現在)	(対象者) ひとり暮らしの重度身体障害者 (内容) 緊急通報装置の給付 (通報システム) 委託業者通報方式 通報→委託業者→協力者→(安否確認)→委託業者 →親戚・民生委員へ連絡→関係者へ連絡 (給付台数) 1台(平成15年度末現在)
2 高齢者緊急 通報装置貸 与等事業	(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者 (内容) 緊急通報装置の貸与または給付 (通報システム) 消防局通報方式 通報→消防局→(安否確認)→出動 ↓ 協力者へ連絡→関係者へ連絡 (貸与台数) 1,580台(平成15年度末現在) (給付台数) 112台(平成15年度末現在)	(対象者) 高松市と同じ。 (内容) 緊急通報装置の給付 (通報システム) 委託業者通報方式 通報→委託業者→協力者→(安否確認)→委託業者 →親戚・民生委員へ連絡→関係者へ連絡 (貸与台数) 該当なし。 (給付台数) 35台(平成15年度末現在)

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
内容及び通報システムに差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	住宅改造助成事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 内 容	身体が虚弱な高齢者または重度障害者の自立を助長するため、自宅を改造する場合に、住宅改造費の一部を助成する。	高松市と同じ。
2 対象者	・65歳以上で寝たきりまたは準寝たきり状態の者 ・視覚または肢体の身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳㊤・Aの障害者 ・その他市長が特に必要と認める者	・65歳以上の介護認定を受けている高齢者 ・身体障害者手帳1～2級の障害者 ・上記の障害が、視覚障害又は肢体不自由に限る。
3 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に住所を有する者
4 所得要件	生計中心者の前年所得が500万円以下	世帯の全員が所得税非課税
5 対象工事	改造工事 新築・増築または全面的な改築工事を除く	高松市と同じ。
6 助成金額等	・生活保護世帯、所得税非課税世帯 対象工事費用の3/4の額(限度額750千円) ・その他の世帯 対象工事費用の1/2の額(限度額500千円)	・高齢者 対象工事費用の2/3の額(限度額533千円) ・障害者 対象工事費用の2/3の額(限度額666千円)
7 助成実績	・高齢者171件 ・障害者 23件 (平成15年度実績)	・高齢者 4件 ・障害者 1件 (平成15年度実績)

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、居住要件、所得要件及び助成金額等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に庵治町地域に住所を有する者については、居住要件を満たす者として取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	福祉金等支給事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 内 容	高齢者、障害者、障害児及び母子家庭児等に対し、市民福祉金を支給することにより福祉の増進を図る。	高齢者、心身障害者等に対し、敬老祝金、障害者年金等を支給することにより福祉の増進を図る。
2 福祉金等の種別	(1) 敬老祝金 (2) 障害者福祉金 (3) 障害児福祉金 (4) 母子家庭児等福祉金	(1) 敬老祝金 (2) (3)心身障害者年金(児含む) (4) 該当なし。
3 支給額・支給実績	(1) 敬老祝金 77歳 年額10,000円(2,807人) 88歳 年額20,000円(791人) 99歳以上 年額30,000円(91人) (2) 障害者福祉金 年額15,000円(8,428人) (3) 障害児福祉金 年額20,000円(502人) (4) 母子家庭児等福祉金 年額15,000円(3,604人) 平成15年度実績	(1) 敬老祝金 75歳以上 年額 7,000円(654人) 85歳以上 年額10,000円(221人) (2) (3)心身障害者年金 身体1級 知的㊤ 年額40,000円(36人) 身体2級 知的A 年額30,000円(31人) 身体3級 知的㊤ 年額20,000円(41人) 身体4級 知的B 年額10,000円(64人) (4) 該当なし。 平成15年度実績
4 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に1年以上住所を有する者
5 所得等要件	なし	心身障害者年金については、公的年金・手当を受給していない者

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
・庵治町では、母子家庭児等福祉金を支給していない。 ・高齢者・障害者に対する福祉金等の支給額、所得等要件及び対象者要件に差異がある。

対応策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時において、庵治町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調整案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 9 その他の福祉事業	
分 類	福祉金等支給事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
6 対象者要件	(1) 敬老祝金 77歳, 88歳, 99歳以上の者 (2) 障害者福祉金 ・身体障害者手帳所持者 1～3級の者 ・療育手帳所持者 ㊤、A、㊦ の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～2級の者 (3) 障害児福祉金 ・身体障害者手帳所持者1～3級で20歳未満の者 ・療育手帳所持者㊤、A、㊦ で20歳未満の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者1～2級で20歳未満の者 (4) 母子家庭児等福祉金 ・父母又はそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでない義務教育終了前の者 ・児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母又は養育者の監護・養育を受けている義務教育終了前の者	(1) 敬老祝金 75歳以上の者 (2) (3) 心身障害者年金 ・身体障害者手帳所持者 1～4級の者 ・療育手帳所持者 ㊤、A、㊦、Bの者 (4) 該当なし。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	配食サービス事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 事業名	高齢者と施設の交流事業	配食サービス事業
2 対象者	高齢者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯であって、食事の調理が困難で「食」に関する支援を必要とする者 身体障害者 該当なし。	高齢者 食事の材料の調達または調理が困難で、サービスを利用することにより栄養の改善が図られるおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者 身体障害者 食事の材料の調達または調理が困難で、サービスを利用することにより栄養の改善が図られる身体障害者
3 事業内容	老人ホームで調理した食事を対象者の自宅へ配食	高松市と同じ。
4 利用登録者	・高齢者 132人 ・身体障害者 該当なし。	・高齢者 37人 ・身体障害者 登録者なし。
5 実施方法	実施区域 市内9地区(全35地区中) 委託先 調理... 社会福祉法人(5老人ホーム) 配食... ボランティア(民生委員等) 配食回数 2回/週	実施区域 町内全域 委託先(庵治町社会福祉協議会が委託) 調理... 社会福祉法人(あじの里) 配食... シルバー人材センター 配食回数 5回/週 月曜日から金曜日まで
6 費用負担	市 ... 400円/食 利用者... 200円/食	町 ... 200円/食 利用者... 400円/食

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、実施方法及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

「保健衛生事業について」に関する資料

医 事 監 視 指 導 に つ い て	3 8
介護老人保健施設整備及び指導について	3 9
地 域 保 健 推 進 に つ い て	4 0
健康づくり推進プランについて	4 1
営 業 許 可 等 に つ い て	4 2 ~ 4 3
監 視 ・ 指 導 ・ 講 習 等 に つ い て	4 4 ~ 4 6
食 中 毒 予 防 推 進 に つ い て	4 7
公衆浴場施設改善事業等助成について	4 8
狂 犬 病 予 防 に つ い て	4 9
野 犬 対 策 に つ い て	5 0
犬猫不妊去勢手術費補助事業について	5 1
エイズ予防・相談指導事業について	5 2
感 染 症 予 防 事 業 等 に つ い て	5 3 ~ 5 4
結核予防等結核関係事業について	5 5 ~ 5 7
精神保健福祉相談等指導事業について	5 8 ~ 6 0
精神障害者社会復帰支援等事業について	6 1 ~ 6 2
保健センター施設・機能について	6 3
予 防 接 種 に つ い て	6 4
母 子 健 康 教 育 に つ い て	6 5
妊 婦 ・ 乳 幼 児 健 康 診 査 に つ い て	6 6
健康教育・健康相談について	6 7
健康診査・がん検診について	6 8 ~ 6 9
地 域 保 健 組 織 に つ い て	7 0
初 期 救 急 医 療 に つ い て	7 1

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	医事監視指導	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 医療監視	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 【実施医療機関数】 113医療機関 (病院34有床診療所26、無床診療所28、歯科診療所25) 【監視体制】 無床及び歯科診療所は薬剤師、診療放射線技師、事務職の3名体制(有床診療所・病院には、医師、管理栄養士、保健師などを適宜増員) 【回数】 病院は毎年、有床診療所は3年に1回、無床及び歯科診療所は5年に1回医療監視を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 医療機関の開設許可等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (開設許可申請等) 104件 (開設届等) 787件 (医療法人決算等の届出) 302件	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 医療関係従事者の免許申請等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (対象)・ 医師、歯科医師、看護師等医療従事者 (件数) ・医師免許の交付等 419件 ・医師免許の書換等 259件 ・医師免許の再交付等 37件 ・医師免許の抹消等 8件	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業		
分 類	介護老人保健施設整備及び指導監査等		
現		況	
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 介護保険施設の状況	(施設数) 8 施設 (定員) 574 人	(施設数) 0	
2 施設整備	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (募集・選定) 高松圏域における整備枠に基づき募集し、社会福祉施設整備等審査会での審議、県との開設許可に係る協議を経て整備予定事業者を内定し、国庫補助協議を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	
3 介護老人保健施設の変更許可等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容)・ 介護老人保健施設の開設者から、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更の申請があった場合の処理 (体制) 1名(ただし、現地確認が必要な申請については2名)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施 ただし、町内に該当施設はない。	
4 介護老人保健施設実地指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容)・ 市内の介護老人保健施設に立ち入り、その設備、帳簿書類等进行检查する。(実地による検査と書面による検査は、毎年交互に実施) (指導体制) 薬剤師、保健師、事務職(2)、診療放射線技師、管理栄養士の6名体制	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施 ただし、町内に該当施設はない。	

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
実施機関に差異がある。

対応策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	地域保健推進	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 地域保健対策	(目的) 市民の健康増進に関する施策についての計画を定め、生涯にわたる健康の保持・増進に係る施策の総合的な推進を図る (活動) 保健・医療・福祉その他地域保健に係る団体等との緊密な連携を図っている。	高松市と同じ。
2 地域保健推進協議会	(設置日) 平成11年7月19日 (委員数) 15名 (活動内容) 中核市として保健所を設置している事に伴い、毎年2回程度開催し、各年度の保健所の運営状況及び事業計画等について協議するなど、地域保健の総合調整を行っている。	該当なし。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
庵治町では、地域保健推進協議会が設置されていない。

対応策
高松市の地域保健推進協議会において、庵治町地域を含めた活動を行うものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	健康づくり推進プラン	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 計画推進	(内容) 市民の健康と生活の質の向上を目指すとともに、健康づくりを基盤に交流とふれあいによる生き生きとした地域づくりを推進するため、2012年までの健康づくり推進プラン「健やか高松21」を推進するため、関係団体代表等で構成する推進部会で、健康づくりの具体の取り組み方等を協議するとともに、各種広報媒体を通じて計画の啓発・実践に努めている。	該当なし。
2 推進体制	(名称) 高松市地域保健推進協議会「健やか高松21」推進部会 (目的) 「健やか高松21」を推進するため、一団体一運動の推進等、計画の実践に向け協議している。 (委員) 地域保健関係団体代表等12名 (活動) 推進部会を年2回程度開催	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、健康づくり推進プランが策定されていない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。 高松市健康づくり推進プラン「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、庵治町地域の実情等を踏まえ、庵治町地域を含めた計画に改訂するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	営業許可等	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 食品営業許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食品による事故(食中毒など)を防ぎ、安全な食生活 を確保するため、食品衛生法に基づき、各種営業 施設等に対して食品営業許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 医薬品販売業・ 薬局開設許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品・医療用具の提供 と適正な使用を図るため、薬局・医薬品販売業者・医 療用具販売業・賃貸業者等に対して、許可を与えて いる。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 温泉利用の 許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、 温泉利用施設に対し、許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 毒物劇物販売 業登録	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保 健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、 登録を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 旅館業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 興行場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 公衆浴場の 許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 理容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
9 美容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
実施機関に差異がある。

対応策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	営業許可等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
10 クリーニング業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
11 化製場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 保健衛生事業	
分 類	監視・指導・講習等	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 薬局・医薬品 販売業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品の品質、有効性及 び安全性の確保と適正な使用を図るため、薬局及び 医薬品販売業者に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 温泉利用施設 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、 温泉利用施設に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 毒物劇物販売 業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保 健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、 監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 旅館業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 興行場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 公衆浴場の 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場の監視指導を行い、環境衛生の向上に 努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 理容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 美容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施 機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	監視・指導・講習等	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
9 クリーニング業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
10 化製場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
11 専用水道・簡易水道の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 専用水道及び簡易専用水道などの衛生管理指導を行うことにより、市民が安心して飲用することができる水の確保に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
12 食品関係営業施設の指導等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (監視指導・食品の収去) 各種営業施設等に対して監視指導・食品の収去業務を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
13 プール・海水浴場等指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 プール等の水質検査等の監視指導を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
14 香川県食品衛生協会委託事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (食品関係営業者自主管理体制) 食品衛生指導員が、食品関係営業施設を巡回し、施設の衛生状態、食品の取扱い状況等を調査指導し、自主管理体制の確立と食品衛生思想の普及向上を図るため、食品関係営業者自主管理体制事業を委託している。 (食品衛生教室) 食品の安全性に対する不安を解消するため、消費者に食品衛生知識の普及啓発を図るため、委託して実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	監視・指導・講習等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
14 香川県食品衛生協会委託事業(つづき)	(食品衛生責任者養成講習会) 食品衛生責任者の養成を行うことによって、営業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。 (食品衛生責任者実務講習会) 食品衛生責任者の実務教育を行うことによって、営業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。 (食品衛生行政情報普及事業) 食品衛生行政情報を営業者に普及することにより、食品衛生思想の普及向上を図り、食中毒防止に資するために、委託して実施している。 (食品関係業者業種別自主管理事業) 食品関係業種別に自主管理要領を作成し、営業者による自主管理の徹底を図ることによって、食品の事故の発生を防止するため、委託して実施している。	(食品衛生責任者養成講習会) 香川県東讃保健所が、食品衛生協会に委託して実施している。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	食中毒予防推進	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。 H15年度実績 食中毒発生状況 1回 患者数17名	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 病原性大腸菌食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 病原性大腸菌食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 腸炎ビブリオ食中毒等防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 腸炎ビブリオ食中毒等防止対策のために5月～12月にかけて生食用魚介類の買上検査および啓発活動を実施している。 H15年度実績 腸炎ビブリオ検査検体数 16検体	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 フグ中毒防止啓発事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 フグ中毒防止のための啓発活動及びフグを収去し、フグ毒性検査業務を実施している。 H15年度実績 ナシフグ毒性検査 20検体	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	公衆浴場施設改善事業等助成	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 施設改善事業補助金	一般公衆浴場の浴室等の施設改善事業に対し助成を行っている。 H15年度実績 4業者7件 補助金額 3,866千円	該当なし。
2 活性化事業等補助金	高松公衆浴場組合の実施する活性化事業等に対して補助金を支出している。 H15年度実績 活性化のための相談業務・イベント等 補助金額 2,000千円	該当なし。
3 公衆浴場業者への水道料金の助成	一般公衆浴場の公衆浴場業者に対して水道料金の2分の1の額(1ヶ月につき10万円を限度)を助成している。 H15年度実績 公衆浴場業者数 24軒 補助金額 12,029千円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	狂犬病予防	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 狂犬病予防注射	狂犬病予防法に基づき、4月(11日間103箇所)、5月(4日間42箇所)に各地域を車2台(各2名)、土・日のみ車3台で巡回し、狂犬病の予防のための集合注射を実施している。なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。 H15年度実績 注射数 10,536件	狂犬病予防法に基づき、4月(3日間9箇所)に各地域を車1台(3名)で巡回し、狂犬病予防のための集合注射を実施している。 なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。 H15年度実績 注射数 337件
2 犬の登録管理	狂犬病予防法に基づき、犬の登録等の業務を実施している。なお、犬の登録等についての事務の一部は、香川県獣医師会に委託して実施している。 H16.3.31現在 登録頭数 15,974頭 H15年度登録頭数 1,374頭	高松市と同じ。 H16.3.31現在 登録頭数 543頭 H15年度登録頭数 39頭

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
狂犬病予防注射に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	野犬対策			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 野犬等の捕獲・保護・抑留	中核市の事務として、狂犬病予防法に基づいて、野犬等の捕獲・保護・抑留を実施している。 H15年度実績 抑留 696件 返還 27件 捕獲体制等 獣医師 3名 非常勤捕獲員 2名 捕獲車 1台 軽捕獲車 1台 軽トラック 1台	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施 H15年度実績 抑留 114件	実施機関に差異がある。	
2 捕獲箱貸し出し・引取り	野犬対策のため、捕獲箱の貸出し及び引取り業務を実施している。 捕獲箱数 50台(サークル一式含む。)	野犬対策のため、捕獲箱の貸出し及び引取り業務を実施している。 ・捕獲箱数 16台	対 応 策 高松市の制度に統一するとともに実施機関を香川県から高松市へ移行する。	
			調 整 案 高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業		
分 類	犬猫不妊去勢手術費補助事業		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 犬猫不妊去勢手術費補助	犬猫の不必要な繁殖防止に寄与するため、犬猫不妊去勢手術費の一部を助成している。 犬または猫1頭につき 3,000円 ただし、猫は1世帯につき1年度2頭まで。 犬は制限なし(登録している犬のみ)。 H15年度実績 補助金申請数 1,105頭 補助金額 3,315千円	該当なし。	

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	エイズ予防・相談指導事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 エイズ予防啓 発事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 世界エイズデーに合わせて市民を対象にイベント を開催し、正しい知識の普及啓発を行っている。ま た、文化祭や大学祭等の機会をとらえて、若年者 に対してエイズの予防啓発を行っている。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 エイズ相談・検 査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) エイズやHIV感染の不安のある人を対象に月2 回、医師による個別相談や血液検査を実施すると ともに、日常においても保健師による相談を行って いる。エイズ検査は保健所医師、保健師1名、看護 師(嘱託)1名が担当、日常の相談は保健師2名が担 当している。 平成15年度エイズ相談 309件 平成15年度エイズ検査 127件	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
実施機関に差異がある。

対応策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	感染症予防事業等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 感染症予防啓発事業	広報への記事掲載、リーフレットの配布等を行い、市民等に対しO157、インフルエンザ等感染症の予防啓発に努めている。	高松市と同じ。
2 B型・C型肝炎検査	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) B型・C型肝炎検査を希望する人を対象に、月1回、医師による個別相談、血液検査を実施し、感染への不安解消及び正しい知識の普及を図っている。検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名で担当している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 感染症発生動向調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症の発生状況の収集・分析を行うため、指定した患者定点医療機関から27の疾病の発生病件数を週または月単位で報告を求めている。また、病原体定点医療機関からインフルエンザウイルスの型等を調査するための検体の採取を依頼している。患者定点医療機関18か所、病原体定点医療機関4か所。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 感染症発生時調査・健康診断	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症のまん延防止を図るため、2・3類感染症に感染しているおそれがある者に対し健康診断(検便)を実施している。 (実績) 平成15年度 細菌性赤痢3人 / O157 14人 / O26 7人 計24人	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	感染症予防事業等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
5 感染症診査協議会	(実施機関) 中核市として、高松市が設置 (内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院勧告及び入院期間の延長について審議するため、必要時、感染症診査協議会を開催している。委員は医師4名(内2名は感染症指定医療機関の医師)学識経験者2名。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 感染症患者入院医療費公費負担	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院に際する医療費について公費負担をしている。 平成15年度は1・2類感染症の発生はない。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 結核定期外検 診事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者の家族等接触者に対して、ツベルクリン 反応検査、胸部エックス線検査など定期外の健康診 断を月2回実施している。従事者は医師会委託の医 師1名、保健師2名、看護師(嘱託)1名、放射線技 師1名。平成15年度はツベルクリン反応検査につい ては65人、胸部レントゲンについては319人に実 施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 結核患者管理	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 地区担当制で2名の保健師が結核登録患者の初 回対応から削除まで、相談・指導、医療機関等連 絡、管理検診の実施などにより管理している。 平成15年度末結核登録患者154人 平成15年度新登録患者 80人	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 結核予防対策	結核予防週間等の機会をとらえ、市民等に対して広 報への記事掲載、各地区保健委員会等を通じての リーフレットの配布等、広く結核予防意識の普及啓発 に努めている。 結核対策の総合的な推進について協議するため、 結核対策会議を開催している。委員は医師5名と保 健所長。年1回開催するほか、集団感染のおそれ がある場合などは随時開催する。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機 関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	結核予防等結核関係事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 結核健康診断 補助事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、私立学校または政令で定める施設が実施する定期健康診断の費用の2 / 3を補助している。平成15年度は28施設、3,923人に対して補助した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 結核医療費公 費負担	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対し、結核診査協議会において承認された医療について公費負担を行っている。平成15年度は169件について医療費の公費負担を実施した。 平成15年度末命令入所患者11人。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 結核対策特別 促進事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核医療従事者等の資質の向上を図るため、医師研修会の開催、結核の後遺症等で低肺機能となった患者とその家族を対象に呼吸器教室を開催するほか、一般市民への結核予防についての意識啓発を図るため平成14年度は事業所衛生担当者を対象とした研修会を開催するなど事業を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
7 結核定期病状調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 治療を終了し経過観察中の患者の病状等について、文書で照会し、これをもとに患者に対する適切な指導を行っている。平成15年度は68件の定期病状調査を実施した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 結核診査協議会運営費	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対する医療の適否を審査するため、月2回結核診査協議会を開催している。委員は医師4名と保健所長。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
9 結核指定医療機関関係事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、結核についての医療を担当する医療機関の指定及び解除を申請に基づき行っている。事務職1名が担当している。平成15年度は56件の指定・解除を行った。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
10 結核健康診断実施報告	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、市内における学校、施設、事業所等からの定期健康診断の実施状況についての報告を受けている。主に事務職1名が担当している。平成15年度は253件の報告を受けた。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	精神保健福祉相談等指導事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 こころの健康相談	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) こころの健康についての個別相談を随時実施している。この相談は保健師4名が担当している。医師による相談として、精神一般相談を月1回、思春期こころの相談を月1回、酒害相談を年6回実施している。平成15年度は保健師による相談1,248件、医師による相談17件。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 訪問指導	精神障害者の社会復帰支援等のため、保健師4名が訪問指導を実施している。 平成15年度は464件訪問。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 こころの健康セミナー	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 精神保健福祉の意識啓発の一環として年1回(3回コースで1回2時間)実施している。講師は医師等。平成15年度の参加者は延べ139人。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 アルコール問題を考えるつどい	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) アルコールを飲むことによって、健康を害したり、社会や家族間の人間関係で悩んでいる本人や家族を対象に、アルコール問題について学ぶことを目的に年1回、3回コースで実施している。講師は医師・臨床心理士(講演)、酒害者・家族(体験発表)、3回目は自助グループの紹介もしている。平成15年度は、参加者延べ132人。従事者は保健師3名。(内1名嘱託)	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	精神保健福祉相談等指導事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
5 若年者に対する酒害啓発	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 毎年1回実施。 平成14年度は、高松大学の大学祭にて、アルコールパッチテスト、いっき飲み防止等を行い、若年者のアルコール問題の啓発を図った。 平成15年度は、小中学校の養護教諭と保健主事を対象にアルコール関連問題の知識普及とアルコール予防教育実践への意識啓発を行い、117人参加。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 統合失調症家族教室・OB会	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 統合失調症の患者を持つ家族(15人程度)を対象に統合失調症家族教室を年1回(4回コース)実施している。講師は精神科医師、ソーシャルワーカー、保健師等。 また、家族教室修了者を対象に、統合失調症家族教室OB会を毎月1回実施している。 従事者は保健師2名。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 アルコール問題を考える家族のつどい	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) アルコール問題を持っている家族を対象に、病気への理解を深め、相互に支え合い酒害者の回復を支援するため、平成14年度は試行的に8月から毎月1回開催している。 参加者は10～15人程度。従事者は保健師2名。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	精神保健福祉相談等指導事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
8 精神障害者ホームヘルパー研修会	(実施機関) 高松市が実施 (内容) 高松市社会福祉協議会等ホームヘルパー約20人を対象に、精神障害者への対応が円滑に行えるように精神障害者に関する基礎知識等の研修を3回コースで実施している。講師は精神科医師、精神科PSW、ホームヘルパー、当事者、保健師。修了者には修了証を交付している。担当は保健師3名。(内1名嘱託)	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
9 家族会支援	(実施機関) 高松市が実施 (内容) 高松精神障害者家族会(むつみ会)に対して運営補助を行うとともに、同会が毎月1回開催する定例会に側面的な援助を行っている。保健師1名が担当している。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	精神障害者社会復帰支援等事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 デイケア	在宅の精神障害者(主に統合失調症)を対象に、昼間の居場所の一つとして毎週1回、話し合いや各種活動(俳句、絵画、紙粘土、おやつ作り等)を実施している。主に保健師2名(内1名嘱託)で担当している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 社会適応訓練事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 保健所が窓口となって、精神障害者に協力事業所を紹介し、希望者の面接、作業支援、月1回の事業主と本人との面接などを行い、社会復帰への支援をしている。保健師1名が担当。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 社会復帰施設等との連携	年3回開催されるネットワーク会議に参加している。毎月1回開催される精神障害者家族会むつみ会に参加するほか、必要時関係者会を開催している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 医療保護入退院届等受付	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 医療保護入退院届等について随時受け付けし、3週間ごとに開催される香川県精神医療審査会までに提出している。担当は保健師2名。(内1名嘱託) 平成15年度は、県に対し544件進達した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	精神障害者社会復帰支援等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
5 病院月報受付事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 毎月5日付けで精神科病院月報(病床数、入院形態別患者数等)を受け付け、点検し、県へ進達している。 担当は保健師2名。(内1名嘱託)	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 市・町長同意関係事務	(実施機関) 高松市が実施 (内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を市長が行う際の事務。 平成15年度は6件、市長同意を行った。事務は主に保健師1名が担当している。	(実施機関) 庵治町が実施 (内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を町長が行う際の事務 ここ数年該当なし

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	保健センター施設・機能	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 施設の概要	名称 高松市保健センター 所在地等 高松市桜町一丁目9番12号 (鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階建) 開設日 平成6年7月1日	名称 庵治町保健福祉センター 所在地等 庵治町978番地 (鉄筋コンクリート造 地上3階建) 開設日 平成10年7月1日
2 設置の経緯等	(経緯) ・市民の保健ニーズの増大・多様化に対応し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業を総合的に行う拠点施設として整備 (位置付け) 市町村保健センター	(経緯) ・町民の保健・福祉ニーズの増大・多様化に対応し、健康・福祉増進のための拠点施設として整備 保健事業を総合的に行うとともに、町民のいいの場、心身ともにくつろげる場等として整備 (位置付け) 市町村保健センター
3 機能	保健センター機能 ＜施設における主な実施事業＞ 母子健康手帳交付、乳児相談、1歳6か月児・3歳児健康診査、健康教室、健康相談、歯科保健など 併設機能 ・夜間急病診療所	保健センター機能 ＜施設における主な実施事業＞ 高松市と同じ。 併設機能 ・公衆浴場 ・健康増進機器室

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
設置の経緯等及び併設機能に差異がある。

対応策
庵治町保健福祉センターについては、設置の経緯等を踏まえる中で、併設機能も含め、高松市に引き継ぐものとする。 ただし、併設機能の管理運営等については、合併時まで調整するものとする。

調整案
庵治町保健福祉センターについては、高松市に引き継ぐものとする。 ただし、併設機能の管理運営等については、合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業																																																								
分 類	予防接種																																																								
現 況																																																									
項 目	高 松 市		庵 治 町																																																						
1 実施方法	<table><tr><th>予防接種名</th><th>実施方法</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>三種混合</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>二種混合(2期)</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>急性灰白髄炎</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>麻しん</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>風しん</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>日本脳炎</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>インフルエンザ</td><td>個別</td><td>1,200円</td></tr><tr><td>ツベルクリン反応検査・BCG接種</td><td>個別</td><td>無料</td></tr></table>		予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別	無料	<table><tr><th>予防接種名</th><th>実施方法</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>三種混合</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>二種混合(2期)</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>急性灰白髄炎</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>麻しん</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>風しん</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>日本脳炎</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>インフルエンザ</td><td>個別</td><td>1,200円</td></tr><tr><td>ツベルクリン反応検査・BCG接種</td><td>集団</td><td>無料</td></tr></table>	予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応検査・BCG接種	集団	無料
	予防接種名	実施方法	自己負担額																																																						
	三種混合	個別	無料																																																						
	二種混合(2期)	個別	無料																																																						
	急性灰白髄炎	集団	無料																																																						
	麻しん	個別	無料																																																						
	風しん	個別	無料																																																						
	日本脳炎	個別	無料																																																						
	インフルエンザ	個別	1,200円																																																						
	ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別	無料																																																						
予防接種名	実施方法	自己負担額																																																							
三種混合	個別	無料																																																							
二種混合(2期)	個別	無料																																																							
急性灰白髄炎	集団	無料																																																							
麻しん	個別	無料																																																							
風しん	個別	無料																																																							
日本脳炎	個別	無料																																																							
インフルエンザ	個別	1,200円																																																							
ツベルクリン反応検査・BCG接種	集団	無料																																																							
個別 = 医療機関で実施 集団 = 各地区公民館、保健センター等で実施		個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健福祉センターで実施																																																							

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
ツベルクリン反応検査・BCG接種の実施方法に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業																																	
分 類	母子健康教育																																	
現 況																																		
項 目	高 松 市	庵 治 町																																
1 主な事業の実施内容	<table><tr><th>事業名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>マタニティ教室</td><td>妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習</td></tr><tr><td>はぐくみ学級</td><td>乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等</td></tr><tr><td>すくすく学級</td><td>1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等</td></tr><tr><td>日曜子育てひろば（はじめてのパパママコース）</td><td>初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等</td></tr><tr><td>日曜子育てひろば（親子ふれあいコース）</td><td>幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等</td></tr><tr><td>育児支援事業「ひまわり」</td><td>育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導</td></tr><tr><td>親子の歯の健康教室</td><td>幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等</td></tr></table> 上記以外にも、地区公民館において「母子保健セミナー」等の母子健康教育を実施している。	事業名	内 容	マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習	はぐくみ学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等	すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等	日曜子育てひろば（はじめてのパパママコース）	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等	日曜子育てひろば（親子ふれあいコース）	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等	育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導	親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等	<table><tr><th>事業名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>マタニティ教室</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>はぐくみ学級</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>育児交流会</td><td>幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等</td></tr><tr><td>日曜子育てひろば（はじめてのパパママコース）</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>日曜子育てひろば（親子ふれあいコース）</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>子育て相談</td><td>育児不安を抱える保護者を対象にした保健師・保母等による個別及び集団での相談指導</td></tr><tr><td>親子の歯の健康教室</td><td>幼児とその保護者を対象にしたブラッシング指導等</td></tr></table>	事業名	内 容	マタニティ教室	該当なし	はぐくみ学級	該当なし	育児交流会	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等	日曜子育てひろば（はじめてのパパママコース）	該当なし	日曜子育てひろば（親子ふれあいコース）	該当なし	子育て相談	育児不安を抱える保護者を対象にした保健師・保母等による個別及び集団での相談指導	親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にしたブラッシング指導等
事業名	内 容																																	
マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習																																	
はぐくみ学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等																																	
すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等																																	
日曜子育てひろば（はじめてのパパママコース）	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等																																	
日曜子育てひろば（親子ふれあいコース）	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等																																	
育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導																																	
親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等																																	
事業名	内 容																																	
マタニティ教室	該当なし																																	
はぐくみ学級	該当なし																																	
育児交流会	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等																																	
日曜子育てひろば（はじめてのパパママコース）	該当なし																																	
日曜子育てひろば（親子ふれあいコース）	該当なし																																	
子育て相談	育児不安を抱える保護者を対象にした保健師・保母等による個別及び集団での相談指導																																	
親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にしたブラッシング指導等																																	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業																																																																																		
分 類	妊婦・乳幼児健康診査																																																																																		
現 況																																																																																			
項 目	高 松 市			庵 治 町																																																																															
1 実施方法	<table><thead><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th><th>自己負担額</th></tr></thead><tbody><tr><td>妊婦健康診査</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>妊婦歯科健康診査</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>乳児一般健康診査</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>4か月児相談</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>3・4か月児健康診査</td><td>該当なし</td><td>—</td></tr><tr><td>乳児相談</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>9・10か月児健康診査</td><td>該当なし</td><td>—</td></tr><tr><td>1歳6か月児健康診査</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>3歳児健康診査</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>幼児歯科健康診査</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>こども相談</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>ことば相談</td><td>集団</td><td>無料</td></tr></tbody></table> 個別＝医療機関で実施 集団＝保健センター、各地区公民館等で実施 健康診査＝医師による診察あり 相談＝保健師等による相談（医師診察なし）			事業名	実施方法	自己負担額	妊婦健康診査	個別	無料	妊婦歯科健康診査	個別	無料	乳児一般健康診査	個別	無料	4か月児相談	集団	無料	3・4か月児健康診査	該当なし	—	乳児相談	集団	無料	9・10か月児健康診査	該当なし	—	1歳6か月児健康診査	集団	無料	3歳児健康診査	集団	無料	幼児歯科健康診査	集団	無料	こども相談	集団	無料	ことば相談	集団	無料	<table><thead><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th><th>自己負担額</th></tr></thead><tbody><tr><td>妊婦健康診査</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>妊婦歯科健康診査</td><td>該当なし</td><td>—</td></tr><tr><td>乳児一般健康診査</td><td>個別</td><td>無料</td></tr><tr><td>4か月児相談</td><td>該当なし</td><td>—</td></tr><tr><td>3・4か月児健康診査</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>乳幼児相談</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>9・10か月児健康診査</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>1歳6か月児健康診査</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>3歳児健康診査</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>幼児歯科健康診査</td><td>該当なし</td><td>—</td></tr><tr><td>こども相談</td><td>集団</td><td>無料</td></tr><tr><td>ことば相談</td><td>該当なし</td><td>—</td></tr></tbody></table> 個別＝医療機関で実施 集団＝保健福祉センターで実施 健康診査＝医師による診察あり 相談＝保健師等による相談（医師診察なし）		事業名	実施方法	自己負担額	妊婦健康診査	個別	無料	妊婦歯科健康診査	該当なし	—	乳児一般健康診査	個別	無料	4か月児相談	該当なし	—	3・4か月児健康診査	集団	無料	乳幼児相談	集団	無料	9・10か月児健康診査	集団	無料	1歳6か月児健康診査	集団	無料	3歳児健康診査	集団	無料	幼児歯科健康診査	該当なし	—	こども相談	集団	無料	ことば相談	該当なし	—
事業名	実施方法	自己負担額																																																																																	
妊婦健康診査	個別	無料																																																																																	
妊婦歯科健康診査	個別	無料																																																																																	
乳児一般健康診査	個別	無料																																																																																	
4か月児相談	集団	無料																																																																																	
3・4か月児健康診査	該当なし	—																																																																																	
乳児相談	集団	無料																																																																																	
9・10か月児健康診査	該当なし	—																																																																																	
1歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																																	
3歳児健康診査	集団	無料																																																																																	
幼児歯科健康診査	集団	無料																																																																																	
こども相談	集団	無料																																																																																	
ことば相談	集団	無料																																																																																	
事業名	実施方法	自己負担額																																																																																	
妊婦健康診査	個別	無料																																																																																	
妊婦歯科健康診査	該当なし	—																																																																																	
乳児一般健康診査	個別	無料																																																																																	
4か月児相談	該当なし	—																																																																																	
3・4か月児健康診査	集団	無料																																																																																	
乳幼児相談	集団	無料																																																																																	
9・10か月児健康診査	集団	無料																																																																																	
1歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																																	
3歳児健康診査	集団	無料																																																																																	
幼児歯科健康診査	該当なし	—																																																																																	
こども相談	集団	無料																																																																																	
ことば相談	該当なし	—																																																																																	

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
・庵治町では、妊婦歯科健康診査、4か月児相談、幼児歯科健康診査、ことば相談を実施していない。 ・高松市では、3・4か月児及び9・10か月児に対して健康診査を実施していない。 ・高松市の制度に統一すると、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談については、高松市保健センターで受診することになる。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、現行のとおりとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	健康教育・健康相談	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 健康まつり	(目的) 「健やか高松21」事業の目的達成のため、生涯を通じた健康づくりを積極的に推進する啓発の場 (実施場所) 保健センター (実施時期) 毎年9月の第1日曜日 (内容) 健康チェック、健康相談、歯科検診等	(目的) 生涯を通じた健康づくりを積極的に推進する啓発の場 (実施場所) 保健福祉センター (実施時期) 毎年7月の第1日曜日 (内容) 健康チェック、健康相談、がん検診等
2 骨粗しょう症 予防教室	(実施場所) 保健センター (実施時期) 原則として、毎週月曜日 (内容) 骨密度測定、健康相談を実施 (自己負担額) なし	(実施場所) 保健福祉センター (実施時期) 年1回(不定期に実施している) (内容) 「骨粗しょう症検診」として実施 健康教育、健康相談を実施 (自己負担額) なし

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・健康まつりの実施内容等に差異がある。 ・骨粗しょう症予防教室の実施内容等に差異がある。

対 応 策
・庵治町で実施している健康まつりについては、高松市の健康まつりに統合するものとする。 ・庵治町で実施している骨粗しょう症検診については、骨密度測定による予防事業として実施するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業																																																
分 類	健康診査・がん検診																																																
現 況																																																	
項 目	高 松 市		庵 治 町																																														
1 実施方法	<table><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr></table>		事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウィルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	<table><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>個別・集団</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>該当なし</td></tr></table>			事業名	実施方法	基本健康診査	個別・集団	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	集団	乳がん検診	集団	前立腺がん検診	個別	肝炎ウィルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	該当なし
	事業名	実施方法																																															
	基本健康診査	個別																																															
	胃がん検診	集団																																															
	肺がん検診	集団																																															
	大腸がん検診	集団																																															
	子宮がん検診	個別・集団																																															
	乳がん検診	個別																																															
	前立腺がん検診	個別																																															
	肝炎ウィルス検診	個別																																															
	結核検診	集団																																															
	成人歯科健診	個別																																															
	事業名	実施方法																																															
基本健康診査	個別・集団																																																
胃がん検診	集団																																																
肺がん検診	集団																																																
大腸がん検診	集団																																																
子宮がん検診	集団																																																
乳がん検診	集団																																																
前立腺がん検診	個別																																																
肝炎ウィルス検診	個別																																																
結核検診	集団																																																
成人歯科健診	該当なし																																																
個別＝医療機関で実施 集団＝保健センター、検診車等で実施		個別＝医療機関で実施 集団＝保健福祉センター、検診車等で実施																																															
2 自己負担額	<table><tr><th>事業名</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査：800円</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別：2,200円 集団：1,000円</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>視触診：1,000円、視触診+マンモグラフィ：2,000円</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳：1,200円 70歳以上：600円</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr></table>		事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査：800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別：2,200円 集団：1,000円	乳がん検診	視触診：1,000円、視触診+マンモグラフィ：2,000円	前立腺がん検診	40～69歳：1,200円 70歳以上：600円	肝炎ウィルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	<table><tr><th>事業名</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>500円</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>800円</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査：400円</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>集団：600円</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>視触診+エコー検査：300円 マンモグラフィ：1,000円</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳：1,200円 70歳以上：600円</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>該当なし</td></tr></table>			事業名	自己負担額	基本健康診査	500円	胃がん検診	800円	肺がん検診	喀痰検査：400円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	集団：600円	乳がん検診	視触診+エコー検査：300円 マンモグラフィ：1,000円	前立腺がん検診	40～69歳：1,200円 70歳以上：600円	肝炎ウィルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	該当なし
	事業名	自己負担額																																															
	基本健康診査	無料																																															
	胃がん検診	1,300円																																															
	肺がん検診	喀痰検査：800円																																															
	大腸がん検診	500円																																															
	子宮がん検診	個別：2,200円 集団：1,000円																																															
	乳がん検診	視触診：1,000円、視触診+マンモグラフィ：2,000円																																															
	前立腺がん検診	40～69歳：1,200円 70歳以上：600円																																															
	肝炎ウィルス検診	無料																																															
	結核検診	無料																																															
	成人歯科健診	無料																																															
	事業名	自己負担額																																															
基本健康診査	500円																																																
胃がん検診	800円																																																
肺がん検診	喀痰検査：400円																																																
大腸がん検診	500円																																																
子宮がん検診	集団：600円																																																
乳がん検診	視触診+エコー検査：300円 マンモグラフィ：1,000円																																																
前立腺がん検診	40～69歳：1,200円 70歳以上：600円																																																
肝炎ウィルス検診	無料																																																
結核検診	無料																																																
成人歯科健診	該当なし																																																

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
・実施方法、自己負担額に差異がある。 ・庵治町では、成人歯科健診を実施していない。

対応策
高松市の制度に統一する。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	健康診査・がん検診	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
3 自己負担免除者	胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 前立腺がん検診： 生活保護世帯、市民税非課税世帯	高松市と同じ。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業																																	
分類	地域保健組織																																	
	現況																																	
項目	高松市	庵治町																																
1 地域保健組織	<table><thead><tr><th>組織名</th><th>組織数等</th></tr></thead><tbody><tr><td>地区保健委員会</td><td>35組織</td></tr><tr><td>保健委員会連絡協議会</td><td>35地区の保健委員会の会長で組織</td></tr><tr><td>地区献血推進協議会</td><td>35組織</td></tr><tr><td>献血推進協議会連合会</td><td>35地区の地区献血推進協議会の会長で組織</td></tr><tr><td>食生活改善推進協議会</td><td>会員140人</td></tr><tr><td>愛育会</td><td>一部の地域で自主グループとして活動している。</td></tr><tr><td>保健推進員協議会</td><td>該当なし</td></tr></tbody></table>	組織名	組織数等	地区保健委員会	35組織	保健委員会連絡協議会	35地区の保健委員会の会長で組織	地区献血推進協議会	35組織	献血推進協議会連合会	35地区の地区献血推進協議会の会長で組織	食生活改善推進協議会	会員140人	愛育会	一部の地域で自主グループとして活動している。	保健推進員協議会	該当なし	<table><thead><tr><th>組織名</th><th>組織数等</th></tr></thead><tbody><tr><td>地区保健委員会</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>保健委員会連絡協議会</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>地区献血推進協議会</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>献血推進協議会連合会</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>食生活改善推進協議会</td><td>会員119人</td></tr><tr><td>愛育会</td><td>会員30人</td></tr><tr><td>保健推進員協議会</td><td>1～2自治会に1名で18名</td></tr></tbody></table>	組織名	組織数等	地区保健委員会	該当なし	保健委員会連絡協議会	該当なし	地区献血推進協議会	該当なし	献血推進協議会連合会	該当なし	食生活改善推進協議会	会員119人	愛育会	会員30人	保健推進員協議会	1～2自治会に1名で18名
組織名	組織数等																																	
地区保健委員会	35組織																																	
保健委員会連絡協議会	35地区の保健委員会の会長で組織																																	
地区献血推進協議会	35組織																																	
献血推進協議会連合会	35地区の地区献血推進協議会の会長で組織																																	
食生活改善推進協議会	会員140人																																	
愛育会	一部の地域で自主グループとして活動している。																																	
保健推進員協議会	該当なし																																	
組織名	組織数等																																	
地区保健委員会	該当なし																																	
保健委員会連絡協議会	該当なし																																	
地区献血推進協議会	該当なし																																	
献血推進協議会連合会	該当なし																																	
食生活改善推進協議会	会員119人																																	
愛育会	会員30人																																	
保健推進員協議会	1～2自治会に1名で18名																																	

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
・庵治町には、地区保健委員会及び地区献血推進協議会がない。 ・高松市には愛育会、保健推進員協議会がない。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域において地区保健委員会及び地区献血推進協議会の組織化を促すものとする。 ・庵治町の食生活改善推進協議会については、高松市の食生活改善推進協議会への統合を促すものとする。 ・庵治町愛育会については、自主グループとして取り扱うものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 10 保健衛生事業	
分 類	初期救急医療	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 夜間急病診療	(内容) 夜間における内科・小児科の急病患者の初期 医療を年中無休で実施 (診療科目) 内科、小児科 (診療日・診療時間) 毎日 午後7時30分～午後11時30分 (場所) 高松市夜間急病診療所(保健センター1階)	該当なし。
2 休日歯科診療 補助事業	(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う日曜、祝日等の歯科 診療事業 (診療日・診療時間) 日曜・祝日・年末年始 午前9時～午後4時 (場所) 高松市歯科救急医療センター(高松市福岡町)	該当なし。
3 夜間救急歯科 診療補助事業	(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う平日夜間の救急歯科 診療事業 (診療日・診療時間) 月曜日～土曜日(祝日は除く) 午後7時30分～午後9時30分 (場所) 高松市歯科救急医療センター(高松市福岡町)	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

協議第42号資料

「環境対策事業について」に関する資料

ごみ処理事業（収集方法等）について・・・・・・・・・・・・・・・・	61～62
ごみ処理事業（手数料）について・・・・・・・・・・・・・・・・	63
ごみ処理事業（一般廃棄物適正処理指導事業）について・・・・・・・・	64
ごみ処理事業（一般廃棄物収集運搬・処理許可）について・・・・・・・・	65
廃棄物管理指導等について・・・・・・・・・・・・・・・・	66
衛生組織団体活動推進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	67～68
ごみ減量・資源化推進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	69
環境基本計画について・・・・・・・・・・・・・・・・	70
環境保全推進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	71
大気汚染監視事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	72
騒音振動防止対策事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	73
水質汚濁監視事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	74
公衆便所管理について・・・・・・・・・・・・・・・・	75
し尿収集事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	76

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	ごみ処理事業(収集方法等)	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 燃やせるごみ	(種類) 生ごみ、紙ごみ、布くず、木・竹切れ・紙おむつ等 (収集回数) 週2回 / 市指定袋	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週2回 / 町指定袋
2 臨時・粗大ごみ	(種類) 大型家具類、ふとん、自転車、灰等 (収集回数) 電話申込により随時戸別収集(月、火、木、金) (搬入場所) 【破碎ごみ】 南部広域クリーンセンター・廃棄物再生利用施設 【燃やせるごみ】 西部広域クリーンセンター	(種類) 大型家具、ふとん、自転車、カーペット等 (収集回数) 清掃工場へ直接搬入するか、許可業者へ (搬入場所) 庵治町清掃工場へ搬入し、可燃・不燃・粗大ごみごとに分けて東部クリーンセンター(東部清掃施設組合)へ搬入
3 破碎ごみ	(種類) 食器、ガラス、陶器、小型家電製品、金属類等 (収集回数) 月2回 / 市指定袋	(種類)埋立ごみ 食器、ガラス、陶器、小型家電製品等 (収集回数) 月1回 / 町指定袋
4 有害ごみ	(種類) 乾電池、蛍光灯、水銀体温計 (収集回数) 月2回 / 透明袋(蛍光管は購入時のダンボールケース)破碎ごみと同じ収集日	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 月1回 / 資源ごみ収集日

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・分別区分、収集回数、収集方法及び搬入場所に差異がある。 ・資源ごみの収集方法が異なる。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。 ・東部クリーンセンターへのごみの搬入については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目		24 - 11 環境対策事業		
分 類		ごみ処理事業(収集方法等)		
現 況				
項 目		高 松 市	庵 治 町	
5 家電4品目		(種類) エアコン・洗濯機・冷蔵庫・テレビ(ブラウン管式) (収集方法) もよりの家電製品販売店に依頼 【依頼先がない場合】 郵便局でリサイクル料金を納付した後、粗大ごみ受付センターに申込、戸別収集後、メーカーの指定引取り場所へ	(種類) 高松市と同じ。 (収集方法) もよりの家電製品販売店に依頼するか、許可業者に依頼	
6 資源ごみ				
種類・排出回数・排出方法	缶	スチール アルミ	月2回 / 乳白色半透明ポリ袋により混合収集	月1回 青色網袋により収集(スチール缶) 緑色網袋により収集(アルミ缶) 青色コンテナにより収集(びん:無色) オレンジ色コンテナにより収集(びん:茶色) 黄色コンテナにより収集(びん:その他) 白色網袋により収集(ペットボトル)
	びん	無色 茶色 その他		
	ペットボトル			
	プラスチック製容器包装 白色トレイ		週1回 / 乳白色半透明ポリ袋による混合収集	月1回 / 埋立ごみとして指定ごみ袋により収集
	古紙類	段ボール 新聞 雑誌 容器包装紙 紙パック	月2回 / 結束(容器包装紙は紙袋に入れるか結束)	月1回 / 結束(容器包装紙は資源ごみとしていない。)
	古布		月2回 / 乳白色半透明ポリ袋	月1回 / 結束
7 家庭用パソコン		現在、ノート型パソコンは破砕ごみ、デスクトップ型は粗大ごみで収集	収集していない。	

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業			
分 類	ごみ処理事業(手数料)			
現 況				
項 目	高 松 市		庵 治 町	
1 家庭系一般 廃棄物(可燃・ 破碎ごみ)	有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 10ℓ 10円/枚 20ℓ 20円/枚 30ℓ 30円/枚 40ℓ 40円/枚		有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 可燃ごみ 20ℓ 15円/枚 30ℓ 20円/枚 45ℓ 30円/枚 埋立ごみ 45ℓ 30円/枚	
2 事業系一般 廃棄物	収集していない(直接搬入するか許可業者へ) (処理手数料) ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算		収集していない(許可業者が香川県東部清掃組合へ) 資源ごみのみ清掃工場へ受け入れ。 100円/10kg	
3 臨時・粗大ごみ	南部広域クリーンセンターへ個人が直接搬入 ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算 随時戸別収集後、処理施設へ ・有料シール制 品目ごとに500円、1,000円、2,000円の3種		収集していない(清掃工場へ直接搬入するか、許可業者へ) 200円/10kg	
4 資源ごみ	無料		無料	
5 動物の死体	・収集、運搬、処分 1体 1,480円 ・処分のみ 1体 590円		・飼い犬、飼い猫 1体/500円 清掃工場へ直接搬入 ・ 飼い犬、飼い猫以外 無料	
6 自己搬入 手数料	【埋立・可燃・破碎ごみ】 ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算		【埋立、可燃、粗大ごみ】 200円/10kg 資源ごみ、指定ごみ袋にはいっているものは 無料	
7 家電4品目収 集運搬手数料	(1品目 1個) 2,000円		該当なし。	

部会名	環境
-----	----

問題点・課題
ごみ袋の料金及び処理手数料等に差異がある。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、庵治町地域において使用できるものとする。 ・庵治町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。 なお、その後の対応については、全市的な観点から、見直しを行う。

調整案
高松市の制度に統一する。 庵治町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、庵治町地域において使用できるものとする。 庵治町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	ごみ処理事業(一般廃棄物適正処理指導事業)	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 ごみステーション管理	ステーション協力員制度 ステーション協力員数 2,893名 設置基準 20～30世帯で1カ所を基準として設置 ステーション電子管理システム 地図情報システムのデータにより設置場所を管理している。	ステーション協力員制度 該当なし。 自治会がごみステーションの管理をしている。 設置基準 5世帯以上で1カ所を基準として設置 ステーション電子管理システム 該当なし。
2 分別収集推進活動補助	分別収集に対する協力及び地域の生活環境の保全・向上のための活動を行う地区衛生組合協議会等に対して、補助金を交付している。 600円/年×登録世帯数×世帯人数係数	資源ごみ分別収集報奨金を各自治会に交付している。 500円×世帯数+自治会割

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
ごみステーションの管理方法及び分別収集推進活動補助に差異がある。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。 ・庵治町の資源ごみ分別収集報奨金については、廃止する。 ・庵治町において、合併時まで、分別収集推進活動を行う地区衛生組合協議会等の組織化を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	ごみ処理事業(一般廃棄物収集運搬・処理許可)	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 手数料	申請手数料として、申請時に1件につき10,000円	高松市と同じ。
2 許可基準	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する施行規則」に基づき許可	「庵治町廃棄物処理及び清掃に関する条例」、「庵治町廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則」に基づき許可
3 許可の受付	随時	高松市と同じ。
4 許可期間	許可日から2年間	高松市と同じ。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	廃棄物管理指導等	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 不法投棄等不法 処理防止	【産業廃棄物】 (実施機関) 高松市 中核市の事務として、警備会社に委託し、休日 108回、夜間228回、昼間96回のパトロールを実 施している。 【一般廃棄物】 ・市内3カ所(亀水町・西宝町・屋島西町)において、 監視カメラを設置 ・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄警告シールによる啓発	【産業廃棄物】 (実施機関) 香川県において、同様の業務を実施 【一般廃棄物】 ・不法投棄防止看板の設置 ・町広報紙等による啓発
2 産業廃棄物適 正処理推進等 業務	中核市の事務として、社団法人香川県産業廃棄 物協会に啓発資料の作成や講習会の開催等によ る不法投棄防止と適正処理の啓発事業を委託して いる。	該当なし。
3 産業廃棄物空 中監視、立入 り指導等	中核市の事務として、航空会社のヘリコプター借 り上げ及び県警ヘリコプターに同乗し、空中から、 野外焼却や不法投棄の監視を行うほか、適宜、不 適正処理の現場に立入り指導を行う。	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・不法投棄等不法処理防止業務の実施方法等に差異がある。 ・庵治町では、産業廃棄物適正処理推進等業務及び産業廃棄物空中監視、立入り指導等を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一するとともに、産業廃棄物の不法投棄等不法処理防止業務については、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	衛生組織団体活動推進事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 衛生組織団体	(平成16年4月1日 現在) 地区衛生組合数 35 単位衛生組合数 1,605 加入世帯数 100,512 衛生組合世帯加入率 74%	(平成16年4月1日 現在) 地区衛生組合数 1 単位衛生組合数 0 衛生組合には婦人会が全員加入している。
2 活動補助	【運営補助】 高松市衛生組合連合会へ助成 2,545,000円(平成15年度予算) (1世帯当たり 25円×101,800世帯) 【共同防除用器材購入補助】 肩掛噴霧器購入に対して助成 (1基当たり 4,000円) 【河川等清掃事業補助】 ・河川等清掃事業傷害保険料 1人当たり 11.1円 ・河川等清掃事業損害賠償保険料 【啓発活動】 「衛生だより」の発行 発行回数……年1回 発行部数……122,500部	【運営補助】 地区衛生組織連合会庵治支部へ助成 100,000円/年(平成15年度) 【共同防除用器材購入補助】 該当なし。 【河川等清掃事業補助】 該当なし。 【啓発活動】 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
衛生組織団体及び活動補助に差異がある。

対 応 策
・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・地区衛生組織連合会庵治支部は、高松市衛生組合連合会に統合する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	衛生組織団体活動推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
3 清掃活動補助	【名称】 クリーン高松推進事業 【内容】 道路等に散乱したごみの清掃活動、及び環境美化に関する啓発活動を、高松市衛生組合連合会を中心に事業を実施している。 【推進事業補助金】 1地区 80,000円(35地区) 【単位衛生組合交付金】 ・1単位組合 1,000円(1,600組合) ・傷害保険料 1人当たり 11.1円) 【清掃用具等購入】 清掃用具購入に対して、1世帯当たり 50円 (101,800世帯)	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	ごみ減量・資源化推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 リサイクル推進員制度	(目的) ごみの減量・資源化及び環境美化に関する地区リーダーとして、地区と市の連絡調整を行う。 (人数) 93名 (任期) 2年 (交付金) 1人・1年当たり 24,000円	該当なし。
2 ごみ減量・資源化啓発事業	「高松市のごみとリサイクルの状況」、「ごみ分別ガイドブック」、「きれいな高松に」(小学校4年生副読本)、「ごみ収集カレンダー」を作成・配布	「家庭ゴミの分別と正しい出し方」「家庭ゴミ収集予定表」を作成・配布
3 生ごみ処理機等購入経費補助	【生ごみ処理機】 ・補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯1台で、25,000円を限度 【生ごみ堆肥化容器】 ・補助率等 購入金額の3/4以内 1世帯2基までで、6,000円を限度	該当なし。
4 地球にやさしいオフィス・店登録制度	事業者へのごみ減量、資源化啓発事業として平成4年度から「地球にやさしいオフィス登録制度」を、また5年度から「地球にやさしいオフィス・店登録制度」を実施している。 登録事務所・店舗数(平成16年4月1日現在) ・地球にやさしいオフィス 607事業所 ・地球にやさしい店 267店舗	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町には、リサイクル推進員制度、生ごみ処理機等購入経費補助及び地球にやさしいオフィス・店登録制度がない。 ・ごみ減量・資源化啓発事業の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町において、合併時までにはリサイクル推進員を選定する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	環境基本計画	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 環境基本計画	(目的) 平成8年4月1日に施行された高松市環境基本条例に基づいて、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したもので、市・事業者・市民が協力して環境への負担の少ない社会を築くことで、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を送ることができる環境を守り育てていくことを目的としている。 (策定) 平成10年度 (計画期間) 平成11年度～平成23年度 (計画の内容) ・環境基本計画の考え方 ・高松市の環境の現状と課題 ・高松市の望ましい環境像 ・環境の保全および創造に関する施策 ・環境を保全・創造するための行動 ・計画の推進体制と進行管理	該当なし。
2 環境白書	高松市環境基本条例に基づき、市民に対し、環境の状況ならびに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした環境白書を毎年度作成し、公表を行う。	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、環境基本計画及び環境白書が作成されていない。

対 応 策
環境基本計画については、合併年度の翌年度に、庵治町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	環境保全推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 環境パネル展	環境月間(6月)に、環境保全啓発事業の一環として、市役所1階の市民ホールで「環境展」を開催し、市民の環境問題及び環境保全に対する意識の啓発と高揚を図る。	該当なし。
2 環境保全意識啓発	高松市ホームページ及び広報紙等を活用し、環境保全意識の啓発を推進する。	高松市と同じ。
3 環境ボランティア団体の育成	高松市環境プラザにおいて、環境ボランティア団体の紹介・情報交換交流の場を提供し、環境意識の高い市民の育成が可能な日常的な交流の場づくりを推進する。	該当なし。
4 環境美化都市推進会議	(名称) 高松市環境美化都市推進会議 昭和54年9月に環境美化について、市民と行政が一体となって目指すべき目標となる「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市推進会議」を発足させ、環境美化推進事業を行っている。 ・中央通りの一斉清掃 ・環境美化推進運動功労者表彰 など	該当なし。
5 ISO14001推進事業	「土と水と緑を大切にする環境共生都市 たかまつ」を実現するため、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001の認証を平成13年9月7日に香川県内の自治体で初めて、四国内の市としても初めて取得し、市役所自らが率先して環境に配慮した行政を推進している。 ・事業者のISO14001の認証取得の支援 ・ISO14001環境マネジメントシステムの運用 ・高松市家庭版環境ISO認定制度の取組世帯数の拡大 など	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	大気汚染監視事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	高松市	香川県
2 大気汚染自動監視	一般環境測定局4局、自動車排ガス局4局をテレメータ化し、常時保守管理を行う。	
3 有害大気汚染物質調査	・ 一般環境について、3地点を年12回測定 ・ 沿道について、1地点を年12回測定	
4 ダイオキシン類調査	一般環境1地点、沿道1地点、発生源周辺1地点について、環境大気中のダイオキシン類を調査	
5 その他	大気汚染防止法に基づく届出・監視等 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出・監視等 香川県公害防止条例に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	香川県において、同様の業務を実施。 香川県において、同様の業務を実施。 香川県において、同様の業務を実施。 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施機関及び実施内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	騒音振動防止対策事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 環境騒音調査	一般地域15地点、道路に面する地域10地点について騒音測定実施。 道路に面する地域の騒音測定結果を用いて34区間について面的評価を行う。	該当なし。
2 道路交通騒音・振動調査	道路交通騒音の測定を10地点、道路交通振動測定を10地点について実施	該当なし。
3 航空機騒音調査	1地点(西植田町)について香川県が騒音測定を実施	該当なし。
4 その他	騒音規制法に基づく届出・監視等 振動規制法に基づく届出・監視 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	該当なし。 該当なし。 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	水質汚濁監視事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 公共用水域水質調査	河川(環境基準点9地点、補助点2地点、その他地点2地点、ため池(その他地点10地点)、海域(その他地点5地点)の健康項目・生活環境項目・その他項目を調査	該当なし。
2 地下水質調査	(実施機関) 高松市 概況調査(市内を2kmメッシュに区分して年1回調査し、計46区分を、3年間でローテーションする。)及び定期モニタリング(過去に有害物質が検出された井戸4本について、年1回調査)を実施	香川県が環境基準監視調査を実施。清掃工場下流の井戸3本について年1回実施。
3 ダイオキシン類調査	(実施機関) 高松市 河川水質、底質(環境基準点9地点で毎年実施)、土壌(一般環境2.5kmメッシュ35地点、発生源周辺20地点について、平成16年度まで実施)、地下水(市内14区域を3年間でローリング調査)	香川県が環境基準監視調査を実施。
4 その他	水質汚濁防止法に基づく届出・監視等 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・監視等 土壌汚染対策法に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	香川県の実施事務事業。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
水質調査の実施状況(調査項目、調査回数等)に差異がある。

対 応 策
高松市の実施状況に統一する方向で検討を行う。 清掃工場下流の井戸水検査については、当面、継続し、地元関係者の意向確認のうえ、在り方について検討する。

調 整 案
高松市の実施状況に統一する方向で検討を行うとともに、県から水質汚濁防止法に基づく届出・監視事務等を引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業	
分 類	公衆便所管理	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 設置数	26カ所(平成16年4月1日) 公衆便所 20カ所 その他便所 6カ所	3カ所(平成16年4月1日)
2 清掃委託	業者委託 16カ所 個別管理委託 10カ所	シルバー人材センターに委託 3カ所
3 施設維持管理	管理用品購入、電気・水道・下水道料金、施設修繕料の支払い、浄化槽保守点検等の業務委託等に対応。	管理用品購入、電気・水道料金、施設修繕料、薬剤費の支払い、し尿処理等の業務委託等に対応。
4 市民・町民トイレ制度	(目的) 市街地における公衆便所の不足を補うため、民間施設の既存トイレを、市民や観光客が広く気軽に利用できるよう提供してもらうもの。 (設置数) 8 カ所	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、町民トイレ制度がない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 11 環境対策事業		
分 類	し尿収集事業		
現 況			
項 目	高 松 市		庵 治 町
1 し尿収集手数料	(徴収) 許可業者が徴収 (手数料) ・一般家庭(定額制) 人数割(1人1カ月につき) 330円 回数割(1回につき) 340円 ・事業所等(従量制) 18戸につき 210円 ・特別料金 ・ホース2本(40m)を超える場合 1本につき 280円加算 ・軽四輪車による収集の場合 1回につき 460円加算 ・一般家庭用無臭トイレの場合 1回につき 460円加算		(徴収) 高松市と同じ。 (手数料) 高松市と同じ。
2 収集・運搬主体	市の許可業者		町の許可業者
3 委託・許可業者数	5業者(許可業者)		3業者(許可業者)
4 許認可事務	・ 一般収集運搬事業者 1万円 ・ 浄化槽清掃事業者 1万円		高松市と同じ。
5 貯留施設	該当なし。		し尿中継用貯留施設 (80m ³)

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、し尿中継用貯留施設に一時貯留する収集体制になっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。

「商工・観光関係事業について」に関する資料

中小企業指導団体等育成について	73
中小企業勤労者福祉制度について	74~76
企業誘致推進について	77
中小企業等融資制度について	78~79
計量検査事業について	80
勤労者住宅融資資金貸付制度について	81
高松テルサ運営事業について	82
観光振興計画について	83
観光イベント振興事業について	84~85
観光協会等の育成について	86
観光施設運営等事業について	87~88
国立公園清掃活動事業について	89
競輪運営事業について	90

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分 類	中小企業指導団体等育成	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 中小企業指導 団体補助	中小企業振興条例第6条の指定による7団体に同 施行規則第4条により算定し、予算の範囲内で助成 を行なっている。 高松商工会議所 高松市山田商工会 香川県中小企業団体中央会 高松市商店連盟 高松市漆器工業協同組合 高松たばこ販売協同組合 独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報 センター	団体に対する補助金等の適正化に関する規則に より予算の範囲内で助成を行なっている。 庵治町商工会 15年度補助金 400万円 所在地 庵治町704 - 8 会員数 224人 職員数 4人 協同組合庵治石振興会(特定中小企業集積活性 化対象事業 = 特産品団体としては県漆器工業協同 組合と同様) 615万円(うち、ストーンフェア関係事業につい ては隔年で400万円補助)
2 香川県中小小 売商団体連合 会補助	香川県中小小売商団体連合会の中小小売業者 に対する振興業務に助成する。	該当なし。
3 高松生鮮三品 連絡協議会共 同事業補助	高松食肉事業、高松青果商業、高松鮮魚で構成 する高松生鮮三品連絡協議会が開催する高松生 鮮三品まつりに対して消費拡大と業界の振興のた め助成する。	該当なし。
4 香川県生活衛 生協会事業補 助	香川県生活衛生協会に対して、生活衛生業者の 知識向上、経営基盤の確立、労働力の確保等事業 のため助成する。	該当なし。
5 高松職業安定 協会補助	労働力確保対策や雇用促進事業を行っている高 松職業安定協会に補助金を交付している。	該当なし。
6 審議会	(名称) 高松市中小企業振興審議会 (委員構成) 学識経験者から10人以内	(名称) 庵治町商工業振興審議会 (委員構成) 町議会議員(2人)、商工会役員(2人)、 学識経験者(2人)

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・中小企業指導団体への補助内容等が異なる。 ・審議会に差異がある。

対 応 策
・商工会については、速やかな統合を促す。 ・庵治町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、団体の活動に支障が生じないよう、適切な検討を行うものとする。 ・協同組合庵治石振興会の事業補助については、現行のとおり実施するものとする。 ・庵治町商工業振興審議会については、高松市中小企業振興審議会に統合するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとし、協同組合庵治石振興会の事業補助については現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業																			
分 類	中小企業勤労者福祉制度																						
現 況																							
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題																				
1 目的	高松市中小企業勤労者福祉共済条例に基づき実施している。市内の中小企業の事業主と従業員が共同し、市が協力して個々の企業では実施が困難な福利厚生事業を行い、中小企業で働く従業員の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与する。	該当なし。																					
2 加入対象	常時雇用する従業員の数が300人以下の中小企業で、市内に主たる事業所を有する事業主																						
3 制度の仕組み	事業主がすべての従業員を被共済者として加入し、その者を対象に市が給付・貸付・福利の3事業を実施している。																						
4 加入負担金	(入会金) 無料 (掛金) 従業員1人につき 500円/月 (ただし、事業主が2分の1を負担する。)		対 応 策																				
5 加入状況	<table><tr><td>業種</td><td>事業所(箇所)</td><td>従業員数(数)</td></tr><tr><td>製 造 業</td><td>125</td><td>1,148</td></tr><tr><td>卸 小 売 業</td><td>210</td><td>1,869</td></tr><tr><td>運輸通信業</td><td>17</td><td>279</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>266</td><td>2,921</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>803</td><td>7,763</td></tr></table> (平成15年7月1日 現在)	業種			事業所(箇所)	従業員数(数)	製 造 業	125	1,148	卸 小 売 業	210	1,869	運輸通信業	17	279	サービス業	266	2,921				計	803
業種	事業所(箇所)	従業員数(数)																					
製 造 業	125	1,148																					
卸 小 売 業	210	1,869																					
運輸通信業	17	279																					
サービス業	266	2,921																					
計	803	7,763																					
			調 整 案																				
			高松市の制度を適用する。																				

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業																																																												
分 類	中小企業勤労者福祉制度																																																												
現 況																																																													
項 目	高 松 市		庵 治 町																																																										
6 給付事業	(単位:円) <table><thead><tr><th colspan="2">種 類</th><th>給付金額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">結 婚 祝 金</td><td>20,000</td></tr><tr><td colspan="2">出 産 祝 金</td><td>10,000</td></tr><tr><td colspan="2">小 中 学 校 入 学 祝 金</td><td>10,000</td></tr><tr><td rowspan="3">死亡弔慰金</td><td>被 共 済 者</td><td>100,000</td></tr><tr><td>配 偶 者</td><td>20,000</td></tr><tr><td>1 親 等 の 血 族 の 者</td><td>10,000</td></tr><tr><td rowspan="3">傷病見舞金</td><td>業 務 上 欠 勤 30 日 以 上</td><td>20,000</td></tr><tr><td>業 務 上 欠 勤 90 日 以 上</td><td>50,000</td></tr><tr><td>業 務 外 欠 勤 30 日 以 上</td><td>10,000</td></tr><tr><td colspan="2">災 害 見 舞 金</td><td>100,000</td></tr><tr><td rowspan="3">永年勤続慰労金</td><td>被共済者期間 5年</td><td>10,000</td></tr><tr><td>被共済者期間10年</td><td>10,000</td></tr><tr><td>被共済者期間20年</td><td>20,000</td></tr><tr><td colspan="2">勤 労 青 少 年 奨 学 金</td><td>15,000</td></tr><tr><td colspan="2">技 能 修 得 奨 学 金</td><td>5,000</td></tr><tr><td rowspan="6">退職せん別金</td><td>被 共 済 者 期 間</td><td>5,000</td></tr><tr><td>3 年 以 上 5 年 未 満</td><td></td></tr><tr><td>5 年 以 上 10 年 未 満</td><td>10,000</td></tr><tr><td>10 年 以 上 15 年 未 満</td><td>30,000</td></tr><tr><td>15 年 以 上 20 年 未 満</td><td>50,000</td></tr><tr><td>20 年 以 上 25 年 未 満</td><td>100,000</td></tr><tr><td colspan="2">25 年 以 上</td><td>120,000</td></tr></tbody></table>			種 類		給付金額	結 婚 祝 金		20,000	出 産 祝 金		10,000	小 中 学 校 入 学 祝 金		10,000	死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000	配 偶 者	20,000	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000	傷病見舞金	業 務 上 欠 勤 30 日 以 上	20,000	業 務 上 欠 勤 90 日 以 上	50,000	業 務 外 欠 勤 30 日 以 上	10,000	災 害 見 舞 金		100,000	永年勤続慰労金	被共済者期間 5年	10,000	被共済者期間10年	10,000	被共済者期間20年	20,000	勤 労 青 少 年 奨 学 金		15,000	技 能 修 得 奨 学 金		5,000	退職せん別金	被 共 済 者 期 間	5,000	3 年 以 上 5 年 未 満		5 年 以 上 10 年 未 満	10,000	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000	25 年 以 上		120,000
種 類		給付金額																																																											
結 婚 祝 金		20,000																																																											
出 産 祝 金		10,000																																																											
小 中 学 校 入 学 祝 金		10,000																																																											
死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000																																																											
	配 偶 者	20,000																																																											
	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000																																																											
傷病見舞金	業 務 上 欠 勤 30 日 以 上	20,000																																																											
	業 務 上 欠 勤 90 日 以 上	50,000																																																											
	業 務 外 欠 勤 30 日 以 上	10,000																																																											
災 害 見 舞 金		100,000																																																											
永年勤続慰労金	被共済者期間 5年	10,000																																																											
	被共済者期間10年	10,000																																																											
	被共済者期間20年	20,000																																																											
勤 労 青 少 年 奨 学 金		15,000																																																											
技 能 修 得 奨 学 金		5,000																																																											
退職せん別金	被 共 済 者 期 間	5,000																																																											
	3 年 以 上 5 年 未 満																																																												
	5 年 以 上 10 年 未 満	10,000																																																											
	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000																																																											
	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000																																																											
	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000																																																											
25 年 以 上		120,000																																																											

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業																	
分 類	中小企業勤労者福祉制度																	
現 況																		
項 目	高 松 市		庵 治 町															
7 貸付事業	<table><tr><td>名称</td><td>普通貸付</td><td>特別貸付</td></tr><tr><td>資金使途</td><td>生活資金</td><td>住宅資金</td></tr><tr><td>限度額</td><td>勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円</td><td>勤続5年以上 :600万円</td></tr><tr><td>利率</td><td>3.6%</td><td>3.0%</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>60か月以内</td><td>240か月以内</td></tr></table>		名称	普通貸付	特別貸付	資金使途	生活資金	住宅資金	限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上 :600万円	利率	3.6%	3.0%	償還期間	60か月以内	240か月以内	
名称	普通貸付	特別貸付																
資金使途	生活資金	住宅資金																
限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上 :600万円																
利率	3.6%	3.0%																
償還期間	60か月以内	240か月以内																
8 福利事業	<table><tr><td>事業名</td><td>事 業 内 容</td></tr><tr><td>旅行事業</td><td>日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)</td></tr><tr><td>文化教養事業</td><td>ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等</td></tr><tr><td>スポーツ・レジャー事業</td><td>ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等</td></tr><tr><td>各種割引・助成制度</td><td>プール、テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、県民 ホール公演、塩江温泉入湯 所、映画館、人間ドック受診、旅 行者パック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等</td></tr><tr><td>スポーツ用具等貸出事業</td><td>ソフトボール用具、キャンプ用具</td></tr></table>		事業名	事 業 内 容	旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)	文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等	スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等	各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、県民 ホール公演、塩江温泉入湯 所、映画館、人間ドック受診、旅 行者パック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等	スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具				
事業名	事 業 内 容																	
旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)																	
文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等																	
スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等																	
各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、県民 ホール公演、塩江温泉入湯 所、映画館、人間ドック受診、旅 行者パック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等																	
スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具																	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分 類	企業誘致推進	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 条例名	高松市先端技術工場等立地促進条例	該当なし。
2 目的	先端技術工場、高度情報処理事業所及び試験研究施設の立地を促進し、産業の高度化及び活性化ならびに雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。	
3 対象業種 (助成企業の指定)	環境保全について適切な措置が講ぜられ、市民生活の安定向上に寄与すると認められる先端技術工場、高度情報処理事業所、試験研究施設を設置・増設する企業であること。	
4 交付条件	条例で定める 1 延べ面積 2 投下固定資産額 3 常用雇用者 の条件を満たすものであること。	
5 奨励内容	1 先端技術工場 = 1工場につき1億円 2 高度情報処理事業所 = 1事業所当たり5,000万円 3 試験研究施設 = 1施設当たり5,000万円 を限度額として補助を行う。	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目			部 会 名	産 業
24 - 12 商工・観光関係事業				
分 類			中小企業等融資制度	
現 況			問 題 点 ・ 課 題	
項 目	高 松 市	庵 治 町	対 応 策	
1 審査委員会	該当なし。	(名称) 庵治町中小企業小口融資審査委員会 (目的) 融資上必要な事項を調査し、その可否を審査する。 (委員構成) 商工会代表 2名以内 指定金融機関代表 1名 議会代表 1名	・高松市では、審査委員会がない。 ・中小企業融資の内容に差異がある。 ・庵治町では、中小企業公害防止施設整備資金融資、同和対策小規模企業融資及び中小企業団体等融資を実施していない。	
2 中小企業融資	中小企業融資規程に基づき事業資金を融資し、育成振興を目的とする。 【小口資金】 (資金使途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 700万円以内 【特別小口資金】 (資金使途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内 【開業資金】 (資金使途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内	庵治町中小企業小口融資条例及び中小企業小口融資審査委員会規程等に基づき、中小企業者への融資の円滑を図り、事業資金の供給を目的として行う。県協調融資で、保証協会に500万円を預託している。 (資金使途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内 ただし、運転資金については、300万円以内	高松市の制度に統一する。	
3 中小企業公害防止施設整備資金融資	中小企業公害防止施設整備資金融資規程に基づき資金融資をする。 (資金使途) 1.公害防止施設の設置または改善資金 2.移転資金(用地費は除く) (融資金額) 1,000万円以内	該当なし。	高松市の制度に統一する。	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	中小企業等融資制度			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 同和対策小規模企業融資	同和対策小規模企業融資規程に基づき事業資金等を融資し、育成振興を目的とする。 〔資金使途〕 運転資金・設備資金 〔資金使途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 運転資金 400万円以内 設備資金 450万円以内 設備近代化資金 700万円以内 開業資金 350万円以内	該当なし。		
5 中小企業団体等融資	中小企業団体等融資対策資金制度要綱に基づき事業協同組合に対し、資金融資し、育成振興を目的とする。 〔資金使途〕 運転資金 〔融資金額〕 500万円以内	該当なし。	対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	計量検査事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 特定計量器定期検査事業	1 検査時期 一般のはかり等は偶数年度の10～11月に西地区、奇数年度の10～11月に東地区で実施。1t超の大型はかりは、全市域、偶数年度7月に実施。 2 検査件数等 西地区 538件 1,757台 東地区 445件 1,598台 大型はかり 6件 18台 (H14・15年度実績) 3 検査会場 地区公民館(駐車場を確保できない一部市街地では小学校・公園を使用)	(参考) 1 検査時期 一般のはかり等は2年に1回4月に実施。大型はかりは、検定所が立入で実施。 2 検査件数等 一般はかり等 35件 111台 大型はかり 3件 3台 (H16年度実績) 3 検査会場 役場・大島青松園

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関に差異がある。 ・合併した場合、庵治町における検査会場を検討する必要がある。

対 応 策
・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・庵治町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分 類	勤労者住宅融資資金貸付制度	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 住宅資金融資	(目的) 勤労者が高松市内に自らの居住するための住宅を 新築、増改築または住宅を購入した際に、利子資金 の還付を行う。 (融資限度額) 600万円 (還付額) 融資額の0.1%、最高6,000円を1 回還付	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業		
分 類	高松テルサ運営事業		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 施設概要	(名称) 高松テルサ(勤労者等に対して文化、教養、研修、スポーツ等の場を提供し、もってその福祉の増進に寄与する。) 開館日 平成5年8月1日 (所在地) 高松市屋島西町字新浜2366番地1 (建物構造) 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建 (敷地面積) 11,467.86㎡ (建築面積) 4,170.02㎡ (延床面積) 10,993.83㎡ テルサ＝「都市」の「勤労者」のための「リラックス」と「リフレッシュ」を目的とした「出会いの広がる」「アメニティ」の意味 (施設内用) ・ホール (固定席506席・車いす席5) ・会議室(6)、文化教養室(4)、研修・視聴覚室(4) ・トレーニング・エクササイズ室(2) ・展示ホール ・宿泊室(洋室＝シングル11室、ツイン8室) (和室＝4室) (駐車場) ・鉄骨造り2階建て(2層3段自走式) ・230台収容 (管理運営) ・財団法人高松勤労者総合福祉振興協会へ委託	該当なし。	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分 類	観光振興計画	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	21世紀における本市のあるべき姿を展望し、観光振興施策の方向を明らかにする。	該当なし。
2 策定年度	平成10年11月	
3 計画期間	平成10年度 ~ 平成22年度	
4 内容	策定の趣旨 我が国の観光を取り巻く現状 観光の現状と課題 観光振興計画 計画推進の在り方	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、観光振興計画を策定していない。

対 応 策
観光振興計画については、合併後速やかに、庵治町地域を含めた計画に見直すものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分 類	観光イベント振興事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業の内容	【さぬき高松まつり】 （内容） 市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。 （実施主体） 高松まつり振興会 （開催時期） 8月12日～14日 【高松秋のまつり大名行列】 （内容） 高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。 （実施主体） 高松秋のまつり大名行列推進委員会 （開催時期） 10月の第3土、日曜日 【高松冬のまつり】 （内容） クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行い、中央公園では、ステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。 （実施主体） 高松冬のまつり実行委員会 （開催時期） 12月下旬	【ふれあい祭り庵治】 （内容） 皇子神社の夏祭りに合わせて、庵治漁港周辺でイベントを開催しており、ふれあい祭り庵治実行委員会に対して、補助金を支出している。 （実施主体） ふれあい祭り庵治実行委員会 （開催時期） 旧暦の6月14、15日に近い金、土曜日 （補助金額） 9,000,000円

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
開催事業及び実施主体に差異がある。

対 応 策
・庵治町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 庵治町が実施している観光イベントの補助については、合併後も継続して行うものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業の内容 (つづき)	【桃太郎まつり】 (内容) 鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 鬼無観光協会 (開催時期) 3月下旬の日曜日			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業		
分 類	観光協会等の育成		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 観光協会等	(財)高松観光コンベンション・ビューロー (事業内容) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援 観光客等の誘致及び受け入れ 観光及びコンベンションの広報及び宣伝 観光及びコンベンションの調査及び企画 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供 (補助金額) 92,735,237円	該当なし。	
2 地区観光協会等	各地区の観光協会の年間事業に対して、補助金を支出している。 (補助金の支出先) ○ 鬼ヶ島観光協会 ○ 香西観光協会 ○ 屋島山上観光協会 ○ 網敷観光協会 ○ 弦打観光協会 ○ 鬼無観光協会 ○ 仏生山観光協会 ○ 男木島観光協会 ○ 三谷観光協会 ○ 山田地区観光協会 (補助金額) 各地区観光協会への運営事務補助として、年180,000円を支出。ただし、屋島山上観光協会へは、年775,000円を支出。	該当なし。	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分 類	観光施設運営等事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 観光案内所	(概要) JR高松駅前のインフォメーションプラザにおいて、 観光案内及び宿泊案内を行っている。 (所在地) 高松市浜ノ町1番16号 (運営形態) 委託 (委託先) 〔観光案内〕 (財) 高松観光コンベンション・ビューロー (委託料) 3,118,026円	該当なし。

部会名	産業
-----	----

問題点・課題
高松市には、オートキャンプ場、海水浴場 付帯施設がない。

対応策
庵治町の観光施設等については、高松 市に引き継ぐものとし、施設の運営形態等 については、合併時まで調整を行うものと する。

調整案
庵治町の観光施設等については、高松 市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分 類	観光施設運営等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
2 オートキャンプ場	該当なし。	(名称) 庵治町太鼓の鼻オートキャンプ場 (所在地) 庵治町字鞍谷 (施設概要) ・管理棟兼サニタリー棟 ・バンガロー 2種計5棟 ・炊事棟 2棟 ・キャンプサイト 10区画 ・トイレ棟 ・一般駐車場 (入場料金) 〔大人〕300円〔小・中学生〕200円 (施設利用料金) 〔オートキャンプサイト〕 1泊2日 1台 3,000円 デイキャンプ 1台 2,000円 〔バンガロー〕 1泊2日 1棟 6,000円 デイ使用 1棟 4,000円 (駐車場利用料金) 1台1回 500円 (運営形態) 直営:管理棟等 委託:一般駐車場(7月1日～8月31日) (委託料) 300,000円
3 海水浴場 附帯施設	該当なし。	(概要) 夏季の期間中(7月1日～8月31日)、町内3箇所の海水浴場(笹尾、篠尾、高尻)に、仮設トイレを設置している。

部会名	産業
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分 類	国立公園清掃活動事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 国立公園清掃活動事業負担金	(概要) 国立公園整備と観光振興上有益であるため、国立公園清掃活動事業負担金を社団法人香川県観光協会に支出している。 (負担金支出先) 社団法人香川県観光協会 (負担金額) 500,000円	該当なし。
2 国立公園屋島山上地区清掃事業負担金	(概要) 国立公園整備と観光振興上有益であるため、財団法人自然公園財団、地元(屋島山上観光協会)、高松市が総事業費の1/3ずつ負担して、屋島山上観光協会に支出している。 (負担金支出先) 屋島山上観光協会 (負担金額) 500,000円	該当なし。
3 国立公園清掃活動事業(御殿山園地)	該当なし。	(概要) 香川県からの委託により、年2回、御殿山園地の維持管理のため、除草及び清掃業務を実施している。 (委託料) 420,662円 (運営形態) 庵治町歩こう会へ委託

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施事業及び実施主体に差異がある。

対 応 策
香川県からの国立公園清掃活動事業(御殿山園地)の受託については、高松市に引き継ぐ。

調 整 案
香川県からの国立公園清掃活動事業(御殿山園地)の受託については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分 類	競輪運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 施設概要	(名称) 高松競輪場 (敷地面積) 86,342.31㎡ (競走路) 1周 400m (収容人員) 14,226人 ・中央スタンド1階 3,003人 ・中央スタンド2階 918人 ・西スタンド 8,175人 ・北スタンド 2,130人 (投票及び払戻関係) 投票所数 7か所(窓数 159).....最大 払戻所数 6か所(窓数 27).....最大	該当なし。
2 開催日数	15年度実績 246日 (内訳) ○本場開催日数 70日 ○場外開催日数 ・観音寺競輪 70日 ・その他の競輪 106日	

部会名	産 業
-----	-----

問題点・課題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「農林水産関係事業について」に関する資料

財 産 区 事 務 に つ い て	78
水 田 農 業 構 造 改 革 事 業 に つ い て	79~80
農 業 団 体 育 成 事 業 に つ い て	81
園 芸 団 体 育 成 事 業 に つ い て	82~83
有 害 鳥 獣 駆 除 事 業 に つ い て	84
森 林 組 合 育 成 等 事 業 に つ い て	85
農 園 整 備 事 業 に つ い て	86
林 道 整 備 事 業 に つ い て	87
農 村 施 設 に つ い て	88
水 産 振 興 に つ い て	89~92
新 春 あ じ っ 子 市 場 事 業 に つ い て	93
土 地 改 良 事 業 に つ い て	94
土 地 改 良 区 等 運 営 補 助 事 業 に つ い て	95
地 籍 調 査 事 業 に つ い て	96
中 央 卸 市 場 運 営 事 業 に つ い て	97

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業		
分 類	財産区事務		
現 況			
項 目	高 松 市		庵 治 町
1 名称等	名称	区域	山林面積ha
	弦打財産区	弦打地区	7.3
	雌雄島財産区	雌雄島地区	78.3
	鬼無財産区	鬼無地区	99.0
	香西財産区	香西地区	118.1
	下笠居財産区	下笠居地区	136.1
	該当なし。		
2 機関	名称	設置日	定数
	弦打財産区管理会	H10.4.1	7
	雌雄島財産区管理会	H12.4.1	7
	鬼無財産区議会	S32.1.24	14
	香西財産区議会	S32.1.24	12
	下笠居財産区議会	S32.1.24	14
3 管理委員・議員の選任・選挙	・財産区管理会の委員は、市長が選任する。 ・財産区議会を設置している財産区は、公職選挙法により選挙を行い、議員を選出している。		
4 委員等報酬・費用弁償	・管理委員報酬 日額 3,000円 ・議員報酬 年額 60,000円 ・費用弁償 実費弁償(日額 5,100円)		
5 管理委員の公務災害補償	高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の例による。		

部会名	産業
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業		
分 類	水田農業構造改革事業		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 地域水田農業 推進協議会	(名称) 高松市地域水田農業推進協議会 (組織) 高松市、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 〔協議会員数15名〕 (目的) 地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、対策の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進、担い手育成等に資する。 (水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、たばこ及び推進作物(9品目)の作付け実績に応じた金額を交付する。 [平成16年度予算] ・産地づくり事業 105,424 千円 ・特別調整促進加算 1,750 千円 ・麦大豆品質向上対策 3,900 千円 ・耕畜連携推進対策 650 千円	(名称) 庵治町地域水田農業推進協議会 (組織) 庵治町、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 〔協議会員数10名〕 (目的) 高松市と同じ。 (水田農業構造改革交付金) コスモス、ナバナ、エンサイの作付実績に応じた金額を交付する。 [平成16年度予算] ・産地づくり事業 602 千円 ・特別調整促進加算 0 千円 ・麦大豆品質向上対策 0 千円 ・耕畜連携推進対策 0 千円	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・水田農業構造改革交付金について、推進作物に差異がある。 ・集落実行組合長手当について、積算方法及び現地確認時報償に差異がある。 ・高松市では、景観作物推進事業を実施していない。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・高松市の推進協議会の推進作物に庵治町のコスモスを追加する。 ・庵治町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	水田農業構造改革事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
2 集落実行組合 長手当	(活動に対する報償) 水田農業構造改革対策、実施計画の各農家への 配布・収集・配分計画取りまとめ等の活動に対して報 償を支給している。 (集落数) 633 集落 (農家戸数) 10,161 戸 (積算方法) 均等割(10%)＋戸数割(50%)＋面積割(40%) 〔平成15年度実績 3,481,500円〕 (現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する実行組合長、農業 委員に対し、確認地の筆数等から算出した報償を支 出している。 〔平成15年度実績 1,800,000円〕	(活動に対する報償) 高松市と同じ。 (集落数) 18集落 (農家戸数) 382戸 (積算方法) 戸数割(50%)＋面積割(50%) 〔平成15年度実績 77,000 円〕 (現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する農業委員、協力委 員に対し定額の報償を支出している。 〔平成15年度実績 80,000 円〕
3 景観作物推進 事業	該当なし。	(目的) 耕作放棄を防止するため、景観作物としてコスモス の種子代に対し町単独で補助している。 (補助額) 4,300円／10a (町 1／2の補助) (事業費) 231千円 〔平成15年度実績〕

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業		
分 類	農業団体育成事業		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 生活研究グループ	(名 称) 生活研究グループ (目 的) 農山村型ライフスタイルの実現を目指し、生活向上の学習活動・地域農林水産物の活用・担い手の能力開発を行う。 (構 成) 12団体 236名	該当なし。	
2 認定農業者連絡協議会	(名 称) 高松市認定農業者連絡協議会 (目 的) 効率的、安定的な農業経営を図るため、市長が認定した認定農業者で組織する協議会が行う研修会や、講演会等の活動に対し1／2を補助している。 (構 成) 認定者数 78名	該当なし。	

部会名	産業
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目		部 会 名	産 業
24-13 農林水産関係事業			
分 類		問 題 点 ・ 課 題	
園芸団体育成事業			
現 況		対 応 策	
項 目	高 松 市	庵 治 町	調 整 案
1 園芸特産振興協議会	(目的) 高松市内の園芸特産の振興・発展を図る。 (組織) JA香川県役職員、生産者、東讃農業改良普及センター職員、市職員 (補助額) 800,000円(平成15年度実績) (活動内容) 共進会・品評会の開催、視察研修会の開催、展示会(高松市園藝展)の開催、市内園芸産物のPR活動、農業体験事業の実施	該当なし。	
2 柑橘共同選果場	(目的) 果樹産地(特に柑橘)銘柄高揚のため、生産組織・生産基盤の強化拡大を図る。 (組織) JA香川県 (補助額) 325,000円(平成15年度実績) (活動内容) 柑橘代表者会の開催、柑橘品質調査の実施、産地体質強化のための会議開催	該当なし。	
3 植木盆栽センター	(目的) 盆栽植木の普及と品質向上による有利販売を図るため、盆栽祭り等を通じた盆栽産地を育成する。 (組織) 香川県鬼無植木盆栽センター(盆栽生産者) (補助額) 410,000円(平成15年度実績) (活動内容) 鬼無盆栽植木まつりの開催、盆栽PR行事の実施	該当なし。	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	園芸団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 葉たばこ共同施設利用組合	(目的) 良質乾燥葉たばこの生産と乾燥経費の軽減を図る。 (組織) 葉たばこ生産者 (補助額) 246, 000円(平成15年度実績) (活動内容) 葉たばこ共同乾燥施設の運営	該当なし。
5 花卉研究会	(目的) 地域や情勢に適した品種・品目を選定・導入し、特色ある花卉産地の育成を図る。 (組織) 高松市内の花弁生産者 (補助額) 492, 000円(平成15年度実績) (活動内容) 新品種導入試験、先進地視察研修	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目		24－13 農林水産関係事業		部 会 名		産 業	
分 類		有害鳥獣駆除事業					
現 況							
項 目		高 松 市		庵 治 町			
1 補助事業		(目 的) イノシシ等による農林産物の被害を防除し、農林業の保護と育成を図る。 (内 容) 指定された期間中にイノシシまたはサルを捕獲したのに対し、1万円／頭(県 5千円、市5千円)の補助金を交付している。		該当なし。			

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	森林組合育成等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 対象団体	香川東部森林組合	該当なし。
2 目的	森林資源の培養と、山村地域の振興、森林の持つ公益的機能を増進するため、東部森林組合の育成を図る。	
3 内容	香川東部森林組合の健全運営と、健全な森林づくりのため、補助を実施している。 ・森林組合作業班員確保対策補助 ・森林巡視補助	
4 補助額	600千円（平成15年度実績）	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	農園整備事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 農園整備事業	(目的) 遊休農地の多面的利用を促進するとともに、都市住民に農作業を通じて農業に対する理解を深め、健康でゆとりのある市民生活の場を提供する。 (名称) 市民農園 (か所数・面積・区画) 24か所 49,098㎡ 1,135区画 (入園料) 3,000円(20㎡)～10,000円(50㎡)／年 (運営方法) JA香川県(農地所有者)が施設整備、入園料の徴収、維持管理を行い、栽培指導事務に対し補助する。 (補助額) 1,580千円[平成15年度実績]	(目的) 高松市と同じ。 (名称) 庵治町レクリエーション農園 (か所数・面積・区画) 1か所 1,468㎡ 37区画 (入園料) 3,000円(30㎡)／年 (運営方法) 庵治町が農地を借り上げ施設整備、入園料の徴収、維持管理を行っている。 (維持管理費) 58千円[平成15年度実績]

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
運営方法等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、運営方法については、庵治町レクリエーション農園利用者のサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	林道整備事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 路線数等	(認定林道) 20 路線 (延長) 21 km	(認定林道) 3 路線 (延長) 6.27 km
2 県費補助事業	(目的) 国庫補助事業の採択を受けない路線について事業を実施する。 〔平成15年度実績〕 開設事業 1 路線 〔平成16年度予定〕 開設事業 1 路線(平成15年度より継続)	(目的) 高松市と同じ。 〔平成15年度実績〕 開設事業 実績なし。 〔平成16年度予定〕 開設事業 予定なし。
3 市・町単独事業	除草及び凍結防止剤の設置等を実施している。	崩土の取り除き及び除草等を実施している。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
単独事業の内容に差異がある。

対 応 策
庵治町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

調 整 案
庵治町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	農林施設	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 森林整備事業	(名 称) 自然ふれあいの森 [勅使町] (目的) ふれあいの森の施設整備を実施し、市民に森林とのくつろぎの場を提供している。 (概要) 散策道、休憩所、駐車場	(名 称) ・庵治町創造の森 [庵治町字丸山] ・御殿山園地 [庵治町字荒浜] (目的) 庵治町創造の森、御殿山園地の施設整備・維持管理を行い町民に森林とのくつろぎの場を提供する。 (概要) 遊歩道、展望台、駐車場

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
庵治町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 重要稚仔放流事業	(目的) 瀬戸内海漁業の振興を図るため、放流事業を実施している。 (放流魚種) ベラ種苗1,303kg (事業費) 1,953千円(県1/2,市2/5の補助) (内容) 高松市瀬戸内漁業協同組合実施の放流事業に対し補助金を交付する。	(目的) 高松市と同じ。 (放流魚種) クルマエビ70万尾 (事業費) 1,321千円(県1/2,町1/4の補助) (内容) 庵治漁協小型機船底曳網漁業部会の放流事業に対し補助金を交付する。 (目的) 高松市と同じ。 (放流魚種) クルマエビ95万尾、ヒラメ5.1万尾、アイナメ0.5t マダコ1t、マコガレイ1.6万尾 (事業費) 7,526千円(町2,000千円の補助) (内容) 庵治漁業協同組合の放流事業に対し補助金を交付する。
2 水産団体育成事業	(目的) 水産団体の事業活動の充実強化を図り、水産業の振興を図る。 (団体) 高松市漁業協同組合、高松地区海苔養殖研究会、漁業後継者クラブ、高松地区底曳網協議会 (事業費) 2,610千円 (内容) 水産団体の年間事業活動に対し、2分の1以内を補助している。	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・重要稚仔放流事業及び栽培漁業推進事業の、放流魚種及び栽培魚種に差異がある。 ・高松市では、養殖漁場整備事業及び漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給事業を実施していない。 ・庵治町は、東讃地域マリノバージョン推進協議会の会員となっている。 ・漁業近代化資金利子助成事業の利子補給率に差異がある。 ・庵治町では、水産団体育成事業及び水産増殖事業を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町の重要稚仔放流事業、栽培漁業推進事業、養殖漁場整備事業、漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業及び漁業近代化資金利子助成事業については、現行のとおりとする。 東讃地域マリノバージョン推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 庵治町の重要稚仔放流事業、栽培漁業推進事業、養殖漁場整備事業、漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業及び漁業近代化資金利子助成事業については、現行のとおりとする。 東讃地域マリノバージョン推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	水産振興	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
3 栽培漁業推進事業	(目的) 瀬戸内漁業の振興を図るため、栽培漁業を実施している。 (栽培魚種) クルマエビ 27万尾、ガザミ 90万尾 マコガレイ 1.1万尾 (事業費) 4,038千円[平成15年度実績] (内容) 高松市地域栽培漁業推進協議会に業務委託している。	(目的) 高松市と同じ。 (栽培魚種) ガザミ 30万尾、ヒラメ 8.5万尾 クルマエビ 50万尾 (負担金額) 1,707千円[平成15年度実績] (内容) 香川県東部漁業協同組合連合会に対し負担金を支出している。
4 養殖漁場整備事業	該当なし。	(目的) 養殖漁場水域海底のヘドロ及び水質の改善を行い、養殖漁業の生産性の向上を図る。 (事業費) 1,000千円(町 7／10の補助、養殖小割数28のうち3小割)[1小割は4基連結] (内容) 平成16年度から庵治漁業協同組合が養殖漁場内の養殖小割にバイオ製剤を投与する事業に対し補助金を交付している。

部会名	産業
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	水産振興	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
5 東讃地域マリノ ベーション推進協 議会	該当なし。	(名称) 東讃地域マリノベーション推進協議会 (組織) 庵治町、牟礼町、さぬき市、東かがわ市及び漁業 関係団体等で構成 [協議会委員数17名] (内容) 昭和60年に国が策定した沿岸・沖合域の総合的 整備開発構想(マリノベーション構想)に基づき、昭和 62年度に東讃地域が指定を受け、総合的、計画的 な水産振興対策について協議する。 (負担金) 30千円[平成15年度実績]
6 漁業協同組合 等経営基盤強化 対策利子補給等 事業	該当なし。	(目的) 香川県信用漁業協同組合連合会が庵治漁業協同 組合に経営基盤強化対策事業資金として貸し付け た元金に対する利子補給を行うとともに元金に対す る損失補償を行う。 (元金) 7億1,220万円 (利子補給率) 年 0.35% (利子補給期間) 平成16年度～平成25年度(10年間) (利子補給額) 13,823千円／10年間

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	水産振興	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
7 漁業近代化資金利子助成事業	(目的) 漁業用施設・設備の近代化を推進するため低利の資金を貸付し、その利子補給をする。 (利子補給率) 年 0.6％ (利子補給額) 4,534千円[平成15年度実績] (支出先) 香川県信用漁業協同組合連合会	(目的) 高松市と同じ。 (利子補給率) 年 1.0％ (利子補給額) 1,497千円[平成15年度実績] (支出先) 庵治漁業協同組合(平成17年2月1日からは、香川県信用漁業協同組合連合会)
8 水産増養殖事業	(目的) 沿岸漁業の振興を図るため、増養殖事業を実施している。 (増養殖種等) 【のり養殖冷凍予備網】 2,800枚〔平成15年度実績〕 事業主体:高松地区海苔養殖研究会 【わかめ養殖種糸】 620m〔平成15年度実績〕 事業主体:女木島・男木島・下笠居漁業協同組合 【あわび種苗】 10,200個〔平成15年度実績〕 事業主体:女木島・男木島漁業協同組合 【くるまえばい種苗】 10万尾〔平成15年度実績〕 事業主体:高松地区底曳網協議会	該当なし。

部会名	産業
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	新春あじっ子市場事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 新春あじっ子市場事業	該当なし。	(名称) 新春あじっ子市場 (目的及び活動内容) 毎年1月、庵治漁港に隣接する日曜市施設で庵治町の特産品である水産加工品、農産物等を販売し、広く特産品の普及に努めている。 (組織) あじっ子市場実行委員会 (補助金) 370千円[平成15年度実績]

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、事業を実施していない。

対 応 策
庵治町で実施している新春あじっ子市場事業は、現行のとおり実施する。

調 整 案
庵治町で実施している新春あじっ子市場事業は、現行のとおり実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	土地改良事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業主体	土地改良区(29団体) 共同施行体(17団体)	土地改良区(1団体)
2 国・県等補助事業	高松市土地改良事業補助規程および実施要領に基づき、土地改良区等に対して補助金の交付をしている。 県営土地改良事業 事業の補助率 国 45～55% 県 25～33% 市 12～25% 地元 5% 団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 市 20～30% 地元 5～10% 単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 市 25～45% 地元 5～25%	条例等の規定はないが、県営、団体営、県単補助事業については、補助残の70～80%を町が土地改良区に対して補助している。 県営土地改良事業(小規模ため池) 事業の補助率 国 50% 県 29% 町 14.7% 地元 6.3% 団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 町 20～30% 地元 5～10% 単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 町 35～40% 地元 10～15%
3 市・町単独事業	高松市土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、補助金の交付をしている。 事業の補助率 市 85～100% 地元 0～15%	庵治町単独町費補助条例、及び同施行規則に基づき、補助金の交付をしている。 事業の補助率 町 70～80% 地元 20～30%

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
国・県等補助事業及び市・町単独事業に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	土地改良区等運営補助事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 土地改良区等 運営補助事業	管内29土地改良区の育成指導及び土地改良区の 統廃合の整備推進を目的とした高松市土地改良区 連合会に運営補助として支出している。 平成15年度 3, 000, 000円	木田郡庵治町土地改良区に対して、運営・管理業 務の円滑化を図るため、補助金を支出している。 平成15年度 1, 000, 000円

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助制度に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町の土地改良区については、合併時までに高松市土地改良区連合会への加入を促すものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	地籍調査事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 調査事業	(目的) 国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図る。 (実施期間) 昭和39年～昭和54年 調査済面積 173. 50Km ²	(目的) 高松市と同じ。 (実施期間) 平成7年～平成23年(予定) 全体調査面積 14. 69Km ² 平成15年度末調査率 33 %
2 地籍管理	(地籍図の修正) 平成11年度に作成した修正マニュアルに従い、修正登記の事務を行なっている。	(地籍図の修正) 修正マニュアルは作成していない。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町には、修正マニュアルがない。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 庵治町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－13 農林水産関係事業	
分 類	中央卸売市場運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 施設	(名称) 高松市中央卸売市場(管理棟・青果棟・水産物棟・加工水産物等棟・花き棟など) (土地) 延べ:79,526㎡ (建物) ・ 管理棟 2,455㎡・青果棟 16,457㎡ ・ 水産物棟 11,731㎡・加工水産物棟ほか 6,860㎡ ・ 花き棟 3,306㎡ (概要) 中央卸売市場は、野菜、果実、魚類、花き等の生鮮食料品等の卸売のため開設される市場であって、卸売場、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設け開場している。	該当なし。
2 事業	(業務) 卸売市場法、高松市中央卸売市場業務条例及び同施行規則等に基づいて、施設の維持・管理と業務の許認可をはじめ、適正な取引が行われるよう指導・監督する。 (業者数) ・ 青果部 卸業者 2・仲卸業者 18・売買参加者 84 ・ 水産物部 卸業者 2・仲卸業者 16・売買参加者 118 ・ 花き部 卸業者 1・仲卸業者 1・売買参加者 173 ・ 関連事業者 第1種関連事業者 6・第2種関連事業者 32	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 策
高松市の制度を適用する。

協議第44号資料

「建設関係事業について」に関する資料

用途地域について	99
屋外広告物規制について	100
建築指導について	101~104
開発指導について	105~106
建築物等検査について	107~108
確認申請審査について	109
都市公園等について	110~111
ちびっこ広場について	112
緑化事業について	113
花いっぱい推進事業について	114~115
緑の基本計画について	116
市・町道路等について	117
道路維持管理等について	118
道路愛護団体について	119
道路新設改良について	120
急傾斜地崩壊対策事業について	121
水防対策について	122
管理河川について	123
河川占用料等について	124
漁港管理事業について	125~127
港湾施設占用料・使用料について	128~129
漁港開発審議委員会等について	130
市・町営住宅について	131~132
特定優良賃貸住宅制度について	133
高齢者向け優良賃貸住宅制度について	134

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業																																																																																					
分 類	用途地域																																																																																					
現 況																																																																																						
項 目	高 松 市	庵 治 町																																																																																				
1 概要	平成16年5月17日に、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区分)廃止と併せ、高松広域都市計画区域(高松市、牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町)に再編した。この再編により、高松市の都市計画区域は、島嶼部と山田地区の4町(西・東植田町、菅沢町、池田町)を除く、16,195haが都市計画区域となった。 このうち、旧市街化区域(4,754ha)については、良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率・建蔽率・高さなどの形態を誘導する用途地域を指定している。	該当なし。																																																																																				
2 種類	<table><tr><th>種 類</th><th>面積 (ha)</th><th>容積率 (%)</th><th>建ぺい率 (%)</th></tr><tr><td rowspan="3">第一種低層住居専用地域</td><td>42</td><td>60以下</td><td>40以下</td></tr><tr><td>222</td><td>80 "</td><td>50 "</td></tr><tr><td>381.1</td><td>100 "</td><td>60 "</td></tr><tr><td>第二種低層住居専用地域</td><td>83.8</td><td>150 "</td><td>60 "</td></tr><tr><td>第一種中高層住居専用地域</td><td>718.8</td><td>200 "</td><td>60 "</td></tr><tr><td>第二種中高層住居専用地域</td><td>316.6</td><td>200 "</td><td>60 "</td></tr><tr><td>第一種住居地域</td><td>903.4</td><td>200 "</td><td>60 "</td></tr><tr><td>第二種住居地域</td><td>286.1</td><td>200 "</td><td>60 "</td></tr><tr><td>準住居地域</td><td>35.4</td><td>200 "</td><td>60 "</td></tr><tr><td rowspan="3">近隣商業地域</td><td>86.5</td><td>200 "</td><td>80 "</td></tr><tr><td>274.2</td><td>300 "</td><td>80 "</td></tr><tr><td>1.2</td><td>200 "</td><td>80 "</td></tr><tr><td rowspan="6">商業地域</td><td>140.9</td><td>400 "</td><td>80 "</td></tr><tr><td>55.7</td><td>500 "</td><td>80 "</td></tr><tr><td>36</td><td>600 "</td><td>80 "</td></tr><tr><td>1.7</td><td>700 "</td><td>80 "</td></tr><tr><td>7.5</td><td>800 "</td><td>80 "</td></tr><tr><td>863.2</td><td>200 "</td><td>60 "</td></tr><tr><td>準工業地域</td><td>144.5</td><td>200 "</td><td>60 "</td></tr><tr><td>工業地域</td><td>155.8</td><td>200 "</td><td>60 "</td></tr><tr><td>工業専用地域</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>4,754</td><td></td><td></td></tr></table>			種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	第一種低層住居専用地域	42	60以下	40以下	222	80 "	50 "	381.1	100 "	60 "	第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "	第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "	第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "	第一種住居地域	903.4	200 "	60 "	第二種住居地域	286.1	200 "	60 "	準住居地域	35.4	200 "	60 "	近隣商業地域	86.5	200 "	80 "	274.2	300 "	80 "	1.2	200 "	80 "	商業地域	140.9	400 "	80 "	55.7	500 "	80 "	36	600 "	80 "	1.7	700 "	80 "	7.5	800 "	80 "	863.2	200 "	60 "	準工業地域	144.5	200 "	60 "	工業地域	155.8	200 "	60 "	工業専用地域				合 計	4,754		
種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)																																																																																			
第一種低層住居専用地域	42	60以下	40以下																																																																																			
	222	80 "	50 "																																																																																			
	381.1	100 "	60 "																																																																																			
第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "																																																																																			
第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "																																																																																			
第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "																																																																																			
第一種住居地域	903.4	200 "	60 "																																																																																			
第二種住居地域	286.1	200 "	60 "																																																																																			
準住居地域	35.4	200 "	60 "																																																																																			
近隣商業地域	86.5	200 "	80 "																																																																																			
	274.2	300 "	80 "																																																																																			
	1.2	200 "	80 "																																																																																			
商業地域	140.9	400 "	80 "																																																																																			
	55.7	500 "	80 "																																																																																			
	36	600 "	80 "																																																																																			
	1.7	700 "	80 "																																																																																			
	7.5	800 "	80 "																																																																																			
	863.2	200 "	60 "																																																																																			
準工業地域	144.5	200 "	60 "																																																																																			
工業地域	155.8	200 "	60 "																																																																																			
工業専用地域																																																																																						
合 計	4,754																																																																																					

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	屋外広告物規制	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 概要	高松市屋外広告物条例に基づき、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の許可等の規制事務を行っている。	
3 屋外広告物の種類	・張り紙 ・屋上広告 ・消火栓標識添加 ・バス停標識表示 ・電柱(巻付) ・電柱(添加) ・突き出し広告 ・壁面広告 ・野立(広告板) ・野立(広告塔)	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	建築指導	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 建築審査会の設置	(実施機関) 特定行政庁(※)として、高松市が実施 (設置日) 昭和46年4月1日 (委員数) 7名 (内容) ・建築基準法第94条第1項の審査請求に対する採決についての議決 ・特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査・審議 ・建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 建築紛争調整委員の設置	(設置日) 平成9年3月27日 (内容) 「高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づき、紛争当事者が自主的な解決のための努力をしたにもかかわらず合意に至らなかったものについて、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときに紛争解決のための調停に関する事項について調査審議を行う。	該当なし。
3 各関係法に係る指導	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、指導を行っている。	(実施機関) 香川県において同様の業務を実施

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題
・実施機関に差異がある。 ・庵治町では、建築紛争調整委員を設置していない。 ・庵治町では、狭あい道路拡幅整備を実施していない。

対応策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調整案
高松市の制度を適用する。

※ 特定行政庁とは、建築基準法において、独立の行政機関の性格を有する建築主事を置く地方公共団体の長を指す。

人口25万人以上の市及び建築主事を置くその他の市町村の区域については、当該自治体の長が、また、建築主事を置かない市町村の区域については、都道府県知事がこれに該当する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目		24－14 建設関係事業		部 会 名	都 市 開 発
分 類		建築指導			
		現 況			
項 目		高 松 市		庵 治 町	
4 違法建築等の指導		(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 違反建築物の防止のため、建築監視員によるパトロールを行っている。 ・違反建築物に対する使用禁止、使用制限、是正、勧告、命令措置 ・毎年10月には高松市内一斉公開パトロールを実施		(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	
5 道路の相談指導		(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 建築基準法第42条の道路の定義に基づく調査位置付けを行うとともに、同条第2項に規定される幅員4m未満の道路について、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、狭あい拡幅整備の協力を求めている。また、同法第44条関係の例外許可については、一定の基準を確保しているものについて建築基準法の道路位置付を行っている。		(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	
6 特殊建築物等の防災指導		(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 不特定多数の人が利用する特殊建築物の安全性の確保と適正な維持管理を図り、事故の発生を未然に防止するため、建築物の所有者、管理者に対し、防災指導を実施している。(年3回建築物防災週間時に立ち入り調査を実施)		(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	
		問 題 点 ・ 課 題			
		対 応 策			
		調 整 案			

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	建築指導	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
7 建築許可事務	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・建築基準法第43条に規定される敷地と道路の間に水路、空地がある場合等の例外許可 ・建築基準法の建築制限の例外許可	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
8 狭あい道路拡幅整備(補助)	(内容) 高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築基準法第42条第2項に規定される幅員4m未満の道路を、市民の理解と協力の下に、狭あい道路拡幅整備を促進し、良好な住環境を確保している。 (・後退に係る測量、分筆・所有権移転、登記費用の助成・後退部分の門、塀などの撤・移転費用の一部を助成)	該当なし。
9 がけ地近接等危険住宅移転事業	(内容) がけ地の崩壊の危険が著しい区域に建っている住宅(昭和49年以前に建築された住宅に限る。)の安全な場所への移転を促進するため、危険住宅の除去などと新たに建設・購入する経費に補助金を交付する。	高松市と同じ。
10 特定用途制限地域内の制限	(内容) 用途白地地域における良好な環境の保護を図るために、建築できることができる建設物の用途について制限する。 特定制限地域 ・感染沿道型・一般・環境保全型 (制限内容) 1 自動車教習所2F以下 1,500㎡以下可 2 自動車修理場2F以下 1,500㎡以下可 3 倉庫業の倉庫2F以下 1,500㎡以下可 等	該当なし。

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	建築指導	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
11 旅館施設等の建築に関する制限	高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱に基づきモーテル営業等について指導を実施 (制限内容) 1 学校の敷地の周囲200m以内 2 児童福祉施設敷地の周囲200m以内 3 社会教育に関する施設及び公民館の敷地の周囲200m以内 等	該当なし。
12 その他建築に関する指導	高松市建築基準法施行条例、高松市建築基準法施行細則、高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱、高松市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱、高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築に関する指導を行っている。	該当なし。

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	開発指導	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 開発審査会の設置	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (設置日) 平成12年4月1日 (委員数) 5名 (内容) 都市計画法第81条第1項の規定に基づく監督処分 に不服のある者からの審査請求について、その採 決を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 開発指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第33条の開発許可の基準及び高松市 開発指導要綱や運用基準並びに香川県開発許可 の手引き等の規定に基づき、開発指導を行ってい る。 (対象面積) ・都市計画区域 1,000㎡以上 ・都市計画区域外 1ha以上	(実施機関等) 香川県において、1ha以上の開発について、同様の 業務を実施している。 なお、1,000㎡以上1ha未満の開発については庵 治町の土地開発の調整に関する条例に基づき、開 発指導を行っている。
3 開発行為等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第29条の規定に基づく一定規模以上 の開発行為に対する開発許可制度 ※平成15年度実績 156件	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	開発指導	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 優良宅地認定	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 租税特別措置法に基づく土地譲渡に対する重課 の適用除外、長期譲渡所得等に対する課税の軽減 を受けるための優良宅地の認定制度 ※平成15年度実績 0件	(実施機関) 香川県から権限の委譲を受け、庵治町において、 同様の業務を実施
5 道路位置指定	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 建築基準法第42条の規定に基づき、利害関係人 からの申請により、特定行政庁が、道を建築基準法 上の道路として認める処分 ※平成15年度実績 13件	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	建築物等検査	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 建築物の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・中間検査は木造建築物の建築基準法による中間検査と公庫融資の現場審査があり、建物の安全性確保のため軸組みを緊結した状況の検査を実施している。 ・完了検査は建築基準法による完了検査と公庫融資の竣工検査があり、建築物の一般規定、構造規定、防火区画、避難規定、排煙規定、非常用照明、内装、建築設備等の検査を実施している。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 工作物の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等の構造上・防火上の検査	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 建築設備の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 建築物内のエレベーター、エスカレーター等の防火上・避難上の検査	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題
実施機関に差異がある。

対応策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	建築物等検査	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 仮設建築物の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・仮設建築物 仮設興行場、仮設店舗等(建築工事施工のため、既存建築物に替わる建築物)の防火上、避難上の検査 ・仮使用建築物 建築物の増築、改築、大規模の修繕もしくは模様替の工事における廊下・階段等の避難施設、消化施設、非常用照明装置、非常用昇降機、防火区画等の安全・防火・非難上安全上の検査	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	確認申請審査	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 建築確認申請 審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(申請物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築物)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 工作物確認申 請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(工作物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(工作物)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 建築設備確認 申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(建築設備)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築設備)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 関係法等に関 する審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・住宅金融公庫の設計審査 ・建設リサイクル法届出書の審査 ・福祉の街づくり条例届出書の審査 ・法律相談及び指導(建築基準関係規定、建築士 法、ハートビル法、建築リサイクル法、香川県福祉の まちづくり条例、住宅金融公庫法 等)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機 関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業																																		
分 類	都市公園等																																		
	現		況																																
項 目	高 松 市		庵 治 町																																
1 現況	①都市公園 <table><tr><td rowspan="2">種 別</td><td colspan="2">現 況</td></tr><tr><td>公園数</td><td>面積(ha)</td></tr><tr><td>街区公園</td><td>96</td><td>19.38</td></tr><tr><td>近隣公園</td><td>5</td><td>5.42</td></tr><tr><td>地区公園</td><td>1</td><td>3.52</td></tr><tr><td>総合公園</td><td>2</td><td>24.28</td></tr><tr><td>運動公園</td><td>1</td><td>2.06</td></tr><tr><td>歴史公園</td><td>1</td><td>8</td></tr><tr><td>墓 園</td><td>1</td><td>11.86</td></tr><tr><td>緑地・緑道</td><td>9</td><td>3.08</td></tr><tr><td>計</td><td>116</td><td>77.6</td></tr></table> ②その他公園 41箇所 6. 67ha		種 別	現 況		公園数	面積(ha)	街区公園	96	19.38	近隣公園	5	5.42	地区公園	1	3.52	総合公園	2	24.28	運動公園	1	2.06	歴史公園	1	8	墓 園	1	11.86	緑地・緑道	9	3.08	計	116	77.6	①都市公園 該当なし。 ②その他公園 7箇所 2. 12ha
種 別	現 況																																		
	公園数	面積(ha)																																	
街区公園	96	19.38																																	
近隣公園	5	5.42																																	
地区公園	1	3.52																																	
総合公園	2	24.28																																	
運動公園	1	2.06																																	
歴史公園	1	8																																	
墓 園	1	11.86																																	
緑地・緑道	9	3.08																																	
計	116	77.6																																	
2 維持管理	街区公園等の除草・清掃等の日常の維持管理については、公園周辺の自治会や老人会などで組織された「公園愛護会」で行っている。また、規模の大きい地区公園や樹木管理については、シルバー人材センターや(財)高松市花と緑の協会へ委託している。		公園の除草等はシルバー人材センターへ、樹木管理については専門業者へ委託している。																																
3 占用料	①公園施設を設ける場合 その都度市長が定める額 ②公園を占用する場合 使用面積1㎡につき 1日 44円 ③行為をする場合 使用面積1㎡につき 1日 15円 ただし、興行を行う場合は30円		①公園施設を設ける場合 該当なし。 ②公園を占用する場合 該当なし。 ③行為をする場合 1件(人)1日につき510円、または1㎡1日につき10.3円 ただし、興行を行う場合は5,150円																																

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題
維持管理の方法及び占用料等に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	都市公園等	
	現	

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	ちびっこ広場	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 ちびっこ広場	①目的 土地所有者の好意により、空き地となり使用されていない土地を開放してもらい、子ども達が自由に遊べる場所として整備している。 ②維持管理等 ・管理 地元広場管理者 ・土地賃借料 無料 ・固定資産税 免除 ③箇所数 51箇所	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	緑化事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 街路緑化	市道の街路樹の維持管理を行っている。 ・高木 五番町西宝線ほか57路線 5,804本 ・低木 天神前瓦町線ほか37路線 28,380m	町道の街路樹の維持管理を行っている。 ・高木 庵治1号線ほか6路線 700本 ・低木 庵治1号線ほか6路線 1,850m
2 民有地緑化	①生垣設置助成事業 ・助成対象 新しく生垣を設置する宅地の所有者 ・助成要件 公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費(1m当り5,000円で算出)の3分の2以内 ・事業主体 (財)高松市花と緑の協会 ②環境保全緑化助成事業 ・助成対象 事業所の敷地内に新しく緑化木を植栽するもの ・助成要件 (高木)公衆用道路から樹木全体が見えること (低木)公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費の2分の1以内 ③既設ブロック取り壊し加算(上記、①②ともに適用) 1m当り2,500円 ④限度額(上記、①②③ともに適用) 150,000円 ※上記の事業については、(財)高松市花と緑の協会に補助金を交付し、実施している。	該当なし。

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題
事業内容が異なる。

対応策
高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	花いっぱい推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 花壇管理	①地区花壇 ・箇所数 公園、出張所等74箇所 ・管理 各施設・地元で管理 ②幹線道路等の花壇 ・箇所数 20箇所 ・面 積 5,524㎡ ・管 理 (財)高松市花と緑の協会	該当なし。
2 フラワーサークル高松	花いっぱい・緑化を進めるために、花や緑を増やし、育て、守る奉仕者として活動するフラワーサークル高松を設立し、花と緑のまちづくりの主体組織となるよう支援している。 ①会員数 92人 ②活動 フラワーフェスティバルへの参加、地区花壇への花の植え付け、高松駅前広場・花時計への花の植え付け	該当なし。
3 あじ花・花運動の会	該当なし。	①会員数 10人 ②活動 町内の花や桜を植えた場所で、種まきや草抜き等の作業を行う。(6月～9月)
4 ポケットパーク	街路事業等の残地に整備したポケットパークの維持管理を行っている。 ①設置状況 16箇所 4,638㎡ ②管理 (財)高松市花と緑の協会	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、庵治町の「あじ花・花運動の会」については、合併後、フラワーサークル高松への加入を促すものとし、花いっぱい夢いっぱいフェスティバルについては、高松市の関連事業により対応するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	花いっぱい推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
5 フラワーフェスティバル	(趣旨等) 市と市民が一体となって花いっぱいのまちづくりを推進している。 なお、平成14年度から交通安全フェアと共同で高松春のまつり「フラワーフェスティバル＆交通安全フェア」として実施している。 (主催) 高松市フラワーフェスティバル実行委員会 (主管) 高松市、(財)高松市花と緑の協会 (開催時期) 毎年5月3日～5日 (開催場所) 高松市立中央公園 (内容) ステージイベント(クイズ大会、コンサート等)、スタンプリヤ、学校花壇コンクール、ガーデニング教室など (市負担金) 13,600千円(平成16年度実績)	該当なし。
6 花いっぱい夢いっぱいフェスティバル	該当なし。	(趣旨等) 人と自然との共生を見つめ直す契機となり、さらに地域活性化へとつなげることを目的として実施している。 (主催) 「あじ花・花運動の会」、庵治町 (開催時期) 毎年10月 (開催場所) 庵治町役場 (内容) ガーデニング教室、花の無料配布、フリーマーケット等 (町費) 388千円(16年度実績見込み)

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	緑の基本計画	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 緑の基本計画	①概要等 緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画の内容を併せ持つものとして、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全だけでなく、都市計画制度によらない公共公益施設や民有地の緑化、普及啓発活動までの幅広い計画内容を含んでおり、都市緑化保全法に基づく法定計画として、平成14年3月に策定した。 本計画は、今後の高松市の緑の保全・創出に関わる様々な施策と、その目標及び方針を定めるものである。 ②計画対象区域 都市計画区域内 ただし、都市計画区域外地域についても、区域内と同様に扱う。 ③基本理念 みどりあふれる 人にやさしいまち 高松 ④基本方針 ・みどりをまもり、つたえる まちづくり ・みどりを活かせる まちづくり ・身近なみどりをつくり、育てる まちづくり ・みどりを育む仲間をふやす まちづくり	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、緑の基本計画が策定されていない。

対 応 策
合併後において、庵治町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業																																																									
分 類	市・町道路等																																																									
現 況																																																										
項 目	高 松 市					庵 治 町																																																				
1 道路状況	<table><tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="2">延長(m)</td><td rowspan="2">舗装率 (%)</td></tr><tr><td>舗装済</td><td>砂利道</td></tr><tr><td>国 道</td><td>31,732</td><td>0</td><td>100.0</td></tr><tr><td>県 道</td><td>236,181</td><td>0</td><td>100.0</td></tr><tr><td>市 道</td><td>1,578,472</td><td>95,589</td><td>94.3</td></tr></table>					区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国 道	31,732	0	100.0	県 道	236,181	0	100.0	市 道	1,578,472	95,589	94.3	<table><tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="2">延長(m)</td><td rowspan="2">舗装率 (%)</td></tr><tr><td>舗装済</td><td>砂利道</td></tr><tr><td>国 道</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td></td></tr><tr><td>県 道</td><td>13,909.0</td><td>0.0</td><td>100.0</td></tr><tr><td>町 道</td><td>55,032.0</td><td>1,521.0</td><td>97.31</td></tr></table>					区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国 道	0.0	0.0		県 道	13,909.0	0.0	100.0	町 道	55,032.0	1,521.0	97.31												
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																							
	舗装済	砂利道																																																								
国 道	31,732	0	100.0																																																							
県 道	236,181	0	100.0																																																							
市 道	1,578,472	95,589	94.3																																																							
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																							
	舗装済	砂利道																																																								
国 道	0.0	0.0																																																								
県 道	13,909.0	0.0	100.0																																																							
町 道	55,032.0	1,521.0	97.31																																																							
2 市・町道延長	<table><tr><td>幅 員</td><td>実延長(m)</td></tr><tr><td>2. 5m未満</td><td>246,996</td></tr><tr><td>2. 5m以上 6. 5m未満</td><td>1,212,791</td></tr><tr><td>6. 5m以上 8. 5m未満</td><td>105,507</td></tr><tr><td>8. 5m以上</td><td>108,767</td></tr></table>					幅 員	実延長(m)	2. 5m未満	246,996	2. 5m以上 6. 5m未満	1,212,791	6. 5m以上 8. 5m未満	105,507	8. 5m以上	108,767	<table><tr><td>幅 員</td><td>実延長(m)</td></tr><tr><td>2. 5m未満</td><td>804</td></tr><tr><td>2. 5m以上 6. 5m未満</td><td>39,379</td></tr><tr><td>6. 5m以上 8. 5m未満</td><td>16,042</td></tr><tr><td>8. 5m以上</td><td></td></tr></table>					幅 員	実延長(m)	2. 5m未満	804	2. 5m以上 6. 5m未満	39,379	6. 5m以上 8. 5m未満	16,042	8. 5m以上																													
幅 員	実延長(m)																																																									
2. 5m未満	246,996																																																									
2. 5m以上 6. 5m未満	1,212,791																																																									
6. 5m以上 8. 5m未満	105,507																																																									
8. 5m以上	108,767																																																									
幅 員	実延長(m)																																																									
2. 5m未満	804																																																									
2. 5m以上 6. 5m未満	39,379																																																									
6. 5m以上 8. 5m未満	16,042																																																									
8. 5m以上																																																										
3 市・町・管理橋梁	<table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>橋数</td><td>延長(m)</td></tr><tr><td rowspan="3">非永久橋</td><td>15m未満</td><td>22</td><td>64</td></tr><tr><td>15m以上100m未満</td><td>4</td><td>88</td></tr><tr><td>100m以上</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">永久橋</td><td>15m未満</td><td>1,031</td><td>4,078</td></tr><tr><td>15m以上100m未満</td><td>104</td><td>3,246</td></tr><tr><td>100m以上</td><td>9</td><td>1,876</td></tr></table>					区 分		橋数	延長(m)	非永久橋	15m未満	22	64	15m以上100m未満	4	88	100m以上			永久橋	15m未満	1,031	4,078	15m以上100m未満	104	3,246	100m以上	9	1,876	<table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>橋数</td><td>延長(m)</td></tr><tr><td rowspan="3">非永久橋</td><td>15m未満</td><td>1</td><td>3</td></tr><tr><td>15m以上100m未満</td><td></td><td></td></tr><tr><td>100m以上</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">永久橋</td><td>15m未満</td><td>38</td><td>160</td></tr><tr><td>15m以上100m未満</td><td>2</td><td>58</td></tr><tr><td>100m以上</td><td></td><td></td></tr></table>					区 分		橋数	延長(m)	非永久橋	15m未満	1	3	15m以上100m未満			100m以上			永久橋	15m未満	38	160	15m以上100m未満	2	58	100m以上		
区 分		橋数	延長(m)																																																							
非永久橋	15m未満	22	64																																																							
	15m以上100m未満	4	88																																																							
	100m以上																																																									
永久橋	15m未満	1,031	4,078																																																							
	15m以上100m未満	104	3,246																																																							
	100m以上	9	1,876																																																							
区 分		橋数	延長(m)																																																							
非永久橋	15m未満	1	3																																																							
	15m以上100m未満																																																									
	100m以上																																																									
永久橋	15m未満	38	160																																																							
	15m以上100m未満	2	58																																																							
	100m以上																																																									
4 認定基準	市道認定基準要綱を定めている。					認定基準は、定めていない。																																																				

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、町道の認定基準を定めていない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 庵治町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	道路維持管理等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 修繕	市道の路側・側溝・雨水桝などの道路施設や舗装・暗渠等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。
2 補修	市道上の陥没、路面のひび割れなどについて、現状での機能回復を原則として、簡易なものは現場事務所や本庁職員による原材料(常温合材、グレーチング、凍結防止剤)で対応している。また、根本的に補修を要する場合は、業者発注により実施している。 路面凍結防止剤を市内2箇所の公共の場所へ置き、地区住民において対応している。	高松市と同じ。 ※ 現場事務所はない。 ※ 路面凍結防止剤は役場に保管し、職員において対応している。
3 清掃	市内の主要幹線道路(1級・2級)について、道路路面・雨水桝・側溝・暗渠清掃・地下道ポンプ井等の清掃を業務委託、その他道路については、地元等の通報により業務委託で実施している。 また、草刈について、県管理河川堤防の道路や、山間部で人家がなく、見通しが悪く交通安全上危険な箇所は業務委託で実施している。	高松市と同じ。
4 交通安全施設修繕	交通安全施設であるカーブミラー・防護柵・道路標識・区画線・交差点案内標識・視線誘導標識等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。
5 認定道路以外の道路の維持修繕に対する補助	該当なし。	地域住民にとって、必要不可欠と認められる認定道路以外の道路(自治会道路)の整備を図るため、事業費の70%を補助している。

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
高松市では、認定道路以外の道路の維持修繕に対する補助を実施していない。

対応策
高松市の制度に統一する。 なお、これまで庵治町において対応している認定道路以外の道路の維持修繕については、土地改良事業等で対応する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	道路愛護団体	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 名称	たかまつマイロード	該当なし。 ※道路愛護団体として実施はしていないが、自主的に町内の団体が県道部分の道路清掃及び緑化活動などを実施している。
2 組織	(団体数) 19道路愛護団体 (活動) 市道周辺の自治会等の団体が、道路の清掃・緑化活動などを、地域住民と協働して道路の維持管理や美化活動を実施している。	
3 支援	たかまつマイロード実施要領に基づき、各道路愛護団体へ清掃用具を支給するとともに、清掃に伴う傷害保険への加入費用を負担している。	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	道路新設改良	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 新設改良	市の計画及び地元要望により、道路及び橋梁について計画的に実施している。	町の計画や地元要望により、道路及び橋梁について事業を実施している。
2 土地の買収単価	地元要望については4m以上は300円/㎡ 5m以上は2,000円/㎡とし、時価買収は行わない。 ただし、市の計画に基づくものはこの限りではない。	時価買収

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
土地の買収単価が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、庵治町地域における継続中の事業の土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、庵治町地域における継続中の事業の土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	急傾斜地崩壊対策事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 対象	急傾斜地の崩壊によるおそれのある集落で、移転適地がなく、かつ、工事費が至大で、土地の所有者等において崩壊防止工事を施工することが著しく困難、または不適切と認められるもので、香川県急傾斜地崩壊防止対策事業県費補助要綱の採択基準を満たすもの。	該当なし。
2 区域の指定	(指定区域数) 18地区 (指定区域面積) 20.08 ha	
3 採択基準等	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が5戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 2/3 市 1/3 地元 0	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	水防対策	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	水防法に基づいて高松市水防計画を作成し、それに準じ、洪水、高潮等による水災を警戒・防御し、被害の軽減を図り、市民の生命、財産を保持する。	水防法に基づいて庵治町水防計画を作成し、洪水又は高潮等による水害を警戒・防御し、被害を軽減するため、関係諸機関と連携し、水防に必要な体制を整えるとともに、活動方法を定め、適切な水防活動の実施を図る。
2 組織	・水防管理者 高松市長 ・本部長 助役 ・水防本部員 関係各部長、課長、係長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか	・水防本部長 庵治町長 ・水防副本部長 助役 ・水防本部員 収入役、教育長、関係各課(団)長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか
3 水防本部の活動	大雨、洪水、高潮等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。	高松市と同じ。
4 水防本部の設置時期	香川県知事より大雨、洪水、高潮、暴風の警報の通知があったとき、また大雨、洪水、高潮の注意報発令時においても明らかに被害が予想されるときに設置する。 大雨、洪水、高潮等に対する危険が解消し、かつ水防活動が完了する等した場合、本部長の判断により解散する。	高松地方気象台長より大雨に関する警報が発表されたとき、または洪水もしくは高潮等に対し、水防管理者が必要と認めたときから、危険が解消するまでの間、水防本部員を召集し、設置する。 また、水防本部員は気象状況の判断により所属課員を待機させ、水防活動体制を整える。
5 命令系統	水防計画書の水防本部の組織及び事務分掌に基づき、本部長以下関係各課が水防業務の総括処理にあたる。	水防計画書の水防本部の組織及び班編成、各班の任務に基づき、本部長以下関係各課が水防業務にあたる。
6 避難勧告等の住民への周知方法	有線放送、CATV及び広報車等で周知している。	防災行政無線及び広報車で周知している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・水防本部の設置時期等が異なる。 ・避難勧告等の住民への周知方法が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。 なお、水防計画については、庵治町地域を含めた計画の見直し等を行うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業		
分 類	管理河川		
現 況			
項 目	高 松 市		庵 治 町
1 管理河川の種類等	・普通河川 河川数 40河川 河川延長 41, 500m ・準用河川 該当なし。		・普通河川 該当なし。 ・準用河川 河川数 17河川 河川延長 10, 047m
※参考 ・普通河川 河川法の対象外である。 ・準用河川 河川法を準用する河川であり、河川法の二級河川に関する規定が準用される。			

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
管理河川の種類等が異なる。

対 応 策
庵治町の準用河川については、高松市の準用河川として引き継ぐ。

調 整 案
庵治町の準用河川については、高松市の準用河川として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業																																																																																																				
分 類	河川占用料等																																																																																																				
現 況																																																																																																					
項 目	高 松 市			庵 治 町																																																																																																	
1 対象河川	高松市が管理する河川			庵治町が管理する河川																																																																																																	
2 河川占用料等	<table><tr><th colspan="2">占用物件</th><th>単位</th><th>占用料(円)</th></tr><tr><td rowspan="3">電柱</td><td>第1種電柱</td><td rowspan="3">1本につき1年</td><td>1,000</td></tr><tr><td>第2種電柱</td><td>1,600</td></tr><tr><td>第3種電柱</td><td>2,200</td></tr><tr><td rowspan="3">電話柱</td><td>第1種電話柱</td><td rowspan="3">1本につき1年</td><td>930</td></tr><tr><td>第2種電話柱</td><td>1,500</td></tr><tr><td>第3種電話柱</td><td>2,100</td></tr><tr><td rowspan="6">地下埋設物</td><td>外径が0.1m未満</td><td rowspan="6">長さ1mにつき1年</td><td>48</td></tr><tr><td>外径が0.1m以上0.15m未満</td><td>72</td></tr><tr><td>外径が0.15m以上0.2m未満</td><td>95</td></tr><tr><td>外径が0.2m以上0.4m未満</td><td>190</td></tr><tr><td>外径が0.4m以上1m未満</td><td>480</td></tr><tr><td>外径が1m以上</td><td>950</td></tr><tr><td colspan="2">仮建設物類</td><td>占用面積1㎡につき1年</td><td>530</td></tr><tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="2">その都度市長が定める額</td></tr></table> ※徴収件数 48件(平成15年度実績)			占用物件		単位	占用料(円)	電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000	第2種電柱	1,600	第3種電柱	2,200	電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930	第2種電話柱	1,500	第3種電話柱	2,100	地下埋設物	外径が0.1m未満	長さ1mにつき1年	48	外径が0.1m以上0.15m未満	72	外径が0.15m以上0.2m未満	95	外径が0.2m以上0.4m未満	190	外径が0.4m以上1m未満	480	外径が1m以上	950	仮建設物類		占用面積1㎡につき1年	530	その他		その都度市長が定める額		<table><tr><th colspan="2">占用物件</th><th>単位</th><th>占用料(円)</th></tr><tr><td rowspan="2">宅地</td><td>汐入川及び南汐入川</td><td rowspan="2">占用面積1㎡につき1年</td><td>720</td></tr><tr><td>上記以外の準用河川</td><td>200</td></tr><tr><td colspan="2">耕作地(田・畑)</td><td></td><td>12</td></tr><tr><td colspan="2">竹木栽培</td><td></td><td>10</td></tr><tr><td colspan="2">雑種地</td><td></td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">物置場</td><td></td><td>200</td></tr><tr><td colspan="2">電柱敷</td><td>1本につき1年</td><td>680</td></tr><tr><td colspan="2">鉄塔敷</td><td>占用面積1㎡につき1年</td><td>500</td></tr><tr><td rowspan="2">管 類</td><td>外径が0.4m未満</td><td rowspan="2">長さ1mにつき1年</td><td>100</td></tr><tr><td>外径が0.4m以上</td><td>250</td></tr><tr><td colspan="2">その他工作物</td><td>占用面積1㎡につき1年</td><td>200</td></tr><tr><td rowspan="2">架空の電線その他 上空に設ける線類</td><td>単線</td><td rowspan="2">長さ1mにつき1年</td><td>10</td></tr><tr><td>複線</td><td>20</td></tr><tr><td colspan="2">土石採取料</td><td>1 m³</td><td>77</td></tr></table> ※徴収件数 13件(平成15年度実績)		占用物件		単位	占用料(円)	宅地	汐入川及び南汐入川	占用面積1㎡につき1年	720	上記以外の準用河川	200	耕作地(田・畑)			12	竹木栽培			10	雑種地			4	物置場			200	電柱敷		1本につき1年	680	鉄塔敷		占用面積1㎡につき1年	500	管 類	外径が0.4m未満	長さ1mにつき1年	100	外径が0.4m以上	250	その他工作物		占用面積1㎡につき1年	200	架空の電線その他 上空に設ける線類	単線	長さ1mにつき1年	10	複線	20	土石採取料		1 m ³	77
占用物件		単位	占用料(円)																																																																																																		
電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000																																																																																																		
	第2種電柱		1,600																																																																																																		
	第3種電柱		2,200																																																																																																		
電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930																																																																																																		
	第2種電話柱		1,500																																																																																																		
	第3種電話柱		2,100																																																																																																		
地下埋設物	外径が0.1m未満	長さ1mにつき1年	48																																																																																																		
	外径が0.1m以上0.15m未満		72																																																																																																		
	外径が0.15m以上0.2m未満		95																																																																																																		
	外径が0.2m以上0.4m未満		190																																																																																																		
	外径が0.4m以上1m未満		480																																																																																																		
	外径が1m以上		950																																																																																																		
仮建設物類		占用面積1㎡につき1年	530																																																																																																		
その他		その都度市長が定める額																																																																																																			
占用物件		単位	占用料(円)																																																																																																		
宅地	汐入川及び南汐入川	占用面積1㎡につき1年	720																																																																																																		
	上記以外の準用河川		200																																																																																																		
耕作地(田・畑)			12																																																																																																		
竹木栽培			10																																																																																																		
雑種地			4																																																																																																		
物置場			200																																																																																																		
電柱敷		1本につき1年	680																																																																																																		
鉄塔敷		占用面積1㎡につき1年	500																																																																																																		
管 類	外径が0.4m未満	長さ1mにつき1年	100																																																																																																		
	外径が0.4m以上		250																																																																																																		
その他工作物		占用面積1㎡につき1年	200																																																																																																		
架空の電線その他 上空に設ける線類	単線	長さ1mにつき1年	10																																																																																																		
	複線		20																																																																																																		
土石採取料		1 m ³	77																																																																																																		

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
河川占用料等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	漁港管理事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 管理漁港	5漁港(高松漁港・浦生漁港・西浦漁港・亀水漁港・男木漁港)を管理している。	6漁港(庵治漁港・江の浜漁港・竹居漁港・鎌野漁港・篠尾漁港・高尻漁港)を管理している。
2 管理条例	高松市漁港条例	庵治町漁港管理条例
3 維持管理経費の負担割合等	高松市 100% 漁協、地元業者 0%	庵治町 100% 漁協、地元業者0% ※漁協、地元漁業者設置の照明灯については、当該漁協、地元漁業者が維持管理経費を負担している。 ※改修については、町単独補助制度により対応している(負担割合:町70%、漁協15%、地元業者15%)。
4 漁港施設占用料	漁港施設占用料 (1)電柱、電話柱、支柱、支線等は電気通信事業法施行令による額 本柱(木柱・コンクリート柱)の使用面積1.7㎡までごとに 年額宅地 1,500円 支線または支柱1本ごとに年額宅地1,500円 (2)地下埋設物は高松市道路占用料徴収条例による占用料の額 (ア)法第32条1項第1号に掲げる工作物 第1種電柱 1,000円／本／年 第2種電柱 1,600円／本／年 第3種電柱 2,200円／本／年 第1種電話柱 930円／本／年 第2種電話柱 1,500円／本／年 第3種電話柱 2,100円／本／年 その他の柱類 72円／本／年 共架電線その他上空に設ける線類 10円／m／年 地下電線その他地下に設ける線類 5円／m／年 路上に設ける変圧器 700円／個／年 地下に設ける変圧器占用面積 480円／㎡／年 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話 1,400円／個／年	庵治町甲種漁港施設占用料 ・家屋類及びその附属地 (けい留・外かく施設)75円／㎡／月 (野積場・道路)60円／㎡／月 (その他)40円／㎡／月 ・起重機 (けい留・外かく施設)260円／㎡／月 (野積場・道路)155円／㎡／月 (その他)105円／㎡／月 ・管類埋設置 (けい留・外かく施設)160円／m／年 (野積場・道路)100円／m／年 (その他)60円／m／年 ・電柱類(電柱) (けい留・外かく施設) 1,590円／本／年 (野積場・道路)870円／本／年 (その他)680円／本／年 ・電柱類(その他の柱類) (けい留・外かく施設)1,590円／本／年 (野積場・道路)870円／本／年 (その他)680円／本／年

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
・維持管理経費の負担割合等に差異がある。 ・漁港施設占用料に差異がある。 ・高松市では、漁港施設使用料の徴収を検討中である。

対応策
庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。 ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時まで調整するものとする。 なお、漁港を取り巻く環境の変化などを踏まえながら、望ましいあり方について、漁業協同組合ともども、適切な検討を行う。

調整案
庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。 ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	漁港管理事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 漁港施設 占用料(つづき)	郵便差出箱及び信書便差出箱 600円／個／年 広告塔表示面積 4,400円／㎡／年 その他のもの 占用面積 1,400円／㎡／年 (イ)法第32条第1項第2号に掲げる物件 外径が0.1m未満のもの 48円／㎡／年 外径が0.1m以上0.15m未満のもの 72円／㎡／年 外径が0.15m以上0.2m未満のもの 95円／㎡／年 外径が0.2m以上0.4m未満のもの 190円／㎡／年 外径が0.4m以上1m未満のもの 480円／㎡／年 外径が1m以上のもの 950円／㎡／年 (ウ)法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 1,400円／㎡／年 (エ)法第32条第1項第5号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 時価に0.003を乗じて得た額／㎡／年 地下街及び地下室 階数が2のもの 時価に0.005を乗じて得た額／㎡／年 地下街及び地下室 階数が3以上のもの 時価に0.006を乗じて得た額／㎡／年 上空に設ける通路 2,900円／㎡／年 地下に設ける通路 1,500円／㎡／年 その他のもの 1,400円／㎡／年 (オ)法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの 44円／㎡／日 (カ)道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 看板一時的に設けるもの 440円／㎡／月 看板その他のもの 4,400円／㎡／年 標識 1,100円／本／年 (キ)その他上記に定める以外のもの 上記に準じてその都度市長が定める額 (3)前2号に掲げる物件以外の工作物 1,400円／㎡／年 (4)前3号に掲げるものの以外のもの 上記に準じてその都度市長が定める単位及び額	・電柱類(鉄塔) (けい留・外かく施設)1,250円／㎡／年 (野積場・道路)640円／㎡／年 (その他)500円／㎡／年 ・架空管 (けい留・外かく施設)125円／㎡／年 (野積場・道路)85円／㎡／年 (その他)55円／㎡／年 ・広告類(標識類) (けい留・外かく施設)400円／本／年 (野積場・道路)360円／本／年 (その他)320円／本／㎡ ・広告類(看板及び広告板) (けい留・外かく施設)縦1m横70cm当たり6,200円／年 (野積場・道路)縦1m横70cm当たり5,150円／年 (その他)縦1m横70cm当たり5,150円／年 ・その他工作物 (係留・外かく施設)50円／㎡／月 (野積場・道路)30円／㎡／月 (その他)20円／㎡／月

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	漁港管理事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
5 漁港施設使用料	該当なし。 ※検討中	庵治町甲種漁港施設使用料 (けい船料) ・プレジャーボート 30,000円／隻／年 （全長が6m未満のものにあつては20,000円） ・その他の船舶 40,000円／隻／年 ただし、町内に住所を有する者は半額とする。 ・漁船 免除 漁港の管理を庵治漁業協同組合に委託し、委託料として、けい船料納入分の70%を支払いしている。 平成15年度委託料 2,916,100円 (物揚場使用料) 1.85円／㎡／日(初日の使用料は無料とする) 継続使用10日を超えるものは、超過日数1日1㎡につき2.78円 (停泊料) 1けい留ごとに総トン数1トンにつき1.38円 (野積場使用料) ・舗装 5.0円／㎡／日 ・未舗装 4.0円／㎡／日

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	港湾施設占用料・使用料	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 港湾施設占用料	該当なし。 ※検討中	・家屋類及びその附属地 (けい留・外かく施設)75円／㎡／月 (野積場・道路)60円／㎡／月 (その他)40円／㎡／月 ・起重機 (けい留・外かく施設)260円／㎡／月 (野積場・道路)155円／㎡／月 (その他)105円／㎡／月 ・管類埋設置 (けい留・外かく施設)160円／m／年 (野積場・道路)100円／m／年 (その他)60円／m／年 ・電柱類(電柱) (けい留・外かく施設)1,590円／本／年 (野積場・道路)870円／本／年 (その他)680円／本／年 ・電柱類(その他の柱類) (けい留・外かく施設)1,590円／本／年 (野積場・道路)870円／本／年 (その他)680円／本／年 ・電柱類(鉄塔) (けい留・外かく施設)1,250／㎡／年 (野積場・道路)640円／㎡／年 (その他)500円／㎡／年 ・架空管 (けい留・外かく施設)125円／m／年 (野積場・道路)85円／m／年 (その他)55円／m／年

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、港湾施設占用料及び使用料の徴収を検討中である。

対 応 策
庵治町の港湾施設占用料及び使用料については、現行のとおりとする。 なお、港湾を取り巻く環境の変化などを踏まえながら、望ましいあり方について、適切な検討を行う。

調 整 案
庵治町の港湾施設占用料及び使用料については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24－14 建設関係事業	
分 類	港湾施設占用料・使用料	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 港湾施設占用料(つづき)		・広告類(標識類) (けい留・外かく施設)400円／本／年 (野積場・道路)360円／本／年 (その他)320円／本／年 ・広告類(看板及び広告板) (けい留・外かく施設)縦1m横70cm当たり6,200円／年 (野積場・道路)縦1m横70cm当たり5,150円／年 (その他)縦1m横70cm当たり5,150円／年 ・その他工作物 (けい留・外かく施設)50円／㎡／月 (野積場・道路)30円／㎡／月 (その他)20円／㎡／月
2 港湾施設使用料	該当なし。 ※検討中	・けい船料 定期船 1けい留ごとに総トン数1トンにつき0.63円 不定期船 1けい留ごとに総トン数1トンにつき1.24円 ・物揚場使用料 1.85円／㎡／日(初日の使用料は無料) 継続使用10日を超えるものは、超過日数1日 1㎡につき2.78円 ・停泊料 1けい留ごとに総トン数1トンにつき0.83円 ・野積場使用料 舗装5.0円／㎡／日 未舗装4.0円／㎡／日 擁壁5.0円／㎡／日 ・久通港の野積場使用料 物揚場使用料1.85円／㎡／日 継続使用10日を超えるものは超過日数2.78円／㎡／日 野積場使用料4.0円／㎡／日

部会名	土木
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	漁港開発審議委員会等	
	現況	
項目	高松市	庵治町
1 漁港開発審議委員会	(名称) 高松市漁港開発審議委員会 (設置根拠) 高松市漁港開発審議委員会条例 (目的) 市の管理する漁港及び周辺の利用開発と運営の円滑を期する。 ※調査審議事項 ・漁港工事の計画及び建設に関する事項 ・漁港施設の建設利用に関する事項 ・漁港周辺地帯の開発整備に関する事項 (委員数) 3名(学識経験者) (任期) 2年	該当なし。
2 振興協会	該当なし。	(名称) 庵治港振興協会 (設置根拠) 庵治港振興協会会則 (目的) 町の管理する港(漁港及び港湾)の施設を研究し、その計画並びに実現を促進して、町の発展向上を期する。 ※実施事業 ・庵治港の開発改善並びに機能拡充に関する必要事項の調査研究 ・港湾関係当局の諮問に対する答申及び当局に対する請願・陳情 ・庵治港の施設に関する財源、金融方策の研究 ・庵治港の施設運営に関する計画の実現促進 ・その他本会の目的を達成するため必要な事項 (委員数) 28名(町議会議員12名、庵治漁業協同組合長及び理事16名) (任期) それぞれの職務の任期満了まで

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
・庵治町では、漁港開発審議委員会を設置していない。 ・高松市では振興協会を設置していない。

対応策
高松市の制度に統一する。 なお、高松市漁港開発審議委員会の委員数を見直し、委員に庵治漁業協同組合長を加えるものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業																																																								
分 類	市・町営住宅																																																								
現 況																																																									
項 目	高 松 市			庵 治 町																																																					
1 住宅の種類及び戸数	市営住宅 40団地 4, 159戸 一般住宅 3, 581戸 改良住宅 572戸 LSA住宅 2戸 特公賃住宅 ー 応急簡易住宅 4戸			町営住宅 1団地 4戸 一般住宅 ー 改良住宅 ー LSA住宅 ー 特公賃住宅 4戸 応急簡易住宅 ー																																																					
2 申込み資格	住所要件なし。			住所要件なし。																																																					
3 住宅使用料	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">戸 数</th><th colspan="2">使用料(円／月)</th></tr><tr><th>最 高</th><th>最 低</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般住宅</td><td>3,581</td><td colspan="2">所得金額により異なる</td></tr><tr><td>改良住宅</td><td>572</td><td>4,500</td><td>1,900</td></tr><tr><td>LSA住宅</td><td>2</td><td>47,000</td><td>44,000</td></tr><tr><td>特公賃住宅</td><td>ー</td><td>ー</td><td>ー</td></tr><tr><td>応急簡易住宅</td><td>4</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr></tbody></table> ○一般住宅 ・公営住宅法等により定められている。 家賃＝家賃算定基礎額×市町村立地係数 ×規模係数×経過年数係数 ×利便性係数 市町村立地係数 1.1 利便性係数 0.70～0.84 ○LSA住宅 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等により定められている。 家賃＝基準値×規模係数×立法係数			種類	戸 数	使用料(円／月)		最 高	最 低	一般住宅	3,581	所得金額により異なる		改良住宅	572	4,500	1,900	LSA住宅	2	47,000	44,000	特公賃住宅	ー	ー	ー	応急簡易住宅	4	1,000	1,000	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">戸 数</th><th colspan="2">使用料(円／月)</th></tr><tr><th>最 高</th><th>最 低</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般住宅</td><td>ー</td><td colspan="2">ー</td></tr><tr><td>改良住宅</td><td>ー</td><td>ー</td><td>ー</td></tr><tr><td>LSA住宅</td><td>ー</td><td>ー</td><td>ー</td></tr><tr><td>特公賃住宅</td><td>4</td><td>62,000</td><td>50,000</td></tr><tr><td>応急簡易住宅</td><td>ー</td><td>ー</td><td>ー</td></tr></tbody></table> ○特公賃住宅 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等により定められている。 家賃＝基準値×規模係数×立法係数		種類	戸 数	使用料(円／月)		最 高	最 低	一般住宅	ー	ー		改良住宅	ー	ー	ー	LSA住宅	ー	ー	ー	特公賃住宅	4	62,000	50,000	応急簡易住宅	ー	ー	ー
種類	戸 数	使用料(円／月)																																																							
		最 高	最 低																																																						
一般住宅	3,581	所得金額により異なる																																																							
改良住宅	572	4,500	1,900																																																						
LSA住宅	2	47,000	44,000																																																						
特公賃住宅	ー	ー	ー																																																						
応急簡易住宅	4	1,000	1,000																																																						
種類	戸 数	使用料(円／月)																																																							
		最 高	最 低																																																						
一般住宅	ー	ー																																																							
改良住宅	ー	ー	ー																																																						
LSA住宅	ー	ー	ー																																																						
特公賃住宅	4	62,000	50,000																																																						
応急簡易住宅	ー	ー	ー																																																						

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・住宅の種類に差異がある。 ・駐車場使用料及び車庫証明用書類の発行手数料が異なる。 ・住宅使用料及び駐車場使用料の納期限が異なる。 ・庵治町においては、督促手数料を徴収していない。 ・庵治町においては、空家に係る共益費を負担している。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との格差が生じないように調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 庵治町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との格差が生じないように調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目		24－14 建設関係事業								
分 類		市・町営住宅								
現 況										
項 目		高 松 市				庵 治 町				
4 駐車場使用料		種類		区画数	使用料(円／月)		種類		区画数	使用料(円／月)
					最 高	最 低				
		一般住宅	520	6,000	2,000	特公賃住宅	8	2,000		
		※ 条例施行規則で団地ごとに定めている。						※ 条例施行規則で定めている。		
5 車庫証明用書類の発行手数料		350円				300円				
6 督促手数料		100円				徴収規定なし。				
7 住宅使用料及び駐車場使用料の納期限		毎月末日(末日が土・日・祝日の場合は翌日)				毎月25日(25日が土・日・祝日の場合は翌日)				
8 空家に係る共益費負担		該当なし。				2,500円/月				

部 会 名	土 木
問 題 点 ・ 課 題	
対 応 策	
調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	特定優良賃貸住宅制度	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、民間の土地所有者や住宅供給公社等による賃貸住宅の供給に対して、建設費補助その他の助成制度を創設し、中堅所得者世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を促進することで、民間賃貸住宅ストックの質的向上を図り、もって市民の住生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。	該当なし。
2 認定基準	主な要件 ① 1団地の住宅戸数が10戸以上であること。 ② 住戸面積は1団地平均で65㎡以上など、市長が定める建設基準に適合すること。 ③入居者の資格が、同居親族のいる中堅所得者であること。	
3 補助の内容	①共同施設等の整備に要する費用の2／3 ②家賃と入居者負担額との差額	

部会名	土木
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 建設関係事業	
分 類	高齢者向け優良賃貸住宅制度	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、民間の土地所有者や社会福祉法人などによる高齢者の身体機能に対応した設計・設備など高齢者に配慮した良質な賃貸住宅の供給に対し、建設費補助や家賃減額補助を行い、増大する高齢者単身や高齢者夫婦世帯等の居住の安定を図ることを目的とする。	該当なし。
2 認定基準	主な要件 ① 供給戸数が5戸以上であること。 ② 構造が耐火または準耐火であること。 ③ 住戸面積は1戸当たりの以下面積が、原則25㎡以上であること。 ④ 高齢者の身体機能に対応した設計・設備であること。 ⑤ 緊急時に対応したサービスの利用が可能なこと。	
3 補助の内容	① 建設費補助 ・ 民間の土地所有者による供給の場合 共同施設等の整備に要する費用の2／3 ・ 社会福祉法人等による供給の場合 住宅の建設費用の1／3 ② 家賃減額補助 ・ 家賃と入居者負担額との差額	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「交通関係事業について」に関する資料

交通安全運動について	92
交通安全活動について	93
交通安全資材の配布について	94
市・町民交通傷害保障について	95
放置車両等対策について	96~97
チャイルドシート助成について	98
生活バス路線維持について	99

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 15 交通関係事業			
分 類	交通安全運動			
	現		況	
項 目	高 松 市		庵 治 町	
1 活動内容	・春の交通安全運動 ・秋の交通安全運動 ・年末、年始の交通安全運動 ・高齢者の交通安全日 ・自転車の交通安全日 ・市民の交通安全日 ・交通安全対策会議 ・交通安全都市推進協議会 ・交通安全母の会連絡協議会 ・各種交通安全会議	4月 9月 12月～1月 毎月5日 毎月8日 毎月20日 2回/年 6回/年 16回/年 25回/年	・春の交通安全運動 ・秋の交通安全運動 ・年末、年始の交通安全運動 ・高齢者の交通安全日 ・自転車の交通安全日 ・県民の交通安全日 ・交通安全対策会議 ・庵治町交通安全対策協議会 ・交通安全母の会 ・各種交通安全会議	4月 9月 12月～1月 毎月5日 毎月8日 毎月20日 該当なし。 該当なし。 11回/年 該当なし。

部会名	土 木
-----	-----

問題点・課題
活動内容に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 15 交通関係事業	
分 類	交通安全活動	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 交通安全指導者研修会	・交通安全母の会指導者研修会 ・保育所、幼稚園、小学校交通安全担当者研修会 ・老人クラブ指導者研修会 ・PTA指導者研修会 ・校区(地区)交通安全母の会研修会 ・高齢者交通指導員研修会	該当なし。
2 交通安全教室の開催	・保育所 2回/年(年間延べ100回) ・幼稚園 2回/年(年間延べ88回) ・小・中学校 1回または2回/年(年間延べ66回) ・高齢者 延べ15回/年 ・母親教室 延べ 8回/年 ・地域、団体 延べ18回/年	・保育所 該当なし。 ・幼稚園 2回/年 ・小・中学校 3回/年 ・高齢者 延べ3回/年 ・母親教室 延べ2回/年 ・地域、団体 延べ2回/年
3 街頭交通指導の実施主体等	交通安全協力会・PTA・子ども会育成協議連絡会等が実施している。	年2回商工会・農協・漁協・婦人会・PTAが実施している。小学校・中学校・幼稚園の登校時に交通指導員が実施している。
4 マナーアップモデル地区事業	(指定) 毎年度3地区を指定 (目的) 全市民の模範となる交通安全活動を実践することにより、交通マナーの向上を図るとともに市民福祉の増進と交通安全都市の実現を図る。	該当なし。
5 交通指導員の活動	(活動内容等) 4名の交通指導員により、保育所等での交通安全教室(年間約300回開催)に出向き、指導を行うほか、交通安全行事等を通じ、交通安全に係る指導・教育・啓発活動を推進している。	(活動内容等) 3名の交通指導員により、児童生徒の登校時に街頭指導を行っている。交通安全教室に出向き指導を行うほか、啓発事業や町事業の際の街頭指導を行っている。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町では交通安全指導者研修会を実施していない。 ・交通安全教室の開催回数等に差異がある。 ・街頭交通指導の実施主体等に差異がある。 ・庵治町では、マナーアップモデル地区事業を実施していない。 ・交通指導員の活動内容等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、街頭交通指導の実施方法等については、庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないように合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、街頭交通指導の実施方法等については、庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないように合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 15 交通関係事業	
分 類	交通安全資材の配布	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 保育所・幼稚園・学校関係資材	目的 新入学児童に対して交通事故にあわないように交通安全用品を贈呈する。 配布物 (保育所・幼稚園) 鈴付リボン、交通安全絵本、紙芝居 (小学校) 鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いワッペン、黄色いハンカチ、交通安全絵本 (中学生) 該当なし。	目的 高松市と同じ。 配布物 (保育所・幼稚園) 鈴付リボン、こじかクラブワッペン (小学校) 鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いハンカチ (中学生) 該当なし。
2 街頭補導用資材	(目的) 児童の登校の安全確保 (配布物) 指導旗、帽子、腕章 (対象者等) 街頭補導員	(目的) 高松市と同じ。 (配布物) 指導旗、帽子、腕章 (対象者等) 商工会・農協・漁協・婦人会・PTAのボランティア

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
保育所・幼稚園・学校関係資材の配布物等に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 15 交通関係事業																																					
分 類	市・町民交通傷害保障																																					
	現 況																																					
項 目	高 松 市	庵 治 町																																				
1 名称	高松市市民交通傷害保険	庵治町交通傷害保険																																				
2 加入者の資格	市内に住所を有する者(外国人登録者を含む)	町内に住所を有する者(外国人登録者を含む)																																				
3 保険期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで (中途加入は加入の翌日から)	毎年11月1日から翌年10月31日まで (中途加入は加入受付時)																																				
4 保険料	年間1人1口 720円(2口まで加入可)	年間1人2口 1,200円																																				
5 保険請求期間	交通事故発生日から2年以内	高松市と同じ。																																				
6 保険金	死亡・後遺障害の場合 100万円 傷害を受けた場合 下記のとおり <table><tr><th>傷 害 の 程 度</th><th>保険金 (円)</th></tr><tr><td>治療期間6ヶ月以上</td><td>120,000</td></tr><tr><td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td><td>90,000</td></tr><tr><td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td><td>70,000</td></tr><tr><td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td><td>50,000</td></tr><tr><td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>30,000</td></tr><tr><td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>20,000</td></tr><tr><td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td><td>10,000</td></tr><tr><td>治療期間1日以上1週間未満</td><td>5,000</td></tr></table>	傷 害 の 程 度	保険金 (円)	治療期間6ヶ月以上	120,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000	治療期間1日以上1週間未満	5,000	死亡・後遺障害の場合 200万円 傷害を受けた場合 下記のとおり <table><tr><th>傷 害 の 程 度</th><th>保険金 (円)</th></tr><tr><td>治療期間6ヶ月以上</td><td>240,000</td></tr><tr><td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td><td>180,000</td></tr><tr><td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td><td>140,000</td></tr><tr><td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td><td>100,000</td></tr><tr><td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>60,000</td></tr><tr><td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>40,000</td></tr><tr><td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td><td>20,000</td></tr><tr><td>治療期間1日以上1週間未満</td><td>10,000</td></tr></table>	傷 害 の 程 度	保険金 (円)	治療期間6ヶ月以上	240,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000	治療期間1日以上1週間未満	10,000
傷 害 の 程 度	保険金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	120,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	5,000																																					
傷 害 の 程 度	保険金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	240,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	10,000																																					

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
保険期間等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における保険期間については、合併時までに調整するものとする。 なお、庵治町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市がその事務を引き継ぐ。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 15 交通関係事業		
分 類	放置車両等対策		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 放置自動車 対策	(内容) 放置自動車の発生を防止するとともに適正な処理 を行う。 (対象車両) 125ccを超える車両(2輪車を含む) (対象区域) 道路、公園、公営住宅、その他国又は公共団体が 設置・管理する場所	該当なし。	
2 放置自転車 対策	(内容) 公共の場所から放置自転車を排除し、歩行者等の 通行の安全と円滑を確保し、良好な都市環境を保持 する。 (放置禁止区域) JR四国高松駅地区、中央通り、美術館通り、琴電 瓦町駅地区、サンポート高松地区 (放置整理区域) JR四国栗林駅地区、琴電瓦町駅地区、琴電栗林 公園駅地区 (整理及び撤去) ・放置禁止区域、整理区域及び自転車等駐車場内 の放置自転車等の整理を行うため、定期的に警告札 等の貼り付けを行い、一定期間・期間経過後撤去作 業を実施。その他区域についても、通報等により、随 時撤去作業を実施している。 ・撤去した自転車等は、保管所に60日間保管し、そ の間所有者等の調査を行い、返還通知を行う。 ・返還時には、移送保管料として、自転車1,500円、 原動機付自転車2,500円の徴収を行う。	該当なし。	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 15 交通関係事業																												
分 類	放置車両等対策																												
現 況																													
項 目	高 松 市	庵 治 町																											
3 放置自転車 保管後の再 利用	レンタサイクルシステム (レンタサイクルポート設置場所) 瓦町地下レンタサイクルポートほか4か所 (配置台数) 740台 (料金) <table><tr><td colspan="2">区分</td><td>一般</td><td>学生等</td></tr><tr><td rowspan="2">定期利用</td><td>1か月</td><td>2,000円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>5,500円</td><td>5,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">一時利用</td><td>24時間以内</td><td colspan="2">100円</td></tr><tr><td>24時間超</td><td colspan="2">24時間までごとに100円</td></tr></table> 放置自転車の一般販売 放置自転車のうち引き取り手がなく再利用が可能な自転車を、自転車商組合が設立した高松市自転車リサイクル推進協会へ売却し、同推進協会に加盟している29の自転車店が点検・整備を行い各店舗で一般販売を行っている。 <table><tr><td>年度</td><td>販売台数</td></tr><tr><td>13</td><td>347台</td></tr><tr><td>14</td><td>670台</td></tr><tr><td>15</td><td>636台</td></tr></table>	区分		一般	学生等	定期利用	1か月	2,000円	1,800円	3か月	5,500円	5,000円	一時利用	24時間以内	100円		24時間超	24時間までごとに100円		年度	販売台数	13	347台	14	670台	15	636台	該当なし。	
区分		一般	学生等																										
定期利用	1か月	2,000円	1,800円																										
	3か月	5,500円	5,000円																										
一時利用	24時間以内	100円																											
	24時間超	24時間までごとに100円																											
年度	販売台数																												
13	347台																												
14	670台																												
15	636台																												

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 15 交通関係事業	
分 類	チャイルドシート助成	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	該当なし。	チャイルドシートの着用を推進し、自動車乗車の子どもの安全と交通事故の軽減を図る。
2 対象		庵治町内在住の6歳未満の乳幼児の保護者
3 支給数		乳幼児の人数に応じて1人につき1回限り。
4 支給額		1乳幼児につき5,000円以内助成する。

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
高松市では、チャイルドシート助成を実施していない。

対応策
庵治町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

調整案
庵治町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 15 交通関係事業																																											
分 類	生活バス路線維持																																											
現 況																																												
項 目	高 松 市		庵 治 町																																									
1 内 容	減便や廃止になっている路線バスに対し、市民の足の維持・確保のため、12の路線に対して補助している。		該当なし。																																									
2 対象路線	<table><tr><th rowspan="2">路線名</th><th colspan="2">運行系統</th></tr><tr><th>起 点</th><th>終 点</th></tr><tr><td>市民病院 ループバス</td><td>新北町</td><td>市民病院</td></tr><tr><td>ショッピング レーン ホー循環バス</td><td>高松駅</td><td>高松駅</td></tr><tr><td>弓弦羽</td><td>高松駅</td><td>弓弦羽</td></tr><tr><td>弓弦羽(宮脇)</td><td>高松駅</td><td>弓弦羽</td></tr><tr><td>弓弦羽(県体)</td><td>高松駅</td><td>弓弦羽</td></tr><tr><td>御厩</td><td>県立体育館前</td><td>県立総合プール</td></tr><tr><td>川島</td><td>高松駅</td><td>川島車庫前</td></tr><tr><td>川島(レーンボー)</td><td>高松駅</td><td>川島車庫前</td></tr><tr><td>川島(サンメッセ)</td><td>高松駅</td><td>川島車庫前</td></tr><tr><td>西植田(サンメッセ)</td><td>高松駅</td><td>西植田</td></tr><tr><td>浦生</td><td>高松駅</td><td>浦生</td></tr><tr><td>引田線(引田)</td><td>高松駅</td><td>引田</td></tr></table>			路線名	運行系統		起 点	終 点	市民病院 ループバス	新北町	市民病院	ショッピング レーン ホー循環バス	高松駅	高松駅	弓弦羽	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(県体)	高松駅	弓弦羽	御厩	県立体育館前	県立総合プール	川島	高松駅	川島車庫前	川島(レーンボー)	高松駅	川島車庫前	川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前	西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田	浦生	高松駅	浦生	引田線(引田)	高松駅	引田
路線名	運行系統																																											
	起 点	終 点																																										
市民病院 ループバス	新北町	市民病院																																										
ショッピング レーン ホー循環バス	高松駅	高松駅																																										
弓弦羽	高松駅	弓弦羽																																										
弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽																																										
弓弦羽(県体)	高松駅	弓弦羽																																										
御厩	県立体育館前	県立総合プール																																										
川島	高松駅	川島車庫前																																										
川島(レーンボー)	高松駅	川島車庫前																																										
川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前																																										
西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田																																										
浦生	高松駅	浦生																																										
引田線(引田)	高松駅	引田																																										

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

協議第36号資料

「上水道事業について」に関する資料

経営形態・会計制度等について	101
水道料金について	102
給水装置新設等負担金について	103
手数料について	104~105
浄水施設の維持管理について	106
受付・収納について	107
漏水対策について	108
水質検査について	109
参考資料	110~113

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 16 上水道事業	
分 類	経営形態、会計制度等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 経営形態	・上水道事業 ・地方公営企業法適用事業	高松市と同じ。
2 会計制度	・企業会計(複式簿記)	高松市と同じ。
3 事業認可	・「水道施設整備事業」 ・平成15年7月 事業認可 ・内容 給水区域 高松市内(一部を除く)、三木町、 国分寺町の一部 給水人口 333,200人 給水量 154,100m ³ (計画1日最大) 水源の種別等 表流水、伏流水、貯留水、 浄水受水 ・目標年次 平成29年度	・第2次拡張事業 ・昭和57年5月 事業認可 ・内容 給水区域 庵治町(一部を除く) 給水人口 8,400人 給水量 3,400m ³ (計画1日最大) 水源の種別等 浄水受水(県営水道用水) ・平成17年度 変更認可予定

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業認可が異なっている。

対 応 策
事業認可については、庵治町の事業を含めた事業認可とするため、高松市の事業認可の見直しを行う。

調 整 案
庵治町の上水道事業は、高松市の上水道事業に統合する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 16 上水道事業			
分 類	水道料金			
現 況				
項 目	高 松 市		庵 治 町	
1 料金体系 料金の比較 表 = 参考資料 参照	次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。 ただし、1円未満は切り捨てる。		次の(1)の合計額または(2)の額に100分の105を乗じて得 た額。ただし、10円未満は切り捨てる。	
	(1)基本料金(1か月につき)		(1)基本料金・超過料金(1か月につき)	
	メ-タ口径	金 額	用途	基本料金 水量 料金
	13mm	1,000円	一般用	10m ³ まで 1,400円
	20mm	2,000円	業務用	10m ³ まで 1,650円
	25mm	3,000円	季節用	50m ³ まで 8,800円
	40mm	7,600円	特殊用	2,000m ³ まで 305,200円
	50mm	16,000円	臨時用	10m ³ まで 1,800円
	75mm	34,000円		
	100mm	62,000円		
150mm	160,000円			
(2)従量料金(1か月につき)				
種 別	用途等の別	金 額 使用水量 単価(1m ³ につき)		
専用栓	一般用 メ-タ口径 13mm、 20mm	1m ³ から10m ³ まで	40円	
		11m ³ から20m ³ まで	130円	
		21m ³ から100m ³ まで	200円	
		101m ³ 以上	240円	
	一般用 メ-タ口径 25mm以上	1m ³ から20m ³ まで	130円	
		21m ³ から100m ³ まで	200円	
		101m ³ 以上	240円	
	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	65円	
		21m ³ から100m ³ まで	100円	
		101m ³ 以上	120円	
特殊用		480円		
連用栓	各戸一般用メ-タ口径13mmで均等使用したものとして算 定する。			
2 検針・調定期間	・隔月(2か月に1回)検針 ・隔月(2か月に1回)調定(請求)		・毎月(1か月に1回)検針 ・毎月(1か月に1回)調定(請求)	

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
料金体系及び検針・調定期間が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後最初の1年間はおおむね75%、2年目はおおむね50%、3年目はおおむね25%を減免するものとし、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 16 上水道事業																																					
分 類	給水装置新設等負担金																																					
現 況																																						
項 目	高 松 市	庵 治 町																																				
1 徴収対象者	給水装置の新設及びメータ口径の増加の申込者	高松市と同じ。																																				
2 負担金の額 差額表 = 参考資料参照	<table><tr><th>メータ口径</th><th>金額(1か所につき)</th></tr><tr><td>13mm</td><td>63,000円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>189,000円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>315,000円</td></tr><tr><td>40mm</td><td>819,000円</td></tr><tr><td>50mm</td><td>1,701,000円</td></tr><tr><td>75mm</td><td>4,662,000円</td></tr><tr><td>100mm</td><td>9,513,000円</td></tr><tr><td>150mm</td><td>26,271,000円</td></tr></table> メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	63,000円	20mm	189,000円	25mm	315,000円	40mm	819,000円	50mm	1,701,000円	75mm	4,662,000円	100mm	9,513,000円	150mm	26,271,000円	<table><tr><th>メータ口径</th><th>金額(1か所につき)</th></tr><tr><td>13mm</td><td>31,500円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>94,500円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>157,500円</td></tr><tr><td>30mm</td><td>220,500円</td></tr><tr><td>40mm</td><td>409,500円</td></tr><tr><td>50mm</td><td>850,500円</td></tr><tr><td>75mm</td><td>2,315,250円</td></tr><tr><td>100mm</td><td>4,725,000円</td></tr></table> メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	31,500円	20mm	94,500円	25mm	157,500円	30mm	220,500円	40mm	409,500円	50mm	850,500円	75mm	2,315,250円	100mm	4,725,000円
メータ口径	金額(1か所につき)																																					
13mm	63,000円																																					
20mm	189,000円																																					
25mm	315,000円																																					
40mm	819,000円																																					
50mm	1,701,000円																																					
75mm	4,662,000円																																					
100mm	9,513,000円																																					
150mm	26,271,000円																																					
メータ口径	金額(1か所につき)																																					
13mm	31,500円																																					
20mm	94,500円																																					
25mm	157,500円																																					
30mm	220,500円																																					
40mm	409,500円																																					
50mm	850,500円																																					
75mm	2,315,250円																																					
100mm	4,725,000円																																					
3 負担金の権利	土地に帰属する。	使用者に帰属する。																																				

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
負担金の額及び負担金の権利の帰属が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 16 上水道事業					
分 類	手数料					
	現		況			
項 目	高 松 市		庵 治 町			
1 設計審査手数料	種別	金額(1件につき)		種別	金額(1件につき)	
	新設工事	3,000円		新設工事	200円	
	改造工事	2,000円		改造工事	200円	
2 しゅん功検査手数料	種別	金額(1件につき)		種別	口径mm	金額(1件につき)
	新設工事	3,000円		25未満	500円	
				25以上	1,000円	
	改造工事	2,000円		25未満	250円	
25以上				500円		
3 穿孔手数料	(円)					
	給水管	金額(1件につき)				
	口 径	分水栓穿孔	不断水穿孔			
	20mm	6,300				
	25mm	6,300				
	40mm	10,500				
	50mm		15,855			
	75mm		17,745			
100mm		26,355				
該当なし。						

部会名	水道
-----	----

問題点・課題
・設計審査及びしゅん功検査の各手数料の額が異なっている。 ・庵治町では、指定工事店登録手数料は徴収していない。

対応策
高松市の制度に統一する。 なお、庵治町の指定工事店は、合併時に高松市の登録業者として取り扱うものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 16 上水道事業	
分 類	手数料	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 指定工事店登録手数料	1件につき、17,000円	該当なし。

部 会 名	水 道
-------	-----

問題点	課題

策	応	対

調	整	案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 16 上水道事業	
分 類	浄水施設の維持管理	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 浄水施設	浄水場 御殿、浅野、川添浄水場の3か所 配水池 5か所	配水池 4か所 ポンプ所 4か所
2 維持管理体制	・浄水場は、直営5直2交代制で24時間体制 ・浄水場の点検は、3時間ごとに施設点検、水質検査、薬品注入の調整を実施。 ・取水施設は、朝晩見回りをし、取水量の調整、ゴミの除去などを実施。	・日常点検は週1回程度行っている。 ・役場に監視システムがある。 ・夜間休日に異常があれば、役場の宿直者より水道担当者(3名)に連絡があり対応する。

部会名	水道
-----	----

問題点・課題
・庵治町の配水池等施設は、遠隔地にあることから、効率的な維持管理体制が必要である。 ・水質計器の整備が必要である。

対応策
庵治町の配水池等施設については、御殿浄水場における遠隔監視システムによる集中監視を行い、適切な維持管理を行う。

調整案
庵治町の配水池等施設については、適切な維持管理を行う。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 16 上水道事業	
分 類	受付・収納	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 受付事務	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、電話またはファックスで受付している。	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、規定の様式の書類により役場窓口で受付している。 (押印が必要)
2 収納事務	水道料金については、口座振替や金融機関及び水道窓口での直接納付により収納している。 また、コンビニ収納(夜間・休日)も実施している。	水道料金については、口座振替や金融機関及び水道窓口での直接納付により収納している。 ただし、コンビニ収納(夜間・休日)は実施していない。

部会名	水 道
-----	-----

・受付方法が異なっている。 ・水道料金等の収納方法が、一部異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 16 上水道事業	
分 類	漏水対策	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 漏水修繕待機業務	道路上及び個人敷地内で発生する漏水の修繕に、365日、24時間迅速に対応するため、局職員による宿日直体制及び上下水道工事業協同組合による修繕待機体制で対応している。	役場宿日直職員からの連絡により、水道課の職員に連絡があり、水道課担当職員が指定業者に連絡して対応している。 指定業者の待機体制はとっていない。
2 漏水調査業務	地下漏水の早期発見を行うため、市内全域を対象に、市街地区は毎年、その他周辺地区は東部、西部、南部の3地区に分け3年毎に実施している。	有収率の減少状況を見て、おおむね8割を下回ると漏水調査を実施している。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・漏水修繕待機体制が異なっている。 ・庵治町では、漏水調査業務を定期的に実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 16 上水道事業	
分 類	水質検査	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 検査体制	直営(水質管理センター)	外部委託(香川県薬剤師会)
2 定期水質検査	毎日検査:3浄水場の浄水及び県営水道用水を受水する3か所の配水池並びに18か所の給水栓で実施 毎月検査:原水及び浄水。給水栓は、6か所で毎月検査、18箇所で隔月検査を実施 毎年検査:原水及び浄水並びに6か所の給水栓は年4回、また、県営水道用水を受水する3か所の配水池は、年2回実施	毎日検査:3か所で実施 毎月検査:3か所で実施 毎年検査:3か所で実施
3 臨時水質検査	水源の水質が著しく悪化したとき。 水源に水質異常があったとき。 浄水処理工程に異常があったとき等実施	高松市と同じ。
4 工事設計書に記載すべき水質検査	水道事業認可及び変更認可を申請する場合に必要とする水質検査を実施	該当なし。
5 その他緊急時の水質検査	お客さまからの請求を受けたときの緊急時の水質検査及び水質相談	高松市と同じ。
6 情報提供	水質の安全性について、水質年報の作成や水道広報紙、ホームページ等で公表している。	住民等からの問い合わせに対し、公表している。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・水質検査体制が異なっている。 ・その他緊急時の水質検査及び情報提供の方法が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

参考資料

1 経営形態と会計処理

庵治町水道事業を高松市水道事業に統合する。会計処理についても高松市水道事業会計に統一して処理する。

2 水道料金

庵治町の水道料金は、合併時に高松市の料金に統一する。

ただし、料金統一に伴い、負担が増加するものについては、急激な負担の増加をさけるため、その増加額について、合併後3か年の段階的緩和措置を適用し、4年目に高松市の水道料金に合わせるものとする。

水道料金の比較

一般用	1か月の 使用水量 m ³	高松市 円	庵治町 円	差 額 円
メータ口径 13mmの場合	0	1,050	1,470	420
	10	1,470	1,470	0
	15	2,152	2,250	98
	20	2,835	3,040	205
	25	3,885	3,830	55
	30	4,935	4,620	315
	50	9,135	7,770	1,365
	100	19,635	15,640	3,995
メータ口径 20mmの場合	0	2,100	1,470	630
	10	2,520	1,470	1,050
	20	3,885	3,040	845
	30	5,985	4,620	1,365
	50	10,185	7,770	2,415
	74	15,225	11,550	3,675
	100	20,685	15,640	5,045

一般用	1か月の 使用水量 m ³	高松市 円	庵治町 円	差 額 円
メータ口径 25mmの場合	0	3,150	1,470	1,680
	50	12,180	7,770	4,410
	67	15,750	10,440	5,310
	100	22,680	15,640	7,040
	150	35,280	23,520	11,760
	200	47,880	31,390	16,490
	500	123,480	78,640	44,840

(注) 印は各口径別の平均使用水量を示している。

高松市の料金に統一して料金が高くなる場合とその対応

庵治町の水道使用者の87.2%を占める口径13mm一般用の場合、負担が減少する使用者は、1か月使用量0m³から9m³までと11m³から23m³までで54.4%が、その他業務用などを合わせると、全体の60.7%が減少し、負担の増減のないものの比率は2.7%となっている。

一方、口径13mm一般用の場合、1か月の使用量が24m³以上については、1m³当たりの従量料金が高松市の方が高いことから高くなり、また、口径20mm以上の大口使用者についても、基本料金や従量料金の水準が高松市の方が高いことから、全体では36.6%が高くなる。

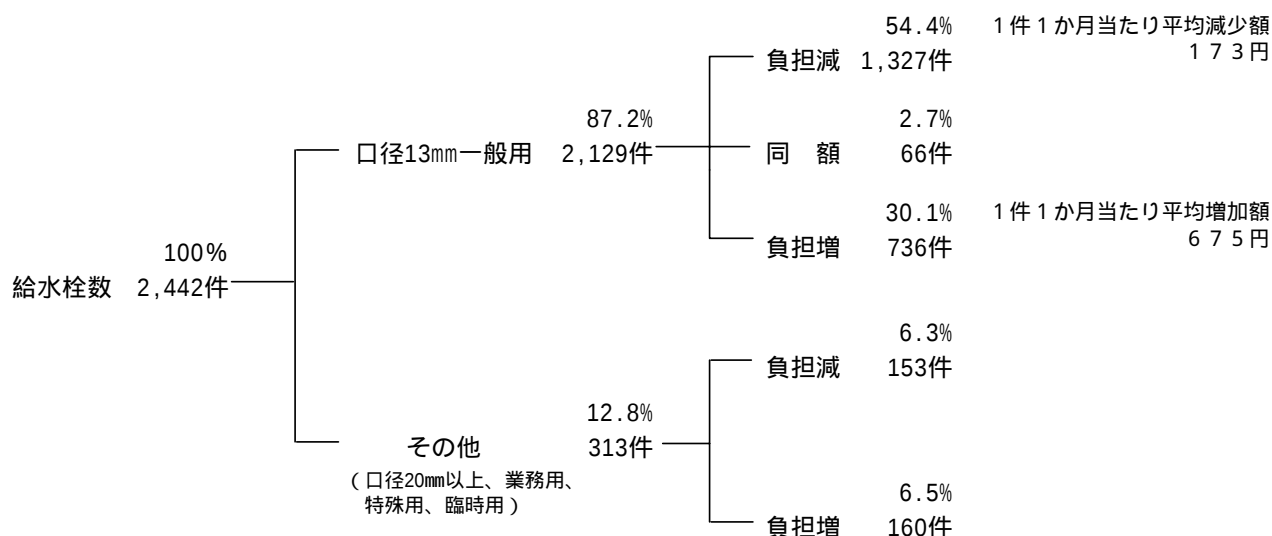
負担が増える使用者の中には、増加額の幅が大きくなるものがあることから、統一後の料金が低くなるものについては、そのまま高松市の料金を適用し、統一後の料金が高くなるものについては、合併後の3年間に段階的な緩和措置を行い、4年目に高松市の料金に統一するものとする。

緩和措置の適用方法は、水道料金の増加額について、1年目はその概ね75%を、2年目は50%を、3年目は25%を減免措置するものとする。

緩和措置を適用した場合の水道料金の推移
(4年目に高松市の料金と統一)

メータ口径13mm 一般用の場合	1か月の 使用水量 (m^3)	庵治町 の料金 (円)	合併後の料金(円)				高松市 の料金 (円)
			1年目	2年目	3年目	4年目	
	30	4,620	4,698	4,777	4,856	4,935	4,935
	50	7,770	8,111	8,452	8,793	9,135	9,135
	70	10,920	11,523	12,127	12,731	13,335	13,335
	100	15,640	16,642	17,640	18,637	19,635	19,635

庵治町給水栓数内訳



庵治町における使用実績の分布

(1か月につき)

使用区分		該当栓数	構成
	使用量		
一般用 メータ口径13mm	0 m^3 ~ 10 m^3	640	26.2%
	11 m^3 ~ 20 m^3	591	24.2%
	21 m^3 ~ 30 m^3	464	19.0%
	31 m^3 ~ 50 m^3	358	14.7%
	51 m^3 ~ 100 m^3	71	2.9%
	101 m^3 ~	5	0.2%
	小計	2,129	87.2%
一般用メータ口径20mm以上		9	0.4%
業務用		300	12.3%
特殊用		1	0.0%
臨時用		3	0.1%
合計		2,442	100.0%

庵治町の栓数の構成は、一般用メータ口径13mmが87.2%を占める。
このうち1か月に10 m^3 までの使用者が26.2%、30 m^3 までの使用者になると69.4%を占める。

料金表の比較(参考)

高松市水道料金表

次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じて得た額。
ただし、1円未満は切り捨てる。

(1)基本料金(1か月につき)

メータ口径	金 額
13mm	1,000円
20mm	2,000円
25mm	3,000円
40mm	7,600円
50mm	16,000円
75mm	34,000円
100mm	62,000円
150mm	160,000円

(2)従量料金(1か月につき)

種別	用途等の別	金 額	
		使用水量	単価 (1m ³ につき)
専用栓	一般用 メータ口径 13mm、 20mm	1m ³ から10m ³ まで	40円
		11m ³ から20m ³ まで	130円
		21m ³ から100m ³ まで	200円
		101m ³ 以上	240円
	一般用 メータ口径 25mm以上	1m ³ から20m ³ まで	130円
		21m ³ から100m ³ まで	200円
		101m ³ 以上	240円
	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	65円
		21m ³ から100m ³ まで	100円
		101m ³ 以上	120円
	特殊用		480円
連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものとして算定する。		

庵治町水道料金表

次の(1)の合計額または(2)の額に100分の105を乗じて得た額。た
だし、10円未満は切り捨てる。

(1)基本料金・超過料金(1か月につき)

用途	基本料金		超過料金(1m ³ 当たり)	
	水量	料金	水量	料金
一般用	10m ³ まで	1,400円	11m ³ ～	150円
業務用	10m ³ まで	1,650円	11m ³ ～	160円
季節用	50m ³ まで	8,800円	51m ³ ～	170円
特殊用	2,000m ³ まで	305,200円	2,001m ³ ～	150円
臨時用	10m ³ まで	1,800円	11m ³ ～	180円

(2)休止料金

一般用 500円
業務用・季節用 600円

3 負担金・手数料

高松市の負担金・手数料に統一する。

新設工事をした場合の費用は、負担金と各手数料が必要なことから、高松市に統一した場合、一般住宅で平均43,100円庵治町より高くなり、改造工事においても、3,550円負担が増える結果となるが、負担金・手数料は毎年負担するものではなく、影響は少ないと判断される。

負担金の比較

(単位：円)

メータ口径	高松市	庵治町	差 額
13mm	63,000	31,500	31,500
20mm	189,000	94,500	94,500
25mm	315,000	157,500	157,500
40mm	819,000	409,500	409,500
50mm	1,701,000	850,500	850,500

【高松市及び庵治町で給水装置の新設又は改造工事を施工した場合の費用負担例】

試算条件：ダクタイル鋳鉄管から給水管口径20mmで引込し、13mmのメータを設置した場合

試算条件：既設給水装置(25mm未満)を使用して改造工事を施工した場合

(新設工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	庵治町	差 額
負 担 金	63,000	31,500	31,500
設計審査手数料	3,000	200	2,800
しゅん功検査手数料	3,000	500	2,500
穿孔手数料	6,300	0	6,300
合 計	75,300	32,200	43,100

高松市の穿孔手数料については、自社穿孔の場合は徴収しない。

(改造工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	庵治町	差 額
設計審査手数料	2,000	200	1,800
しゅん功検査手数料	2,000	250	1,750
合 計	4,000	450	3,550

4 庵治町の水道施設の維持管理

高松市水道局で管理する。

庵治町の配水池等の施設については、効率的に管理するため、遠隔監視システムによる集中監視などで効率的対応を図る。

配水管等については、残存している石綿セメント管の早期解消を図るとともに、主要幹線配水管のバイパス管布設や市町間の相互融通管の布設、老朽施設の更新などを行い、安定給水を図る。

5 庵治町におけるお客さまサービスの向上

庵治町においては、平成12年度まで鉛管を使用しており、鉛管の使用率が高く、鉛管の取替については、下水道工事及び修繕工事時等で行っている。

今後は、高松市水道事業鉛製給水管解消基本計画に基づき、石綿管更新、下水道等工事、漏水修繕工事時等、機会あるごとに鉛管解消を図るとともに、助成制度も適用して水道水の安全性の確保に努める。

漏水修繕等について、漏水調査や修繕体制などが確立されており、緊急時の対応が充実する。

水道料金の納付について、コンビニ収納(夜間・休日)が可能となり、利便性が向上する。

水質試験等については、自己検査体制を有していることから、水源からじゃ口までの水質管理について、きめ細かなお客さま対応とともに緊急時の検査等の対応が可能となり、また、情報提供についても、水質年報や水道広報紙、インターネット等で公表することにより、安全性の向上が図れる。

自己処理水源の確保により、水の相互融通が図られ、災害時等においても安定給水を行うことができる。

県営水道用水の受水比率が100%となっていることから、自己処理水との併用により、平成18年度に予想される県営水道用水の料金値上げに対しても、水道料金への影響を少なくすることができる。

協議第45号資料

「下水道事業について」に関する資料

公 共 下 水 道 事 業 計 画 に つ い て	136
下 水 道 使 用 料 に つ い て	137
受 益 者 負 担 金 に つ い て	138
水 洗 便 所 改 造 資 金 支 援 制 度 に つ い て	139
合 併 処 理 浄 化 槽 設 置 に 対 す る 補 助 に つ い て	140
雨 水 利 用 に つ い て	141 ~ 142
排 水 設 備 設 置 助 成 に つ い て	143
(参 考 資 料) 下 水 道 使 用 料 比 較 表	144

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 17 下水道事業		
分 類	公共下水道事業計画		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 計画概要	事業名：高松市公共下水道事業 (高松市の東部処理区) [全体計画] ・都市計画決定区域 3,241.2ha(全体3,348.2ha) ・計画人口 164,230人(166,680人) [事業計画区域] ・事業計画区域 3,241.2ha ・計画人口 164,230人 事業名：高松市流域関連公共下水道事業 流域下水道名：香東川流域下水道 (高松市の西部処理区) [全体計画] ・都市計画決定区域 1,545.2ha(全体2,124ha) ・計画人口 75,770人(84,620人) [事業計画区域] ・事業計画区域 1,500.2ha ・計画人口 75,520人	事業名：庵治町特定環境保全公共下水道 [全体計画] ・計画面積 320 ha ・計画人口 5,500 人 [事業計画区域] ・事業計画区域 145.5 ha ・計画人口 4,760 人	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
庵治町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

調 整 案
庵治町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 17 下水道事業							
分 類	下水道使用料							
現 況								
項 目	高 松 市			庵 治 町				
1 使用料	単位:円			単位:円				
	種別	従量使用料		種別	基本料金			
		単位	金額		汚水量 金額			
	一般汚水	汚水排除量が8㎡まで	810	一般汚水	10㎡ まで	2,000	汚水排除量が10㎡を超え20㎡ まで(1㎡につき)	210
		汚水排除量が8㎡を超え13㎡ま で(1㎡につき)	95				汚水排除量が20㎡を超え30㎡ まで(1㎡につき)	220
		汚水排除量が13㎡を超え20㎡ まで(1㎡につき)	100				汚水排除量30㎡を越え50㎡ま で(1㎡につき)	230
		汚水排除量20㎡を越え50㎡ま で(1㎡につき)	140				汚水排除量50㎡を越え100㎡ まで(1㎡につき)	240
		汚水排除量50㎡を越え500㎡ まで(1㎡につき)	175				汚水排除量100㎡を越えるもの (1㎡につき)	250
		汚水排除量500㎡を越えるもの (1㎡につき)	205					
	湯屋業	1㎡につき	35	公衆浴場			1㎡につき	80
	平均的使用量(18㎡/月) 1,874円 平成19年度に見直しを行う。			平均的使用量(18㎡/月) 3,860円				
2 徴収方法	・隔月定例日検針 ・水道局に徴収委託 ・口座振替又は納入通知書による納付			・毎月定例日検針 ・上下水道課上水道係に徴収委託 ・口座振替又は納入通知書による納付				
3 納入期限・納入場所	(納入期限) 翌月15日 口座振替は翌月14日 (納入場所) 出納取扱金融機関、収納取扱金融機関、コンビニエンスストア			(納入期限) 翌月の末日 口座振替は翌月の末日(原則) (納入場所) 指定金融機関				

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

使用料、徴収方法及び納入期限・納入場所が異なる。

対 応 策

高松市の制度に統一する。

調 整 案

高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 17 下水道事業	
分 類	受益者負担金	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	賦課対象区域内の土地に係る受益者	高松市と同じ。
2 負担金額	対象の地積に1㎡当り150円を乗じて得た金額 (ただし、10円未満の負担金額は切り捨て)	対象の地積に1㎡当り350円を乗じて得た金額に、 1画地当たり135,000円を加えた金額(ただし、100円 未満は切り捨て)
3 徴収方法	5年間の分割払で、年2期(7・11月)の10回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。	3年間の分割払で、年3期(6・9・12月)の9回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も 可。
4 賦課時期	賦課対象区域の告示後、一括賦課	高松市と同じ。
5 報奨金制度	納期前に納付した負担金 × 1 / 300 × 納期 前月数の合計	納期前に納付した分担金 × 5 / 1000 × 納 期前月数の合計
6 減免基準	1 国または地方公共団体が公用に供し、または供 することを予定している土地 2 国または地方公共団体が、その企業の用に供し ている土地 3 国または地方公共団体が、公共の用に供するこ とを予定している土地 4 私鉄用地、学校教育法第1条・私立学校法第3条 の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会 福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶 助を受けている者の土地または使用する土地、文化 財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会 が所有し、あるいは使用している土地 5 その他市長が特に必要と認める土地	1 高松市と同じ。 2 高松市と同じ。 3 高松市と同じ。 4 学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の 学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人 ・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受け ている者の土地または使用する土地、文化財である 土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し 、あるいは使用している土地 5 その他町長が特に必要と認める土地

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
負担金額、徴収方法、報奨金制度及び減免基準に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 17 下水道事業	
分 類	水洗便所改造資金支援制度	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 内 容	(水洗便所改造資金貸付制度) 汲取り便所を水洗便所に改造または、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の貸付を行う。	(水洗便所改造資金融資あっせん等制度) 汲取り便所を水洗便所に改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の融資のあっせんを行うとともに、当該資金を融資した指定金融機関に対し、利子補給を行う。
2 貸付・融資あっせん額	・汲取り便所改造の場合 1戸につき40万円以内 ・浄化槽廃止の場合 1槽につき20万円以内	改造工事1件につき5万円以上50万円以内
3 利率	無利子	高松市と同じ。
4 償還方法	貸付を受けた翌月から1か月当たり1万円の均等分割払い	高松市と同じ。(償還月数50月以内)

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
制度の内容及び貸付・融資あっせん額に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 17 下水道事業			
分 類	合併処理浄化槽設置に対する補助			
	現		況	
項 目	高 松 市	庵 治 町		
1 合併処理浄化槽設置整備事業補助	(補助対象者)	(補助対象者)		
	専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者	専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者		
	(補助限度額)	(補助限度額)		
	5人槽	445,000円		
	6～7人槽	514,000円		
	8～10人槽	648,000円		
	11～20人槽	981,000円		
	21～30人槽	1,668,000円		
	31～50人槽	2,238,000円		
	5～10人槽について市単独の上乗せがある。			
		町長が定める地域	町長が定める地域以外	
		5人槽	354,000円	100,000円
		6～7人槽	463,000円	150,000円
		8～10人槽	824,000円	200,000円
		11人槽以上	別途協議	別途協議
		町長が将来においても生活排水処理を合併処理浄化槽で行うと定めた地域		
		(補助限度額)		
		5人槽	600,000円	
		6～7人槽	800,000円	
		8～10人槽	1,000,000円	
		11人槽以上	別途協議	
	なお、専用住宅を販売又は賃貸しようとする場合、市税を滞納している者等については、次の補助限度額となる。			
	(補助限度額)			
	5人槽	354,000円		
	6～7人槽	411,000円		
	8～10人槽	519,000円		
	11～20人槽	981,000円		
	21～30人槽	1,668,000円		
	31～50人槽	2,238,000円		

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・補助限度額に差異がある。 ・高松市では、市税滞納者等に対して、異なる補助限度額を適用している。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 17 下水道事業		
分 類	雨水利用		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 雨水貯留浸透施設整備助成	個人・法人が自己の土地に雨水浸透施設(雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ)を設置の際、その費用の一部を助成 (助成額) 雨水浸透ます 内径150ミリ以下 5,000円 / 基 150超～200以下 7,000円 / 基 200超～250以下 10,000円 / 基 250超～300以下 11,000円 / 基 300超～350以下 18,000円 / 基 350超～400以下 21,000円 / 基 400超 40,000円 / 基 雨水浸透トレンチ 内径75ミリ以下 4,000円 / m 75超～100以下 5,000円 / m 100超～150以下 6,000円 / m 150超～200以下 9,000円 / m 200超 11,000円 / m 公共下水道を使用する際、不要となった浄化槽を雨水貯留に改造する個人・法人にその費用の一部を助成 (助成額) 改造工事費用額の2/3(上限10万円)	該当なし。 	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・雨水貯留浸透施設整備助成に差異がある。 ・庵治町では、雨水流出抑制施設整備助成を行っていない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 17 下水道事業	
分 類	雨水利用	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
2 雨水流出抑制 施設整備助成	(内容) 雨水等を雑用水として利用するために貯留する施設を設置する際、その費用の一部を助成 (補助対象者) 個人・法人 (助成額) 小規模施設 雨水貯留施設購入価格の1 / 2(上限10万円) 中・大規模施設 1m ³ につき4万円(上限100万円)。ただし、有効貯留水量が25m ³ を超えるもので、雨水に排水を混入して雑排水として利用するための簡易浄化装置を設置する場合は、25m ³ を超える部分について2万円 / m ³ を加算(上限150万円)。	該当なし。

部会名	土木
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 17 下水道事業							
分 類	排水設備設置助成							
	現	況						
項 目	高 松 市	庵 治 町						
1 排水設備設置 助成	該当なし。	(内容) 全額自己負担で汲取り便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の一部を助成する。 (助成額) <table><tr><td>区分</td><td>限度額</td></tr><tr><td>供用開始後1年以内</td><td>3.5万円</td></tr><tr><td>供用開始後2年以内</td><td>2.0万円</td></tr></table>	区分	限度額	供用開始後1年以内	3.5万円	供用開始後2年以内	2.0万円
区分	限度額							
供用開始後1年以内	3.5万円							
供用開始後2年以内	2.0万円							

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
高松市では、排水設備設置費助成を実施していない。

対応策
排水設備設置助成の取扱いについては、合併時まで調整する。

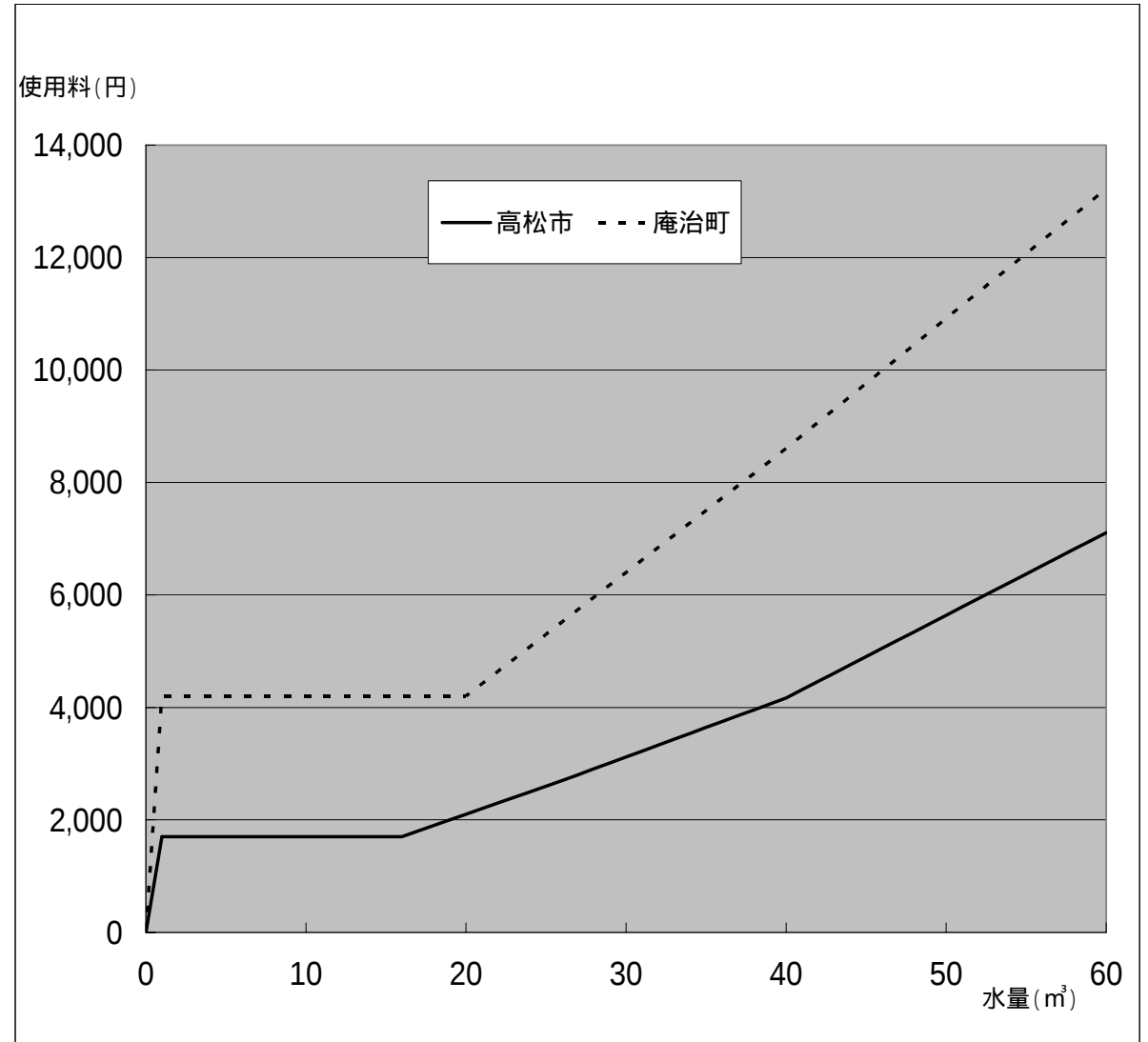
調整案
排水設備設置助成の取扱いについては、合併時まで調整する。

下水道使用料比較表

(参考資料)

2か月分、税込み、単位:円

水量(m ³)	高松市	庵治町	水量(m ³)	高松市	庵治町
1	1,701	4,200	31	3,223	6,620
2	1,701	4,200	32	3,328	6,840
3	1,701	4,200	33	3,433	7,060
4	1,701	4,200	34	3,538	7,280
5	1,701	4,200	35	3,643	7,500
6	1,701	4,200	36	3,748	7,720
7	1,701	4,200	37	3,853	7,940
8	1,701	4,200	38	3,958	8,160
9	1,701	4,200	39	4,063	8,380
10	1,701	4,200	40	4,168	8,610
11	1,701	4,200	41	4,315	8,840
12	1,701	4,200	42	4,462	9,070
13	1,701	4,200	43	4,609	9,300
14	1,701	4,200	44	4,756	9,530
15	1,701	4,200	45	4,903	9,760
16	1,701	4,200	46	5,050	9,990
17	1,800	4,200	47	5,197	10,220
18	1,900	4,200	48	5,344	10,450
19	2,000	4,200	49	5,491	10,680
20	2,100	4,200	50	5,638	10,920
21	2,199	4,420	51	5,785	11,150
22	2,299	4,640	52	5,932	11,380
23	2,399	4,860	53	6,079	11,610
24	2,499	5,080	54	6,226	11,840
25	2,598	5,300	55	6,373	12,070
26	2,698	5,520	56	6,520	12,300
27	2,803	5,740	57	6,667	12,530
28	2,908	5,960	58	6,814	12,760
29	3,013	6,180	59	6,961	12,990
30	3,118	6,400	60	7,108	13,230



「消防防災関係事業について」に関する資料

常 備 消 防 に つ い て	1 4 6 ~ 1 4 8
防 災 団 体 等 に つ い て	1 4 9
地 域 防 災 計 画 に つ い て	1 5 0
防 災 行 政 無 線 に つ い て	1 5 1

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 消防防災関係事業	
分類	常備消防	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 運営主体	高松市	讃岐地区広域消防組合 (一部事務組合)
2 組織体制	消防局 - 総務課 - 予防課 - 消防防災課 - 情報指令課 - 北消防署 - 朝日分署 - 南消防署 - 太田出張所 - 仏生山出張所 - 円座出張所 - 東消防署 - 川添出張所 - 山田出張所 - 西消防署 - 綾歌東部分署 - 国分寺出張所	消防本部 (三木町) - 総務課 - 予防課 - 警防課 - 消防署 - 東分署 (牟礼町) - 西分署 (香川町) (参考) 一部事務組合の行政機構図 <pre> graph TD 関係6町[関係6町] --- 管理者 関係6町 --- 組合議会議員 管理者 --- 副管理者 副管理者 --- 収入役 副管理者 --- 幹事 幹事 --- 消防本部 監査委員 --- 管理者 </pre>
3 消防署所	1局 4署 2分署 6出張所	1本部 1署 2分署

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
運営主体に差異がある。

対 応 策
常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

調 整 案
常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 18 消防防災関係事業		
分 類	常備消防		
	現 況		
項 目	高 松 市		庵 治 町
4 人員	消防局 総務課13人 予防課19人 消防防災課6人 情報指令課19人 北消防署69人 朝日分署32人 南消防署46人 太田出張所12人 仏生山出張所12人 円座出張所18人 東消防署38人 川添出張所12人 山田出張所18人 西消防署38人 綾歌東部分署21人 国分寺出張所12人 計 385 人		消防本部 総務課5人(県派遣1人) 予防課7人 警防課9人 消防署28人 東分署25人 西分署25人 計 99 人

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 18 消防防災関係事業									
分 類	常備消防									
現 況										
項 目	高 松 市			庵 治 町						
5 消防車両	消防局	局指令車	1	広報車	2	消防本部	火災原因調査車	1		
		調査車	1	支援車	1	(三木町)	査察車	1		
		査察車(軽)	2	積載車(軽)	1		連絡車	2		
	北消防署	指令車	1	救助工作車	1			防火号	1	
		タンク車	1	広報車	1	消防署	救助工作車	1		
		ポンプ車	1	査察車	1		指令車	1		
		梯子車	2	積載車	1		消防ポンプ自動車	2		
		化学起動車	1	電源照明車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1		
		高規格救急車	2	水槽車	1		軽四積載車	1		
		朝日分署	ポンプ車	1	高規格救急車		1		高規格救急車	2
			化学車	2	査察車		1	東分署 (牟礼町)	梯子付消防ポンプ自動車	1
	南消防署	指令車	1	梯子車	1		消防ポンプ自動車		1	
		タンク車	1	広報車	1	水槽付消防ポンプ自動車	1			
		救助工作車	1	査察車	1	軽四積載車	1			
		高規格救急車	1			広報車	1			
	太田出張所	タンク車	1				高規格救急車		1	
	仏生山出張所	ポンプ車	1			西分署 (香川町)	化学消防ポンプ車		1	
	円座出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1		消防ポンプ自動車		1	
	東消防署	指令車	1	高規格救急車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1		
		タンク車	1	広報車	1		積載車	1		
		ポンプ車	1	査察車(軽)	1		軽四積載車	1		
	川添出張所	ポンプ車	1					広報車	1	
	山田出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1			高規格救急車	1	
	西消防署	指令車	1	高規格救急車	1					
		タンク車	1	広報車	1					
		ポンプ車	1	査察車(軽)	1					
	綾歌東部分署	指令車	1	高規格救急車	1					
		ポンプ車	2	査察車(軽)	1					
	国分寺出張所	ポンプ車	1							

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 18 消防防災関係事業	
分 類	防災団体等	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 防火団体等	・高松地区防火安全協会(会員数585事業所) ・高松市幼少年婦人防火委員会 ・高松市幼年・消防消防クラブ連絡協議会 ・高松市幼年消防クラブ(保育園幼稚園20クラブ) ・高松市少年消防クラブ(小学校15クラブ) ・高松市婦人防火クラブ連絡協議会 ・高松市婦人防火クラブ(28クラブ)	・庵治幼稚園幼年消防クラブ(幼稚園1クラブ)
2 自主防災組織	(組織数) 326(組織率25.5%) (結成自治会) 407自治会(世帯数35,839) (支援) 高松市防災資機材助成要綱に基づき防災資機材 を購入して配布している。	庵治町自主防災組織 (結成自治会) 自治会 23自治会 (組織率100%) (支援) 防災資機材貸与 ・三脚付ハロゲン投光器 ・発電機 ・コードリール ・拡声器 ・誘導灯 ・携帯用無線機(トランシーバー)

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
防火団体及び自主防災組織に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 18 消防防災関係事業	
分 類	地域防災計画	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 名称	高松市地域防災計画	庵治町地域防災計画
2 策定年度	昭和39年 (平成8年度に震災対策編を作成している。)	昭和42年 (平成9年度に震災対策編を作成している。)
3 目的	市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に係る災害予防、災害応急対策、および災害復旧に関し、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護する。	庵治町における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災対策を統合的かつ計画的に推進することを目的とする。
4 計画の内容	○ 一般対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧・復興計画 5 財政金融措置 ○ 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画 ○ 資料編	○ 一般対策編 1 総則 2 防災機関の業務の大綱 3 災害予防計画 4 災害応急対策計画 5 災害復旧計画 ○ 震災対策編 1 総則 2 災害予防編 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地域防災計画に差異がある。

対 応 策
地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに庵治町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 18 消防防災関係事業		
分 類	防災行政無線		
現 況			
項 目	高 松 市		庵 治 町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行うことを目的として、設置している。		庵治町の災害時における通信連絡及び日常行政事務に関する広報活動を円滑に行い、行政の推進、生活文化の向上、人命保護、災害の防止等住民の福祉に資するため、設置している。
2 施設	【移動系無線】 施設整備年度 平成2年度 基地局 高松市役所 本庁舎内 移動局数 49局 車載携帯型 25局 集落可搬型 22局 携帯型 2局 周波数MHz 466.7625MHz		【移動系無線】 施設整備年度 昭和53年度 基地局 庵治町役場本庁舎内 移動局数 23局 車載携帯型 14局 集落可搬型 - 携帯型 9局 周波数MHz 151.47MHz
	【同報系無線】 該当なし。 (整備について、検討中。)		【同報系無線】 施設整備年度 平成4年度 基地局 庵治町役場本庁舎内 屋外拡声子局数 17局 戸別受信機設置数 280戸 周波数 69.75MHz
3 戸別受信機	該当なし。		設置資格 町内住民 経費負担 全額住民負担 平成9～10年度自治会に対し設置事業費として、1基5,000円を超える額を補助した。
移動系無線 車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。 同報系無線 市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の個別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。			

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・無線施設及び周波数が異なる。 ・両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。 ・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。

対 応 策
・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市において施設の更新を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・両市町の各無線施設の接続方法については、合併時まで調整する。

調 整 案
庵治町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。

「学校教育事業について」に関する資料

公立学校管理業務について	115
遠距離通学者等に対する助成について	116
学校給食について	117
奨学制度等の支援制度について	118
保護者負担軽減対策について	119~121
学校教育指導について	122
公立幼稚園について	123
入学記念製作について	124
不登校対策（適応指導教室）について	125

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 19 学校教育事業		
分 類	公立学校管理業務		
現 況			
項 目	高 松 市		庵 治 町
1 幼稚園	(施設数) 18 園 (学級数) 70 学級 (園児数) 1,991 人	(施設数) 1 園 (学級数) 5 学級 (園児数) 101 人	
2 小学校	(施設数) 41 校 1 分校 (学級数) 普通 579 学級 特殊 91 学級 (児童数) 普通 18,242 人 特殊 217 人	(施設数) 2 校 (学級数) 普通 13 学級 特殊 1 学級 (児童数) 普通 299 人 特殊 1 人	
3 中学校	(施設数) 18 校 (学級数) 普通 245 学級 特殊 40 学級 (生徒数) 普通 8,630 人 特殊 70 人	(施設数) 1 校 (学級数) 普通 6 学級 特殊 1 学級 (生徒数) 普通 145 人 特殊 2 人	
4 高等学校	(施設数) 1 校 (学級数) 普通科 24 学級 音楽科 3 学級 補習科 1 学級 (生徒数) 普通科 960 人 音楽科 94 人 補習科 37 人	該当なし。	

部会名	教 育
-----	-----

問題点・課題

対応策

調 整 案
庵治町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 19 学校教育事業	
分 類	遠距離通学者等に対する助成等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 小学校児童通学等援助	該当なし。	高尻、篠尾、鎌野、笹尾、竹居、江の浜地区に住 所を有する4・5歳児、1・2年生のため、スクールバス (2台)を運行している。 乗車が可能な場合には、3～6年生の児童の希望 者も利用を許可している。
2 中学校生徒通学援助	(内容) 城内中学校に通学する女木地区の生徒に対して、 女木・高松間の船の定期代金を補助している。 【平成15年度補助者数】 4人	該当なし。

部会名	教 育
-----	-----

問題点・課題
・高松市では、小学校児童通学等援助(スクールバスの運行)を実施していない。 ・庵治町では、中学校生徒通学援助を実施していない。

対応策
庵治町で実施しているスクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぐ。

調整案
庵治町で実施しているスクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 19 学校教育事業	
分 類	学校給食	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 調理方法	単独調理場22ヶ所、共同調理場17ヶ所において、市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。 共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。	庵治学校給食給食センターにおいて、小・中学校各1校、幼稚園の給食調理をしている。
2 給食費	(小学校) 低学年 1食210円 中学年 1食225円 高学年 1食240円 (中学校) 1食260円 (幼稚園) 該当なし。 (財)高松市学校給食会が設置している給食費検討委員会(小中学校長、保護者代表等で構成)において給食費を検討している。	(小学校) 1食230円 (中学校) 1食260円 (幼稚園) ・3歳児(肝油・おやつ代を含む) 1食259円(週2回) ・4・5歳児(副食費は122円) 1食235円(週3回/うち1回米飯) 学校給食センター運営委員会(所長・副所長・園長・栄養士・給食担当職員・保護者代表)において給食費を検討している。
3 献立作成方法	担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。 なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。 (献立委員会) (開催回数) 1回/月 (委員構成) 学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員	学校栄養職員が献立原案を作成し、学校給食献立委員会に諮り、献立が決定する。 (献立委員会) (開催回数) 1回/月 (委員構成) 教育長、小・中学校長、小・中学校PTA代表、小・中・幼給食担当教諭
4 給食材料購入方法	決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。 なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。	決定した献立に基づいて、学校給食センターにおいて購入する。
5 幼稚園給食	該当なし。	学校給食センターにおいて、調理している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・調理方法、給食費、献立作成方法及び給食材料購入方法に差異がある。 ・高松市では、幼稚園給食を実施していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の学校給食及び幼稚園給食については、庵治学校給食センターにおいて実施するものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の学校給食及び幼稚園給食については、庵治学校給食センターにおいて実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目		24 - 19 学校教育事業	
分 類		奨学制度等の支援制度	
		現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 奨学制度	(奨学金支給制度) 支給対象 高松市に住所を有し、成績優秀かつ向学心の盛んな生徒で、家庭の経済的理由のため高等学校への進学が困難な者 支給金額 9,000 円 / 月 (高等学校等入学準備金貸付制度) 貸付対象 高松市に住所を有し、高等学校等に入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者 貸付限度額(無利子) 国・公立学校 100,000円以内 私立学校 150,000円以内 返還方法 6ヶ月据え置きの後、25ヶ月以内の割賦弁済	該当なし。	
2 要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業	(学用品費、通学品費等) 国の基準で支給している。 (学校給食費) 実費を支給している。 (修学旅行費) 実費を支給している。 (市単独分) 算数セット及び英和辞典等の新入学児童生徒学用品費(限度額あり)や集団宿泊学習費を支給している。	(学用品費、通学品費等) 高松市と同じ。 (学校給食費) 高松市と同じ。 (修学旅行費) 高松市と同じ。 (町単独分) 支給していない。	
3 特殊教育児童・生徒就学奨励事業	学用品費、通学用品費等、要保護及び準要保護児童生徒就学奨励費の半額を支給。 ただし、通学費については実費を支給している。	学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費は半額を支給。 修学旅行費、新入学生徒学用品等は、国の基準で支給している。	

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町では、奨学制度がない。 ・要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業について、庵治町では町単独分を支給していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 19 学校教育事業						
分 類	保護者負担軽減対策						
現 況							
項 目	高 松 市			庵 治 町			
1 就園奨励費補助	(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円以下の世帯 (支給額)			(対象) 3～5歳児の保護者に対し、保育料を減免 (支給額)			
	授業料等減免措置階層区分		減免限度額(円) (1人当たり年額)				
	市立幼稚園	市民税所得割額非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000	町立幼稚園	町民税所得割額非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子以降 64,000	
		私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)		第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000	私立幼稚園	該当なし。 庵治町では私立幼稚園がない。
			市民税所得割額非課税世帯		第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000		
	市民税所得割額8,800円以下		第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000				
	園	市民税所得割額8,801円以上102,100円以下	第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000				
	2 私立幼稚園就園費補助	(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円を超える世帯 (補助額) 年額27,600円(途中入園の場合は月割となる。)			該当なし。 庵治町では、私立幼稚園がない。		

部会名	教育
-----	----

問題点・課題
・庵治町では、第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度及び大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度を実施していない。 ・児童生徒副読本支給の費用負担等、中学校新人・総合体育大会補助及び学校行事等参加補助に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における ・小学校の学校行事等及び町合唱コンクール参加補助については、現行のとおりとする。 ・中学校新人・総合体育大会及び香川県音楽発表会参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における小学校の学校行事等及び町合唱コンクール参加補助については、現行のとおりとする。 中学校新人・総合体育大会及び香川県音楽発表会参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 19 学校教育事業	
分 類	保護者負担軽減対策	
況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
3 第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度	(対象) 同一保護者が、現に養育している3人以上の児童のうち、その出生の順番が第3位以降であり、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者 (補助額) 市民税の課税額により、6の階層に分け、就園奨励費の限度額を超えない金額	該当なし。
4 児童生徒副読本支給	(費用負担) 高松市が負担 (内容) ・小学校1～6年生「わたしたちの体育」、「道徳(なかよし・ともに生きる・わたしのいく道)」 ・小学校3～4年生に「高松の今と昔」 ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」	(費用負担) 保護者が負担 (内容) ・小学校1～6年生「わたしたちの体育」、「道徳(なかよし・ともに生きる・わたしのいく道)」 ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」
5 大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度	金融機関から教育資金の融資を受けた保護者の経済的な負担を軽減するために、融資を受けた入学資金に係る約定利子(利子の年間支払額)のうち年利1%相当額(限度額2万円)を一定期間利子補給する。	該当なし。

部会名	教 育
問題点・課題	
対応策	
調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目		24 - 19 学校教育事業	
分 類		保護者負担軽減対策	
況			
項 目		高 松 市	庵 治 町
6 中学校新人・総合体育大会参加補助		(補助内容) 高松市中学校体育部に対し、大会に参加する生徒輸送費の保護者負担の軽減を図るため、補助金を交付している。補助金は、参加生徒輸送費支給基準により、一部補助している。 (高松市中学校新人体育大会) 輸送費の一部を補助 (香川県中学校新人体育大会) 補助なし (高松市中学校総合体育大会) 輸送費の一部を補助 (香川県中学校総合体育大会) 補助なし (四国中学校総合体育大会) 交通費の全額を補助 (全国中学校総合体育大会) 交通費の全額を補助	(補助内容) 生徒輸送費等の保護者負担の軽減を図るため補助等を行っている。 (木田郡中学校新人体育大会) 輸送費を負担 (香川県中学校新人体育大会) 輸送費を負担 (木田郡中学校総合体育大会) 輸送費を負担 (香川県中学校総合体育大会) 補助なし (四国中学校総合体育大会) 交通費・宿泊費の全額を補助 (全国中学校総合体育大会) 交通費・宿泊費の全額を補助
7 学校行事等参加補助		(小学校) 男木、女木小学校児童が体験学習の際に利用する船賃を支給。また、菅沢分校の児童が学校行事等で本校を往復する際のタクシー代を負担している。 (中学校) 男木中学校生徒が体験学習の際に利用する船賃を支給。中学校部活動の大会参加に要する経費は、保護者負担している。	(小学校) ・第二小学校児童にへき地体験学習のための補助金を支給している。 ・学校行事等に参加するために、船・タクシー代を負担している。 (中学校) ・町合唱コンクール参加補助 ・香川県音楽発表会参加補助 輸送費・ホール借上げ料を負担

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 19 学校教育事業	
分 類	学校教育指導	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 教育用パソコン整備状況	国の基準どおり、小中学校ともにパソコン教室は児童生徒1人1台を達成し、校内LAN関係では普通教室2台特別教室6台の整備を実施済み。	中学校のパソコン教室は、1人1台を達成。小学校のパソコン教室は、22台配置。 校内LAN関係は、国の目標をもとに平成17年度に整備予定。
2 英語指導助手派遣	(配置状況) 市招致英語指導助手 5名を9中学校に配置 県招致英語指導助手 6名を9中学校に配置 (派遣回数) 小学校 要請により、派遣 中学校 3週間に約2回 幼稚園 該当なし。	(配置状況) 町招致英語指導助手 1名を中学校に配置 (派遣回数) 小学校 毎週水曜日 第二小学校へは第二水曜のみ 中学校 ほぼ毎時間、英語の授業に参加 幼稚園 毎週火曜日 午前中
3 常勤講師配置	(小学校) 3名 (中学校) 2名	(小学校) 該当なし。 (中学校) 1名(英語講師)

部会名	教 育
-----	-----

問題点・課題
英語指導助手の配置状況及び派遣回数に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における ・英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・中学校の常勤講師配置については、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。 中学校の常勤講師配置については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 19 学校教育事業	
分 類	公立幼稚園	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 幼稚園授業料の金額	月額 5,900円	月額 5,500円
2 幼稚園授業料の納付方法等	幼稚園が保護者より、その月の10日までに口座振替で徴収。保護者より徴収した授業料をまとめて幼稚園が高松市に納入。	町が保護者より、毎月20日頃に口座振替で徴収。
3 幼稚園園児募集	園児募集要項を定め、広報、ホームページの掲載と各園に通知する。入園手続きは各園で実施する。募集定員を超えて応募の場合は、抽選会を実施し、入園者を決定する。	町広報誌により募集する。入園手続きは各園で実施する。現在は、希望する全員が入園できている。
4 定員	(3歳児) 1クラス35人まで、25人を超えれば常勤講師を配置する。 (4歳児) 1クラス35人 (5歳児) 1クラス35人	(3歳児) 1クラス20人 (4歳児) 1クラス30人 (5歳児) 1クラス30人

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・幼稚園授業料、授業料の納付方法等及び園児募集方法に差異がある。 ・定員に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における ・幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、4年度目において高松市の授業料と同額となるよう段階的に調整するものとする。 ・幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する なお、学級定員の取扱いについては、合併時に在園中の者が卒園するまでは、現行のとおりで継続するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における 幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の授業料と同額となるよう段階的に調整するものとする。 幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 19 学校教育事業	
分 類	入学記念製作	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 小学校入学記念児童作品製作	該当なし。	平成4年度から、新1年生が下絵を描いた石板(2.5m×1.2m×0.18m程度)に色付け、石彫したモニュメントを、町内の「やすらぎの道」へ設置している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、小学校入学記念児童作品製作を実施していない。

対 応 策
庵治町の小学校入学記念児童作品製作については、現行のとおり実施する。

調 整 案
庵治町の小学校入学記念児童作品製作については、現行のとおり実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 19 学校教育事業	
分 類	不登校対策(適応指導教室)事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 不登校対策 (適応指導教室) 事業	高松市が適応指導教室「虹の部屋」を設置し、不登校の児童・生徒の相談・指導等の不登校対策を実施している。	該当なし。 必要に応じて学校内の相談室等において対応している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町は、適応指導教室を設置していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「社会教育事業について」に関する資料

生涯学習基本計画について	153
子ども読書活動推進計画について	154
子どもの健全育成について	155~156
留守家庭児童会事業について	157
子ども会活動の促進について	158
P T A 活動の促進について	159
成人式について	160
青年活動の推進について	161
家庭教育等の推進について	162
成人教育の推進について	163
公民館について	164~166
高松市生涯学習センターについて	167
少年育成センター事業について	168
スポーツ団体育成事業について	169~170
スポーツイベント等振興事業について	171
各種スポーツイベント事業について	172
体育指導委員について	173
学校体育施設開放推進事業について	174~175
体育施設管理運営について	176~178

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	生涯学習基本計画	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 生涯学習基本計画	(概要等) 市民の学習意欲が高まる中、平成7年6月に策定した「高松市生涯学習基本計画」に基づき、総合的な学習環境の整備を行ってきたが、社会情勢の変化に的確に対応した計画とするため、平成15年8月に新たに「新高松市生涯学習基本計画(いきいき高松まなびプラン)」を策定し、生涯学習の推進を図るための施策事業の進行管理を行っている。 (計画期間) 平成15年度～平成19年度 (目標) 豊かな人間性と学びの輪を育てる生涯学習都市・高松 (基本方針) ・生涯にわたる学習機会の充実 ・生涯学習における人づくり ・生涯学習における情報化 ・学びの場の充実と活用 ・生涯学習推進体制の強化	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、生涯学習基本計画が策定されていない。

対 応 策
合併後において、庵治町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	子ども読書活動推進計画	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 子ども読書活動推進計画	(概要等) 子どもの読書離れが指摘される中、子どもたちの読書活動を推進するため、「高松市子ども読書活動推進委員会」を設置するとともに、「高松市子ども読書活動推進計画」を策定し、関係施策事業の総合的かつ効果的な推進を図る。 (計画期間) 平成16年度～平成20年度 (基本方針) 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取り組みの推進 社会的気運を醸成するための啓発・広報活動の推進 (重点プロジェクト) ブックスタート ブックリストの作成 ボランティアの養成 一斉読書活動の推進 学校図書館図書の整備 学校図書館情報システムの構築・活用 学校図書館指導員の配置 子ども読書まつり	(概要等) 子どものたちの読書活動を推進するため、「庵治町子ども読書活動推進計画」を策定し、総合的かつ効果的な施策の実施を図る。 (計画期間) 平成15年度～(終期は定めていない。) (基本方針) 高松市と同じ。 (重点プロジェクト) 高松市と同じ。 該当なし。 該当なし。 高松市と同じ。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 学校図書館及び町民会館図書室の整備 蔵書情報の整備 町民会館図書室内の子ども読書室の整備

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
計画の内容に差異がある。

対 応 策
合併後において、庵治町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	子どもの健全育成	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 子ども農園	子どもが土に親しみ農作物を育てる喜びと勤労の尊さを体験することにより、健康で情操豊かな子どもの成長を図るため、子ども農園開設に対し、補助している。 (補助基準) 年額50円 / m ²	該当なし。
1 子ども外国語教室	子どもが外国語や外国の文化に親しむため、地区公民館において講座を開設している。 ・1教室 小学生20人程度 ・1講座6回 2公民館	該当なし。
3 少年教育指導者派遣事業	学校週5日制に対応し、地域と子どもの結びつきを深めるため、研修会などに、専門的な指導・助言を行う指導員を派遣している。	該当なし。
4 共催事業	【子ども会・指導者講習会】 子ども会・育成会の指導者の知識・技能の習得を図るため講習会を実施している。	子どもの健やかな成長を図るため、教育委員会、青少年健全育成町民会議、PTA協議会などが協力しあって、地域ぐるみで子どもを育てる活動を行っている。 ・小学生通学合宿 ・キッズクラブ ・家族ふれあい祭り大会 ・家族手打ちうどん教室 ・子ども天体観測 ・3世代ふれあい交流大会 ・親子クリーン作戦 ・柔道錬成大会 など

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町では、子ども農園、子ども外国語講座及び少年教育指導者派遣事業を実施していない。 ・共催事業に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域で実施している共催事業については、地域の自主活動事業とする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域で実施している共催事業については、地域の自主活動事業とする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	子どもの健全育成	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 共催事業 (つづき)	【新春子どもフェスティバル】 親子の人間関係や友達との友情を育て、健康で明るい子どもの成長と子ども会活動の発展を図るため実施している。 ・開催時期 毎年2月の第1日曜日 ・開催場所 中央公園など ・主な内容 すもう大会、ドッジボール大会、かるた大会など 【フットベースボール大会】 子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を培うため、校区対抗子ども会フットベースボール大会を実施している。 ・開催時期 毎年8月中旬 ・開催場所 西部運動センター	

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	留守家庭児童会事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 留守家庭児童会事業	・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。 (対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 29教室 (定員) 各教室 40人 (開設時間等) 平日 放課後～午後6時 長期休業期間等 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校内専用施設 (保護者負担) 月額5,000円 (運営方法) 管理は教育委員会で直営、運営は児童会ごとに運営委員会を置き、その運営に当たる。 ・放課後児童クラブで、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びおよび生活の場を与えてその健全な育成を図っている。(川島放課後児童クラブ) (対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 1ヵ所 (定員) 50人 (開設時間等) 平日 放課後～午後6時 土曜日 午前8時30分～午後6時 長期休業中 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校敷地外の市有地 (利用者負担金) 月～金の利用者 月額5,000円 月～土の利用者 月額7,000円 (運営方法) 管理・運営を地元団体に委託	・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。 (内容) 高松市と同じ。 (対象) 高松市と同じ。 (開設数) 1教室 (定員) 30人 (開設時間等) 8月を除く 平日:午後1時～午後5時30分(4月～9月) :午後1時～午後5時(10月～3月) (開設場所) 小学校内専用施設 (保護者負担) 無料 (運営方法) 教育委員会が管理運営

部 会 名	健康福祉・教育
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
保護者負担、利用日及び利用時間が異なる。

対 応 策
・庵治町の留守家庭児童会は、高松市の留守家庭児童会として引き継ぐ。 ・利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ・保護者負担については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度から3年度目に高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。

調 整 案
庵治町の放課後留守家庭児童会は、高松市の放課後留守家庭児童会として引き継ぐ。 庵治町の放課後留守家庭児童会の利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。 ただし、保護者負担については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目に高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	子ども会活動の促進	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 内 容	子ども会活動の充実と子どもの健全育成を図るため、団体に対して、補助金を交付している。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	・高松市子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 653子ども会 子ども会員数 14,953人 平成16年度実績 1,993千円 ・高松市校区子ども会育成連絡協議会 校区子ども会数 41子ども会 平成16年度実績 963千円	・庵治町こども会育成連絡協議会 単位子ども会数 20子ども会 子ども会員数 292人 平成16年度実績 150千円 該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・補助対象団体等に差異がある。 ・庵治町では、校区子ども会がない

対 応 策
・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・庵治町子ども会育成連絡協議会については、高松市子ども会育成連絡協議会への統合を促す。 ・庵治町地域において、校区子ども会の設立を促すとともに、設立後、高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促す。 ・庵治町地域の子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	PTA活動の促進	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 内 容	PTA活動の推進・発展及び学校・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。	PTA活動の推進・発展及び幼稚園・学校・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。
2 補助対象団体	高松市PTA連絡協議会 ・校区数 62校 小学校(市立41 国立1 直島1) 中学校(市立18 国立1 直島1) (ただし、男木は小中学校で1校) ・会員数 30,499人 平成16年度実績 2,000千円 高松市立幼稚園PTA連絡協議会 ・園数 18園 ・会員数 2,182人 平成16年度実績 100千円	庵治町PTA協議会 ・校区数 4校 幼稚園(町立1) 小学校(町立2) 中学校(町立1) ・会員数 550人 平成16年度実績 30千円

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助対象団体に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 庵治町PTA協議会については、高松市PTA連絡協議会及び高松市立幼稚園PTA連絡協議会への統合を促す。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	成人式	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 実施日	毎年 成人の日	毎年 成人の日
2 場所	高松市文化芸術ホール	庵治町役場大会議室
3 対象者	4/2～翌年4/1までに生まれた人 市外に転出している人については、電話申込みにより参加ができる。 平成15年度対象者数 市内在住者 3,751人 市外在住者 341人 計 4,092人	4/2～翌年4/1までに生まれた人 市外に転出している人については、申込みにより参加ができる。 平成15年度対象者数 町内在住者 78人 町外在住者 16人 計 94人
4 内容	記念式典を実施している。	高松市と同じ。
5 主催等	(主 催) 高松市・高松市教育委員会 (企画・運営) 成人式運営スタッフ(公募)	(主 催) 庵治町 (企画・運営) 庵治町教育委員会 成人者代表
6 記念イベント	成人の日の趣旨を啓発するために、新成人自らが、または、新成人を祝い励ますために市民が、イベント案を企画・提案・実施している。	記念イベントは特に実施していない。 受付、司会は成人者の代表者が行っている。
7 記念品等	対象者全員に記念パンフレットを送付している。	出席者に記念品を配付している。 冊子(マナー事典等)、紅白まんじゅう、記念写真

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
記念イベント、記念品等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業		
分 類	青年活動の推進		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 青年団体の育成事業	市内の青年相互の連携や青年活動の振興に努めている高松市青年連絡協議会に対し、運営補助をしている。 平成16年度実績 225千円	該当なし。	
2 青年活動指導員派遣	市内の青年等を対象に指導員を派遣し、仲間づくりや青年活動の活性化を図るとともに、青年団体の指導者として活躍できる人材を育成している。	該当なし。	
3 青年寺子屋事業	青年自らが企画・運営して小学生たちと一緒に、学校や家庭から離れて行う体験学習や異年齢層との世代交流を通じて、集団の中で楽しみながら人と触れ合う機会を創出するとともに、青年の資質向上・社会参加を促進している。	該当なし。	
4 知的障害者青年教室	知的障害のある青年が、集団活動を通じて、仲間との連帯の輪を広め、人と触れ合う喜びを築いていくとともに、社会人としての知識・技能の習得を図る場として開設している。 ・開設教室数 1教室	該当なし。	

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	家庭教育等の推進	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 家庭教育学級	家庭における子どもの教育上の諸問題等について学習する場として家庭教育学級を開設している。 ・市立小学校、幼稚園家庭教育学級 59学級 ・市民グループ家庭教育学級 12学級	高松市と同じ。 ・親子体操教室 年8回開催 ・小学校中学校家庭教育学級 年各1回開催
2 家庭教育セミナー	家庭教育の充実を図るため、子どもの発達段階に応じた講座を開設している。 ・3コース	該当なし。
3 父親のための家庭教育出前講座	父親等を対象に、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、講座を開設している。 ・10講座	庵治小学校で、保護者の父親等を対象に子育てへの参加を促す講演会を開催している。 ・年1回開催
4 就学時健診等を活用した子育て講座	就学時健診等を活用して、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者向けに講演・指導を行っている。 ・対象 市立小学校 41校(年1回開催)	高松市と同じ。 ・対象 庵治小学校 (年1回開催)
5 思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	学校説明会や保護者会等の機会を活用して、思春期の子どもを持つ保護者を対象に講座を開設する。 ・対象 市立中学校 18校(年2回開催)	高松市と同じ。 ・対象 庵治中学校 (年2回開催)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、家庭教育セミナーを実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	成人教育の推進	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 高齢者教室	市内の地区老人クラブ等の申請により、地区公民館等で開設している。 ・41教室	教育委員会主催で、「あじさい大学」を町民会館で開催している。 ・1教室(年9回開催)
2 女性教室	地区婦人会等や市民グループの申請により、地区公民館等で開設している。 ・地区女性教室 39教室 ・市民グループ女性教室 8教室	教育委員会主催で、「レディースクラス」を町民会館で開催している。 ・1教室(年9回開催)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施内容等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目		24 - 20 社会教育事業									
分 類		公民館									
現 況											
項 目		高 松 市									
1 施設の概要		地区公民館 41館									
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造		公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造		
1	二番丁	663.19	450.87	RC2F	22	前田	1,913.86	450.75	RC2F		
2	四番丁	428.28	450.66	RC2F	23	川添	1,515.05	671.30	RC2F		
3	亀阜	348.23	450.54	RC2F	24	林	1,143.32	450.64	RC2F		
4	栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25	三谷	1,426.01	450.20	RC2F		
5	花園	350.00	503.00	RC3F	26	仏生山	1,470.85	650.97	RC2F		
6	松島	1,159.05	672.11	RC2F	27	一宮	1,904.00	650.77	RC1F		
7	築地	333.73	450.38	RC2F	28	多肥	1,490.74	450.68	RC2F		
8	新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29	川岡	1,218.69	450.23	RC2F		
9	日新	251.23	502.20	RC3F	30	円座	1,403.76	450.63	RC2F		
10	鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31	檀紙	2,336.00	450.17	RC2F		
11	太田	1,516.30	450.79	RC2F	32	弦打	2,024.59	673.48	RC2F		
12	太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33	鬼無	1,524.67	450.51	RC2F		
13	太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34	香西	1,132.55	650.61	RC2F		
14	木太	1,697.70	450.71	RC2F	35	下笠居	843.16	522.20	RC2F		
15	木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36	女木	712.56	400.92	SALC2F		
16	木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37	男木	327.30	400.66	SALC2F		
17	古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38	川島	1,852.81	650.80	RC2F		
18	古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39	十河	1,251.97	400.86	RC2F		
19	屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40	東植田	1,048.00	400.00	RC2F		
20	屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41	西植田	1,395.58	400.27	RC2F		
21	屋島東	2,650.37	420.76	RC2F							
RC：鉄筋コンクリート SALC：鉄骨造軽量気泡コンクリートパネル張											
管理公民館		管理公民館									
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造							
1	鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F							
		該当なし。									

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
公民館の開館日、開館時間等に差異がある

対 応 策
庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

調 整 案
庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	公民館	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
2 開館時間等	・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日は午後5時まで) ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで	・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日及び月曜日に当たる国民の祝日に関する法律に規定する祝日については午後5時まで) ・休館日 月曜日(その日が祝日法に規定する祝日に当たるときは、その翌日) 月曜日を除く国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで
3 公民館事業	・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、人権学習・家庭教育・ボランティア学習等の現代的課題や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 地域住民の自主的な学習活動として、同好会活動が行われている ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各地区公民館のホールや会議室を貸出している。	・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、趣味や教養を高める文化講座や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 高松市と同じ。 ・貸館 地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、町民会館のホールや会議室を貸出している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業				
分類	公民館				
現 況					
項 目	高 松 市			庵 治 町	
4 使用料	・公民館使用料			・庵治町公民館使用料	
	使用時間	午前9時から	午後から	午後5時から	
	区分	正午まで	午後5時まで	午後10時まで	
	小会議室 (40㎡未満)	220円	250円	370円	
	中会議室 (40㎡以上150㎡未満)	430円	500円	760円	
	大ホール (150㎡以上)	870円	1,010円	1,520円	
	調理実習室	650円	760円	1,140円	
	冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額			
	公民館活動や同好会活動など、地域住民の教育、学術、文化の増進に資すると認められる場合は、使用料を減免している。				
	町民会館使用料				
	区 分	午前・午後		夜 間	
		通常額	減免額	通常額	減免額
	1階 小会議室	600円	200円	800円	200円
	1階 和室	1,100円	350円	1,700円	550円
	2階 大会議室	1,300円	400円	1,700円	550円
2階 会議室	1,100円	350円	1,500円	450円	
2階 講座室	1,100円	350円	1,500円	450円	
2階 視聴覚室	1,100円	350円	1,500円	450円	
2階 調理室	1,100円	1,100円	1,500円	1,500円	
2階 茶室	1,100円	350円	1,500円	450円	
冷暖房を使用する場合は、1時間につき大会議室と和室については1,000円、その他については200円加算する。					
減額団体については午前、午後、夜間それぞれ1回につき1時間の料金を加算する。					

部会名	教育
-----	----

問題点・課題

--

対応策

--

調整案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業																																
分 類	高松市生涯学習センター																																
現 況																																	
項 目	高 松 市	庵 治 町																															
1 概要	(所在地) 高松市片原町11番地1(むうぶ片原町ビル内) (延床面積) 3,186.24㎡ (構造) 鉄骨鉄筋コンクリート造13階建ての1階から4階までの各階の一部 (施設) <table><tr><td>施設名</td><td>面積</td><td>定員</td></tr><tr><td>多目的ホール</td><td>301㎡</td><td>220人</td></tr><tr><td>大研修室</td><td>224㎡</td><td>90人</td></tr><tr><td>小研修室</td><td>84㎡</td><td>42人</td></tr><tr><td>和室</td><td>18畳</td><td>24人</td></tr><tr><td>OA実習室</td><td>91㎡</td><td>20人</td></tr><tr><td>実習室</td><td>90㎡</td><td>32人</td></tr><tr><td>音楽室</td><td>90㎡</td><td>16人</td></tr><tr><td>視聴覚室</td><td>84㎡</td><td>42人</td></tr><tr><td>市民ギャラリー</td><td>66㎡</td><td>—</td></tr></table>	施設名	面積	定員	多目的ホール	301㎡	220人	大研修室	224㎡	90人	小研修室	84㎡	42人	和室	18畳	24人	OA実習室	91㎡	20人	実習室	90㎡	32人	音楽室	90㎡	16人	視聴覚室	84㎡	42人	市民ギャラリー	66㎡	—	該当なし。	
施設名	面積	定員																															
多目的ホール	301㎡	220人																															
大研修室	224㎡	90人																															
小研修室	84㎡	42人																															
和室	18畳	24人																															
OA実習室	91㎡	20人																															
実習室	90㎡	32人																															
音楽室	90㎡	16人																															
視聴覚室	84㎡	42人																															
市民ギャラリー	66㎡	—																															
2 事業概要	高松市生涯学習カレッジ 高松市生涯学習推進事業 指導者・ボランティア養成事業																																
3 生涯学習情報システム	市民の学習活動を支援するため、人材・イベント・施設情報等の各種学習情報の提供、施設予約管理及び事業管理等の各種機能を持つ生涯学習情報システムを運営している。																																

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	少年育成センター事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 実施主体	高松市が運営	庵治町が運営
2 事業内容	(巡視・補導業務) 問題行動や非行防止のための巡視補導を行う。 (相談業務) 青少年の多様な悩みに相談対応する。 (地区住民会議サポート) 地域住民の健全育成活動を支援するため、高松市青少年健全育成市民会議に対して補助金を交付している。 なお、各校区ごとの青少年健全育成連絡協議会に対しては、高松市青少年健全育成市民会議から、活動費を助成している。 (その他) 環境浄化・広報啓発・研修等を行う。	(巡視・補導業務) 高松市と同じ。 (相談業務) 高松市と同じ。 (地区住民会議サポート) 地域住民の健全育成活動を支援するため、庵治町青少年健全育成町民会議へ補助金を交付している。 (その他) 高松市と同じ。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町青少年健全育成町民会議については、高松市青少年育成市民会議への統合を促す。 なお、活動支援方法等については、庵治町の地域活動の実情を考慮する中で、適切に対応するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	スポーツ団体育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 体育協会	(名 称) 高松市体育協会 (加盟団体) 27 団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、スポーツ教室・講座の開催を奨励し、高松市における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 2,700千円 競技団体補助金 @50千円×27団体=1,350千円 選手育成補助金 1,350千円	(名 称) 庵治町体育協会 (加盟団体) 9 団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、講習会の開催を奨励し、庵治町における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 1,200千円
2 地区体育協会	(名称) 高松市地区体育協会 (地区数) 市内 37地区 (活動内容) 地区で行うスポーツ大会・教室・講座を奨励し、住民の健康・体力づくりの増進や、地域における生涯スポーツの振興を図っている。 (補助金) 6,100千円 地区体協補助金 @150千円×37団体=5,550千円 連絡協議会補助金 1,350千円	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・体育協会及びスポーツ少年団への補助に差異がある。 ・庵治町では、地区体育協会がない。 ・スポーツ少年団の登録料等に差異がある。 ・高松市スポーツ少年団では、日没後の練習を認めていない。

対 応 策
・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・庵治町体育協会については、高松市体育協会への統合を促す。 ・庵治町地域において、地区体育協会の組織化を促すものとする。 ・庵治町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。 ・庵治町地域のスポーツ少年団の新規登録窓口については、現行のとおりとする。 ・庵治町地域のスポーツ少年団の練習時間帯については、指導者確保の観点から、日没後も認めることとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年から4年度目において高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	スポーツ団体育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
3 高松市体力 づくり市民会議	(名称) 高松市体力づくり市民会議 (加盟団体) 16団体 (活動内容) いつでもどこでもできる生涯スポーツ を推進。有酸素運動の提唱、実践。 (補助金) 構成団体補助金 160千円 @ 10千円×16団体 = 160千円	(名称) 庵治町体力づくり推進協議会 (加盟団体) 庵治町体育指導委員、庵治町 教育委員会事務局職員 (活動内容) 町民の体力づくり運動を推進。 (補助金) 補助金 150千円
4 スポーツ少年団	(名称) 高松市スポーツ少年団 (登録数) 157 団体 (人数) 3,627 人 (登録料) 指導者1,500円(国700円、県300円、市500円) 団員 700円(国300円、県200円、市200円) (受付窓口) 高松市市民スポーツ課 (専門委員会) 軟式野球・剣道・バレーボール・サッカー・ソフト ボール・バドミントン・その他種目〔7専門委員会〕 (活動内容) 種目別交流大会の開催や、スポーツ少年団認定 員養成講習会、巡回指導者講習会を開催している 他、中高生の団員によるリーダー会活動等を行っ ている。 (練習時間帯) 日没まで (補助金) 矢島町・高松市スポーツ少年団交流 事業補助金 100千円 各スポーツ少年団が交互に訪問、 受け入れを行う事業に対する補助 (負担金) スポーツ少年団認定員養成講習会 事業負担金 61千円	(名称) 庵治町スポーツ少年団 (登録数) 4団体 (人数) 147人 (登録料) 指導者 1,000円(国700円、県300円) 団員 500円(国300円、県200円) (受付窓口) 庵治町教育委員会事務局 (専門委員会) なし (活動内容) 軟式野球、バレーボール、柔道、剣道の4種目の 団体が活動している他、国や県の研修会や交流大 会への参加をしている。 (練習時間帯) 特に定めていない (補助金) 400千円 (負担金) なし

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	スポーツイベント等振興事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 市・町民スポーツ大会	(名称) 高松市民スポーツフェスティバル (開催時期) 9月～10月 (内容) ・小学校区対抗競技大会(校区别) リレー競技 ゲートボール競技 ボウリング競技 卓球競技 バレーボール競技 ソフトボール競技 バドミントン競技 インディアカ競技 ・屋島一周クオーターマラソン 広域都市圏(周辺10町)オープン競技 ・スポーツ・レクリエーション大会「トリムの祭典」 フリー参加型スポーツイベント (運営) 高松市民スポーツフェスティバル実行委員会 概要 企画、運営、広報、参加促進、関係機関及び 団体との連絡調整等 (主管団体) 高松市体育協会 高松市地区体育協会 体力づくり市民会議 高松市体育指導委員連絡協議会	(名称) 庵治町民運動会 (開催時期) 5月(連休後) (内容) ・自治会対抗リレー競技 ・レクリエーション競技等 (運営) 庵治町職員で運営 (主催) 庵治町 (経緯・現状) 平成8年までは、毎年実施していたが、隔 年で行うことが決定。 平成10年実施後、町の節目の年に行うこ とに決定。 平成13年に町制30周年記念として実 施。以降実施されていない。
2 地区運動会	(名称) 町民運動会、地区運動会、校区運動会等 地区ごとに名称が異なる。 (37地区体育協会) (開催時期) 春または秋に開催 (内容) 地区ごとに決定する。 (運営) 各地区体育協会主催 各地区体育協会と小学校との共催	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・市・町民スポーツ大会の内容等に差異がある。 ・庵治町では、地区運動会を開催していない

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町の町民運動会は、高松市の地区運動会として取り扱うものとし、補助については、庵治町地域のスポーツ振興を図る観点から、適切に対応する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	各種スポーツイベント事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 主催、共催事業	・高校選抜ソフトテニス大会 ・健脚大会(琴平・塩江) ・仏生山スポーツフェスタ ・都市対抗源平駅伝競走大会 ・市民遠泳大会 ・地区対抗ドッジボール大会	・町長杯軟式野球大会 ・町長杯バレーボール大会 ・壮年ソフトボール大会 ・自治会対抗バレーボール大会 ・早朝軟式野球大会 ・健脚大会(塩江) ・都市対抗源平駅伝競走大会
2 後援事業	・市民早朝野球大会 ・水戸、高松親善都市交歓野球大会 ・彦根、高松姉妹城都市交歓少年野球大会 ・高松、松江市都市間交流事業バレーボール大会 ・矢島町、高松市スポーツ少年団交流	・柔道練成大会
3 その他 (補助金支出のみ)	・サンドヒル高松グラウンドゴルフ大会 ・西日本中央連携軸スポーツ大会 (家庭婦人バレーボール・ジュニアサッカー) ・市民ハイキング	・ファミリーマラソンinAji ・国体出場者激励事業 ・こどもマリンスポーツ交流事業

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・両市町で、類似のイベントがある。 ・庵治町のスポーツイベントについては、参加対象や実施場所が庵治町地域に限られるものがある。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・両市町の類似イベントについては、統合する。 ・庵治町のスポーツイベントについては、庵治町の地区体育協会の自主運営とする。 - ただし、ファミリーマラソンinAjiについては、高松市民スポーツフェスティバルの中で現行のとおり継続し、こどもマリンスポーツ交流事業についても現行のとおり継続するものとする。

調 整 案
- 高松市の制度に統一する。 - ただし、ファミリーマラソンinAji及びこどもマリンスポーツ交流事業については、現行のとおり継続する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	体育指導委員	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 構成	(委員) 学識経験を有する者と、41小学校区から推薦された男女各1名(定員 95名以内:) 2名×41校区+学識9名=91名 (任期) 2年 (平成16年4月1日～平成18年3月31日)	(委員) スポーツに関心と理解を持ち、職務を積極的に果たす者の中から教育委員会が委嘱する者 10名 (任期) 2年 高松市と同じ。
2 活動内容	(定例会) 毎月1回(第3木曜日) (研修会) 年2～3回開催 (主管、協力事業等) 年数回の全市的行事に参加 ・高松市民スポーツフェスティバル総合開会式 (運営) ・トリムの祭典(ニュースポーツの紹介) ・健脚大会(琴平、塩江)、都市対抗源平駅伝競走大会(立哨)	(定例会) 毎月1回(第2木曜日) (研修会) 国、県、讃岐地区(木田・香川郡)の研修会に参加。 (主管、協力事業等) ・早朝軟式野球大会、町長杯軟式野球大会、ナイターハイキング、ファミリーマラソン運営 ・讃岐地区(木田・香川郡)スポーツフェスティバル運営
3 報酬	6,600円/人 × 出席回数	年額34,000円/人 (上半期、下半期の2期に分けて支出)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
体育指導委員の構成、活動内容及び報酬に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の委員については、庵治第二小学校区を庵治小学校区に含め、男女1名ずつとする。 ・委員定数については、合併時までに見直しを行うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	学校体育施設開放推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 開放施設(学校)の種類	・小学校 体育館41、運動場41(夜間照明設置37) ・中学校 体育館5、運動場6(夜間照明設置6、内1校は小学校の代替) ・高等学校 運動場1(夜間照明設置1、内1校は小学校の代替)	・小学校 体育館2、運動場2(夜間照明一部設置) ・中学校 体育館1、運動場1(夜間照明一部設置)、プール1(夜間照明設置) プールについては、夏季休業中のみ開放している。
2 管理運営方法	小学校については、校区住民による自主管理運営方式(各校区毎に学校体育施設開放運営委員会を設置)とし、中学校については、市教育委員会直属の指定校方式として、二段構えで管理運営を行っている。	教育委員会が管理運営を行っている。
3 使用の申請方法	小学校の体育施設については、学校体育施設開放運営委員会(自主運営)に申込書申請、中学校の体育施設については、高松市立中学校体育施設利用登録申請書を教育委員会に提出し、システムにより予約申込を行っている。	社会体育施設の利用者を構成員として、体育施設開放委員会を設置し、利用予約の調整及び施設利用の諸問題について協議している。原則、使用申込みは、利用日の月の前月1日からとなっているが、開放委員会での予約は前月の第1週目の練習日までの申請を有効としている。申し込みは、教育委員会事務局または町民会館で行う。
4 補助金	中学校の体育施設開放事業に関しては、補助金制度はない。 小学校の体育施設開放事業に関しては、各校区の学校体育施設開放運営委員会に年額270千円の補助金を支出している。	該当なし。
5 管理謝金	小学校体育施設開放事業については、各校区の学校体育施設開放運営委員会が学校体育施設開放事業費の中から支出している。 中学校体育施設開放事業費は、市教育委員会が固定給と歩合給を合算して計算し、毎月支給している。 中学校の体育施設管理人1人平均 月 42千円	該当なし。

部会名	教 育
-----	-----

問題点・課題
・管理運営方法、使用の申請方法、使用料及び開放時間等に差異がある。 ・庵治町では、夏季休業中、中学校のプールを開放している。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治中学校の運動場は、小学校の代替施設として使用し、体育館は一般開放する。 ・庵治町地域の開放学校施設及び開放時間については、現行のとおりとする。 ただし、中学校のプール開放については、合併年度は現行のとおりとする。 ・小学校に学校体育施設開放運営委員会を設置し、自主運営方法で管理運営を行う。

調整案
高松市の制度に統一する。 庵治町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業		
分 類	学校体育施設開放推進事業		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
6 使用料	小学校 無料 中学校 電気代相当分として、体育館(半面800円、 全面1,600円)、運動場2,000円～4,000円	小・中学校とも 体育館 1回 200円、運動場 1H 150円	
7 開放時間	小学校 平日 19時～21時 土曜日 13時～21時 日・祝日 9時～21時 中学校(夜間開放のみ) 19時～21時	小学校運動場 平日 17時～日没 土・日・祝 9時～日没 " 体育館 平日 17時～22時 土曜日 9時～22時 日・祝 9時～17時 中学校運動場 20時～22時 " 体育館 平日・土 20時～22時 日・祝 9時～17時	

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	体育施設管理運営	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 体育館	・総合体育館(アリーナ面積 4,474.24㎡) 利用時間:8:30～22:00 使用料:10,160円～777,530円(第1競技場) ・亀水運動センター(体育館アリーナ面積 768㎡) 利用時間:9:00～21:00 使用料:2,790円～264,130円 ・西部運動センター(体育館アリーナ面積 1,484㎡) 利用時間:9:00～21:00 使用料:6,100円～437,920円	・庵治町体育センター(アリーナ面積1,519.06㎡) 利用時間 9:00～22:00 使用料 1時間当たり 200円 庵治町体育協会及び体育協会登録チームに 対して、使用料の3割を減免している。
2 競技場	・ヨット競技場 艇庫7棟(ディンギー58艇) 艇置場(ディンギー229艇、クルーザー72艇) クレーン4.8トン	該当なし。
3 庭球場	・朝日町庭球場 砂入人工芝コート5面、夜間照明施設 利用時間:8:30～21:00 使用料:1時間 一般340円、学生230円 夜間照明使用料 1面当たり110円 ・亀岡庭球場 クレーコート4面 ・仏生山運動場庭球場 クレーコート2面 ・亀水運動センター庭球場 砂入人工芝コート8面	・庵治町深間テニスコート ハードコート3面 利用時間:6:00～22:00 使用料 1面 1時間当たり 500円 照明料 1面 1時間当たり 500円

部会名	教育
-----	----

問題点・課題
・管理運営方法、使用の申請方法、利用時間及び使用料等に差異がある。 ・庵治町では、中学校の部活動、スポーツ少年団、体育協会等が体育施設を使用する場合、減免措置をしている。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 ・減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとす。

調整案
- 高松市の制度に統一する。 - 庵治町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 - 減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとす。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	体育施設管理運営	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 グラウンド	・南部運動場 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) ・亀水運動センター グラウンド(野球場)両翼85m 中堅112m ・西部運動センター 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) 利用時間:9:00～17:00(6～8月は19:00まで) 使用料:1時間 1,270円～1,520円	・庵治町民グラウンド 野球1面、ソフトボール2面 両翼80m、中堅110m 利用時間 6:00～22:00 使用料 1時間: 町内1,000円～3,100円 / 町外2,100円～6,300円 町及び教育委員会使用の場合は、全額 免除。また、体育協会主催大会の場合は、 使用料の2割を減免している。
5 プール	・市民プール 流水、少年プール 1,022m 水深1m 収容人員680人 幼児プール 256.26㎡ 水深0.3m 収容人員250人 ・福岡町プール 温水プール(25m×6コース) 補助プール、採暖プール ・亀水運動センタープール 2.5m×8 コース 3施設とも、身体障害者及びその介護者がプール を個人使用する場合は、無料	・庵治中学校プール(25m×6コース) 庵治中学校プール開放事業として、夏季休業中(7 月20日頃から8月20日頃)午後5時から午後8時まで 中学校プールを町民に開放している。 入場料 1人200円(高校生以下は無料)
6 武道場	・高松市総合体育館武道場 第1武道場 447.06㎡ 第2武道場 483.59㎡ 利用時間:8:30～22:00 使用時間:3,040円～13,710円	・庵治町武道館(町民会館3階) 剣道場 1面 武道場 1面(80畳～150畳) 利用時間:9:00～22:00 使用料:1,100円～3,700円 スポーツ少年団、中学校の部活動を中心に利用され ており、スポーツ少年団・部活動は無料である。

部会名	教育
-----	----

問題点・課題

--

対応策

--

調整案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 20 社会教育事業	
分 類	体育施設管理運営	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
7 ゲートボール場	・仏生山運動場 屋外ゲートボール場1面 利用時間:午前8時30分～午後5時 (6月～8月は午後7時まで) 使用料:無料	・庵治町ゲートボール場 屋外ゲートボール場2面 利用時間:日の出～原則として日没 使用料:無料 付属施設:工作工房室,休憩所,倉庫(トイレ含む) その他:民有地859㎡借用 借地料 年間150,000円 (施設管理) 町老人クラブ連合会
8 管理運営	(財)高松市スポーツ振興事業団	庵治町教育委員会事務局

部会名	教育
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

「文化振興事業について」に関する資料

指 定 文 化 財 に つ い て	179
埋 蔵 文 化 財 調 査 事 業 に つ い て	180
文 化 財 学 習 事 業 に つ い て	181
文 化 奨 励 賞 に つ い て	182
文 化 祭 開 催 事 業 に つ い て	183
文 化 芸 術 活 動 推 進 事 業 に つ い て	184
文 化 団 体 の 育 成 ・ 支 援 事 業 に つ い て	185
歴 史 資 料 館 運 営 事 業 に つ い て	186~188
歴 史 資 料 整 備 事 業 に つ い て	189
文 化 教 育 等 普 及 事 業 に つ い て	190
図 書 館 運 営 事 業 に つ い て	191
図 書 館 事 業 に つ い て	192
文 化 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	193~194
菊 池 寛 記 念 館 運 営 事 業 に つ い て	195
文 化 芸 術 ホ ー ル 運 営 事 業 に つ い て	196~197
地 域 振 興 館 (仮 称) 整 備 事 業 に つ い て	198
美 術 館 運 営 事 業 に つ い て	199~200
美 術 館 施 設 使 用 料 等 に つ い て	201
美 術 館 協 議 会 等 に つ い て	202

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	指定文化財	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 文化財審議会	・名 称 高松市文化財保護審議会 ・委員数 8人(定数:10人以内) ・報 酬 6,600円 ・任 期 2年(平成18年5月31日まで)	・名 称 庵治町文化財保護審議会 ・委員数 9人(定数:10人以内) ・報 酬 8,500円 ・任 期 2年(平成18年3月31日まで)
2 現況	高松市指定文化財 34件(平成16年4月1日現在) ・有形文化財 19件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 1件 ・史跡 9件 ・天然記念物 4件	庵治町指定文化財 11件(平成16年4月1日現在) ・有形文化財 6件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 4件 ・史跡 該当なし。 ・天然記念物 該当なし。
3 文化財保存等事業補助	文化財の保存・管理等のための事業に対して、予算の範囲内で補助。 23団体 8,471千円(平成15年度実績)	高松市と同じ。 3団体 150千円(平成15年度実績)
4 文化財の指定	文化財指定申請を受けて調査し、高松市文化財保護審議会に諮問。 審議会の答申を受け、教育委員会に上程し指定。	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・文化財保護審議会の委員数及び報酬等に差異がある。 ・文化財保存等事業補助の補助金額に差異がある。

対 応 策
・庵治町文化財保護審議会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。 ・庵治町指定文化財については、高松市の文化財として引き継ぐこととするが、指定に当たっては庵治町の意向を十分に尊重する中で、高松市文化財保護審議会に諮るものとする。 ・文化財保存等事業に係る補助金については、これまでの補助状況や現在の活動状況等を個別に検討の上、決定するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	埋蔵文化財調査事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 埋蔵文化財調査	(試掘調査) 公共事業・民間開発事業を問わず、周知の埋蔵文化財包蔵地並びにその隣接地で土木工事が行われようとしているときは、文化財専門職員により事前に試掘調査を行っている。 (発掘調査) 試掘調査で埋蔵文化財の包蔵が確認された土地については、工事に先立ち文化財専門職員により発掘調査を実施し記録保存を行っている。	該当なし。
2 出土品整理・保管	発掘調査で出土した土器等遺物は、市内円座町にある整理事務所で復元及び図面どりの後、パソコンにデータを取込み、同所にある収蔵倉庫で保管している。	過去の発掘調査により出土した土器等遺物は、町教育委員会事務局で保管しているが、パソコンによるデータ管理は行っていない。
3 埋蔵文化財包蔵地	昭和52年の「全国遺跡地図香川県」を元に、市内一円の分布調査等の成果も加えて包蔵地台帳と地図を作成している。 (現在の包蔵地数は約860ヶ所、年間300件余の包蔵地照会に対応)	包蔵地台帳、地図とも整備していないが、一覧表にして整理している。
4 埋蔵文化財不時発見対応	土木工事中等に土器等遺物や遺構が発見された時は、文化財保護法第57条の5の規定に基づき文化庁長官への届出を行っている。 (年間1件程度)	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・出土品の整理・保管方法に差異がある。 ・庵治町では、埋蔵文化財包蔵地の台帳及び地図が整備されていない。

対 応 策
・庵治町で所有している出土品については高松市に引き継ぐものとする。 ・出土品のデータ管理方法が異なっていることから、全市的に統一したデータ管理ができるよう、早急に庵治町地域の出土品のデータ化を進める。 ・庵治町区域を含めた埋蔵文化財包蔵地の台帳及び地図を、合併時まで作成するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	文化財学習事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 学習会等開催	【ふるさと探訪】 ・市内に住所を有する市民を対象 ・ほぼ月1回(日曜日の午前中)開催 ・市内及び近郊の史跡を訪ねる。 【親子文化財教室】 ・親子ペアで土器づくりなどを体験 ・年2回開催 【知って貰おう高松講座】 ・転入者等を対象として、高松の文化財等を紹介 ・年2回開催	【ふるさとカルタ探訪ラリー】 ・町民を対象 ・H14年度まで開催(H15・16年度は休止) ・町内の歴史や伝承、文化財を題材として作成したふるさとカルタ(H12年3月作成)に掲載された場所に一定期間スタンプを設置し、スタンプラリーを行う。スタンプが一定数以上そろった人に対し、ホットピアン(町営公衆浴場)の入浴券を配布。
2 埋蔵文化財展	「市内の埋蔵文化財展」を、毎年8月に1週間市庁舎1階市民ホールで開催	該当なし。
3 埋蔵文化財出前講座	(内容) 発掘調査の成果などをテーマに、文化財専門職員が市内の公民館等へ要請に基づいて出向き、講演 (開催時期) 希望により随時開催	該当なし。

部会名	文化
-----	----

問題点・課題
・学習会等の内容に差異がある。 ・庵治町では、埋蔵文化財展及び埋蔵文化財出前講座を実施していない。

対応策
庵治町の「ふるさとカルタ探訪ラリー」は、高松市の「ふるさと探訪」事業に組み込むものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	文化奨励賞	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 名称	高松市文化奨励賞	該当なし。
2 内容	高松市における文化の振興に貢献し、将来も活躍が期待される者に対して文化奨励賞を授与 (贈呈式は、原則11月1日に開催)	
3 選考審議会	(目的) 文化奨励賞の受賞候補者の選考に関し、市長の諮問に応じ、調査審議する。 (委員数) 8人(定数:10人以内) (任期) 1年 (報酬) 6,600円	
4 文化祭典	(名称) 高松文化祭典 (内容) 過去の文化奨励賞受賞者が、芸術文化活動の成果を発表するもの (実行団体) 「受賞者の集い」	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	文化祭開催事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 市・町民文化祭	(名称) 高松市市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」 (開催時期) 6月中・下旬から7月上旬にかけての2～3週間 (内容) 生活文化ショー、音楽まつり、文芸まつり、茶会と生け花展、民謡・民舞まつり、演劇祭、美術展、趣味文化祭 等 (運営委員会) 【組織】 市民文化祭運営委員会 【概要】 企画・立案、各団体との連絡調整、広報活動 等 【委員数】 17 名 (運営補助) 市民文化祭運営委員会に対して補助 6,445 千円(平成15年度実績)	(名称) 庵治町文化展・庵治町芸能大会 (開催時期) 11月2日・3日 (内容) ・文化展:各同好会の作品展示(菊、川柳、俳句、絵画、書道、ろうけつ染、手芸品、幼・小・中学生徒作品、茶席等) ・芸能発表会(11月3日):各同好会の芸能発表 締太鼓、大正琴、日本舞踊、カラオケ、詩吟、 銭太鼓、庵治踊り等 (運営) 庵治町文化協会が主催 町教委が事務局として設営・準備等を行う。 (運営補助) 文化展・芸能大会実施に係る補助は、文化協会への補助に含めて交付している。
2 地区文化祭	(開催場所) 高松市内の公民館等(41地区)で実施 (開催期間) 毎年10月から2月(地区により開催時期が異なる) (運営補助) 1開催につき、50,000円を補助している。	該当なし。

部会名	文化
-----	----

問題点・課題
・市・町民文化祭の開催時期が異なる。 ・庵治町では地区文化祭を開催していない。

対応策
庵治町の文化展・芸能大会については、高松市地区文化祭として取り扱うものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	文化芸術活動推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 デリバリー(出前)アーツ	(概要) 圏域住民の身近なところに芸術文化を出前する事業 (対象) 高松市と周辺10町のサンネット高松の圏域住民 (内容) 毎年、5メニューを実施	高松市と同じ。
2 学校巡回教室	[芸術教室] (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 洋舞・邦楽・オーケストラ演奏など生の優良な芸術を鑑賞する機会を提供 [能楽教室] (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 能・狂言・お囃子の生の優良な古典芸能を鑑賞する機会を提供	該当なし。
3 市・町民大学	(名称) 秋季市民大学 (内容) 高松大学・高松短期大学との共催で、文化講演会を開催し、地域の文化振興を図る。 (開催時期) 9月	(名称) 町民大学 (内容) 高松大学・高松短期大学との共催で、毎年1回開催している。 (開催時期) 10月

部会名	文化
-----	----

問題点・課題
・庵治町では、学校巡回教室を実施していない。 ・市・町民大学の開催時期等に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 なお、庵治町の町民大学は高松市の市民大学に統合し、市民大学の開催を通じ地域の文化振興を図るものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目		24 - 21 文化振興事業	
分 類		文化団体の育成・支援事業	
		現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 文化協会活動補助	(名称) 高松市文化協会 (組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。 (平成16年3月31日現在) (補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。	(名称) 庵治町文化協会 (組織) 部門別協会はなく、26の団体により構成されている。 (補助内容) 高松市と同じ	
2 文化団体事業補助	(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。 (補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体 (補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。	該当なし。 文化協会への補助に含めて交付している。	
3 芸術文化活動事業補助	(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。 (補助団体) 32団体(平成15年度実績) (補助額) 5,780千円(平成15年度実績)	該当なし。	

部会名	文化
-----	----

問題点・課題
・文化協会の組織に差異がある。 ・文化団体の補助に差異がある。 ・庵治町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との相互調整が必要となる。 ・庵治町では、芸術文化活動補助を行っていない。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 ・庵治町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案するとともに激変緩和を考慮する中で、合併時まで調整する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	歴史資料館運営事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 名称	高松市歴史資料館	該当なし。
2 運営協議会等	1 運営協議会 (名称) 高松市歴史資料館運営協議会 (委員数) 7人(学識経験者、関係団体役員、公募委員) (任期) 2年 (審議内容) 館の事業計画・運営について意見を得ている。 2 資料収集調査委員会 (名称) 高松市資料収集調査委員会 (委員数) 6人(学識経験者) (任期) 2年 (審議内容) 高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、購入資料価格200万円を超えるもの及び特に評価の高い資料の寄託・寄贈の受け入れについては、資料収集調査委員会に諮り、答申を得た資料を取得している。	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業		
分 類	歴史資料館運営事業		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
3 施設概要等	(目的) 高松市の歴史、考古、民俗等に関する市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため設置。 (主な施設) 常設展示室、学習室、特別展示室、収蔵庫、事務室等 (管理施設等) 資料保管倉庫		
4 開館日・開館時間等	(開館日・開館時間) ・火～日曜日 9:00～17:00 ただし、特別展開催期間中の金曜日(祝日を除く)は、9:00～19:00 (休館日) ・月曜日(祝日に当たる場合は開館、翌日休) ・年末年始(12月29日から1月3日)		

部会名	文化
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業		
分 類	歴史資料館運営事業		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
5 展示内容	(常設展示) ・常設展示室 高松の歩みを分かりやすく展示 ・学習室 高松の歴史を映像等で学べるよう展示 ・高松市収蔵品情報システム ・Q & A ・ビデオライブラリー等 (特別展示) 郷土色豊かな展示内容で、年3回の特別展を開催 (その他の展示) ・収蔵品展 年1回、館の収蔵品を紹介する収蔵品展を開催 ・ロビー展 歴史資料館のエントランスホールにおいて、資料の展示・公開を行うロビー展を随時開催		
6 観覧料等	(常設展示) ・一般 200円(団体160円) ・高・大生 150円(団体120円) (特別展示) 1,000円の範囲内において教育委員会が定める額 (減免対象者) ・65歳以上の者 ・身体障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等		

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	歴史資料整備事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 資料調査業務等	(調査業務) 高松市の歴史・文化等に関係した資料の収集および調査・分類整理 (記録) 収集した資料を適正に保存・管理するため、資料情報のカード化・画像化とともにデータを入力し、高松市収蔵品情報システムに随時反映 (保存・管理) 高松市歴史資料館内の収蔵庫および円座町収集資料保管倉庫において、適正な環境の中で保存・管理し、必要な保存修理等も随時実施	該当なし。 小学校体育館等で寄贈を受けた歴史資料を保管している。
2 寄託・寄贈	受入後、写真撮影・採寸・図面・カード作成等を行い収蔵庫で保管	該当なし。
3 資料の周知・公開	・ロビー展・収蔵品展・高松市収蔵品情報システム等で公開 ・歴史資料館年報等で周知	該当なし。
4 資料購入	高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、資料購入を行っている。 (購入価格に応じて専門有職者の関係評価)	該当なし。
5 収蔵品情報システム	歴史資料館、美術館、市民文化センター(平和記念室・昆虫展示室)、菊池寛記念館、文化振興課(埋蔵文化財関係)の所蔵する資料情報を一元管理し、インターネット上で公開している。	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業		
分 類	文化教育普及事業		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 サンクリスタル学習	歴史資料館・図書館・菊池寛記念館の三館が合同して、市内の小学生(中・高学年)を対象にした体験学習を開催 (内容) 三館の施設・資料を利用した学習の実施 送迎の実施 等	該当なし。	
2 歴史資料館講座	市民を対象に各種の歴史資料館講座や講演会を開催。 【古文書講座】 ・内容.....実際の古文書を題材に取り上げ、参加者とともに古文書に親しむ。 ・開催回数.....年7回 【歴史資料館講座】 ・内容.....特別展に係る講座や各種講座の実施 ・開催回数.....年5回程度 【夏休みに郷土高松の歴史を探ろう】 ・内容.....夏休みに小学生を対象として、郷土高松を学習する機会を提供する。 ・開催回数.....夏休期間中・1回(5日間開催) 【小学生の郷土史学習講座】 ・内容.....土曜日を利用して、小学生を対象に郷土史を学ぶ機会を提供する。 ・開催回数.....土曜日開催・1回(4日間開催)	該当なし。	

部会名	文化
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業		
分 類	図書館運営事業		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 図書館	・本館 1(サンクリスタル高松内) ・分館 1(市民文化センター内) ・分室 40(地区公民館内) ・移動図書館車 2台	町民会館図書室 (町民会館内)	
2 資料整備状況	・本館 485,741冊・点 (図書413,219冊、視聴覚資料27,830点、絵本・紙芝居等44,692冊・点) ・分館 188,343冊・点 (図書161,073冊、視聴覚資料1,050点、絵本・紙芝居等26,220冊・点) ・移動図書館、分室 116,678冊・点 (図書96,039冊、絵本・紙芝居等20,639点)	町民会館図書室 7,100冊(うち竹本文庫411冊) 竹本文庫 庵治町出身の竹本一氏からの寄付金(1千万円余)を財源に平成3年に竹本文庫基金を創設し、「竹本文庫」として、町民会館図書室の書籍を購入している。	
3 貸出・返却	(貸出) 図書館の利用者カードの発行、管理 図書15冊 AV5点 15日 (返却) 図書館のカウンターへの返却と、開館時間外のブック・ポスト、警備室への返却	(貸出) 貸出台帳に記録 図書5冊 14日 (返却) 町民会館の開館時間内に、町民会館図書室へ返却	
4 レファレンス	調べものに関する相談や図書を探す相談等を行っている。場合によっては、他の図書館から資料の取り寄せも行う。	該当なし。	

部会名	文化
-----	----

問題点・課題
庵治町では、町民会館図書室で図書等の貸し出しを行っている。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町の町民会館図書室については、高松市の図書館分室として取り扱うものとする。 ・庵治町の竹本文庫の設置場所については、現行のとおりとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	図書館事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 ブックスタート事業	(内容) 4か月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。 (実施場所) 4か月児相談会場 〔高松市保健センター及び各公民館〕 (配布冊数) 2冊/人	(内容) 10か月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。(偶数月) (実施場所) 10か月児相談会場 〔保健福祉センター〕 (配布冊数) 高松市と同じ。
2 児童行事	(内容) ボランティアにより、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 週に1回程度 (開催場所) 図書館本館	(内容) 高松市と同じ。 行っている。 (開催時期) 年に4回程度 (開催場所) 町民会館図書室
3 移動図書館の巡回	移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回	県立図書館の巡回文庫により、町民会館図書室で実施。(町単独では実施していない。) また、県立図書館の貸し出し資料の返却受付を町民会館図書室で行っている。

部会名	文化
-----	----

問題点・課題
・ブックスタート事業での内容等に差異がある。 ・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・移動図書館の巡回について、庵治町では、県立図書館の巡回文庫を利用している。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市の移動図書館車により、巡回するものとし、巡回箇所については、合併時まで調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	文化センター事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 施設	(名称) 高松市民文化センター (概要) 【本館】 地下1階 地上5階 【別館】 地上3階	該当なし。
2 主催事業	子ども教室 市内の幼稚園児・小学校児童を対象に、春・秋の期間、毎週土・日曜日4回の日程で10コースと、夏休み期間、4日連続で16コース開催 文化センター学習 校外学習の一つとして、5月から翌年2月までの期間、市内小学校5年生・中学校1年生を対象に、各学校で1日実施 プラネタリウム 一般来館者を対象に、投映を通して、市民の天体への興味と、関心を高めるとともに、文化センター学習等の学習教材として活用 ・土曜日、夏休みの期間 1日3回 ・日曜日、祝日、冬休み、春休みの期間 1日2回 ・平日(火～金曜日) 1日1回 視聴覚 ・映写機操作技術講習会等を開催 ・館内活動の一環として、毎週土・日曜日に、親子映画会を開催 科学展示 児童生徒の科学に対する関心や、未来の夢を育てるための展示	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	文化センター事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
2 主催事業 (つづき)	昆虫展示 郷土に生息する昆虫の標本展示コーナーをはじめ、保管・作業研究・学習・視聴覚の各コーナーからなる昆虫展示室を開設。 展示事業 天体写真展及びこども教室作品展等、市民文化センター主催事業の展示会を開催。	
3 併設施設	(施設名) 平和記念室 (事業) ・平和記念品室常設展示 ・戦争遺品等収集 ・戦争遺品等展示 ・「平和を語るつどい」演劇公演 ・写真、パネル展示 ・平和祈念映画等上映	

部会名	文化
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業		
分 類	菊池寛記念館運営事業		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 施設	(名称) 菊池寛記念館 (概要) 【サンクリスタル高松 3階】 高松市が生んだ偉大な文化人で、現在の文壇の礎を築いた菊池寛の功績を顕彰するとともに、遺品・生原稿・著書等を展示している。	該当なし。	
2 事業	(常設展) 菊池寛の生涯と業績をグラフィック・解説映像により編年的に紹介するとともに、遺品・生涯稿・著書等を展示 菊池寛の生家、上演戯曲舞台を模型で再現、東京の雑司ヶ谷の旧邸宅内の書斎を原寸復元し、展示。 「芥川賞」、「直木賞」、「菊池寛賞」、「菊池寛ドラマ賞」、「香川菊池寛賞」の受賞者及び受賞作品などを紹介 菊池寛をはじめ、郷土にゆかりのある作家の著書、芥川賞・直木賞受賞作品や、その他大衆文学作品などが閲覧できる「研究・閲覧室」を併設 (特別展) ・文学展 年1回開催 ・コレクション展 例年2～3月開催 (文芸講座) 毎月1回開催 (文学探訪) 年2回開催 (朗読劇) 児童・生徒を対象に、菊池寛の作品等を朗読により上演 年1回開催 (菊池寛顕彰事業) ・香川菊池寛賞 ・菊池寛ジュニア賞	該当なし。	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術ホール運営事業			
	現況			
項目	高松市	庵治町	問題点・課題	
1 施設	(名称) 高松市文化芸術ホール(愛称:サンポートホール高松) (概要) 大ホール(1,500席)、第1小ホール(312席)、 第2小ホール(308席)、リハーサル室3、練習室6、 会議室12、市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ等 (開館) 平成16年5月20日	該当なし。		
2 事業	(事業計画) 当該事業については、(財)高松市文化芸術財団に委託 または経費補助を行い、同財団に実施させている。平成 16年度における財団ベースの事業計画は下記のとおり。 1.文化芸術振興普及事業 (1)財団自主事業の企画・実施業務【補助事業】 鑑賞参加事業 1)市民参加組織の組織化・運営 友の会、文化ボランティア 2)能 3)自主事業 交流情報事業 1)財団情報誌等の発行 2)ホームページの運用管理		対応策	
			調整案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	文化芸術ホール運営事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
	(2)文化芸術振興普及事業の受託業務〔委託事業〕 サンポートホール高松開館記念事業 1)サンポートホール高松開館記念事業 企画提案事業、招聘公演事業、 施設開放事業、関連文化事業 2)サンポートホール高松開館記念式典 鑑賞参加事業 1)学校巡回事業 2)能楽教室 3)デリバリーアーツ (3)一般業務 理事会等運営業務 事務局運営業務 2.文化施設等管理運営事業〔委託事業〕 (1)文化施設等管理運営業務 市施設管理運営業務 サンポートホール高松 広域施設管理運営業務 広域交流センター			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	地域振興館(仮称)整備事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 地域振興館 (仮称)整備事業 運営	該当なし。	(概要) 庵治町所有の旧農協倉庫を改修し、庵治町所蔵の三枝惣太郎氏等作製の美術品を展示する施設を平成16年度末を目途に整備している。 なお、あわせて映画『世界の中心で、愛をさけぶ』のセットである『写真館』の復元を行うこととしている。 運営主体、運営方法等については、検討中 (所在) 庵治町5824番地4 (施設概要) 敷地面積 918.93㎡ 施設面積(既存部) 518.24㎡ (収蔵物概要) 彫刻(三枝惣太郎氏作) 25体 絵画(三枝惣太郎氏作) 200点 書画(廣瀬富美氏ほか作) 40点

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地域振興館(仮称)については、運営主体、運営方法等を検討中である。

対 応 策
庵治町の地域振興館(仮称)については、高松市に引き継ぐ。 ただし、運営主体、運営方法等については、合併時まで調整する。

調 整 案
庵治町の地域振興館(仮称)については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	美術館運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 美術館名	高松市美術館	該当なし。
2 開館の経緯	高松市美術館は、昭和24年に開館した旧美術館に代わり、昭和63年に市街地中心部に位置する都市型美術館として開館した。	
3 開館日・開館時間等	(1) 開館日・開館時間 ・火～金曜日 9:30～19:00 ・土・日・祝日 9:30～17:00 ・講堂 9:00～21:00 ・講座室 9:00～17:00 (2) 休館日 ・月曜日 (その日が祝日にあたるときは、 その日後において最も近い休日でない日 ・年末年始(12月29日～1月3日)	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	美術館運営事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 観覧料	(1)常設展示 ・一 般 200円 (160円) ・高・大生 150円 (120円) ()内の額は、団体(20人以上)の額 (2)特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度 定める額 (3) 観覧料減免対象者 ・65歳以上のもの ・身体等障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての 観覧者等	
5 常設展示	(1)展示方針 美術品等取得方針に沿って取得した作品を 年間5期にわけて展示することとしている。 〔美術品等取得方針 ・戦後日本の現代美術(洋画、彫刻) ・20世紀以降の世界の美術(版画) ・香川の美術(漆工、金工等) 〕 (2)展示内容 常設展示室1 戦後日本の現代美術 20世紀以降の世界の美術 常設展示室2 香川の美術	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業		
分 類	美術館施設使用料等		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 展示室	(1) 一般展示室 1日 32,400 円 (2) 企画展示室 1日 37,980 円 (3) 市民ギャラリー 1日 8,260 円	該当なし。	
2 講堂・ホール等	(1) 講堂 午 前 (9:00 ~ 12:00) 8,760 円 午 後 (13:00 ~ 17:00) 12,450 円 夜 間 (18:00 ~ 21:00) 12,450 円 午前・午後 (9:00 ~ 17:00) 21,210 円 午後・夜間 (13:00 ~ 21:00) 24,900 円 全 日 (9:00 ~ 21:00) 30,360 円 (2) 講座室 1,710円 ~ 4,620円 (3) 割増使用料 ・ 営利目的、入場料等を徴収するときの使用料は、3倍の額とする。 ・ 申込時間を超過したときなどの使用料は、1時間につき全日使用料の1/10の額を徴収する。 ・ 冷暖房料は、その施設の使用料の1/2の額とする。 (4) 陶芸館 なし		
3 美術品等撮影許可手数料	・ 学術研究目的 1点 500 円/回 ・ 出版目的 1点 5,080 円/回		

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 21 文化振興事業	
分 類	美術館協議会等	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 美術館協議会	(1) 委員数 13人 (学校教育関係者・学識経験者) (2) 選任方法 高松市美術館条例、同施行規則及び高松市附属機関等の設置・運営等に関する要綱により選任している (3) 報酬 6,700円 (4) 任期 2年 (平成15年7月1日～17年6月30日)	該当なし。
2 美術品等の取得	(1) 美術品等の取得 美術品等取得調査委員会に諮り、答申を得た作品を毎年度取得 (2) 美術品等取得基金 該当なし (3) 美術品等取得調査委員会 委員数 8人(学識経験者等) 報酬 6,700円 任期 2年 (平成14年7月1日～16年6月30日)	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	24- 2 2 その他の事業（情報公開制度）	
分 類	情報公開制度	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 制度の概要	(根拠) 高松市情報公開条例 (公開対象) 実施機関(市長、水道事業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。 (公開請求者) 何人も請求できる。	該当なし。
2 公開方法	(公開場所) 市役所本庁 情報公開コーナーにおいて公開 (写しの交付に要する費用) A3 10円/枚 A3超 市長が定める額 A3 カラー 100円/枚	該当なし。
3 審査会	(名称) 高松市情報公開審査会 (委員数) 5名以内 (任期) 2年	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では情報公開条例を制定していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	24- 2 2 その他の事業 (外部監査制度)	
分 類	外部監査制度	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 概要	(目的) 監査機能の独立性、専門性をより一層充実させるため、契約した外部の専門的知識を有する包括外部監査人により、特定のテーマを選定し、実施する。 1 包括外部監査契約に基づく監査 都道府県、政令指定都市、中核市は義務付けられている。) ・外部監査人 1名 ・補助者 若干名 2 個別外部監査契約に基づく監査 市長、議会からの監査請求や住民監査請求に係る個別外部監査契約に基づき実施する。	該当なし。
2 実施状況	包括外部監査は、地方自治法の規定に基づき、平成 11年度より毎年実施している。 個別外部監査は、実績なし。	

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、外部監査を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協 定 項 目	24- 2 2 その他の事業(市・町民褒章制度)	
分 類	市・町民褒章制度	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 名誉市・町民	【制度の概要】 (主旨) 高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓越しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し、名誉市民の称号を贈り、顕彰する。 (根拠) 高松市名誉市民条例 (名誉市民数) 2名(故人)	【制度の概要】 (主旨) 庵治町民または庵治町に特別縁故の深い者で、庵治町の発展、公共の福祉の増進または産業文化の進展に貢献し、町民が郷土の誇りとし、かつ、尊敬に値すると認める者に対し、名誉町民の称号を贈る。 (根拠) 庵治町名誉町民条例 (名誉町民数) 1名(故人)
2 市・町政功労賞	【制度の概要】 (主旨) 本市の公益の増進に寄与し、または市政の振興発展に尽力し、功労が顕著な者を、毎年2月15日の市制施行記念日に表彰する。受賞者には、式典への招待や死亡時の弔辞等の待遇を設けている。 (根拠) 高松市表彰条例 (贈呈状況) 毎年15～20名程度表彰	該当なし。 町政功労賞ではないが、町制施行記念式典の際に、公益の増進に寄与し、町政の振興発展に尽力し、功労が顕著な者に対し、表彰を行っている。 なお、表彰後の待遇は、特に設けていない。 (贈呈状況) 平成10年の町制施行30周年記念式典の際には、137名を表彰している。
3 市・町民栄誉賞	【制度の概要】 (主旨) 高松市の誇りとなり、市の印象、評判を高めた個人・団体を表彰。 (根拠) 高松市市民栄誉賞要綱 (贈呈状況) 1名	該当なし。

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
名誉市・町民に差異がある。 庵治町では、町政功労者賞及び町民栄誉賞は設けていないが、町制施行記念式典において表彰を行っている。

対応策
庵治町の名誉町民については、庵治地区の名誉町民として継承するものとする。 庵治町の町制施行記念式典における受賞者には、表彰後の待遇を設けていないため、高松市の待遇措置は適用しないものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 庵治町の名誉町民については、庵治地区の名誉町民として継承するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(水問題対策)	
分 類	水問題対策	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 水循環健全化計画	(目的) 水の世紀とも言われる21世紀において、高松市として、渇水への抵抗力を強めながら、水を大切にす る循環型都市の創造を目指し、安定的で持続的な 水利用を可能とする健全な水循環を確保する視点に 立った総合的な取組みを進めることを目的としてい る。 (策定) 平成15年3月 (計画期間) 平成15年度～平成22年度 (基本方針) ・水の有効利用と水資源の確保 ・自然な水循環の回復 ・緑地・水辺の再生 ・水質汚濁の防止 ・都市の安全と安心の確保 ・パートナーシップに基づいたまちづくり	該当なし。
2 大規模建築物 の節水・循環型 水利用	「節水・循環型水利用の推進に関する要綱」に基づ き、延床面積2,000㎡以上の建築物の建築に際し 「節水・循環型水利用計画書(雨水・下水再生水など の雑用水利用、節水型機器の使用、雨水の地下浸 透の導入)」の提出を義務付けている。	該当なし。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町では、水循環健全化計画を策定していない。 ・庵治町では、大規模建築物の節水・循環型水利用を実施していない。 ・排水再利用促進助成制度がない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(水問題対策)		
分 類	水問題対策		
	現		況
項 目	高 松 市	庵 治 町	
3 排水再利用促進助成制度	(対象者) 市内の自己の管理する建築物からの排水を再生 処理するための施設を整備する個人及び事業所 (助成額) 標準施設費が実費の少ない額の10分の1 標準施設費 ・下水道普及地域 2,300万円～3,070万円 ・下水道未普及地域 720万円～1,260万円 [1日当たりの処理能力に応じて標準施設費 を7ランクに分けている。]	該当なし。	

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(契約制度)											
分 類	物品等に係る入札・契約制度											
現 況												
項 目	高 松 市		庵 治 町									
1 入札参加資格 受付関係	(1)業者数<table><tr><td>区 分</td><td>市内業者</td><td>市外業者</td></tr><tr><td>物 品 (印 刷 含 む)</td><td>849</td><td>291</td></tr><tr><td>委 託 業 務</td><td>355</td><td>268</td></tr></table> (2)有効期間 平成15年6月1日～H17年5月31日 (3)追加受付事務 4月受付...6月から有効 7月受付...9月から有効 10月受付...12月から有効 中間年時点で追加受付(監理課と同時期実施) 1月末～2月初旬受付 6月から有効 (4)定期受付事務 平成17年1月ごろ受付 6月から有効		区 分	市内業者	市外業者	物 品 (印 刷 含 む)	849	291	委 託 業 務	355	268	該当なし。
区 分	市内業者	市外業者										
物 品 (印 刷 含 む)	849	291										
委 託 業 務	355	268										
2 発注方法等	・契約担当課 管財課(各課で直接購入できる物品及び委託業務を除く) ・入札方法 指名競争入札 (物品80万円超～、印刷130万円超～) 133件 随意契約(上記以外) 3,628件		・契約担当課 該当なし。(各課発注) ・入札方法 指名競争入札 0 件 (物品80万円超～、印刷130万円超～) 随意契約(上記以外) 18 件									
3 入札・契約制度	(1)予定価格の公表 公表は行っていない。 (2)議会の議決案件(予定価格3,000万円以上) 3案件(15年度)		(1)予定価格の公表 公表は行っていない。 (2)議会の議決財産の取得案件(予定価格700万円以上) 該当なし(15年度)									
4 審査委員会	高松市特殊物品購入審査委員会 1品200万円を超える備品、その他市長が特に必要と認める物品の購入方法等について、審査する。		庵治町政策企画調整班 1件50万円以上の物品購入について、審議を依頼している。									

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町では、物品の入札参加資格受付の制度がない。 ・発注方法、入札・契約制度、審査委員会等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(契約制度)					
分類	建設工事等に係る入札・契約制度					
現			況			
項目	高松市			庵治町		
1 入札参加資格 受付	(1)業者数			(1)業者数 ()は庵治町のための名簿登載者		
	区 分	市内業者	市外業者	区 分	町内業者	町外業者
	建設工事	648	966	建設工事	10(5)	657(22)
	建設関連委託業務	123	418	建設関連委託業務	0	245(23)
	(2)有効期間 平成15年6月1日～H17年5月31日			(2)有効期間 平成15年4月1日～H17年3月31日		
2 発注方法等	(3)追加受付事務 中間年時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 6月から有効)			(3)追加受付事務 中間年時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 4月から有効)		
	(4)資格審査付与数値 経営事項審査点数＋主観点数 (ISO取得、工事成績等)			(4)資格審査付与数値 経営事項審査点数		
	(1)契約発注課 土木部監理課(建設工事130万円超、 建設関連委託50万円超、他は各課発注)			(1)契約発注課 該当なし。(各課発注)		
	(2)入札方法、件数(平成15年度)			(2)入札方法、件数(平成15年度)		
	・一般競争入札(3億円以上) 3件			・一般競争入札(金額による規定なし) 実績なし		
	・公募型指名競争入札 517件 (工事130万円超～3億円未満、委託50万円超)			・公募型指名競争入札 実績なし		
	・指名競争入札 実績なし (工事130万円超～3億円未満、委託50万円超)			・プロポーザル 2件		
	・随意契約(工事130万円超、委託50万円超) 22件			・指名競争入札 35件 (工事130万円超、委託50万円超)		
	(3)審査委員会 設計金額3,000万円超の工事案件は、助役、各部長 等で構成する、工事請負等審査委員会に諮り、発注を 行っている。			・随意契約(工事130万円超、委託50万円超) 2件		
				(3)審査委員会 すべての入札案件について、助役・4課長で構成 する指名委員会に諮り、発注を行っている。		

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・入札参加資格受付、発注方法等、格付け 等入札・契約制度及び工事監督、検査、工 事成績の採点に差異がある。 ・庵治町では、入札監視委員会がない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 合併時において、両市町の名簿に登載さ れている者は、高松市の名簿登載内容で 引き継ぐものとし、庵治町のための名簿登載 者については、高松市の資格審査基準を 適用し、高松市に引き継ぐものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(契約制度)		
分 類	建設工事等に係る入札・契約制度		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
3 格付け等入札・契約制度	(1)格付け・指名基準額の設定 土木一式、建築一式、水道施設、電気・管のみ設定 (2)新規名簿登載者の取扱い 名簿登載2年経過後指名対象 (業種毎:工事130万円超) (3)予定価格の公表 すべて事前公表 (4)最低制限価格 工事にすべて設定・事前公表 (5)低入札価格調査制度 制度あり(事前公表)だが、(3)で対応 (6)議会の議決案件 予定価格1億5,000万円以上 3案件	(1)格付け・指名基準額の設定 格付・指名基準額とも設定なし (2)新規名簿登載者の取扱い 該当なし (3)予定価格の公表 公表していない(事前・事後とも) (4)最低制限価格 設定していない (5)低入札価格調査制度 該当なし (6)議会の議決案件 予定価格5,000万円以上 1案件	
4 入札監視委員会	平成15年度に設置している。 (学識経験等を有する5名)	該当なし。	
5 工事監督、検査、工事成績	(1)工事監督 複数監督員制 (2)検査 専任検査員による検査 (3)工事成績の採点 市の評定要領に基づき採点	(1)工事監督 単独監督員制 (2)検査 検査職員(命を受けた者)による検査 (3)工事成績の採点 県の旧評定要領に準じた採点	

部会名	土木
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	葬斎場	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	庵治町 (庵治町斎場)
2 施設概要	(開設日) 平成4年4月1日 (構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建 (火葬部門) 火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室 (斎場部門) 式場 1室 斎場ホール 控室 3室 (待合部門) 待合室 5室(和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所	(開設) 平成8年12月(改築) (構造・規模) 鉄筋コンクリート造 地上1階 (火葬部門) 火葬炉 2基(大型炉) 玄関ホール 和室(15畳) 1室 炉前ホール 待合ホール 炉作業室 障害者用便所 【新葬祭場:別棟/H17.1.4新設供用開始】 (構造・規模) 鉄骨ALC 2階建て 式場(100人用) 1室 遺族控室(2F:10畳) 1室 僧侶控室(2F:6畳) 1室

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・火葬料等の施設使用料に差異がある。 ・庵治町では、町民葬儀を利用した場合、火葬料を無料扱いとしている。 ・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。

対 応 策
・庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐ。 ・庵治町斎場の施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。 ・合併後において、庵治町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。

調 整 案
庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐものとし、施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)						
分 類	葬斎場						
項 目	現 況						
	高 松 市			庵 治 町			
3 施設使用料	1 火葬施設使用料				1 火葬施設使用料		
	区 分		単位	使 用 料			
				市 内	市 外		
	死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円	町内居住者(大人・小人)	30,000円
		小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円	" 死産児	20,000円
	死 産 児		1胎	無 料	13,000円	町外居住者(大人・小人)	100,000円
					" 死産児	60,000円	
					生体分離肢体等	30,000円	
	市内の使用料について、有料化を検討中。				町民葬儀を利用した場合は、火葬料金は全額免除。		
	2 式場使用料				2 火葬場待合室使用料		
使 用 単 位		使 用 料 (単位当たり)		待合室使用(24時間まで)		5,000円	
午 前 (午前9時～正午)		市内	31,500円	待合室使用(24超～12時間ごと)		2,500円加算	
午 後 (午後零時30分～午後3時30分)		市外	63,000円	火葬時に使用する場合は、3時間以内は無料。			
				3 新葬祭場使用料			
				葬祭場使用(12時間まで)		25,000円	
				葬祭場使用(12超～12時間ごと)		5,000円加算	
				上記の使用料は、葬祭場施設の全室を使った場合の金額である。			
				新葬祭場の控室に限った使用の場合は、上記の2(火葬場待合室使用料)の規定を適用する。			
市内・・・市内に住所を有する者							
市外・・・市内に住所を有しない者							

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	市・町民葬儀	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあっては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	町内に住所を有する者(死亡者が、死亡時に町内に住所を有したものを含む。)でなければならない。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	(要件) 町民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として町内において5年以上の経験を有するもので、町民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を町長が指定する。
3 種類・料金等	○ 斎場公園葬 A型 230,000 円 B型 130,000 円 1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。 2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。 ○ 自宅葬・民営会館葬・寺院葬等 A型 230,000 円 B型 130,000 円 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。 霊柩車運行料金の全額を市が負担。生花1対を市が供花(1万円)。1件当たり平均助成額は、約3.1万円。 生花1対は取止め、市民葬儀利用料金の中に、火葬料金を含むものとして、火葬施設の有料化を検討中である。	○ 庵治町町民葬儀 菊 150,000円 蓮華 100,000円 百合 70,000円 1 町民葬儀に運行する霊柩車は、町と協議のうえ決定した車両とする。 2 霊柩車の使用等については、「庵治町町民葬儀実施要綱」による。 霊柩車運行料金の全額を町が負担(ただし、24,780円が限度)。 町民葬儀を利用した場合、火葬料を全額免除。

部会名	市民
-----	----

問題点・課題
・葬儀の種類・料金等に差異がある。 ・高松市の制度に統一すると庵治町地域の利用者の負担が増加する場合がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時まで調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)		
分 類	墓園関連事業		
現 況			
項 目	高 松 市		庵 治 町
1 墓地の永代使用料等	市営墓地の状況		町営墓地の状況
	(1)都市公園法に基づく墓園		(1)都市公園法に基づく墓園
	平和公園墓園		該当なし。
	区画	永代使用料	清掃手数料(年額)
	4㎡	200,000円	2,100円
	6㎡	450,000円	3,150円
	8㎡	800,000円	4,200円
	備考	区画数 5,851	消費税込み
	(2)その他の墓園		(2)その他の墓園
			北村共同墓地
	墓地名	区画数	永代使用料
	1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/㎡
	2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139	
	3 姥ヶ池西墓地		
	4 姥ヶ池東墓地	7,134	
	5 紫雲墓地	3,040	
	6 峰山墓地	5,382	
	7 本門院墓地	232	
	8 柳三昧北墓地	150	
	9 柳三昧(桜町)墓地	298	
	10 楠川墓地	1,012	
	11 沖松島墓地	622	
	計	24,449	
	上記の市営墓地については、清掃手数料なし		

部会名	市民
-----	----

問題点・課題
・墓地の永代使用料等、使用者の資格、使用許可書再発行に伴う手数料、墓地の経営許可事務及び地元管理墓地整備事業補助に差異がある。 ・庵治町では、簡易火葬場改修事業補助を実施していない。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分 類	墓園関連事業	
	現	況
項 目	高 松 市	庵 治 町
2 使用者の資格	・高松市に住所を有する者。 ・焼骨を有していること。 ・他に市営墓地を有していないこと。	・庵治町に引き続き2年以上住所を有する者。 ・庵治町に住所または本籍が5年以上あった者。 ・生前申込みができる。
3 使用許可書再発行に伴う手数料	・継承等に伴う使用許可書の再発行手数料350円	使用許可書再発行手数料(無料)
4 墓地の経営許可事務	墓地の経営許可における周辺同意の範囲 ・墓地の敷地境界から100メートル以内	墓地の経営許可における周辺同意の範囲 ・隣接地権者及び自治会
5 簡易火葬場改修事業補助	(内容)従来からある簡易火葬場の施設改修事業に 従来からある簡易火葬場の施設改修事業に対し、補助金を支出 (対象) 炉、煙突、火葬用バーナー、付属施設の改修事業で、30万円を超えるもの (補助率等) 1事業につき、50%以内で150万円を限度 (ただし、女木・男木・菅沢町については、70%以内で210万円を限度)を支出	該当なし。
6 地元管理墓地整備事業補助	(内容) 地元管理墓地の環境整備に対し、補助金を支出 (対象) 墓地の区画のための整備事業、墓地に隣接する水路整備事業、墓地内の整備事業 (補助率等) 1事業につき、60%以内で180万円を限度 ただし、30万円以上の事業に適用する。	庵治町単独町費補助条例に規定する補助金制度がある。(補助率70%以内、最低事業費 50,000円)

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(女性政策)	
分 類	男女共同参画啓発事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 人権啓発週間及び男女共同参画週間の街頭啓発	・男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえて、6月1日の「人権擁護委員の日」、6月23日からの「男女共同参画週間」に併せた啓発活動をしている。 (1)親子ジェンダー探偵団の活動発表 (2)女性弁護士相談(6月中4回開催) (3)パネル展示	該当なし。
2 男女共同参画市民フェスティバルの開催	・男女共同参画社会の実現を目指し、ワークショップ、パネル展などを実施している。(高松市女性センター登録団体ネットワークを中心に実施)	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(女性政策)	
分 類	男女共同参画プランの推進	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 たかまつ男女共同参画プランの推進	平成14年度～18年度の5か年を計画期間とする「たかまつ男女共同参画プラン」を策定するとともに、施策事業の進行管理をしている。	該当なし。
2 ジェンダー・フリーたかまつ市民会議の活動支援	「たかまつ男女共同参画プラン」の進捗状況を市民の側から点検するとともに、市民の自主的な取組み活動を推進する「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」に対する活動支援をしている。 (1)交付金 300千円 (2)コーディネーター謝金 100千円	該当なし。
3 女性行政調査・情報収集事業	平成14年度～16年度の3か年で女性行政調査・情報収集事業をしている。 なお、事業は、緊急雇用創出事業で実施している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(女性政策)		
分 類	女性センター事業		
現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 女性センター事業	(1)学習研修事業 (男女の自立と社会参画の促進のための学習) ・男女共同参画実践セミナー ・自己尊重ワークショップ ・市民企画講座など (2)相談事業 (ジェンダー問題にかかわる様々な問題に対して、専門職員やカウンセラーによる相談) ・女性こころの相談 ・からだの相談 ・人権相談など (3)情報収集・提供事業 ・図書、ビデオ、パソコン等による情報収集・提供 ・女性センター情報誌「びびふぁい」の発行(年2回) (4)活動交流事業 (女性センター登録団体の相互交流とネットワークづくり) ・登録団体交流会 ・(男女共同参画市民フェスティバルの開催) なお、女性センター事業は、平成12年度から任意団体である高松市女性センター登録団体ネットワークに委託している。	該当なし。	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(女性政策)	
分 類	女性団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 女性団体への支援	自主的に組織した女性団体(地区婦人会等20団体)である高松市婦人団体連絡協議会に対し、団体相互の交流と活性化のため、活動支援として補助金を交付している。 平成15年度 600千円	自主的に組織した女性団体である庵治町婦人会に対し、育成活動として補助金を交付している。 平成15年度 150千円

部会名	市民
-----	----

問題点・課題
支援内容に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(石のさとフェスティバル事業)		
分 類	石のさとフェスティバル		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
1 概要	該当なし。	優秀な石材加工技術者を有し、全国に誇ることのできる石材(庵治石)の産地として、町の基幹産業である石材業の振興と技術向上、新規分野への開拓を図るとともに、石の彫刻家の育成、関係者や地域住民の芸術感覚の養成を図るため、昭和63年から、3年に1回、牟礼町と共同で開催している。	
2 実施主体等		(主催) 庵治町、牟礼町、石のさとフェスティバル運営委員会 (後援) 香川県、四国経済産業局のほか新聞社、放送局 (協賛) 讃岐石材加工協同組合、庵治石開発協同組合 庵治石工団地協同組合、協同組合庵治石振興会 等	
3 実施内容		(石の彫刻コンクール展) 素材を石に限った彫刻(公募)のコンクール展 (石の彫刻国際シンポジウム) 招待作家の作品製作と展示、講演会、実技指導、イベントへの参加等。 なお、作品の製作に当たっては、地元石材加工業者がサポートしている。	
4 その他		(事業費) 約6,000万円 ・庵治町、牟礼町(負担金) 各2,000万円 ・関係団体協賛金等 (開催場所) 庵治町と牟礼町の輪番制としており、次回(平成18年度)は、庵治町で開催予定。	

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、同種の事業を実施していない。

対 応 策
石のさとフェスティバルについては、高松市において、引き続き実施する。

調 整 案
石のさとフェスティバルについては、高松市において、引き続き実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24 - 22 その他の事業(石のさとフェスティバル事業)		
分 類	石のさとフェスティバル		
	現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	
4 その他(つづき)		(準備対応) 開催年の前年度から、審査員の日程及び審査会場の確保、実行委員会の立ち上げ等を行っている。 (これまでの開催状況) ○第5回 石のさとフェスティバル ・開催場所 庵治町 ・実施内容 〔石の彫刻コンクール展〕 会期:平成12年5月1日～6月30日(2ヶ月間) 会場:庵治町城岬公園 〔石の彫刻国際シンポジウム〕 会期:平成12年5月1日～5月31日(1ヶ月間) 会場:庵治町城岬公園 ○第6回 石のさとフェスティバル ・開催場所 牟礼町 ・実施内容 〔石の彫刻コンクール展〕 会期:平成15年6月1日～7月31日(2ヶ月間) 会場:牟礼町石匠の里公園 〔石の彫刻国際シンポジウム〕 会期:平成15年6月1日～6月30日(1ヶ月間) 会場:牟礼町石匠の里公園	

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案